

愛産大経営論叢

(第 20 号)

目 次

【 研究論文 】

- 1 大学における情報リテラシー教育の現状……………加藤 成明 (1)
- 2 要素技術ブランドの拡張性に関する一考察
— リレーションシップ・マーケティングの視点より — ……山崎 方義 (11)
- 3 大学の経営戦略からみた学生の就業意識に関する一考察
— 愛知産業大学を事例として — ……奥田 真之 (21)
- 4 女性の働き方とワーク・ライフ・バランスシステムの構築 ……草田 清章 (31)
- 5 新・中学校英語教科書の記述内容の比較・分析 ……各務 行雅 (41)
- 6 複式簿記によるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する提案 ……鶴見 正史 (53)
- 7 会社分割における労働契約承継の個別効力
— 労働者の保護の在り方をめぐって — ……三田村 浩 (63)
- 8 ストーリーとしての戦略化に関する考察……………星 和樹 (75)
- 9 中国語の四字熟語を活用した日本語教育の試み ……下平 芳久 (89)
- 10 中国の広告における呼称と人称代名詞の特徴 ……王 平 (99)
- 11 誤振込み等と窃盗罪 ……横瀬 浩司 (109)
- 12 LI学習者と日本人L2学習者の英語抽象名詞の可算化習得の相違……西田 一弘 (117)
- 13 Louise Erdrich's The Red Convertible -Realities of Native Americans and PTSD ……松野 澄江 (129)
- 14 第1期オバマ大統領就任演説の修辞法に関する一考察 ……寺澤 陽美 (139)

【 研究ノート 】

- 1 芸能人の同族会社を利用した節税方法について
— HKT48指原莉乃の個人事務所「34COMPANY」と ……伊藤 浩 (149)
真鍋かをりの「マナベ電子工業」の存在意義 —

【 経営学部教員研究業績 】…………… (161)

大学における情報リテラシー教育の 現状

加藤 成明
(愛知産業大学教授)

Actual Condition of Information Literacy Education at University

Nariaki KATO

→要旨

今でも、大学は、「教育の質の保障」「主体的な学び」が求められている中、各大学の情報教育は模索中である。本来、「情報リテラシー」と「コンピュタリテラシー」の意味は違うが、初年次教育の「情報処理」は、「コンピュタリテラシー」と置き換えることができる。

本論文は、この大学の基礎教育科目としての情報リテラシー教育のあり方について考察し、各大学がどのような教育を施し評価しているかアンケート調査をし、考察したものである。

→キーワード

- ・ コンピュータ教育
- ・ 一般教養
- ・ ワープロ・表計算・プレゼン

I. はじめに

今でも、大学に問われている「教育の質の保障」「主体的な学び」からみても、情報リテラシーのスキルは一方向的講義で習得できるものではなく、能動的な学習経験が必要であり、それが実現できる科目である。なぜならば、情報リテラシーを身に付けるためには、一方的な教授によって知識を蓄積することではなく、学習者が主体的に実践的な課題解決に取り組む経験を通して、自分の中の知識を再構築し続ける必要がある。そして、このような学習観は、学習者を、知識を受けられる受動的な存在としてではなく、自ら知識をつかみとる力を持つ能動的な存在と捉える構成主義の学習観、特に「学習は個人だけで完結するものではなく、他者とのコミュニケーションによって社会的に構成されていく」という社会的構成主義の学観に極めて近いことに気付かされる。

初年次科目として各大学は、「大学基礎論」、「課題探求実践セミナー」「大学英語入門」「英会話」「情報処理」「学問基礎論」等を設置している。この初年次教育科目は、「学びの転換」「基礎的スキルの修得」「学問への動機付け」「キャリア形成支援」を柱とし、新たな授業方法の導入により、入学後早期に学びの転換を図り、自分で考え行動できる力、他者とコミュニケーションできる力、表現できる力を修得させることを目指したもの、だという。¹⁾初年次教育のツールとしての「情報処理」は、「コンピュタリテラシー」と置き換えることができる。

本論文は、この大学の基礎教育科目としてのコンピュタリテラシー教育のあり方について考察し、各大学がどのような教育を施し評価しているかアンケート調査をし、考察したものである。2020年から小学校・中学校・高等学校での新学習指導要領にプログラミング教育の必修化になる。それに備え大学のコンピュタリテラシー教育も抜本的に見直さなければならない時期に来ている。

II. 大学におけるコンピュタリテラシー教育の現状

「情報リテラシー」とは、総務省の通信白書によれば、「情報機器の操作などに関する観点から定義する場合(狭義)と、操作能力に加えて、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲まで加えて定義する場合(広義)がある」としている。この定義によれば、「狭義」の情報リテラシーは、「コンピュタリテラシー」といえる。

前章で、初年次教育の「情報処理」は、「コンピュタリテラシー」と置き換えると述べた。しかし、「情報リテラシー」あるいは「コンピュタリテラシー」は、多くの大学で初年次教育として実施されている。他の初年次教育の担当者から見れば「情報リテラシー」を広義の定義として捉え、「情報リテラシー」の担当者は「狭義」の定義として捉えているのが現状である。

大学のコンピュタリテラシー教育を考える上で、小学校から高校までの情報教育を考えることは、重要であるので、文部科学省が提示したものを整理してみる。

臨時教育審議会において、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的資質(「情報活用能力」)を読み、書き、算盤に並ぶ基礎・基本と位置付けた情報活用能力は、小・中・高等学校の各教科等を通じて育成させるものとし以下、図1のよ

うに示した。

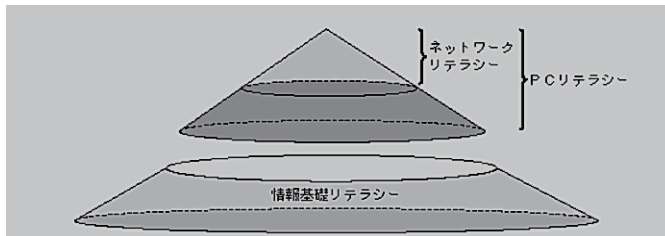


図1 情報リテラシーの定義概要図

(出展：平成10年度総務省情報通信白書))

「A 情報活用の実践力」

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力。

「B 情報の科学的な理解」

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱うことや、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解。

「C 情報社会に参画する態度」

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度。²⁾

である。ここで、「A 情報活用の実践力」がコンピュータリテラシー教育に大きく関係している。

小学校では1992年度からこの情報教育を取り入れた学習指導要領が全面実施された。「教具としての活用を通じコンピュータに触れ、慣れ、親しませる。」と位置づけられた。この当時は、学校におけるコンピュータの普及率が低く、また1993年度のコンピュータに関する小学校教員の実態調査（旧文部省調べ）では、「コンピュータを操作できる教員の割合」は24.4%、「コンピュータを利用して指導できる教員の割合」は8.3%と少ないため、子どもたちをコンピュータ嫌いにさせないことが重要視され、どちらかと言えば消極的な利用であった。その後、2002年度の学習指導要領の全面実施において、「小学校では、各教科において、創作・表現活動、調べ学習、探究的な学習等において、学習活動を豊かにする道具としてのコンピュータの活用を図りながら、コンピュータに慣れ親しませるようにしていくことが必要である。」と位置づけられ、より積極的な活用を提言している。³⁾

1996年度頃から教員採用試験でコンピュータの実技試験を実施する市や県等が多くなった。また教員のコンピュータ活用能力の向上のため、2003年度の大学入学生から教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目として、情報機器の操作が必修となった。2010年10月には、文部科学省では、2011年度からの学習指導要領に対応した「教育の情報化に関する手引」を作成し公開した。これには、「学習指導要領における教育の情報

化」、「教科指導における ICT 活用」、「情報教育の体系的な推進」、「学校における情報モラル教育と家庭・地域との連携」、そして「校務の情報化の推進」等、詳細に記述されている。

これらの計画が推進されているが、残念ながら高等学校までの授業でコンピュータを利用していない学校もあり、小学校から高等学校までの情報教育の体系的な推進がなされていないのが現状である⁴⁾。

進学校からの出身者のみが集まる大学は、「コンピュータリテラシー」を科目としてない大学もある。ただ、本来の初年次教育としての「情報リテラシー」の科目はある。または、選択科目として、「コンピュータリテラシー」を実施している。我々のような、進学校からの出身者のみが集まる大学とは違い、商業高校、工業高校からの出身者のように十分にコンピュータリテラシー教育を受けた上で入学してくる学生と、ほとんど教育を受けていない学生が混在する多くの大学では、「コンピュータリテラシー」を必修科目として実施し毎年苦闘しているのが現実である。

Ⅲ. 大学におけるコンピュータリテラシーの成績評価方法

前章で述べたように、入学してくる学生のコンピュータリテラシー能力の差があるため、入学時のプレースメントテストや、情報に関する共通の能力確認テストを採用し、クラス分けをしている大学の例があるが、現状ではコンピュータリテラシーの能力を客観的に測る仕組みは用意されておらず、教員の主観的判断で学生の能力判定をする例が少なくない。また、クラス分けされた場合の成績評価についての問題も発生するため能力別のクラス分けを戸惑っている大学も多々あるようである。⁵⁾

成績評価については何らかの評価対象物が必要である。それが、レポートであったり、筆記試験であったり、課題及び実際に PC の前で入力することであったりする。ただ、筆記試験のみの大学はいないようである。

評価の点数と成績との関係は統一されている。

表1 成績と点数の関係

評価	成績
S 又は、A+	90点以上 合格
A	80～89点 合格
B	70～79点 合格
C	60～69点 合格
D 又は F	59点以下 不合格

大学において、入学までの客観的なコンピュータリテラシー能力を測る指標が確立されれば、学生の能力に応じて、その後の大学での教育内容を高校の内容と接続させることができる。また、能力別クラス分けをしても評価方法及びレベルが同じであれば学生からの苦情も出ず、学生個人の能力が生かせる。今後の検討課題であると思われる。

IV. アンケート実施報告

各大学のコンピュータリテラシー教育の内容及び評価方法は如何なるものかと思い、平成 29 年 11 月 10 日から 12 月 25 日まで中部地方(三重、愛知、静岡、長野、岐阜、福井、山梨、石川、富山、新潟)の医療系を除く 4 年制大学 111 校にアンケート調査をおこなった。回収率は、34 校(内 1 校は、コンピュータリテラシー教育は実施していない。)で約 30%であった。

アンケート内容を図 4 及び図 5 に示す。質問の[1]～[4] は大学の規模を現すものであり説明は省く。

1. 受講学生数と教員数の関係

質問[5]と[6]の合計と[17]と[19]の合計の相関関係を図 2 に示す。

ここでは、TA、SA のカウントはしなかった。

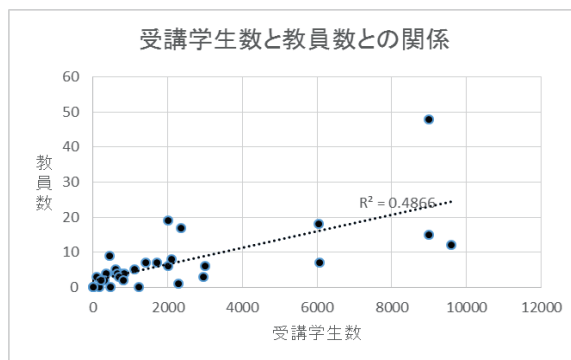


図 2 受講学生数と教員数の関係

2. 一般教養としての情報処理教育(授業)の責任を負っている組織

それぞれの数を表 2 に、そのグラフを図 3 に示す。

表 2 一般教養としての情報処理教育(授業)の責任を負っている組織

組織	数
一般教養としての情報処理教育のためのセンター(情報基盤センターなど)	8
教養部、あるいはそれに相当するセンター(大学教育研究センターなど)	1
特定学部(教養学部を含む)	0
各学部分担	7
特定が困難	3
大学(小規模大学のため)	9
その他	4

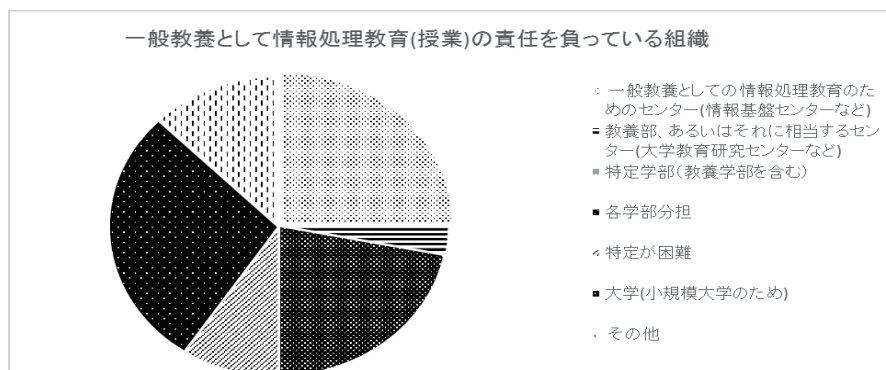


図 3 一般教養としての情報処理教育(授業)の責任を負っている組織の割合

情報リテラシー教育の現状に関するアンケートのお願い

自大学において「情報リテラシー教育」と位置づけられている科目等について、アンケートにお答え下さい。専門科目であっても、その科目が該当すると思われた場合、「情報リテラシー教育」として扱ってください。それ以外区別が明確でない場合も、おおよその目安でお答え下さい。アンケートの結果は、愛知産業大学経営学部論叢またはCIECでの発表を考えています。

一般教養としての情報処理教育の体制について記入して下さい。

___ は記述して下さい。 □は該当する場合にレ点つけて下さい。(複数可)

● 大学の構成

[1] 大学名 _____ (無記名可)

[2] 全学生数 約 _____ 人

[3] 全教員数 約 _____ 人(大学院所属教員を含む)

[4] 学部構成数 _____ 学部

● 一般教養としての情報処理教育の体制

一般教養としての情報処理教育を専らとする教員及びそれにかかわる教員数

[5] 専任 _____ 人

[6] 非常勤 _____ 人

[7] TA・SA _____ 人

● 一般教養としての情報処理教育(授業)の責任を負っている組織

[8] □ 一般教養としての情報処理教育のためのセンター(情報基盤センターなど)

[9] □ 教養部、あるいはそれに相当するセンター(大学教育研究センターなど)

[10] □ 特定学部(教養学部を含む) ([11] _____ 学部)

[12] □ 各学部分担

[13] □ 特定が困難

[14] □ 大学(小規模大学のため)

[15] □ その他

● 一般教養としての情報処理教育科目を必修としている学部数と学生数

[16] 学部数 _____ 学部

[17] 学生数 約 _____ 人

● 一般教養としての情報処理教育科目を選択としている学部数と学生数

[18] 学部数 _____ 学部

[19] 学生数 約 _____ 人

裏面も回答をお願いします

図 4 アンケート用紙表

● 一般教養としての情報処理教育の授業は、
 [20] ☐ 実施していない、

● 一般教養としての情報処理教育科目の単位数(科目名と単位数を列挙してください。)

科目名	単位数
[21] _____	[22] _____ 単位
[23] _____	[24] _____ 単位
[25] _____	[26] _____ 単位

● 一般教養としての情報処理教育科目の1クラスの受講人数と教員等の数、及び同じ授業が何クラス存在するかについて

受講人数	教員	TA・SA	クラス数
[27] 約 _____ 人	[28] _____ 人	[29] _____ 人	[30] _____ クラス
[31] 約 _____ 人	[32] _____ 人	[33] _____ 人	[34] _____ クラス
[35] 約 _____ 人	[36] _____ 人	[37] _____ 人	[38] _____ クラス

● 一般教養としての情報処理教育の内容
 科目ごとにお答え下さい。

例 コンピュータ基礎Ⅰ ワード 30時間でマスターword 実教出版
 コンピュータ基礎Ⅱ EXCEL なし

科目名	授業内容	使用テキスト
[39] _____	[40] _____	[41] _____
[42] _____	[43] _____	[44] _____
[45] _____	[46] _____	[47] _____

● 一般教養としての情報処理教育科目の評価方法について具体的に記述をお願いします。

例 コンピュータ基礎Ⅰ レポート(50%) + 筆記試験(50%), 実技テスト(100%)

[48] _____

[49] _____

[50] _____

※ご協力ありがとうございました。

図5 アンケート用紙裏

3. コンピュータリテラシーが必修科目か選択科目か

大学内で学部により選択か必修かが分かれる大学もある。また、科目により必修・選択の別もある。今回は、1大学で1学部でも必修があるなら必修とし、1大学で全ての学部が

選択の場合は選択とした。

表 3 一般教養としての情報処理教育の授業が必修・選択の別

必修化選択かの別	大学の数
一般教養としての情報処理教育科目を必修としている	25
一般教養としての情報処理教育科目を選択としている	6
一般教養としての情報処理教育の授業は実施していない	2

4. 一般教養としての情報処教育科目名と単位数について

質問[22]の科目名については表 4 に、単位数については表 5 に示す。

表 4 科目名と大学数

科目名	大学数
情報	21
コンピュータ	8
その他	2
無記名	2

表 5 単位数と大学数

単位数	大学数
1単位	10
1.5単位	1
2単位	18
4単位	2

*は、ワイルドカード

5. 1クラスの受講人数と教員・TA、SA との関係

1クラスの受講人数と教員の数とTA・STとの関係を表 6 に、1クラスの受講人数と教員との関係のグラフを図 6 に、1クラスの受講人数とTA・STとの関係のグラフを図 7 に示す。

表 6 1クラスの受講人数と教員の数とTA・STとの関係

1クラスの受講者数	教員の数	TA・SAの数
130	5	2
100	3	5
50	2	0
50	2	4
55	1	1
30	3	0
50	1	2
30	1	0
33	3	3
45	1	2
200	2	6
30	1	0
40	1	0
50	1	2
40	2	1
53	1	0
30	1	0
120	3	0
35	1	1
35	1	0
30	1	0
40	4	4
57	4	2
30	1	1
40	1	1
50	1	1
20	1	0

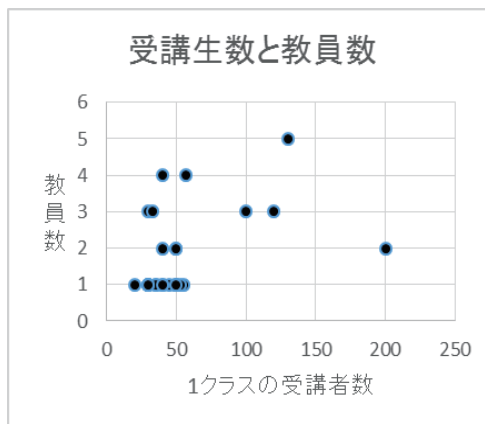


図 6 1クラスの受講人数と教員との関係

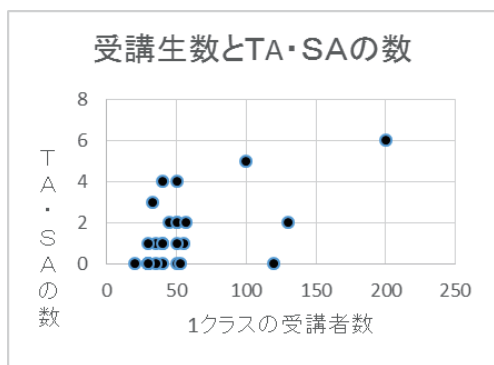


図 7 1クラスの受講人数とTA・STとの関係

6. 一般教養としての情報処理教育の内容について

造形大学だけはフォトショップによる画像処理であったが、その他は全て、学内情報資源の利用方法、情報倫理、インターネットに関するものワープロ(word)、表計算(Excel)、プレゼンテーション(PowerPoint)などアプリケーションソフトによるものであった。

7. 使用テキストについて

質問[41]の部分のみ集計した。

表 7 使用テキスト

市販	独自開発	なし	その他	無回答
17	2	7	2	5

8. 一般教養としての情報処理教育科目の成績評価方法について

成績評価方法は、筆記試験のみで判定とか、レポートのみで判定する大学は1校もなく複数の組み合わせでおこなわれている。

例 課題(75%) + 定期試験(25%) など

それぞれの評価項目と大学数の関係を表7に示す。

表 8 評価項目と大学数の関係

評価項目	大学数
課題	22
レポート	11
筆記試験	19
実地試験	2

成績は、複数の項目により評価されている。

V. おわりに

今回、各大学にアンケートの協力をお願いし、その結果を見ていると一部大手の大学を除き同様な環境で、同様なテキストを使い、同様な授業内容、同様な評価方法を実施していることが分かった。

受講学生数と専任教員の関係では、履修学生に対して専任教員は少なく非常に残念である。専任教員1人に対して他は全て非常勤講師、あるいは派遣講師というところもあった。一般教養としての情報処理教育の管轄が基盤センターであった、学部が分担しあったり、大学当局であったりするため、よりよい教育の実施まで考えないのが現実であろう。

一般教養としての情報処理教育科目が必修科目か選択科目かについては前章で述べたとおり、様々な学生が入学してくる大学においては必修科目となっている。また、必修にしなければ、履修人数の把握ができなく、PC 実習室や非常勤の手配に困るであろう。科目名については、「コンピュータ」という名前ではなく、「情報」とつく教科名が圧倒的に多い。原因は定かではない。単位数については実習及び演習が絡んでいるので、1～2 単位がほとんどである。

肝心の履修学生数と教員あるいは TA・SA との関係だが、平均すると学生 40 人に対し教員 1 人と TA が 1～2 人つく。教員を増やすのが難しい場合は TA・SA の活用を望む。

成績評価については、筆記試験を実施している大学が多いのが目立った。「課題+筆記試験」あるいは、「レポート+ 授業中の課題」等が多い。

様々な学生が入学してくる大学において、一般教養としての情報処理教育の障害になるのはタイピングかもしれない。100%近い学生がスマホを持ち歩き、SNS を楽しんでいる中、スマホのへ入力は速いのになら、ワード、エクセルの入力は遅い学生が多く見受けられる。日常的に PC に触れる機会が乏しいのである。学生の積極的な PC 利用を促進するために、授業でタイピングをするより、いつでも PC に触れる環境を提供することが望ましい。今回はアンケートの集計で終わってしまったが、この場をかりてご協力して頂いた各大学の担当者にお礼を述べたい。

以 上

引用文献

- 1)「初年次教育におけるアカデミック・リテラシー教育の位置と大学教育の問題点」, 高松正毅, 高崎経済大学論集第 51 巻第 3 号 2008 51 頁～65 頁
- 2)「教育の情報化の動向」, 文部科学省生涯学習政策局情報教育課情報教育振興室長補佐稲葉敦, 平成 29 年 3 月 30 日, 実証事業等に係る成果発表会資料
- 3)情報教育に関連する資料, 文部科学省教育課程部会情報ワーキンググループ資料
- 4)「大学におけるコンピュータリテラシー教育」, 新ヶ江, 登美夫, 泊羊子中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 第 48 号, 2016
- 5)「大学における新しいコンピュータリテラシー教育プログラムの展開」, 札幌学院大学経営学部石川千温, 札幌学院大学総合研究所 情報科学研究部会, 情報科学(33), 47-58, 2013

参考文献

- (1)「初年次教育における情報処理科目の授業開発に向けた一考察」, 水野有希・泰松範行, 東洋学園大学紀要 22, 179-192, 2014-03-15
- (2)「一般情報処理教育」, 川村一樹, 情報処理学会誌, Vol. 49No. 7July2008
- (3)「ICT を活用した授業における学習分析と教育手法評価」, 庄ゆかり, 広島大学大学院総合科学研究科 総合科学専攻, 博士論文(要約), 平成 25 年 9 月
- (4)「情報教育の現状とこれから ―麗澤大学の事例から―」, 牧野晋, 麗澤大学卒論発表会発表予稿集, 2002 年 3 月
- (5)「情報リテラシー底上げ奮戦記 ―自習時間ほぼゼロ学生のための論文・プレゼン指導―」, 仁上幸治, 総合教育センター論集, 2009 年

要素技術ブランドの拡張性に関する一考察

－リレーションシップ・マーケティングの視点より－

山崎 方義

(愛知産業大学教授)

A Study on the Extensibility of Ingredient Brand

－From the Viewpoint of Relationship Marketing－

Masayoshi YAMASAKI

→要旨

部品や素材等の構成要素をブランド化し、技術的な優位性を構築して差別化戦略を図るのが“Ingredient Brand”である。最終ユーザーの製品選択の動機づけや価格プレミアムが期待できることから、BtoB ないしは BtoBtoC の領域で議論が蓄積されてきた。しかし日本語として定訳が存在せず、成分ブランドや要素ブランド、技術ブランドなど、概念も含め統一的な用語が定着しているわけではない。その一方で、対象となる領域が拡張されつつあり、研究や実務を推進する上で、汎用性の高い用語と概念の導入が望まれる。そこでリレーションシップ・マーケティングの視点を加味して総括的な用語と概念を検討すると同時に、概念の拡張性についてケースに基づき考察する。

→キーワード

- ・ 要素技術
- ・ ブランド
- ・ 差別化要因
- ・ 構成要素
- ・ リレーションシップ・マーケティング

I. 問題意識

コモディティ化による差別化要因の消滅と価格競争の激化は、企業にとって避けたい事態であり、ブランディングは非価格競争の有力な手段の一つである。ブランドは大きくコーポレート・ブランドとプロダクト・ブランドに分類されるが、その中間に位置づけられる事業ブランドが存在する場合がある。また BtoB 領域と BtoC 領域ではブランドの体系や位置づけが一部で異なり、一般的に前者で力点が置かれるのはコーポレート・ブランドである¹⁾。

上記の体系とは別に、部品や素材等の構成要素をブランド化し、技術的な優位性を構築する差別化戦略に関する議論の蓄積が進んでいる。「Intel Inside (Intel 入っている)」キャンペーンで有名なインテルやゴアテックス (GORE-TEX)、ドルビー (Dolby Audio) などであり、日本では自動車部品のシマノ、東レがユニクロと共同開発したヒートテック等が該当する²⁾。

“Ingredient Brand” ないしは “Ingredient Branding” という用語が対象とする領域であるが、日本語として特定の訳語が存在せず、成分ブランドや要素ブランド、技術ブランドなど、論者によって概念も含め統一されていない状況にある。本稿では引用部分を除いて“要素技術ブランド”を採用するが、その根拠は後述するものとする。

要素技術ブランドは高付加価値の部品や素材を完成品メーカーに提供し、最終ユーザーの製品選択の動機づけや価格プレミアムを形成するものとして、BtoB ないしは BtoBtoC の領域で議論が進んできた。しかし製品に要素として織り込まれる技術的成果はサプライヤーからの提供に限定されず、自社開発の技術をブランド化するケースも多数見受けられる。さらに ICT(情報通信技術)の進展により、要素技術による付加価値がサービスとして提供されるケースも議論に加えるべき状況となっている。

このように構成要素のブランディングは、概念やベネフィットが拡張されつつあり、今後研究を推進、あるいは実務に有効活用する上で、総括的な用語と概念の共有化を試みる意義は大きいと考える。

II. 研究目的と研究方法

上述したように日本において要素技術ブランドは複数の類義語と概念が存在している。類似概念とはいえ、対象とする領域が異なる部分もあり、それに伴って用語も分散しているのが現状である。これ自体を否定するものではないが、研究ならびに実務的な活用を図る上で、汎用的に使用可能な用語を導入することが望ましいと考える。

本研究の目的の第一は、構成要素のブランディングを対象とする類似概念について総括的な概念と用語を提示することである。その方法として、先行研究をレビューした上で、代表的な概念のキーワードから共通点と相違点を抽出し、リレーションシップ・マーケティングの視点を加味して各用語が示す領域の比較と整理を行う。その上でそれらを包含した概念と、それに適合した用語を検討し、提示する。

研究目的の第二は、構成要素のブランド化の対象が広がりを見せており、拡張パターンの一つである自社開発技術の内部要素化について検討することである。その上で ICT の

進展に伴って近年見られるようになった、製品の外部でサービスとして提供される要素技術ブランドのケースを確認する。

Ⅲ．先行研究

既述の通り、日本では“Ingredient Brand”の定訳が無く、複数の訳語によって議論されている領域も一致しているとは言い難い。そこで本章では先行研究における用語とその対象領域についてレビューを行う。“ブランド”と“ブランディング”が混在しているが論者の記述通りとした。なお当該ブランドの機能や効果に関する議論は基本的に本稿の対象とはしていない。

1. 成分ブランド

余田（2016）は技術や部品、素材のブランドである“Ingredient Brand”を“成分ブランド”とし、製品を構成する要素技術がブランド化したものだとしている³⁾。成分ブランドは一部の機能や部品、要素技術、サービスなどの最終製品の構成要素をブランド化したものを指し⁴⁾、図表1の通りである⁵⁾。

余田・坂下（2010）は「近年、製品やサービスを構成する技術や素材、あるいは部品などにブランド名を付与し、マーケティングにおける差別化の手段として活用する、いわゆる成分ブランディングに注目が集まっている」⁶⁾と述べているように、この時点では成分の内訳にサービスを含めていない。構成要素にサービスを加えたことで余田の示す成分の領域が拡張すると共に、業界団体が共同で管理する技術や品質保証も含めており、相対的にも対象が広いことが特徴である。

[図表-1]成分ブランド例

カテゴリー	ブランド名	企業	製品機能
技術	プラズマクラスター	シャープ	除菌イオン
技術	ハイドロテクト	TOTO	環境浄化技術
技術	Bluetooth®	Bluetooth Special Interest Group (SIG)	無線通信技術
部品	インテル®Core™	インテル	プロセッサ
食品	LG21	明治	菌株
素材	テフロン	デュポン	フッ素樹脂
素材	ウールマーク	ウールマーク・ カンパニー	ウール

注：ブランド名は企業の登録商標である。

出所：余田（2016，p.8）を一部省略して作成。

2. 要素技術ブランド

岡本（2003）は、「最終的なユーザーである消費者にとっての商品あるいはサービスにおいて、その商品、サービスを構成する要素として成り立つ技術を対象としたブランド」を“要素技術ブランド”として扱う⁷⁾とし、技術に裏付けられたブランドであることを明確に打ち出している。さらに要素技術ブランドを「一般消費者が消費する、商品またはサービスについて、それを構成する要素として、ある一定の機能、便益をもたらす、物質、手順、仕組み、機構などに対して、業種内で一般的に用いられる名称とは別に、固有の名称をつけた場合の名称」と定義している⁸⁾。これによると、要素技術ブランドが組み込まれる完成物を製品に限定せず、サービスも対象としていることが特徴である。

3. インブランディング

Kotler and Pfoertsch（2010）は“Ingredient Branding”の意で“Inbranding”を用い、インブランディングのコンセプトに必要な条件として以下を挙げている⁹⁾。

- ・当該部品または成分が十分に差別化されており、消費者に持続的な価値を生み出していること。
- ・当該部品または成分が最終製品の機能にとって、中核的な役割をしていること。
- ・完成品企業も、部品などの要素メーカーによってなされるインブランディングへの取り組みを支援すること。
- ・最終製品自体も高いブランド価値を求め、その製品提供において差別化を可能にすること。

ここでは、要素の提供はサプライヤー企業によると明確に位置づけていることが特徴である。これは「BtoBtoC チェーンにおいて、部材サプライヤーと最終ユーザーは双方が関連しており、各々はチェーンの両端に該当する」¹⁰⁾という論述からも読み取れる

4. 技術ブランド①

高井・宮崎（2009）は“技術ブランド”の定義を「技術に裏付けられた、統一的・一体感のある企業独自のコアテクノロジーが、外部世界（業界内外）でも連带的・共有的に認知された結果として創出される（コーポレート）ブランド」だとしている¹¹⁾。この概念はこれまで見てきた構成要素のブランド化とは大きく異なる。既存の企業や製品のブランド価値を技術力によって高めるということであり、必ずしも技術そのものにブランドネームを付与するわけではない。いわばブランド価値を高める技術マネジメントの在り方を問題にしているのである。具体的には液晶技術で優位性を築いた時期のシャープ等が想定される。

5. テクノロジーブランディング

佐藤（2010）は技術という見えにくい資産をブランド化する“テクノロジーブランディング”¹²⁾を提唱している¹³⁾。ただし高井・宮崎（2009）と異なる点は、特定のテクノロジーをブランド化するもので、既存のプロダクト・ブランドやコーポレート・ブランドの価値を技術力によって高めることに主眼を置いているわけでない。ケースとしてトヨタ自動車の「GOA」やシャープの「プラズマクラスター」、TOTOの「ハイドロテクト」等を挙げ

ている¹⁴⁾。もともと構成要素のブランディングは高度な技術力に基づくものであるが、テクノロジーブランディングはこの観点を強調しており、かつブランディングの対象を物理的な部品や素材を中心とするのではなく、可視化できない技術に置いていることに特徴が見出せる。

6. 技術ブランド②

高橋（2016）は「ある特定の技術が、顧客や市場に対して何らかの意味、価値を創り出すことを狙った方法論」として技術マーケティング戦略を提唱しているが¹⁵⁾、これ自体はテクノロジーブランディングと共通した概念である。その技術マーケティング戦略を支える重要戦略に“技術ブランド”戦略を位置づけている¹⁶⁾。

高井・宮崎（2009）の主張する“技術ブランド”と用語としては同一であるが、概念は大きく異なり、技術ブランド戦略を次のように定義づけている¹⁷⁾。「競合と圧倒的に差別化でき、明確な顧客価値を生み出す根源となる技術（要素的な知識、ソリューション）のコンセプトを、直接的な取引先や関係組織にだけでなく、最終受益者との直接的なコミュニケーションを戦略的に図ることにより、業界内での参入障壁と顧客ロイヤルティを構築し、自社製品・サービスの価格プレミアムを継続的に勝ち取る戦略」。製品の構成要素として組み込まれる提供物と位置づけている点でインブランディングと共通している。

IV. 要素技術ブランドの概念の汎用性と拡張性

1. リレーションシップ・マーケティングの視点による考察

本章では第3章でレビューした“Ingredient Brand”の類似概念の汎用性と拡張性について検討するが、リレーションシップ・マーケティングの視点を加味するものとする。売り手と買い手の関係性に焦点を当て、顧客の長期志向性や協力性向を強化しようとするリレーションシップ・マーケティング¹⁸⁾のフレームは BtoB 取引に対するひとつのアプローチである。「生産財の場合は原材料と部品もしくは完成品というように 2 者間の関係が特定化されている」¹⁹⁾ことから、もともと要素技術ブランドは BtoB 領域から出発している。

リレーションシップ・マーケティングは企業の関係的取引を説明する上で理論化されてきた経緯があり²⁰⁾、サプライヤーと完成品メーカーは、部品や原材料を単に供給するに留まらず、共同開発など相互依存性が強く、強い関係性に基づいて成立している。技術資源が価値を持つのは、それが他の企業にとっても重要なものであり、その企業が持つ技術と結合されるときである²¹⁾。すなわち「企業の技術資源は他企業とのインタラクションを通じて初めて活性化される」²²⁾ といえ、リレーションシップを通じて開発されるのである。

さらに要素技術ブランドは BtoBtoC というバリュー・チェーンを構成していることから、最終顧客との関係性も成立する。自社開発の技術を要素技術とした場合、完成品メーカーとエンドユーザーの関係性が中心となり、BtoB 取引における要素技術ブランドの比重は低くなる。次節で示す類似概念をまとめた図表 2 では、本節で述べた観点により、要素技術ブランドについてサプライヤーとの BtoB 取引の有無についても記載している。

2. 類型概念の総括的用語の検討

第3章でレビューした文献の主張に基づく“Ingredient Brand”の類似概念を整理したものが図表2である。

研究や実務を推進する上で、これらの類似概念が並列した状態で個別に検討を加えるより、汎用性を持った用語と概念を用いることで、幅広い観点から議論ができると考えられる。そこでレビューした概念に基づき、“Ingredient Brand”とその周辺領域に適用できる総括的な概念と用語の検討を行った。

[図表-2] 構成要素を対象とするブランド（ブランディング）用語と概念

論者	用語	概念
余田	成分ブランド	最終製品の構成要素である技術、部品、素材、要素技術、サービスがブランド化したもの。 BtoB取引の対象である場合とない場合がある。
岡本	要素技術ブランド	技術が基盤。 最終消費者にとっての製品・サービスの構成要素として機能・便益をもたらす物質、手順、仕組み、機構。 BtoB取引の対象である場合とない場合がある。
Kotler and Pfoertsch	Inbranding (訳語もインブランディング)	最終製品の機能に中核的な役割を持つ。 サプライヤーから完成品メーカーへの提供物。 BtoB取引の対象。
高井宮崎	技術ブランド①	技術が基盤。 技術力によって付加価値の高まったプロダクト・ブランドあるいはコーポレート・ブランド。 BtoB取引の対象ではない。
佐藤	テクノロジーブランディング	技術そのもののブランド化。 基本的に可視化できない。 BtoB取引の対象ではない。
高橋	技術ブランド②	技術が基盤。 BtoB取引により提供されたBtoC製品の一部の機能が独立してブランド化したもの。 BtoB取引の対象。

出所：註2、3、7、11、12、15の各文献に基づいて筆者作成

まず概念であるが、満たすべき要件として以下の5点を抽出した。

- ①技術に裏付けられている。
- ②製品（完成品）やサービスの構成要素として組み込まれているが、内部に限定せず、付属ないしは情報システム等、外部から製品やサービスに働きかける要素も含む。
- ③製品（完成品）とは別に個別のブランディングが図られている。
- ④構成要素の領域は技術、部品、素材、サービス等である。

⑤構成要素はサプライヤーから提供される場合と自社開発の場合がある。

構成要素として②が既存のフレームの外にあるが、これについては次節および第 5 章で論ずるものとする。

次に用語であるが、“成分ブランド”は化合物や合成物に含有される物質を連想させ、部品やサービスに適用するには誤解が生じる可能性がある。“インブランディング”は総括的な解釈が可能だが、上記の要件②、ならびに次に論ずる概念の拡張性と整合しづらい。構成要素を必ずしも“in”に限定せず、製品の外に付属する技術サービスも含めて考えた方が実務的に有効だと判断しており、内部に組み込まれることを強調した用語は避けたいと考える。また“技術ブランド”や“テクノロジーブランディング”は、用語から連想できる領域が広く、製品やサービスの内部要素としての意味が希薄化する可能性がある。

“Ingredient Brand”の直訳的な“構成要素ブランド”も検討したが、要素が技術に裏付けられたものであることがわかりづらいという問題がある。

そこでこれまで検討した中では岡本が使用している“要素技術ブランド”が上記の要件を満たし、総括的な意味を持つ用語だと思われる。また次に述べる概念の拡張にも耐えることができる。以上の検討に基づき、本稿では文献の引用やそれに基づく論述部分を除き、構成要素を対象とするブランドの用語として“要素技術ブランド”を採用するものとする。

3. 概念の拡張化

“Ingredient Brand”や“成分ブランド”の用語が表すように、要素技術ブランドは元々製品やサービスの内部に組み込まれるという前提に基づく概念である。「Intel Inside」やゴアテックス（GORE-TEX）などが代表例で、BtoBtoC の BtoB 取引を担う位置づけが中心であった。しかし今日では上記要件の⑤で記述したように、自社開発技術をブランド化して構成要素とするケースが一般化している。トヨタ自動車の衝突安全ボディーである GOA やパナソニックのナノイー、シャープのプラズマクラスターなどである。すなわち第 1 節でも述べたように、BtoBtoC の BtoB 領域を除外し、BtoC 領域で製品メーカーと最終ユーザーとのリレーションシップだけが対象となることが成立するのである。

さらにこれまでと大きく異なる点として、必ずしも構成要素は完成品の“内部”に限定されないということが挙げられる。製品に付随するサービスにも適用して考えないとマーケティング戦略として意味を持たない場合が起こりえる。現時点では当該サービスが単独で成立することはないことから、インブランディングの“イン”と解釈しえないことはない。しかし少なくとも従来から捉えてきた内部要素とは異質であることから、区別する必要がある。ただしあくまでも製品価値を高める位置づけであり、かつそれ自体のブランド化が図られていることが条件となる。

本節で議論してきた領域は製品の外部にあっても、本体である製品やサービスと一体となり、製品選択の動機づけに結びつく高度な技術要素である。次章でこれに該当する事例を取り上げるが、ICT 技術の進展により、情報システムが要素技術ブランドとして顧客との関係性を強化するリレーションシップ・マーケティングのフレームが適用できるケースである。

V. 製品に付随するサービスのブランディング事例

西岡・南（2017）は、製造業は技術力で原材料を加工して製品というハードの形状で顧客に提供するのが一般的であるが、その提供物にサービスが組み込まれ、そのハードとサービスが一体となって提供物の価値を形成する傾向があると指摘している。それを実現するのはハードとソフト双方にまたがる技術力であり、ICT の発展に裏打ちされたビジネス構造の変化である²³⁾。農業機械メーカーであるクボタの「クボタスマートアグリシステム（略称：KSAS、以下 KSAS）」サービスは、農業の生産性向上を実現するクラウド型サービスであるが、その一例として解説されている²⁴⁾。

クボタは、ICT を活用した営農・サービス支援システム「KSAS」に対応する、モミの食味（タンパク・水分）・収量測定機能付きコンバインと肥料散布量の電動調整機能付き田植機、無線 LAN を標準装備したトラクタを市場投入すると発表した²⁵⁾。この「KSAS」は農業機械のハードに効率的な農業生産をサポートする自社開発の技術サービスを付加したもので、製品内部に収められているわけではないが、製品の付加価値を高める要素技術ブランドだと見なすことができる。

建設機械メーカーであるコマツも ICT を活用することで製品価値を高めている。コマツの建設機械には「コムトラックス」というシステムが標準装備されており、衛星で居場所を特定できる GPS 機能に加え、オーナーやレンタル会社は稼働状況や燃料の残量等のデータ収集が可能である²⁶⁾。また「スマートコンストラクション」は建設現場の課題解決のためのソリューションで、高い精度で測量を行い、3次元地形データと完成施工図面から差分を計算し、その部分をブルドーザーが自動運転で施工する。さらに建設機械に装着したカメラ等で日々の進捗状況が現場で処理できるなど、スムーズな現場管理を可能にする²⁷⁾。「コムトラックス」と「スマートコンストラクション」は先に挙げたクボタの「KSAS」と同様、建設機械本体とは別にブランディングした技術サービスであり、要素技術ブランドだと言える。

VI. 終わりに ―今後の課題―

これまで述べてきた要素技術ブランドは、競争要因に対処するコストリーダーシップ、差別化、集中という3つの基本戦略²⁸⁾の差別化に該当する。他企業とのインタラクションによる場合と自社開発する場合とを問わず、構成要素により製品を差別化し、競争優位を構築する戦略である。本稿では並列して複数存在する要素技術ブランドの類似概念をレビューし、総括的な用語と概念を提示した。また要素技術ブランドは、従来はサプライヤーが BtoB 取引においてシェアと利益の増大を図るという位置づけで議論されてきたが、完成品メーカーによる自社開発技術のブランド化が展開されるケースが見られること、また ICT 技術で製品内部から要素技術ブランドが飛び出し、情報サービスとして成立するケースを確認した。

本稿に残された課題は大きく2点である。一つは要素技術ブランドの機能やベネフィットの拡張性が議論できていないことである。今後、製造業が競争力を高めていく上で要素技術ブランドの活用は加速度を増すと考えられる。そこで概念の拡張に伴い機能も拡張すると

考えられるが、それに対する議論が今後必要である。

課題の 2 点目は中小企業の要素技術ブランドに言及していないことである。企業の持つ技術力と企業評価にギャップが生じやすいのは中小企業だと言ってもよく、要素技術ブランドは中小企業にとってもプル効果を発揮し、競合企業の参入障壁としても有効だと考えられる。またインターナル・マーケティングとしても機能すると思われる。企業の規模に関わらず、従業員は自社製品に対して客観的な評価を行うことは困難であり、その評価は高くない場合が多い²⁹⁾。BtoC 企業の従業員は自分たちの業務と社会的価値との結びつきを理解することは比較的容易である。それに対し、要素技術ブランドに該当する部品や素材を提供する BtoB 企業の従業員の多くは、自社製品を組み込んだ完成品を製造するセットメーカーの手を経て初めて自身の価値が可視化できるのであり³⁰⁾、社会的価値の認知やモラルアップに効果を発揮すると考えられる。これらに踏み込むことは実務的にも学術的にも大きな貢献となると思われ、今後の研究課題としたい。

註

¹⁾ 山崎方義（2009）「コーポレート・ブランドが BtoB 企業を強くする」『産業広告』Vol.41 No.10、p.45.

²⁾ Kotler, P. and Pfoertsch W. (2010) *Ingredient Branding Making the Invisible Visible*, Springer Berlin Heidelberg. (杉本一成訳『コトラーのイノベーション・ブランド戦略 ―ものづくり企業のための要素技術の「見える化」―』白桃書房 2014 年 pp.2-5) 他.

³⁾ 余田拓郎（2016）『BtoB 事業のための成分ブランディング』中央経済社 p.1.

⁴⁾ 余田拓郎（2016）前掲書 p.7.

⁵⁾ 余田拓郎（2016）前掲書 p.8.

⁶⁾ 坂下玄哲・余田拓郎（2010）「製品開発局面に成分ブランドの効果 空気清浄機の開発事例を手がかりに」池尾恭一・青木幸弘編『日本型マーケティングの新展開』有斐閣 p.267.

⁷⁾ 岡本智（2003）「技術のブランディング ―“衝突安全技術”のブランドマネジメント―」小川孔輔編著『ブランド・リレーションシップ』同文館出版 p.7.

⁸⁾ 岡本智（2003）前掲書 pp.3-4.

⁹⁾ Kotler, P. and Pfoertsch W. (2010) *Ingredient Branding Making the Invisible Visible*, Springer Berlin Heidelberg. (前掲訳書 pp.3-7)

¹⁰⁾ Kotler, P. and Pfoertsch W. (2010) *Ingredient Branding Making the Invisible Visible*, Springer Berlin Heidelberg. (前掲訳書 p.308)

¹¹⁾ 高井紳二・宮崎洋（2009）『技術ブランド戦略』日本経済新聞出版社 p.153.

¹²⁾ テクノロジーブランディングは読売広告社の登録商標である（佐藤聡（2010）『技術を「魅せる化」するテクノロジーブランディング』技術評論社 p.3）。

¹³⁾ 佐藤聡（2010）前掲書 p.4, p.13.

¹⁴⁾ 佐藤聡（2010）前掲書 pp.54-182.

¹⁵⁾ 高橋透（2016）『技術マーケティング戦略 市場イノベーションと顧客提供価値の創出サイクル』中央経済社 p.28.

¹⁶⁾ 高橋透（2016）前掲書 中央経済社 pp.194-195.

-
- ¹⁷⁾ 高橋透 (2016) 前掲書 中央経済社 pp.191-204.
- ¹⁸⁾ 久保田進彦 (2012) 『リレーションシップ・マーケティング：コミットメント・アプローチによる把握』有斐閣 pp.3-6.
- ¹⁹⁾ 和田光夫 (1998) 『関係性マーケティングの構図』有斐閣 p.100.
- ²⁰⁾ 南知恵子 (2005) 『リレーションシップ・マーケティングー企業間における関係管理と資産移転ー』千倉書房 pp.36-37.
- ²¹⁾ Ford, D. and IMP Group (1998) *Managing Business Relationships*, John Wiley & Sons Ltd. (小宮路雅博訳 『リレーションシップ・マネジメントービジネス・マーケットにおける関係性管理と戦略ー』白桃書房 2001年 pp.239-240)
- ²²⁾ Ford, D. and IMP Group (1998) *Managing Business Relationships*, John Wiley & Sons Ltd. (前掲訳書 p.241)
- ²³⁾ 西岡健一・南知恵子 (2017) 『「製造業のサービス化」戦略』中央経済社 p.5.
- ²⁴⁾ 西岡健一・南知恵子 (2017) 前掲書 pp.153-156.
- ²⁵⁾ 株式会社クボタ (2014) 「ニュースリリース」『クボタホームページ』
<<https://www.kubota.co.jp/new/2014/2014-20j.html>> (最終アクセス 2017年11月24日).
- ²⁶⁾ 坂根正弘 (2011) 『ダントツ経営』日本経済新聞出版社 pp.148-156.
- ²⁷⁾ 野路国夫 (2017) 「メーカー自らの破壊的イノベーション」『日本経済新聞電子版 2017年12月4日』
<<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO2354304016112017MM0000/>> (最終アクセス 2017年12月5日).
- ²⁸⁾ Porter, M.E. (1980) *Competitive Strategy*, The Free Press, A Division of Macmillan Publishing. (土岐坤・中辻萬治・服部照夫訳『新訂 競争の戦略』,ダイヤモンド社 1982年 pp.55-60) .
- ²⁹⁾ 田中道雄 (2014) 『中小企業マーケティング』中央経済社 p.163.
- ³⁰⁾ 山崎方義 (2014) 「BtoBにおけるリレーションシップ」岡山武史編著『リレーションシップ・マーケティングーインタラクション志向の関係性へー』 pp. 123-124.

大学の経営戦略からみた 学生の就業意識に関する一考察

—愛知産業大学を事例として—

奥田 真之
(愛知産業大学教授)

A Study of Work Consciousness on Students from the Management Strategy of Universities

—Focused on Students of Aichi Sangyo University—

Masayuki OKUDA

→要旨

わが国の大学が抱える経営戦略上の最大の課題は安定的な学生確保にある。この課題を解決するには、「入口の入学」と「出口の就職」両方の充実が不可欠である。愛知産業大学の学生を対象としたアンケート結果を分析したところ、建築学科の学生は、専門分野を生きかし、「仕事のやりがい」を重視し、デザイン学科の学生は、「収入や職場環境面での安定」を重視していることがわかった。一方、総合経営学科の学生は、「高収入など社会的な成功」を重視しているなど学科ごとの特徴が明らかとなった。各学科学生が重視する項目をかなえられるよう出口での就職指導を徹底することで卒業生の満足度を向上させると同時に、その就職実績をアピールすることが入口での新入生獲得につながると考えられる。

→キーワード

- ・ 大学経営
- ・ 経営戦略
- ・ 就業意識
- ・ 人材育成

I. はじめに

わが国の大学の経営戦略を考える上での最大の課題は、少子化の下での安定的な学生確保にある。その成否は「入口の入学」と「出口の就職」の両方をいかに充実させるかにかかっており、各大学は、様々な改革に取り組んでいる。今後の経営戦略を考えるためには、各大学の個別の状況に関する基礎的なデータをよく把握したうえで、個別の事情に適合した施策を立案することが重要である。

そこで、本研究では、事例として筆者が勤務する愛知産業大学の学生を対象としたアンケート方式による調査を実施した。アンケートでは「出口」である就職に関する学生の意識について尋ね、分析を試みた。

アンケート項目は、①就職に求める考え方、②卒業後の就職地域、③岡崎市内で働きたい理由、④岡崎市外で働きたい理由、⑤希望する職種と業種、である。各設問の結果について、①男女、②学科、③学年、④出身地域の属性でクロス集計し、有意差を検定した。

II. 結果

1. 属性

本調査の対象者は、アンケート実施期間（平成 28 年 10 月 3 日～14 日）に愛知産業大学の造形学部と経営学部 に在籍した学部生 788 名（建築学科 245 名、デザイン学科 183 名、総合経営学科 360 名）である。このうち 601 名（76.3%）から有効回答を得た。

回答者（601 名）の内訳を男女別にみると、男子 471 名（78.4%）、女子 130 名（21.6%）、所属学科は、建築学科 159 名（26.5%）、デザイン学科 159 名（26.5%）、総合経営学科 283 名（47.1%）である。学年は各学年の内訳が全て 20%を超えており、学年間のばらつきはほぼ均等である。出身地をみると、「岡崎、名古屋以外の愛知県内」が 207 名（34.4%）と 3 割以上を占めており、次いで、愛知の近隣県「岐阜、三重、静岡」が 101 名（16.8%）と 2 割近くある。その他「中国」が 89 名（14.8%）、「名古屋市」77 名（12.8%）であり、本学キャンパスが所在する「岡崎市」は 49 名（8.2%）と 1 割に満たない。

表 1 回答者の属性

	回答者の性別	回答数	%
1	男子	471	78.4
2	女子	130	21.6
	合計	601	100.0

	学科	回答数	%
1	建築学科	159	26.5
2	デザイン学科	159	26.5
3	総合経営学科	283	47.1
	合計	601	100.0

	学年	回答数	%
1	1年生	156	26.0
2	2年生	176	29.3
3	3年生	141	23.5
4	4年生	128	21.3
	合計	601	100.0

	出身地	回答数	%
1	岡崎、名古屋以外の愛知県内	207	34.4
2	岐阜、三重、静岡	101	16.8
3	中華人民共和国	89	14.8
4	名古屋市	77	12.8
5	その他国内	63	10.5
6	岡崎市	49	8.2
7	その他	15	2.5
	合計	601	100.0

2 就職に求める考え方

（1）全体

就職に求める考え方について尋ねた（3つ以内の複数回答）ところ、①「生活に必要な収入を得る」（56.1%）、②「安定した企業に就職する」（39.4%）、③「仕事のやりがいや

達成感」(38.9%)、④「できるだけ高い収入を得る」(32.3%)、⑤「休暇や福利厚生が充実した職場」(32.1%)の順となった。

表2 就職に求める考え方

	複数回答(3つ以内)	回答数	%
1	生活に必要な収入を得る	337	56.1
2	安定した企業に就職する	237	39.4
3	仕事のやりがいや達成感	234	38.9
4	できるだけ高い収入を得る	194	32.3
5	休暇や福利厚生が充実した職場	193	32.1
6	自分の知識や経営を生かす	142	23.6
7	仕事を通じて自分を高める	121	20.1
8	自由な勤務体制の職場	70	11.6
9	仕事で社会に貢献する	58	9.7
10	出世や高い地位を得る	40	6.7
11	自分で起業する	34	5.7
12	有名な企業に就職する	32	5.3
13	就職は考えていない	11	1.8
14	農林水産業に従事する	3	0.5
15	その他	13	2.2

(2) 男女別

男女別にみると、男子は「できるだけ高い収入を得る」(男子 33.8%、女子 26.9%)で女子を 6.9 ポイント上回る一方、女子は「休暇や福利厚生が充実した職場」(男子 29.8%、女子 40.8%)で男子を 11.0 ポイントも上回っている。このことから、男子は「お金」、女子は「働きやすさ」重視といえよう。

表3 就職に求める考え方(男女別)

	①生活に必要な収入を得る	②安定した企業に就職する	③仕事のやりがいや達成感	④できるだけ高い収入を得る	⑤休暇や福利厚生が充実した職場	⑥自分の知識や経営を生かす	⑦仕事を通じて自分を高める	⑧自由な勤務体制の職場	⑨仕事で社会に貢献する	⑩出世や高い地位を得る	⑪自分で起業する	⑫有名な企業に就職する	⑬就職は考えていない	⑭農林水産業に従事する	⑮その他
①男子	282 55.6	182 38.6	188 39.9	159 33.8	140 29.8	106 22.5	93 19.7	50 10.6	48 10.2	35 7.4	29 6.2	28 5.9	6 1.3	2 0.4	9 1.9
②女子	75 57.7	55 42.3	46 35.4	35 26.9	53 40.8	36 27.7	28 21.5	20 15.4	10 7.7	5 3.8	5 3.8	4 3.1	5 3.8	1 0.8	4 3.1
合計	337 56.1	237 39.4	234 38.9	194 32.3	193 32.2	142 23.6	121 20.1	70 11.6	58 9.7	40 6.7	34 5.7	32 5.3	11 1.8	3 0.5	13 2.2
検定 ¹⁾					*								*		

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05

注)上段は該当数、下段は割合(%)

(3) 学科別

「建築学科」は「仕事のやりがいや達成感」(建築 45.3%、デザイン 37.1%、経営 36.4%)、「仕事を通じて自分を高める」(同 25.2%、同 20.1%、同 17.3%)、「仕事で社会に貢献する」(13.8%、9.4%、7.4%)で他学科を上回る。建築学科の学生は、専門分野を生かし、「仕事のやりがい」、「自己の向上」、「社会貢献」をめざす「やりがい」重視派といえる。

一方、「デザイン学科」は「生活に必要な収入を得る」(建築 55.3%、デザイン 66.0%、経営 50.9%)、「休暇や福利厚生が充実した職場」(同 25.2%、同 40.3%、同 31.6%)で他学科を統計的に有意に上回っている。デザイン学科の学生は、収入や職場環境面での安定を重視する「安定と働きやすさ」重視派といえる。

「総合経営学科」は「できるだけ高い収入を得る」(建築 21.4%、デザイン 25.8%、経営 42.0%)、「有名な企業に就職する」(同 4.4%、同 1.9%、同 7.8%)、「自分で起業する」(同 6.3%、同 1.9%、同 7.4%)で統計的に有意に他学科を上回っている。総合経営学科の学生は、高収入など社会的な成功を重視する「立身出世」重視派といえる。

表4 就職に求める考え方(学科別)

	①生活に必要な収入を得る	②安定した企業に就職する	③仕事のやりがいや達成感	④できるだけ高い収入を得る	⑤休暇や福利厚生が充実した職場	⑥自分の知識や経営を生かす	⑦仕事を通じて自分を高める	⑧自由な勤務体制の職場	⑨仕事で社会に貢献する	⑩出世や高い地位を得る	⑪自分で起業する	⑫有名な企業に就職する	⑬就職は考えていない	⑭農林水産業に従事する	⑮その他
①建築学科	88 55.3	66 41.5	72 45.3	34 21.4	40 25.2	36 22.6	40 25.2	12 7.5	22 13.8	11 6.9	10 6.3	7 4.4	2 1.3	2 1.3	1 0.6
②デザイン学科	105 66.0	55 34.6	59 37.1	41 25.8	64 40.3	48 30.2	32 20.1	24 15.1	15 9.4	7 4.4	3 1.9	3 1.9	3 1.9	1 0.6	8 5.0
③総合経営学科	144 50.9	116 41.0	103 36.4	119 42.0	89 31.6	58 20.5	49 17.3	34 12.0	21 7.4	22 7.8	21 7.4	22 7.8	6 2.1	0 0.0	4 1.4
合計	337 56.1	237 39.4	234 38.9	194 32.3	193 32.2	142 23.6	121 20.1	70 11.6	58 9.7	40 6.7	34 5.7	32 5.3	11 1.8	3 0.5	13 2.2
検定 ¹⁾	*			***	*					*	*				*

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05

注)上段は該当数、下段は割合(%)

(4) 学年別

「仕事を通じて自分を高める」(1年 12.8%⇒2年 20.5%⇒3年 21.3%⇒4年 27.3%)の項目で、学年が上につれて割合が高まっている。大学でのキャリア教育の成果の表れとも解釈できる。

表5 就職に求める考え方(学年別)

	①生活に必要な収入を得る	②安定した企業に就職する	③仕事のやりがいや達成感	④できるだけ高い収入を得る	⑤休暇や福利厚生が充実した職場	⑥自分の知識や経営を生かす	⑦仕事を通じて自分を高める	⑧自由な勤務体制の職場	⑨仕事で社会に貢献する	⑩出世や高い地位を得る	⑪自分で起業する	⑫有名な企業に就職する	⑬就職は考えていない	⑭農林水産業に従事する	⑮その他
1年	90 57.7	54 34.6	68 43.6	61 38.1	42 26.9	43 27.6	20 12.8	20 12.8	12 7.7	9 5.8	11 7.1	8 5.1	1 0.6	1 0.6	3 1.9
2年	109 61.9	77 43.8	68 38.6	50 28.4	53 30.3	39 22.2	36 20.5	17 9.7	20 11.4	10 5.7	7 4.0	14 8.0	2 1.1	0 0.0	6 3.4
3年	71 50.4	58 41.1	49 34.8	52 36.9	56 39.7	26 18.4	30 21.3	23 16.3	13 9.2	11 7.8	11 7.8	8 5.7	3 2.1	2 1.4	1 0.7
4年	67 52.3	48 37.6	49 38.3	31 24.2	42 32.8	34 26.6	35 27.3	10 7.8	13 10.2	10 7.8	5 3.9	2 1.6	5 3.9	0 0.0	3 2.2
合計	337 56.1	237 39.4	234 38.9	194 32.3	193 32.2	142 23.6	121 20.1	70 11.6	58 9.7	40 6.7	34 5.7	32 5.3	11 1.8	3 0.5	13 2.2
検定 ¹⁾	*														

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05

注)上段は該当数、下段は割合(%)

3. 卒業後の就職地域

(1) 全体

大学卒業後にどこで働きたいかを尋ねた(単一回答)ところ、①「愛知県内の岡崎、名古屋以外の地域」(29.0%)、②「日本国内ならどこでも」(23.5%)、③「愛知県外の他府県」(18.5%)、④「名古屋市内」(16.3%)、⑤「岡崎市内」(7.0%)の順であった。

表6 卒業後、どこで働きたいか

	単一回答	該当数	%
1	愛知県内の他地域	174	29.0
2	日本国内ならどこでも	141	23.5
3	愛知県外の他府県	111	18.5
4	名古屋市内	98	16.3
5	岡崎市内	42	7.0
6	日本以外	22	3.7
7	就職するつもりはない	13	2.2
	合計	601	100.0

(2) 男女別

男女別にみると、男子は「愛知県内の岡崎や名古屋以外の地域」(男子 31.6%、女子 19.2%)が女子を上回る。一方、女子は「岡崎市内」(男子 5.7%、女子 11.5%)が男子を上回る。

表7 卒業後、どこで働きたいか(男女別)

	①愛知県 内の他地 域	②日本国 内ならどこ でも	③愛知県 外の他府 県	④名古屋 市内	⑤岡崎市 内	⑥日本以 外	⑦就職す るつもりは ない
①男性	149 31.6	105 22.3	85 18	77 16.3	27 5.7	17 3.6	11 2.3
②女性	25 19.2	35 26.9	26 20.0	21 16.2	15 11.5	5 3.8	2 1.5
合計	174 29.0	140 23.3	111 18.5	98 16.3	42 7.0	22 3.7	13 2.2
検定 ¹⁾	**				*		

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05

注)上段は該当数、下段は割合(%)

(3) 学科別

学科別にみると、「建築学科」は、他学科よりも「名古屋市内」(建築 21.4%、デザイン 10.7%、経営 11.6%)で働きたいとする割合が上回る。

一方、「デザイン学科」は、「日本国内ならどこでも」(建築 18.9%、デザイン 31.4%、経営 21.2%)の割合が他学科よりも上回る。

「総合経営学科」は、「岡崎市内」(建築、デザインとも 5.7%、経営 8.5%)で働きたいとする割合が他学科よりも有意に上回る。

表8 卒業後、どこで働きたいか(学科別)

	①愛知県 内の他地 域	②日本国 内ならどこ でも	③愛知県 外の他府 県	④名古屋 市内	⑤岡崎市 内	⑥日本以 外	⑦就職す るつもりは ない
①建築学科	43 27.0	30 18.9	34 21.4	34 21.4	9 5.7	5 3.1	3 1.9
②デザイン学科	45 28.3	50 31.4	29 18.2	17 10.7	9 5.7	5 3.1	3 1.9
③総合経営学科	86 30.4	60 21.2	48 17.0	47 16.6	24 8.5	12 4.2	7 2.5
合計	174 29.0	140 23.3	111 18.5	98 16.3	42 7.0	22 3.7	13 2.2
検定 ¹⁾		*		*			

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05

注)上段は該当数、下段は割合(%)

(4) 学年別

学年別にみると、3、4年と上位学年ほど「日本国内ならどこでも」(1年 26.3%、2年 27.8%、3年 22.0%、4年 14.8%)の割合が低下している。4年では「就職するつもりはない」の項目が増加している。

上位学年になるほど、就職エリアをある程度限定する、大学院進学など、就職以外の選択肢を考慮するなど、進路を現実的に考えていると推察される。

表9 卒業後、どこで働きたいか(学年別)

	①愛知県 内の他地 域	②日本国 内ならどこ でも	③愛知県 外の他府 県	④名古屋 市内	⑤岡崎市 内	⑥日本以 外	⑦就職す るつもりは ない
1年	46 29.5	41 26.3	36 23.1	22 14.1	7 4.5	4 2.6	0 0.0
2年	46 26.1	49 27.8	30 17.0	28 15.9	11 6.3	7 4.0	5 2.8
3年	39 27.7	31 22.0	24 17.0	28 19.9	11 7.8	6 4.3	1 0.7
4年	43 33.6	19 14.8	21 16.4	20 15.6	13 10.2	5 3.9	7 5.5
合計	174 29.0	140 23.3	111 18.5	98 16.3	42 7.0	22 3.7	13 2.2
検定 ¹⁾		*					**

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05

注)上段は該当数、下段は割合(%)

(5) 出身地別

出身地別では、各自の出身地での就職を希望する傾向がみられる。岡崎市内での就職を

希望する者の内訳をみると、岡崎市出身者の約半数（24名、49.0％）が岡崎市内での就職を希望している。その他では、「岡崎、名古屋以外の愛知県出身者」で岡崎市内での就職希望者が9名（4.4％）いるのに対し、名古屋市出身者で岡崎市内での就職を希望する者は1名（1.3％）のみである。

表10 卒業後、どこで働きたいか（出身地別）

	①愛知県 内の他地 域	②日本国 内ならどこ でも	③愛知県 外の他府 県	④名古屋 市内	⑤岡崎市 内	⑥日本以 外	⑦就職す るつもりは ない
①岡崎市	9 18.4	9 18.4	2 4.1	4 8.2	24 49.0	0 0.0	1 2.0
②名古屋市	19 24.7	12 15.6	1 1.3	41 53.2	1 1.3	2 2.6	1 1.3
③岡崎、名古屋 以外の愛知県	115 56.4	43 21.1	16 7.8	14 6.9	9 4.4	4 2.0	3 1.5
④岐阜、三重、静 岡	9 8.9	29 28.7	49 48.5	7 6.9	3 3.0	1 1.0	1 1.0
⑤その他国内	6 9.5	18 28.6	33 52.4	3 4.8	2 3.2	1 1.6	0 0.0
⑥中国	12 13.5	25 28.1	6 6.7	24 27.0	3 3.4	13 14.8	5 5.6
⑦その他	2 13.3	2 13.3	3 20.0	5 33.3	0 0.0	1 6.7	2 13.3
合計	174 29.0	140 23.3	111 18.5	98 16.3	42 7.0	22 3.7	13 2.2
検定 ¹⁾	***		***	***		***	*

1) χ^2 検定 *** $p<0.001$ ** $p<0.01$ * $p<0.05$

注) 上段は該当数、下段は割合(%)

4. 岡崎市内で働きたい理由

(1) 全体

岡崎市内で働きたいと回答した者に対して、その理由を3つ以内の複数回答で尋ねた。その結果、岡崎市内で働きたい理由の上位5位は、①「岡崎市が好き」(47.6％)、②「都会になじめない」(26.2％)、③「親の世話をする」(21.8％)、④「友人がいる」(21.4％)、⑤「親の後を継ぐ」(19.0％)の順となった。

表11 岡崎市内で働きたい理由

	複数回答(3つ以内)	該当数	%
1	岡崎市が好き	20	47.6
2	都会になじめない	11	26.2
3	親の世話をする	10	23.8
4	友人がいる	9	21.4
5	親の後を継ぐ	8	19.0
6	自分に合った仕事がある	8	19.0
7	就職先が多い	7	16.7
8	豊かな自然がある	6	14.3
9	マイホームを持ちやすい	6	14.3
10	物価が安い	6	14.3
11	歴史がある	5	11.9
12	趣味や娯楽が充実している	2	4.8
13	農林漁業に従事したい	0	0.0
14	その他	12	28.6

(2) 男女別

女子は「都会になじめない」(男子0.8％、女子5.4％)、「友人がいる」(同0.6％、同4.6％)を理由としてあげる2項目で統計的に有意に男子を上回っている。その他、「親の世話をする」(男子0.6％、女子5.4％)でも男子を上回っており、「物価が安い」もあげている。

一方、男子は「親の後を継ぐ」(男子1.5％、女子0.8％)、「マイホームを持ちやすい」(同1.1％、同0.8％)、「歴史がある」(同1.1％、0.0％)を女子よりも多くあげている。

表12 岡崎市内で働きたい理由(男女別)

	①岡崎市 が好き	②都会に なじめない	③親の世 話をする	④友人が いる	⑤親の後 を継ぐ	⑥自分に 合った仕 事がある	⑦就職先 が多い	⑧豊かな 自然があ る	⑨マイ ホームを 持ちやす い	⑩物価が 安い	⑪歴史が ある	⑫趣味や 娯楽が充 実している	⑬農林漁 業に従事 したい	⑭その他
①男子	15 32	4 0.8	3 0.6	3 0.6	7 1.5	6 1.3	4 0.8	4 0.8	5 1.1	2 0.4	5 1.1	2 0.4	0 0.0	7 1.5
②女子	5 3.8	7 5.4	7 5.4	6 4.6	1 0.8	2 1.5	3 2.3	2 1.5	1 0.8	4 3.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 3.8
合計	20 33	11 1.8	10 1.7	9 1.5	8 1.3	8 1.3	7 1.2	6 1.0	6 1.0	6 0.8	5 0.8	2 0.3	0 0.0	12 2.0
検定 ¹⁾	***			***										

1) χ^2 検定 *** $p<0.001$ ** $p<0.01$ * $p<0.05$

注) 上段は該当数、下段は割合(%)

(3) 出身地別

岡崎市内で働きたいと回答した42名の学生のうち、岡崎市内出身者が24名(57.1%)と過半数を占めている。岡崎市出身者で市内での就職を希望する者の理由は、①「岡崎市が好き」(20.4%)、②「親の世話をする」(16.3%)、③「都会になじめない」(10.2%)の順となっている。

表13 岡崎市内で働きたい理由(出身地別)

	①岡崎市 が好き	②都会に なじめない	③親の世 話をする	④友人が いる	⑤親の後 を継ぐ	⑥自分に 合った仕 事がある	⑦就職先 が多い	⑧豊かな 自然があ る	⑨マイ ホームを 持ちやす い	⑩物価が 安い	⑪歴史が ある	⑫趣味や 娯楽が充 実している	⑬農林漁 業に従事 したい	⑭その他
①岡崎市	10 20.4	5 10.2	8 16.3	4 8.2	4 8.2	3 6.1	3 6.1	3 6.1	0 0.0	1 2.0	2 4.1	1 2.0	0 0.0	8 16.3
②名古屋	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 2.6	1 1.3	0 0.0	0 0.0	3 6.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
③岡崎、名古屋 以外の愛知県	5 2.5	4 2.0	2 1.0	3 1.5	2 1.0	2 1.0	2 1.0	2 1.0	1 1.3	1 0.5	1 0.5	1 0.5	0 0.0	2 1.0
④岐阜、三重、静 岡	1 1.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	2 1.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.0
⑤その他国内	2 3.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.6	0 0.0	0 0.0	1 1.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.6
⑥中国	2 2.2	1 1.1	0 0.0	2 2.2	0 0.0	1 1.1	1 1.1	1 1.1	0 0.0	2 2.2	2 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
⑦その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合計	20 3.3	11 1.8	10 1.7	9 1.5	8 1.3	8 1.3	7 1.2	6 1.0	6 1.0	6 1.0	5 0.8	2 0.3	0 0.0	12 2.0
検定 ¹⁾	***	**	***	*	**			*	*					***

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05
注)上段は該当数、下段は割合(%)

5. 岡崎市外で働きたい理由

(1) 全体

大学卒業後に岡崎市以外で働くことを希望する者に対して、その理由を尋ねたところ、①「就職したい企業が岡崎市内にはない」(18.2%)、②「自分のやりたい仕事が岡崎市内にはない」(16.3%)、③「都会生活にあこがれる」(15.9%)、④「レジャーや娯楽が少ない」(7.6%)、⑤「親元から離れたい」(6.7%)の順であった。

表14 岡崎市以外で働きたい理由

単一回答	該当数	%
1 就職したい企業が岡崎市内にない	95	18.2
2 自分のやりたい仕事が岡崎市内にない	85	16.3
3 都会生活にあこがれる	83	15.9
4 レジャーや娯楽が少ない	40	7.6
5 親元から離れたい	35	6.7
6 その他	185	35.4
合計	523	100.0

(2) 男女別

男女別にみると、岡崎市以外で働きたい理由を「自分のやりたい仕事が岡崎市内にない」とする割合で、男子(15.7%)が女子(8.5%)を統計的に有意に上回っている。

表15 岡崎市以外で働きたい理由(男女別)

	①就職し たい企業 が岡崎 市内に ない	②自分の やりたい 仕事が 岡崎 市内に ない	③都会生 活にあこ がれる	④レジャー や娯楽が 少ない	⑤親元か ら離れた い	⑥その他
①男子	73 15.5	74 15.7	63 13.4	33 7.0	29 6.2	145 30.8
②女子	22 16.9	11 8.5	20 15.4	7 5.4	6 4.6	40 30.8
合計	95 15.8	85 14.1	83 13.8	40 6.7	35 5.8	185 30.8
検定 ¹⁾		*				

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05
注)上段は該当数、下段は割合(%)

(3) 学科別

学科別にみると、岡崎市以外で働きたい理由として、「就職したい企業が岡崎市内にない」とする割合で、建築学科（20.1%）とデザイン学科（18.9%）が総合経営学科（11.7%）を統計的に有意に上回っている。

表16 岡崎市以外で働きたい理由(学科別)

	①就職したい企業が岡崎市内にない	②自分のやりたい仕事がある岡崎市内にない	③都会生活にあこがれる	④レジャーや娯楽が少ない	⑤親元から離れたい	⑥その他
①建築学科	32 20.1	21 13.2	21 13.2	10 6.3	9 5.7	50 31.4
②デザイン学科	30 18.9	25 15.7	19 11.9	11 6.9	11 6.9	49 30.8
③総合経営学科	33 11.7	39 13.8	43 15.2	19 6.7	15 5.3	86 30.4
合計	95 15.8	85 14.1	83 13.8	40 6.7	35 5.8	185 30.8
検定 ¹⁾	*					

1) χ^2 検定 *** $p < 0.001$ ** $p < 0.01$ * $p < 0.05$
注) 上段は該当数、下段は割合(%)

(4) 出身地別

出身地別にみると、岡崎市以外で働きたい理由を「都会生活にあこがれる」とする割合は、中国（37.1%）、中国以外の外国（26.7%）留学生で高く、国内出身の学生を統計的に有意に上回っている。また、岡崎市内出身の学生では、「親元から離れたい」とする割合が12.2%あり、他の出身地学生よりも多い。

表17 岡崎市以外で働きたい理由(出身地別)

	①就職したい企業が岡崎市内にない	②自分のやりたい仕事がある岡崎市内にない	③都会生活にあこがれる	④レジャーや娯楽が少ない	⑤親元から離れたい	⑥その他
①岡崎市	5 10.2	5 10.2	6 12.2	0 0.0	6 12.2	2 4.1
②名古屋市	18 20.8	13 16.9	7 9.1	9 10.4	2 2.6	27 35.1
③岡崎、名古屋以外の愛知県	38 18.6	36 17.6	15 7.4	15 7.4	17 8.3	64 31.4
④岐阜、三重、静岡	17 16.8	13 12.9	9 8.9	6 5.9	3 3.0	43 42.6
⑤その他国内	8 12.7	8 12.7	7 11.1	3 4.8	2 3.2	33 52.4
⑥中国	10 11.2	8 9.0	33 37.1	7 7.9	4 4.5	11 12.4
⑦その他	2 6.7	1 13.3	4 26.7	1 6.7	0 0.0	5 33.3
合計	95 15.8	85 14.1	83 13.8	40 6.7	35 5.8	185 30.8
検定 ¹⁾			***		*	***

1) χ^2 検定 *** $p < 0.001$ ** $p < 0.01$ * $p < 0.05$
注) 上段は該当数、下段は割合(%)

6. 希望する職種と業種

(1) 職種・全体

卒業後の就職に際して希望する職種を尋ねたところ、上位は①「営業、事務、企画系」（21.7%）、②「技術系（建築、土木）」（18.7%）、③「クリエイティブ系」（12.6%）、④「サービス、販売系」（8.5%）、⑤「専門職系（コンサルタント、金融、不動産）」（4.4%）の順であった。

表18 希望する職種

単一回答	該当数	%
1 営業、事務、企画系	128	21.7
2 技術系(建築、土木)	110	18.7
3 クリエイティブ系	74	12.6
4 サービス、販売系	50	8.5
5 専門職系(コンサルタント、金融、不動産)	26	4.4
6 技術系(ソフトウェア、ネットワーク)	20	3.4
7 技術系(電気、電子、機械)	20	3.4
8 技術系(素材、食品、メディカル)	8	1.4
9 その他(教師、公務員など)	51	8.7
10 不明	102	17.3
合計	589	100.0

(2) 職種・男女別

男女別にみると、女子「クリエイティブ系」(22.3%)、「サービス、販売系」(13.1%)で、男子(それぞれ9.6%、7.0%)を統計的に有意に上回っている。

表19 希望する職種(男女別)

	①営業、 事務、企 画系	②技術系 (建築、土 木)	③クリエイ ティブ系	④サービ ス、販売 系	⑤専門職 系(コンサル タント、 金融、不 動産)	⑥技術系 (ソフトウェ ア、ネット ワーク)	⑦技術系 (電気、電 子、機械)	⑧技術系 (素材、食 品、メディ カル)	⑨その他 (教師、公 務員など)	⑩不明
①男性	102 21.7	89 18.9	45 9.6	33 7.0	23 4.9	18 3.8	19 4.0	4 0.8	40 8.5	88 18.7
②女性	26 20.0	21 16.2	29 22.3	17 13.1	3 2.3	2 1.5	1 0.8	4 3.1	11 8.5	14 10.6
合計	128 21.3	110 18.3	74 12.3	50 8.3	26 4.3	20 3.3	20 3.3	8 1.3	51 8.5	102 17.0
検定 ¹⁾	***	***	***	*				*		*

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05
注)上段は該当数、下段は割合(%)

(3) 職種・学科別

学科別の特徴が顕著である。建築学科は、「技術系(建築、土木)」(63.5%)が多く、「営業、事務、企画系」(7.5%)、「サービス、販売系」(1.3%)が少ない。デザイン学科は、「クリエイティブ系」(40.9%)が多く、総合経営学科は、「営業、事務、企画系」(34.3%)が多い。

表20 希望する職種(学科別)

	①営業、 事務、企 画系	②技術系 (建築、土 木)	③クリエイ ティブ系	④サービ ス、販売 系	⑤専門職 系(コンサル タント、 金融、不 動産)	⑥技術系 (ソフトウェ ア、ネット ワーク)	⑦技術系 (電気、電 子、機械)	⑧技術系 (素材、食 品、メディ カル)	⑨その他 (教師、公 務員など)	⑩不明
①建築学科	12 7.5	101 63.5	4 2.5	2 1.3	4 2.5	3 1.9	4 2.5	4 2.5	11 6.9	11 6.9
②デザイン学科	19 11.9	6 3.8	65 40.9	17 10.7	4 2.5	8 5.0	2 1.3	2 1.3	8 5.0	29 18.2
③総合経営学科	97 34.3	3 1.1	5 1.8	31 11.0	18 6.4	9 3.2	14 4.9	2 0.7	32 11.3	62 21.9
合計	128 21.3	110 18.3	74 12.3	50 8.3	26 4.3	20 3.3	20 3.3	8 1.3	51 8.5	102 17.0
検定 ¹⁾	***	***	***	***	*				*	***

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05
注)上段は該当数、下段は割合(%)

(4) 業種・全体

希望する業種を尋ねたところ、上位は①「製造業」(25.6%)、②「商業」(17.2%)、③「公務員」(11.8%)、④「サービス業」(11.1%)、⑤「不動産業」(6.1%)の順であった。

表21 希望する業種

	単一回答	該当数	%
1	製造業	146	25.6
2	商業	98	17.2
3	公務員	67	11.8
4	サービス業	63	11.1
5	不動産業	35	6.1
6	教員	22	3.9
7	運輸・情報通信業	15	2.6
8	電気・ガス業	14	2.5
9	金融・保険業	13	2.3
10	医療・福祉	10	1.8
11	その他	87	15.3
	合計	570	100.0

(5) 業種・学科別

学科別にみると、建築学科は、「製造業」(30.8%)、「不動産業」(17.6%)、デザイン学科は、「製造業」(29.6%)、「サービス業」(16.4%)が多い。一方、総合経営学科は、「商業」(21.9%)が多いのが特徴である。

表22 希望する業種(男女別)

	①製造業	②商業	③公務員	④サービ ス業	⑤不動産 業	⑥教員	⑦運輸・ 情報通信 業	⑧電気・ガ ス業	⑨金融・ 保険業	⑩医療・ 福祉	⑪その他
①男性	119 25.3	70 14.9	56 11.9	44 9.3	30 6.4	15 3.2	13 2.8	13 2.8	11 2.3	7 1.5	70 14.9
②女性	27 20.8	28 21.5	11 8.5	19 14.6	5 3.8	7 5.4	2 1.5	2 0.8	1 1.5	2 2.3	17 13.1
合計	146 24.3	98 16.3	67 11.1	63 10.5	35 5.8	22 3.7	15 2.5	14 2.3	13 2.2	10 1.7	87 14.5
検定 ¹⁾											

1)χ²検定 *** p<0.001 ** p<0.01 * p<0.05
注)上段は該当数、下段は割合(%)

（６）業種・出身地別

出身地別の特徴をみると、中国人留学生の約４割が「商業」（37.1％）を希望している。

表23 希望する業種(学科別)

	①製造業	②商業	③公務員	④サービス業	⑤不動産業	⑥教員	⑦運輸・情報通信業	⑧電気・ガス業	⑨金融・保険業	⑩医療・福祉	⑪その他
①建築学科	49 30.8	12 7.5	21 13.2	3 1.9	28 17.6	6 3.8	0 0.0	2 1.3	0 0.0	2 1.3	23 14.5
②デザイン学科	47 29.6	24 15.1	14 8.8	26 16.4	0 0.0	7 4.4	2 1.3	0 0.0	0 0.0	2 1.3	29 18.2
③総合経営学科	50 17.7	62 21.9	32 11.3	34 12.0	7 2.5	9 3.2	13 4.6	12 4.2	13 4.6	6 2.1	35 12.4
合計	146 24.3	98 16.3	67 11.1	63 10.5	35 5.8	22 3.7	15 2.5	14 2.3	13 2.2	10 1.7	87 14.5
検定 ¹⁾	**	**	**	**	**		**	**	**		

1) χ^2 検定 *** $p<0.001$ ** $p<0.01$ * $p<0.05$

注) 上段は該当数、下段は割合(%)

Ⅲ. まとめ

アンケートの結果、建築学科の学生は、専門分野を生かし、「仕事のやりがい」を重視し、デザイン学科の学生は、「収入や職場環境面での安定」を重視している。一方、総合経営学科の学生は、「高収入など社会的な成功」を重視しているなど学科ごとの特徴が明らかとなった。各学科学生が重視する項目をかなえられるよう就職指導を徹底することで卒業生の満足度を向上させると同時に、その就職実績をアピールすることが入口での新入生獲得につながると考えられる。

また、岡崎市内で働きたい理由の上位５位は、①「岡崎市が好き」、②「都会になじめない」、③「親の世話をする」、④「友人がいる」、⑤「親の後を継ぐ」の順となった。

女子は「都会になじめない」、「友人がいる」を理由としてあげる２項目で統計的に有意に男子を上回っている。一方、男子は「親の後を継ぐ」、「マイホームを持ちやすい」、「歴史がある」を女子よりも多くあげている。岡崎市内で働きたいと回答した学生のうち、市内出身者が過半数を占めるなか、岡崎市、名古屋市以外の愛知県内出身者も多いことがわかった。このことから、地元に着目のある岡崎市内の女子生徒や、卒業後に岡崎市内に定住する希望のある男子生徒をターゲットとするため、岡崎市、名古屋市以外の愛知県内の生徒に対する学生募集に注力することが効果的と考えられる。愛知産業大学教職員が一致団結して「入口の入学」と「出口の就職」の両方を一層充実させていく必要がある。

参考文献

奥田真之「大学の経営戦略としての地域連携に関する研究－岡崎市内の大学を事例として－」『地域活性化研究（岡崎大学懇話会）』第16号、pp.13-21、2017年

小林英嗣『地域と大学の共創まちづくり』学芸出版会、2008年

明治大学商学部『社会に飛び出す学生たち－地域・産学連携の文系モデル－』同文館出版、2011年

吉田健太郎『地域再生と文系産学連携－ソーシャル・キャピタル形成にむけた実態と検証－』同友館、2014年

女性の働き方と ワーク・ライフ・バランスシステムの構築

草田 清章
(愛知産業大学准教授)

A Study for Constructing a New System that Supports Female Work Culture and Work-Life Balance

Kiyoaki KUSADA

→要旨

女性の働き方については、女性の働き方におけるワーク・ライフ・バランス支援として、多くの研究対象とされてきた。現在、わが国が直面している多くの問題の背景に働き方があるからであろう。本稿では、女性の働き方に着目し、組織のWIN、個人のWINを実現するためのワーク・ライフ・バランスシステムの構築が、組織と個人とのマッチングに対してもつ意味について考察する。

→キーワード

- ・ 組織と個人
- ・ 働き方
- ・ マッチングへの架橋

I. はじめに

女性の働き方については、女性の働き方におけるワーク・ライフ・バランス支援として、多くの研究対象とされてきた。少子化問題や子育て期の長時間労働、正社員と非正規社員の処遇問題など、現在、わが国が直面している多くの問題の背景に「働き方」があるからであろう。筆者の前任校の学生の多くは働く女性であった。皆、旺盛な学習意欲を示し、自分らしい働き方・生き方を模索していた。しかし、働く女性が修学を決意し、継続していくためには、仕事と生活の両面において解決しなければならない問題も多い。常に話題となるのは、働く女性、母、そして妻の役割を果たすことを可能とする働き方が、いかに困難を伴うかである。役割のバランスを優先させた働き方を求めることにより、正社員とは異なる雇用形態となることによる賃金格差や不安定な雇用条件を受け入れざるを得ない場合もある。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（2007）では、性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保された社会を目指すべきとしている。それは、組織と個人との関係を抜本的に見直し、組織のWIN、個人のWINを再構築した働き方を推進していくことでもある。そこで、本稿では、組織のWIN、個人のWINを実現するためのワーク・ライフ・バランスシステムの構築が組織と個人とのマッチングに対してもつ意味について考察する。

II. キャリアの入口における躓き

組織と個人とのマッチングに関して、初期キャリア¹⁾の確立がどのように成し遂げられたかは、その後のキャリア形成に影響する。「たいていの人は、ときにはほとんど洞察なしに、また、ときには自分自身の欲求と才能のいくらかを犠牲にしてではあるが、キャリアの初期部分を切り抜けて何らかの進路に落ち着くものである」²⁾。しかし、若者の就労については、学校から職業への移行が必ずしも円滑に行われていない状況にある。若者の職業能力蓄積不足・不安定就労の増大は、中・長期的な競争力の低下、社会保障システムの脆弱化などの社会不安の増大につながる危険性があるが、これら若者の雇用・就業の現状は、学校から職業への移行過程であるキャリアの入口における躓きによるものではないだろうか。躓きの第1の要因は、環境にある。これまでのわが国は、長期雇用を前提に企業内訓練により熟練労働者に育てる職業教育・訓練が大勢を占めてきた。しかし、今後はコア人材すなわち長期雇用蓄積型³⁾のみに限定し、育成から距離をおこうとする傾向が強まっているように感じられる。従来、企業ではストック型すなわち長期継続雇用や年功序列型賃金体系等の雇用管理が行われ、個人も長期の勤続を前提として内部昇進、企業内のキャリア形成に対応してきた。しかし、最近の情報通信技術の急速な進歩、経済の低成長・サービス化・ソフト化・国際化等の進展により、多くの企業がフロー型の雇用管理へとシフトしつつある。また、個人も、自らのキャリア形成を目指して自己啓発を行う者が増えてきており、これまでの企業と働く者との安定的・一体的関係にも変化が見受けられる。従来の雇用管理においては、企業は長期継続雇用を前提とした採用を実施するが、個

人に全人格的なまでの忠誠心を求めた。個人も就社意識で企業とともに生きる姿勢をもつが、企業に頼っていれば自分自身はもとより家族も含め、その生涯を保証してくれるという企業への依存が存在した。しかし、今後、企業は調整可能な労働力入手の最適ミックスであるジャスト・イン・タイム雇用の実現を目指し、一方個人も自律意識⁴⁾をもち、多様な働き方⁵⁾の実現のため、最適な企業を選択するという関係が予想される。

本田（2003）は、学校教育と職業を架橋する方策について、2つに大別し、第1は、職業の世界で効力をもつ職業能力や職業資格を学校教育の中で若年者に身につけさせる方策、第2は、企業などの組織が若年者の移行に深く関与し援助する方策としている⁶⁾。そして、この2種類の方策の強弱を二軸として代表的な国を配置しているが、わが国の特徴は、学校教育における職業能力や職業資格の形成が弱体である代わりに学校と企業との連携が強力であり、組織の関与、すなわち企業内訓練による組織の強い関与が若年者の学校から職業への移行を下支えする機能をはたしていたと考えられる。長期雇用・非流動化を前提とし、長期における企業内特殊的なスキル⁷⁾の形成により、高い生産性を維持してきたのである。しかし、人材ニーズの多様化・高度化、雇用の流動化などは、企業内特殊的なスキルの不確実性を高める。よって、企業内訓練による投資効果が低下する可能性があるため、現在、企業は能力開発の主体を企業から個人へと移行しつつあると考えられる。

躰きの第2は、若者個人の内的要因にある。内的要因を、組織と個人との心理的距離を測る概念として用いられてきた組織コミットメント（organizational commitment）により考察したい。田尾は、メイヤーとアレン（Meyer, J.P. & Allen, N.J.）の開発した要素である感情的要素（affective）存続的要素（continuance）規範的要素（normative）を基にした分析で、「愛着要素」（会社への情緒的な愛着）「内在化要素」（会社の価値と自分の価値との一致）「規範的（日本的）要素」（周囲の目、世間体）、「存続的要素」（退職によるコスト）の4因子に分類している⁸⁾。この4因子をもとに若年層の自発的な離職行動を考察すると、内在化要素が低下する時期と自発的失業者の割合が高まる時期とがほぼ一致する。これは、入社前のイメージによる会社への愛着が入社後の現実（リアリティ・ショック）により内在化へと移行する前に裏切られる形で自分の価値観から離れてしまうことにより、組織との同一化とそれに伴う愛着が小さくなってしまう結果、組織にとどまる要因が、他の2要素（規範的要素・存続的要素）へと進んでしまう。そして、それら2要素に拘束されない若者たちは自発的な離職行動へと進んでしまうと考えられる。また、組織メンバーとしての時間の経過により「ほとんどの管理者は人員や資金の配分をめぐる議論において自分の部署の存在意義を正当化しなければならないが、そうした議論の副産物として生まれるコミットメントのため自分の世界観を疑ったり、否定することができにくくなる」⁹⁾前に、若者たちは自ら組織を離脱する道を選んだのかも知れない。

学校から職業への移行過程における組織の強い関与が失われつつある現在、教育機関、産業界、政府・地方公共団体などが相互に連携を強化した対策が急がれる。

Ⅲ．組織と個人とのマッチング

それでは、組織と個人とのマッチングとは何であろうか。「そもそも、日本の社会は、新入社員に高い能力や技術を必ずしも求めてはこなかった。高校や大学を出たばかりの新規

学卒者に対して社会が求めたのは、協調性や柔軟性などの人間性にかかわる部分で、重要なのは、その社員が将来においてどれだけ成長する潜在的能力があるかであった。労働者の職業能力は、入社後OJT（職場内訓練）によって向上させるので、新規学卒者にどれだけの職業能力があるかは、採用の段階では会社にとってどうでもよかった¹⁰⁾のであろう。また、いわゆる経済人にとって組織とは「純粋に彼の手段となるものである。彼の満足は、その集団の活動自体から生ずるものではなく、その活動に対して彼に支払われる外的な報酬によって得られるのである。彼が雇用者の権限をすすんで認めようとする理由は、彼が給料さえ得ているかぎり、彼がその組織で行っている活動がいかなるものであるかは彼にとって“たいしたこと”ではない」¹¹⁾であろう。「オーガニゼーションマンは、野蛮な個人主義に陥ることなく、高望みせず悪くない給料とまづまづの年金、そして自分と限りなくよく似た人たちの住む快適な地域社会に、そこそこの家を与えてくれる仕事に就こうとする」¹²⁾ものでもある。

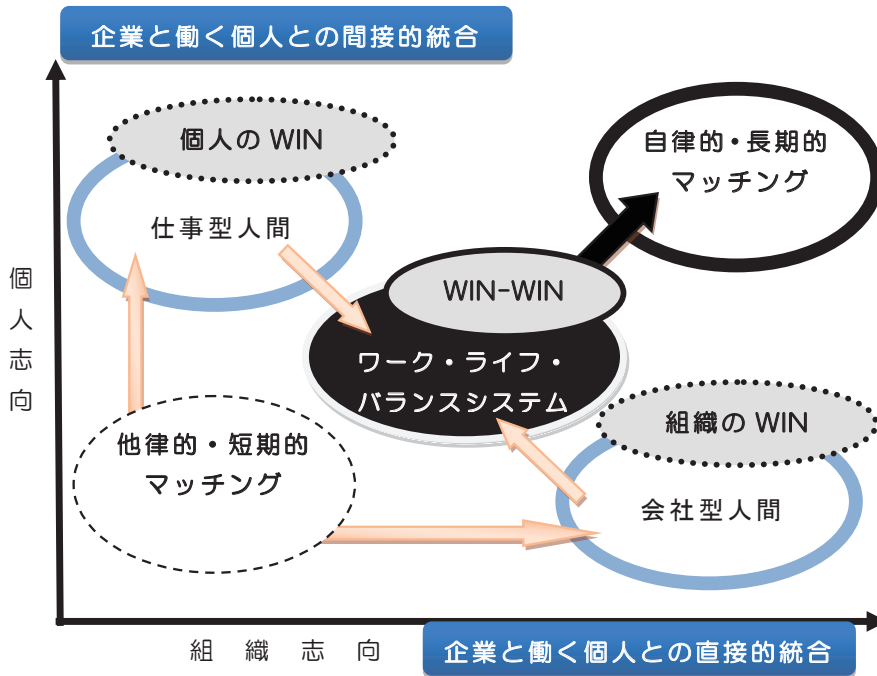
しかし、現在、「ヒトと仕事のマッチングは、必ずヒトが仕事に対して移動するという形で行われる。従ってキャリア形成は、労働市場における需給のマッチングという重要な役割を果たしている」¹³⁾ことは確かである。（一方、自分のキャリアは自分でデザインしていくということが一般的になった状況が、「結果として安定を求めるというパラドキシカルな結果を生み出している」¹⁴⁾ことや「自分らしく生きるとは、自らの特性を重視すると同時に、社会の接点をもちつつ『自分づくり』をすることでもあるが、この点が良く理解されていない」¹⁵⁾ことも否めない。同時に、自分探し症候群を産む危険性もはらんでいる。「天職や適職というものは、目の前の仕事にひたむきに全力投球しているうちに自然に見出すもの。あらかじめ存在するものでなく、少しずつ形成されていくもの」¹⁶⁾かもしれない。）さらに、キャリア開発の自己責任化（どのような仕事をしていくのか、またどのような能力を身につけるのか、そしてどのような働き方をするのかを自分でデザインし実現すること）のもと、自律的な働き方がクローズ・アップされている。この自律的な働き方の実現が組織と個人との長期的なマッチングを可能なものとするのである。

そして、組織と個人がWin-Winの関係を構築する条件、それは、調和過程（Matching Processes）が最適に作動することである。ここでは、組織と個人との調和課程が最適に作動するための枠組みを規定する要因について検討したい。最適に作動するための枠組みを規定する要因の第一は、「組織からの誘因」である。組織への関与は個人の行動に制約を加えることを意味する。また、個人は生まれながらにして組織に参加しているわけではないため、個人が組織へ参加するか否かは、個人の意思に委ねられる。よって、組織は個人に参加意欲を生じさせ、かつ高めるだけの利点、すなわち誘因がなければならない。「誘因が適当でなければ組織は解体するか、組織目的を変更するか、あるいは協働が失敗することとなる。したがって、あらゆる種類の組織において適当な誘因を提供することが、その存続上最も強調されなければならない」¹⁷⁾のである。そして、誘因は、非物的な誘因が重要であるとともに、それは社会的欲求および自我の欲求がカギとなる。物的誘因とは、貢献に対する金銭的・物質的な報酬である。金銭的報酬は、多くの者にとり魅力がある存在であるとともに、「与える量について自由度が高い、可逆性が高い、本来のカネがもっている意味以外のメッセージを獲得する」¹⁸⁾などの有利な特徴を持っていることも確かである。

しかし、次の問題点がある。人間が基本的に社会的欲求によって動機づけられ、仲間との関係を通して基本的な一体感を持つことを考えれば、「仕事のための組織においては、集団と個人との調和が重要な意味をもつ」¹⁹⁾ことは当然であろう。「人をカネで動かせる部分はむしろ意外に少ない（中略）カネだけのためならとても割が合わない行動が組織行動の多くを形成する」²⁰⁾からである。「社員中心の組織では金銭を主なモチベーターとしていない。（中略）社員にとってお金は重要であり、行動の強力な推進力になり得ることを理解している。だからかえって、金銭的な刺激の使い方が慎重」²¹⁾なのである。また、アージリス（Argyris, 1957）は、個人の成熟度が増すにつれ、命令の連鎖が下部にいくにつれ、命令的リーダーシップが増大するにつれ、仕事がさらに一層専門化されるにつれ、伝統的な公式的原則が正確に用いられるにつれて組織の混乱はその度合を強める傾向があることを指摘している。「健全な個人」であればあるほど個人と組織との不適合は増すことになるのである²²⁾。このように、高度に組織化された職務は個人の自律性を制限してしまう。したがって、誘因提供の方法を考える場合、「心理的な興奮や達成の喜び、仕事の目標設定などにおける自律性やチャレンジ」²³⁾が重要となる。また、変化への配慮も必要となる。「ひとは、変化を恐れ、同時に変化を好む。（中略）なぜ変化を恐れ、好むという微妙なことになるのか。それは変化が一方で人を興奮させる刺激である半面、他方で環境の変化こそが主たるストレス（ストレスの原因）」²⁴⁾でもあるからである。よって、誘因提供の方法を考える場合、自律性とチャレンジを喚起する手段をとるとともに変化への配慮が必要になる。また、「自律を促せば促すほど、人は不安に陥り、その自由や自立を有効に活用するのではなく、その不安を取り除くために、体制に対して依存的になってしまう」²⁵⁾こともあるため、適切な方法と手続きにより、リスクを知らせ、それを理解させることが第二の規定要因である「自律した働き方」を生むことになるのである。それでは、自律的な働き方とはどのようなものであろうか。

今まで個人の自律性が制約されていた大きな理由は、「外部労働市場が発達しておらず、また解雇権が制約されているため、雇用の流動性が低いところにある。企業としては従業員を容易に解雇できない以上、そのときどきの需要に応じた要員配置を行うため、たとえ本人の意思に反してでも職種転換や異動を頻繁に行わなければならない。従業員もまた、転職の機会が閉ざされている以上、専門的なキャリア形成や得意な仕事の継続よりも雇用の保障を優先」²⁶⁾せざるを得なかったことにある。働き方の自律性について、本多（2007）は、仕事方法自律性と就業時刻自律性の2つの尺度について検討している²⁷⁾。また、田尾（1991）は、① 権限委譲に伴う自律性 ② 専門的な知識や技術に由来する自律性 ③ 自然発生的な自律性の3つに構造区分している²⁸⁾。しかし、「そこで認められてきた自律性は、組織の目的を達成する過程において発揮される自律性であり、これは仕事と生活との境界の内側だけー仕事の領域だけーで発揮される」²⁹⁾ものである。しかし、働く個人は、仕事以外の生活領域をも生きている。したがって、ワーク・ライフ・バランスシステムの構築（仕事と生活の調和がとれた働き方の実現）が、真の働き方の自律性に結び付く。それは、組織と個人との関係を抜本的に見直し、組織のWIN、個人のWINを再構築した働き方を推進していくことでもある。よって、ワーク・ライフ・バランスシステムの構築が、短期的マッチングと長期的マッチングを架橋する機能を果たすのである（図表1）。

〔図表-1〕 自律的・長期的マッチングへの架橋



出所：筆者作成

IV. おわりに

本稿では、女性の働き方に着目し、組織と個人とのマッチングの意味を探った。そして、マッチング・プロセスを支援するためのワーク・ライフ・バランスシステムの構築について検討した。

個人が組織の中心であり、主体であるとした指摘は多くある。「個人はつねに組織における基本的な戦略的要因」³⁰⁾ であるとともに、「資源としてならば、人を利用することはできる。しかし、人格をもつ存在としての人は、本人だけが利用することができる。これが、人と他の資源との間の、最大にして究極の相違」³¹⁾ だからであろう。しかし、働き方の決定において重要な役割を担うのが、企業の支援である。企業にとって支援制度の展開はコストを伴うため、その重要性を理解できても、それを推進するコストに見合った効果が期待できない限り積極的な実施には結びつかない³²⁾。また、支援は、運用のあり方によっては、性別役割を固定化するものとなる。つまり、「女性が子育てを担い、かつ、仕事を継続できる環境を整備することだけになりかねない。企業における子育てと仕事のワーク・ライフ・バランス策が充実しても、男性の働き方が変わらなかったり、女性の職域拡大が行われなかったりする場合には、そうした状況を招きかねないことにも注意を要する」³³⁾ ことも確かである。ワーク・ライフ・バランスの実現が、「働きやすさ」にあたり、「働きがい」には該当しないことを企業が導入しない理由としているとの指摘もある³⁴⁾。また、現在の企業内職能等級の上昇要件として、勤務年数を要件としている企業が多いことから、

育児休業の取得は、「キャリアの中断」を意味することにもなる。したがって、企業は従業員が求める「ライフ」の多様性³⁵⁾を把握し、より柔軟で多様な働き方を導入することが必要となるであろう³⁶⁾。しかし、個人もまた、企業に依存することなく自律意識をもたねばならない。今後は、雇用そのものの保証から就業可能性（employability）の保証をめざしたものに、よりシフトしていくものと思われる。「従業員はこれまで以上に自覚と自己研鑽をもとめられる。これは、個人の側からすれば結果に対して責任を負うことであり、決して個人尊重という耳に心地よい言葉ではない」³⁷⁾であろう。そして、「限りある貴重な人材が、意欲をもって仕事に取り組み、自らの能力を高め、その力を存分に発揮していくことは、一人ひとりの職業生活の充実とともに、資源の乏しい我が国における企業や社会全体の活性化にとって不可欠」³⁸⁾である。そのためには、組織と個人とのマッチングが最も重要な手段となる。今後も女性の働き方に着目しつつ、ワーク・ライフ・バランスシステムの構築が組織と個人とのマッチングに対してもつ意味について、変化と普遍性の観点から探求していきたい。

註

¹⁾ キャリアの概念について、本稿では、組織と個人との関係を論ずることから「組織内において、ある一定期間に個人が経験する職務内容、役割、地位、身分などの変化の一連の系列」（若林満・松原敏浩（1998）『組織心理学』p.231 福村出版）とする。

²⁾ Schein, E. H. (1978) *Career Dynamics: Matching individual and organizational needs*. Addison Wesley. (二村敏子・三善勝代 訳『キャリア・ダイナミクス』p.200 白桃書房 1991年)

³⁾ 日経連は、1995年日本的経営システムの今後のあり方を提唱した。ここで提唱された雇用形態は、①「長期蓄積能力活用型」（長期継続雇用に立ち、能力開発はOJTを中心とし、Off・JT、自己啓発を包括して積極的に行なうタイプ）②「高度専門能力活用型」（必ずしも長期雇用を前提とせず、能力開発もOff・JTを中心とし、自己啓発の支援を図るタイプ）③「雇用柔軟型」（長期雇用を前提とせず、能力開発は必要に応じて実施するタイプ）の3形態であるが、雇用形態をはじめ、賃金の支払い方法、昇進・昇格の基準などにおいて従来の雇用スタイルの適用を受けるのは、「長期蓄積能力活用型」に限定した方向が打ち出されている（日経連（1995）『新時代の「日本的経営」』pp.32-33）。なお、現在、圧倒的に拡大しているのは「雇用柔軟型」である。また、2002年には、これら3形態を経営実態に即してもっとも効果的に組み合わせる「雇用ポートフォリオ」を提唱し、労働者の働き方の選択肢を増やすとともに、企業経営の効率化と人件費抑制を両立させ、さらには雇用の創出につなげるためにも一層推進されていくであろうことを指摘している（日経連（2002）『成果主義時代の賃金システムの在り方ー多立型賃金体系に向けてー』pp.6-7）。

- 4) 自律意識について、本稿では、「自立型は個人の意識が先に立ち、全体の中で個人を見るという、広い視野は存在しない。これに対して、自律型とは組織全体のバランスの中で自分の自己実現を調整し、場合によっては自らを律し、他者の自己実現とのバランスを考えたうえで、長期的に見た自分のライフプランとキャリアプランの中で、自分の考え方を修正、調整できる人材を意味する」(花田光世 (1998)「情報ネットワーク型組織と人事システム」『日本労働研究雑誌』 №458 p.34 日本労働研究機構)との認識に立つ。
- 5) 多様化の区分について塚本は、次のように分類している。① 職業および職場の多様化(サービス市場の多様化による多様な職場と労働力活用による多様化) ② 雇用形態の多様化(日経連 (1995)が提唱した長期蓄積能力活用型・高度専門能力活用型・雇用柔軟型の3形態による多様化) ③ 勤務形態の多様化(情報技術の進展による勤務時間と勤務場所の弾力化による多様化) ④ 就業者属性の多様化(職種と就業者の諸属性 一性別、年齢、学歴、職歴、国籍などーの組み合わせによる多様化)(塚本 成美 (2003)雇用多様化の社会的帰結 ー雇用問題の経営社会学的考察ー)『日本経営学会誌』第10号 pp.85-87)。
- 6) 本田由紀 (2003)「第7章 若年労働市場」『雇用・就労変革の人的資源管理』中央経済社 pp.148-150.
- 7) 企業内特殊なスキルについて守島は、「企業のもつ技術、戦略、市場、顧客、歴史的経緯などのコンテキストの中に置かれてはじめて付加価値を生むタイプのスキルや能力である。したがって、労働者の側にあたれば、他の企業では技術や戦略などとの適合が起こらないために、付加価値をうまない。そのため、企業にとっては育成にかかわる投資をした労働者が他の企業に逃げられる心配が少ないために、企業の人材育成投資を活発にするタイプの技能やスキルでもある。」としている(守島基博 (2001)「内部労働市場論に基づく21世紀型人材マネジメントモデルの概要」『組織科学』Vol.34 No.4、pp.40-41)。
- 8) 田尾雅夫 (1997)『会社人間の研究 ー組織コミットメントの理論と実際ー』京都大学学術出版会 pp.283-284.
- 9) Weick, Karl E. (1979) *Social Psychology of Organizing* Publisher: McGraw-Hill College Published. (遠田雄志 訳『組織化の社会心理学』p.294 文眞堂 1997年)
- 10) 大内伸哉 (2007)『雇用社会25の疑問』弘文堂 p.238.
- 11) Simon, Herbert A. (1957) *Models of Man*, John Wiley & Sons. (宮沢光一 訳『人間行動のモデル』同文館 p.317 1970年)
- 12) Daniel H. Pink. (2001) *FREE AGENT NATION The Future of Working for Yourself*, Warner Books, Inc. (玄田有史・池村千秋 訳『フリーエージェント社会の到来 ー「雇われない生き方」は何を変えるか ー』ダイヤモンド社 p.7 2002年)
- 13) 八代充史 (1999)「ホワイトカラーのキャリア形成と異動の力学」『組織科学』Vol.33 No.2、p.47.
- 14) 鈴木竜太 (2007)『自律する組織人ー組織コミットメントとキャリア論からの展望ー』p.142 生産性出版.
- 15) 笹川孝一 (2004)『生涯学習社会とキャリアデザイン』p.4 法政大学出版局.
- 16) 高原慶一郎 (2006)『理屈はいつも死んでいる』p.73 サンマーク出版.
- 17) Barnard, Chester I. (1938) *The Functions of the Executive*, Harvard Univ. Pres. (山本安次郎・田杉 競・飯野春樹 訳『新訳 経営者の役割』p.145 ダイヤモンド社 1968年)
- 18) 守島基博 (2004)『人材マネジメント』pp.111-112 日本経済新聞社.
- 19) Drucker, Peter F. (1954) *The Practice of Management*, Harper & Row, Publishers. (上田惇生 訳『新訳 現代の経営 下』p.120 ダイヤモンド社 1996年)
- 20) 辻村宏和 (1995)『組織化技能への接近 ー経営組織論の実学性ー』p.87 成文堂.
- 21) O'Reilly, Charles A. /Pfeffer, Jeffrey. (2000) *Hidden Value : How Great Companies Achieve Extraordinary Results With Ordinary People.*, Harvard Business School Pr Published. (長谷川喜一郎 監修/廣田里子、有

賀裕子 訳『隠れた人材価値 ―高業績を続ける組織の秘密―』p.354 翔泳社 2003年)

²²⁾ Argyris, Chris (1957) *Personality and Organizations*, Harper & Row, Publishers. (伊吹山太郎・中村 実訳『新訳 組織とパーソナリティ―システムと個人との葛藤』pp.344-346 (社) 日本能率協会 1969年)

²³⁾ 守島基博 (2002)「知的創造と人材マネジメント」『組織科学』Vol.36 No.1 p.46.

²⁴⁾ 金井壽宏 (1996)「企業に変化を起こしたいと思っているあなたに」金井壽宏・米倉誠一郎・沼上幹『創造するミドル―生き方とキャリアを考えつづけるために―』pp.262-263 有斐閣.

²⁵⁾ 鈴木竜太 (2007) 前掲書 p.143.

²⁶⁾ 太田肇 (2008)『日本の人事管理論 ―組織と個人の新しい関係―』p.11 中央経済社.

²⁷⁾ 本多則恵 (2007)『働き方の多様化とセーフティネット』pp.74-75 労働政策研究・研修機構.

²⁸⁾ 田尾雅夫 (1991)『組織の心理学』pp.109-110 有斐閣.

²⁹⁾ 森田雅也 (2009)「仕事生活の調和がとれた働き方―境界決定自律性という観点から―」『日本企業のイノベーション』日本経営学会編.

³⁰⁾ Barnard, Chester I. (1938) *The Functions of the Executive*, Harvard Univ. Press. (前掲訳書 pp.145-146)

³¹⁾ Drucker, Peter F. (1954) *The Practice of Management*, Harper & Row, Publishers (前掲訳書 p.116)

³²⁾ 支援制度の導入と企業業績との関係については、支援制度を単独で導入した場合、企業業績は悪化するが、女性が能力発揮できる環境を整備するなどの「均等施策」を同時に導入した場合には導入後の業績が高まったことが明らかとなっている (阿部正浩・黒澤昌子 (2008)「企業業績への影響」『人を活かす企業が伸びる―人事戦略としてのワーク・ライフ・バランス―』勁草書房 pp.122-129) .

また、男女共同参画会議「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に関する専門調査会 (2009)」においては、企業が仕事と生活の調和に取り組むことによるメリットとして、次のものをあげている。①従業員の定着・離職率の低下 ②優秀な人材の確保 ③多様性に富む従業員の確保・定着 ④従業員の満足度や仕事への意欲、企業へのロイヤリティの向上 ⑤従業員の心身の健康の保持増進 ⑥従業員の生活者としての視点や創造性、時間管理能力の向上 ⑦部下や同僚従業員の能力の向上 ⑧コスト削減 ⑨生産性や売り上げの向上 ⑩企業イメージや評価の向上.

³³⁾ 佐藤博樹・武石恵美子 (2011)『ワーク・ライフ・バランスと働き方改革』勁草書房 p.16.

³⁴⁾ 守島基晴 (2010)『人材の複雑方程式』p.141 日本経済新聞社.

守島は、ハーズバーグ (F. Herzberg) の2要因理論を引用し、ワーク・ライフ・バランスが、「働きやすさ」にあたり、「働きがい」には該当しないことを企業が導入しない理由としているが、ハーズバーグは、優れた仕事へと動機付ける上で有効なものを意欲要因 (motivators)、不満を予防する働きはあるが仕事意欲には直接結びつかないものを衛生要因 (hygiene factors) としている (*MANAGEMENT OF ORGANIZATIONAL BEHAVIOR* (1996) p.78. 訳書『行動科学の展開』pp.76-77 生産性出版 2000年)。

³⁵⁾ ライフの概念について渡辺は、「職業生活」(職業生活における自己実現を重視→職務充実、目標管理など)→「職業生活+家庭生活」(職業生活と家庭生活の両立→育児介護休業制度、短時間勤務制など)→「職業生活+家庭生活+社会生活」(社会貢献・地域社会生活も重視→仕事と町内活動の両立、仕事と子供の学校行事の両立)→「職業生活+家庭生活+社会生活+自分生活」(一人ひとりの自分生活も重視→仕事と夜間大学院通学の両立、仕事と長期海外留学との両立など)としており、「職業生活+家庭生活+社会生活+自分生活」における個人の拡大・拡張した成長欲求・自己実現欲求の充足を通して、個々人の勤労意欲・生活意欲を確保して企業への貢献を獲得する必要があるとしている (渡辺峻 (2010)「HRM研究の観点からみたワーク・ライフ・バランス」『日本労働研究雑誌』No.599 日本労働研究機構 pp.37-39) .

また、ライフは過労死問題やメンタルヘルスの問題が現実に行っていることから、生活の前に「生命」と考えるべきではないか、また、ライフのかなには、「新しい生命」という意味も織り込まれており、仕事と新しい生命を生み育てていくことのバランスが必要であるとの指摘もある（山口一男・樋口美雄（2008）『論争 日本のワーク・ライフ・バランス』日本経済新聞社 pp.36-37）。

³⁶⁾ これは、主に次の3つの領域に関する制度・プログラムが中心となる。① 就業形態の柔軟化に関連するもの（フレックスタイム、時短勤務、残業のない職群の設置、半日有給休暇制度など）② 働く場所の柔軟化（在宅勤務、病気時の自宅勤務制など）③ 出産・育児・介護支援に関連する制度やプログラム（育児休暇制度、産休制度、産休後の職場復帰支援、介護休業制度、ベビーシッター制度など）（有村貞則（2007）『ダイバーシティー・マネジメントの研究』文真堂 pp.179-180）。

³⁷⁾ 八代充史（1999）「ホワイトカラーのキャリア形成と異動の力学」『組織科学』 Vol.33 No.2 p.54.

³⁸⁾ 『労働経済白書』（2008）厚生労働省。

新・中学校英語教科書の記述内容の比較・分析

各務 行雅
(愛知産業大学准教授)

A Compararative Analysis of the Descriptions in New Junior High School English Textbooks

Yukimasa KAGAMI

→要旨

2016年度より新・中学校英語教科書が改訂されて、今年度で2年目を迎える。前拙稿では、改訂前の中学校英語教科書の記述内容、とりわけ文法項目についての比較・分析を行い、さまざまな問題点を指摘した。果たして、新・中学校英語教科書はどのように改訂されたのであろうか。

本稿では、昨年度に全6社から出版された新・中学校英語教科書の記述内容に関して、特に自然な英語が使われているのか、不自然な英語が使われているのかの視点から、英語教科書の記述内容項目について比較・分析を行い、学習主体者である中学生にとって性格でわかりやすい記述を考察する。

→キーワード

- ・新中学校英語教科書
- ・中学校英語文法
- ・自然な英語と不自然な英語
- ・New Junior High School English Textbooks in Japan
- ・Junior High School English Grammar
- ・Natural English and unnatural English

I. はじめに（テーマ設定の理由と目的）

最近、中学校英語教科書の英語が間違っている、あるいは中学校で習う英語は忘れなさいといったタイトルの著書が多く出版されるようになった。これまで中学生が中学校で習う英語はネイティブ・スピーカーにとって、日常で使うには不自然であることが多々指摘されている。

典型的な英語の挨拶表現に “How are you?—I’m fine, thank you. And you?” があり、日本人が無意識のうちに使いがちな英語表現には、“Can you speak English?” や “I ate a chicken.” などがある。前述した挨拶パターンについては、50 年以上経った現在でも教えられている、いわゆる classroom English で、何も違和感を覚えない英語教師が自然な英語だと信じて、毎回の英語授業で使うのが習慣になっている。また、能力を表す英語の助動詞 can の使い方が相手に不快な思いをさせたり、不必要な不定冠詞 a をわざわざ付けることで相手を驚かせたりするなど、日本人の使う英語が笑われている現実がある。

昨年（2016）度から中学校で使われ始めた “New Horizon English Course 1（東京書籍）” の 84 ページには “Where is my ～?” の使い方が掲載されている。実は、この英文が使われている場面を見てネイティブ・スピーカーは誤解するという。それは、教科書の英語は日本人の英語教師が日本語で考えたものを英語に翻訳しているため、実にぎこちない不自然な英語表現になってしまうといった問題がある。

そこで、新・中学校英語教科書の記述内容が実際に日常的に使われている自然な英語であるか否か、疑問を抱かざるを得ない英語とは何であるのか等について全 6 社の中学校英語教科書の記述内容を比較・分析し、自然な英語を習得できるようにする必要条件について提言したい。

II. 中学校英語教科書の記述内容に関する問題点から見えてくるもの

これまでに中学校英語教科書に関して書かれた先行研究（論文）はあまり多くない。その中でも牛江（2013）は、①文法記述の問題点—There 構文、時制（will, be going to）、比較級など、②オーラル・コミュニケーション偏重の影響—縮約形、定型表現（For her or to go? What’s up?, How about ～?, What about ～? など）や省略表現など、③語彙とその意味の導入—意味の導入順序（have）、用法の導入（will）等の問題点を指摘し、記述内容を変更すべきだと述べている。

また、山田（2004）は、①会話中心になり、意味のある読み物教材が少ない、②反復練習する配慮が足りない、③文法指導に対する遠慮がある、④教師の創意工夫で教科書の編集ができない、などの理由で、教科書の編集方針や内容を制限しているとして、現行の教科書検定制度を廃止すべきだと主張している。

さらに、大槻・高瀬（2012）は、ORT（Oxford Reading Tree）の教材との比較から、英語検定教科書（New Crown のみ分析）の文法重視の姿勢があるため、意図的に不自然な英語を配置せざるを得ず、学習ターゲットの文法事項がある単元で確立してしまうので、それを改めて何度もターゲット文が登場する多読教材を大量に取り込み、自然な英語の習得を目指すべきであると述べている。

次に、ピーターセン（2014）は、日本人の使う英語が間違っている根拠が中学校英語教科書であると指摘したことで、日本中の英語学習者だけではなく、中学校英語教師、及び英語教科書の執筆者を大変驚かせた。ネイティブ・スピーカーにとって、不自然だと感じる英単語や英文が教

科書に多くあると感じたからである。また、セイン[他] (2016) では、多くの間違った日本人英語の例を挙げて学校で習う英語は意味がないと主張している。

筆者は、米国留学の際に中学校で習った挨拶表現をネイティブ・スピーカーは誰一人として使っていないことを知って衝撃を覚えたことが忘れられない。二人の著者がそこまで中学校英語教科書の記述内容が間違っていると主張するのはどんな内容であるのか。以下に、ピーターセン (2014) とセイン[他] (2016) が指摘した 17 種類の文法項目についてまとめた。

- ① 時制—現在形と現在進行形、過去形と現在完了形、未来表現 (4 種)
- ② 冠詞—不定冠詞と定冠詞と無冠詞
- ③ 代名詞—一人称代名詞 (he/she/it)、数量代名詞 (some/any, many/much)
- ④ 関係代名詞 (who, whose, that)
- ⑤ 名詞—単数形・複数形 (可算・不可算)
- ⑥ 助動詞 (must≠have to, will≠be going to, may≠might, should/could/would)
- ⑦ 言い換え (can≠be able to, could≠was able to, so~that≠too~to)
- ⑧ 前置詞と副詞 (on Sundays, go by car)
- ⑨ 不定詞≠動名詞 (It's fun to drive a car. ≠Driving a car is fun.)
- ⑩ 能動態≠受動態 (English is spoken in Australia. ≠D They speak English ~.)
- ⑪ 動詞—使役動詞 (let, have, get to) と感覚動詞 (see, watch, hear, listen)
- ⑫ 命令文 (Please sit down. Why don't you ~? How about ~? Let's ~.)
- ⑬ 挨拶文 (My name is ~. How are you? I'm fine, thank you. And you?)
- ⑭ 第 3 文型≠第 4 文型 (He gave me a car. ≠He gave a car to me.)
- ⑮ 複合語と名詞句 (an English teacher, a convenience store)
- ⑯ 単語の意味 (What's your hobby? Why do you like fish? What time is it now?)
- ⑰ 短縮形 (縮約形) —I don't know. ≠I do not know.

次に、山岸 (2016) は日本人学習者が抱える問題について、①動詞が使えない、②複数の概念がない、③冠詞が使えない、④成句を使いたがる、⑤複雑な長い文を作る、⑥There is/are ~ を好む、⑦受動態を使いたがる、⑧単語の意味を正確に把握していない、⑨my → our のように使いたがる、⑩人称代名詞が使えない (特に、紹介時における he/she の使い方) のように 10 カ条にまとめている。

さらに、白畑 (2016) は大学生の書く英文の間違いをデータ分析し、日本人学習者にとって習得が困難である、あるいは比較的困難であるため、教師が指導する際に時間をかけるべき文法項目について、次の通り報告している。

日本人英語学習者にとって非常に習得が困難な文法項目は、①冠詞 (特に定冠詞 the とゼロ冠詞)、②不可算名詞の複数形、③前置詞、④現在完了形があり、日本人英語学習者にとって比較的習得が困難な文法項目には、①三人称単数現在形 s、②進行形や受動態の be 動詞、③時制・相 (現在完了形を含む)、④不規則変化の比較表現 (高校以降に学習する範囲) がある。

以上から、日本人学習者にとって習得が困難な文法項目は、日本語にはないものである不・定冠詞、可算・不可算名詞、前置詞、進行形と受動態、時制と完了形などであることがわかる。

最後に、大西・マクベイ (2011) では、英語学習にあたって、まずは語順 (配置の言語) を習得することだと一貫して主張している。筆者も「基礎英語」の授業において毎週実施する小テストに語句 (単語) の並べ替え問題を学習達成目標に据えて指導している。結局、英語の正しい語

順を身に付けなければ、英語を読んだり、書くことができないし、英語を話したり、聞くこともできないのである。

Ⅲ. 2016 年度版の新・中学校英語教科書（全 6 社）の記述内容の比較・分析

昨年度から使われている新・中学校英語教科書、全 6 社×3 学年＝計 18 冊の教科書の基本文、および文法コーナー等で取り上げている文法記述項目別に比較・分析したものを以下の図表（詳細データについては巻末の資料 1～4 を参照）にまとめた。なお、全 6 社のうち、2014 年度版の文部科学省の調査において採択率上位は NH、NC、SS の 3 社であり、3 社のみで全体の 82.8% を占める。これは 2008 年度の調査であった 84.6% と比べて多少とも減少したが、上位 3 社の優位性はこの 10 年間であまり変わっていない。

次に、今回の分析に当たって着目した点は、①記述してある箇所が何ページあるか（ページ数）、②記述してある箇所がいくつあるか（箇所数）、③記述してある箇所は全 6 社でどの程度扱っているか（判定）の 3 点である。

図表 1：中学校英語教科書の採択率と記述項目順位

教科書名	New Horizon	New Crown	Sunshine	Total English	One World	Columbus 21
出版社名	東京書籍	三省堂	開隆堂	学校図書	教育出版	光村図書
2008年度の採択率 [※]	42.5%	21.6%	20.5%	8.7%	4.8%	1.9%
2014年度(文科省の調査)の採択率	33.8%	24.2%	24.8%	—	—	—
記述箇所ページ数(順位)①	47(5位)	69(1位)	60(2位)	53(4位)	39(6位)	55(3位)
記述項目数/全53項目(順位)②	35(66.0%, 4位)	49(83.0%, 1位)	36(67.9%, 3位)	33(62.3%, 5位)	31(58.5%, 6位)	39(73.6%, 2位)
合計(①+②)(順位)	82(5位)	118(1位)	96(2位)	86(4位)	70(6位)	94(3位)

合計で 18 冊の教科書を比較・分析した結果、図表 1 のように、①の記述ページ数では、NC が一番多く 69 ページ、次に SS で 60 ページ、C21 が 55 ページ、そして TE が 53 ページと続いた。また、②の記述項目数では、NC が一番多く 49 箇所、次に C21 が 39 箇所、SS が 36 箇所、そして NH が 35 箇所であった。また、2 点の合計ポイント（①+②）で見ていくと NC が 118 と一番多く、次が SS で 96、C21 で 94、そして TE が 86 と続いた。

さらに、③の判定であるが、これは全 6 社が記述している場合は◎、4～5 社の場合は○、2～3 社の場合は●、1 社のみの場合は▲を用いている。判定の結果、◎が 23 項目、○は 11 項目、●は 7 項目、▲は 12 項目あった。

総合計で 1 位になった NC は、各学年の教科書の資料編に英語の品詞、しくみ、発想、単語の成り立ちなど、英語学習者にとって本来必要な情報がより多く掲載しているのが見てとれる。執筆者の方針がよく表れていると言える。また、TE だけは文法用語をできるだけ使わないという方針があるようで、すべての見出しに「～と言うとき」とか「～とたずねるとき」といった表現を使い、文法用語は（ ）内に補足していることが特徴的である。

以上から、採択率が 1 番高い教科書 NH が 6 社の中で総合 5 位とかなり低かったことは皮肉であると言わねばならない。しかし、これだけでは個別・具体的な文法記述の実態が見えないので、白畑（2016）が述べているように、主として日本人学習者にとって最も困難を伴う文法項目に着目したい。理由は、それが英語教師の指導すべき最も重要な文法項目だからである。では、全 6 社の英語教科書がどのように記述しているのかを比較しながら、以下の着目すべき項目を、①日常生活で使う表現（挨拶文と自己紹介文）、②語順：基本 5 文型（SV, SVC, SVO, SVOO, SVOC

など)、③冠詞(不定冠詞・定冠詞・無冠詞)、④名詞(単数・複数、可算・不可算)、⑤動詞(時制・相):現在・過去・未来と現在完了形、⑥疑問(代名・副)詞、⑦前置詞、⑧助動詞(*can*≠*be able to*, *must*≠*have to*, *will*≠*be going to* など)、⑨現在完了形(過去形との違い)、⑩関係代名詞の10項目に絞って、具体例を挙げながら詳細に見ていく。

まず、①の挨拶文や自己紹介文であるが、NHとC21が相変わらず“*How are you?—I’m fine, thank you. And you?*”といった40年以上も前から日本中の中学生が暗記させられた古くて堅苦しい表現を掲載している。現在では、いろいろな挨拶表現(*How are you doing?*など)があり、一辺倒の表現を毎回の授業で繰り返すのは極めて不自然であり、間違った言語文化を植え付けてしまう危険がある。また、自己紹介の典型である“*My name is Takuya.*”を扱っているのが同じくNHとC21である。この表現は非常に仰々しいため、ネイティブ・スピーカーは“*I’m Takuya. Call me Taku.*”などのような自然な表現を使う。

次に、英語習得の要である語順(いわゆる英語5文型)であるが、コーナーを設けて説明しているのはNCとOWとC21のみである。NCは2年生の巻末付録の「語順」で、OWは1年生の「英語の語順」で、そしてC21は巻末付録の「英語の語順」で取り上げているが、いずれも簡素な紹介に留めている。一方、英語5文型を掲載しているのはC21を除く5社であるが、5文型をきちんと紹介しているのはNHの3年生の巻末付録1ページ分のみで、残り4社はSVC, SVO, SVOO, SVOCの文として紹介するだけに留まっている。

文型の解説で際立っているのはNCの3年生の付録(資料)で、「文の形」と題していろいろな「主語+動詞～」の文(7文型)を掲載しており、従来の5文型しか知らないものから見ると大変新しいと感じられる。ただ、世界には5文型以外に7文型や8文型を提唱している学者がいるが、これは元々1904年にイギリスの語源学者C. T. Onionsが提唱したものである。これは文型というものではなく5つの動詞型が改変されたもので、すべての文を5つの型に当てはめること自体無理があったため、指導にあたっては絶対的ではない点に注意しなければならない。

続いて、③の冠詞と④名詞(単数・複数形)を同時に見ていく。これは冠詞と名詞が同時に使われる場合がほとんどである。そこで、特に、③と④に関連して、よく使う*time*を例にとって、可能な5つ全ての場合、(a) *Do you have time?*【無冠詞+単数名詞】、(b) *I had a wonderful time yesterday.*【不定冠詞+単数名詞】、(c) *What’s the time? / Do you know the time?*【定冠詞+単数名詞】、(d) *I’ve been there three times before.*【数詞+複数名詞】、(e) *Let’s keep up with the times.*【定冠詞+複数名詞】を考えてみたい。

しかし、この5つの場合をきちんと理解している学習者はいるのだろうか。と言うよりも、指導者は学習者に冠詞と名詞の関係を指導しているのだろうか。そうでなければ、“*I ate a chicken yesterday.*”とは言わなかっただろう。筆者は英語の授業でその違いを教えてもらった覚えはないし、中学校の英語授業で教えてほしかった文法項目であることは確かである。

1年生で習う*time*は、全6社で扱っているが、提示のしかたが異なっている。NHでは*have a good time*で学習し、NCでは“*What time is it now?*”を今でも提示している。他の4社は“*What time is it?*”を提示し、*time*の他の使い方*all the time*や*for a long time*, *many times*などといった具合に提示している。

③と④に関して言えば、NCとC21だけが巻末で不定冠詞と定冠詞の区別を説明しているが、上記のような5つの場合を考えたわかりやすく丁寧に説明している教科書はなかった。日本人学習者にとって習得に困難を極める文法項目の一つであるのにも拘わらず、この項目が学習者にと

って知りたいものになっていないことが教科書作成の上で大きな弱点である。

⑤の動詞については、どの教科書もある程度の説明・解説ができているが、現在形が何を表しているのかについて明確に説明しているものはない。たとえば、(a) I study English at school. と(b) I'm studying English at school. の違いは何であるのか。(a)と(b)の区別が理解できていない学習者は多い。それは現在形が習慣を表すことが教えられていないからである。“I smoke.”と言えば、「僕は喫煙者だ」の意味であり、「(今から) 煙草を吸うよ」という意味ではない。大学の授業で「～大学で経営学を勉強しています」を英文にすると(b)の英文を書く学生が多数存在するのは、動詞の現在形の本質を教えていないことによる。

次に、⑥の疑問詞を取り上げる。全社の1年生教科書で疑問詞を掲載しているので、ここでは、「はじめに」でも紹介した **where** に着目してみたい。全6社の中で NH の例だけが一番不自然な会話になっていることがわかる。あたかもインド人の女の子が鉛筆をどこかに(意図的に)隠したのではないかと日本人の男の子が喧嘩を売っているかのような場面で **where** が導入されている。疑問詞 **where** や **why** は使い方を間違えると相手に対して威圧的な感じを与えてしまい、誤解されるのである。

たとえば、(a) Why did you come to Japan?, (b) What brought you to Japan?, (c) How come you came to Japan? の場合、中学校で習う疑問詞 **why** を使っても「(あなたは) どうして日本に来たのですか」を表現できると思われているが、実際の意味は「わざわざ日本に来なくても良かったのに、なんでまた日本に来たんですかねえ」といった疑念を含めた意味であると理解される。そこで、ネイティブ・スピーカーは(b)や(c)の英文を使って表現するのであるが、これは中学生には難しいと思われる。

疑問詞 **where** も同様で、“Where is my pen?”などは相手を疑っているような響きがあるので、“Do you (happen to) know where my pen is?” や “Have you seen/Did you see my pen?” といった表現を使う。しかし、どちらも中学1年では学習しない文法項目であるため、1年で導入するとすると不自然で誤解を受けるような場面を設定せざるを得ないのであろう。

次に、⑦前置詞である。前置詞は日本人英語学習者にとって習得に困難を来す文法項目である。前置詞は日本語には存在しないため、語順に注意する必要がある。前置詞については、2年生の教科書(巻末資料)で NH, NC, SS, C21 の4社がまとめて提示しているが、前置詞の説明を掲載している教科書はなく、NC と C21 がイメージ図を付けているのみである。

前置詞は1年生から “I'm from ~.” の自己紹介文で登場するし、すぐに **in** や **at**, **on**, **by** などが出てくるのであるから、日本語(文法的には後置詞)との比較で初期段階での前置詞の解説が必要である。たとえば、(a) I'll go there by car. と (b) I'll go there by a car. の意味の違いを中学生は理解しているのであろうか。「前置詞+無冠詞の単数名詞」で手段を表すので、(b)にすると「(ある)車のそばを通って行くよ」の意味になる。

続いて、⑧助動詞を取り上げる。助動詞は日本語文法の助動詞とは使い方や意味が異なるので、日本人英語学習者には習得困難の文法項目の一つである。典型例は、(a) It will be fine tomorrow. ≠ It is going to be fine tomorrow. と (b) I must go home. ≠ I have to go home. であろう。筆者が中学校で習ったのは、この2例の書き換え(置き換え、言い換え)であった。あたかも **will=be going to**, **must=have to** であるかのように教えられ、何回も練習問題をした記憶が残っている。しかし、実際には両者は同じ意味ではない。田中(2008)は「形が変われば意味が変わる」と述べているように、両者の使い方は異なる。また、**may** はかなりフォー

マルな場面で使われるので、実際には過去形の **might** が使われていることや **should** が「～した方がいい」と柔らかく助言する時に使われ、**had better** が「～しないとまずいことになるぞ」といった脅迫的な感情を伴う場面で使われることなどが各助動詞の持つ本来の語義であることを指導者は理解しておくべきである。

全6社の中で、**will** と **be going to**、**must** と **have to** の意味や使い方の違いを説明しているのは **SS** のみで、残り5社のうちで、同じような意味、似たような意味であると説明をしているのが **NH** と **NC** と **TE** の3社で、両者の違いを考えようとしているのが **C21** であった。同じような意味という説明では、学習者はいつまで経ってもイコールで結べるとしてしまうので、違いを明確に記述すべきである。

次に、⑨現在完了形について述べる。筆者は中学生のとき、現在完了形は日本語にはない概念で、過去形との区別が大変わかりにくく、高校で学習しても使いこなすことができなかったという記憶がある。ところが、日本語にも英語の現在完了形が意図する気持ちを伝える表現があることが最近わかってきた。現行の教科書では、3つの用法（完了・経験・継続）のみを指導するようで、6社の中で過去形との違いについて説明しているのは **NC** と **SS** と **TE** で、**NC** はイラストを使って3用法を解説し、**SS** は過去形との違いについてイメージ図を掲載し、**TE** においては経験と継続の用法にイメージ図を載せているため大変わかりやすい。残りの3社は相変わらず単に英文の意味を載せているだけで、過去形との違いや3用法の区別がわかりにくい。

最後に、⑩関係代名詞と取り上げたい。筆者が中学生で学習した関係代名詞は、下の図表のように人の場合と動物・物の場合に分けて、

図表2：従来の関係代名詞一覧

先行詞	主格	所有格	目的格
人	who/that	whose	who(m)/that
動物・物	which/that	whose	which/that

であった。しかし、現在では所有格は極力使わず、他の表現が使われている。動物・物の場合は **which** よりも **that** が主流であり、また、目的格はたいてい省略されるので、

図表3：現代の関係代名詞一覧

先行詞	主格	所有格	目的格
人	who	(whose)	省略
動物・物	that	(whose)	省略

と置き換えて指導した方がよい（小池・佐藤，2016）。実は、現行の全6社の教科書では、主格と目的格のみが扱われており、所有格は扱われていない。また、当時、関係代名詞の説明を受けた際は、2つの英文を合体し、関係代名詞を挿入して新たに英文を作るイメージであったが、今でも古い説明をしているのは **SS** のみであり、他社は説明を加えるときに関係代名詞を使うと説明している。さらに、実際に人が先行詞の場合は **who** を使うが、動物や物が先行詞の場合、**which** ではなく **that** が使われることから、例文に **that[which]** といったような書き方が施してあるのは **NH** である。そして、**whose** はほとんどの場合において使われないことを心得おくべきである。

以上、主に文法に関する10項目に絞って全6社の教科書の記述内容を詳細に分析した。全6社の中では、**NC** が最も学習者に優しい記述内容を掲載していることがわかった。さらに、上記項目以外の記述内容についても比較・分析を進めていきたい。

IV. 日本人英語学習者には何が重要なのか―指導者はどの文法項目を重視すべきか

これまで中学校英語教科書の記述内容の比較・分析を行ってきたが、中学生の英語学習にとって何が一番重要なのであろうか。現行の中学校英語教科書は教科書検定を通らなければ教科書としては認められないため、検定に通過できる教科書の作成が求められることになる。

また、教科書を作成するに当たっては多くの執筆者の結集した力が望まれる。1冊の教科書に20人以上の執筆者が関わると言うことは、個人の考えを極力抑えて全体を統一することに努力が向けられることになる。もちろん、数人の編者が全体の構想を持って執筆を要請するだろうが、まずは教科書の英文は自然な英語であることが望ましい。それと、文法事項を無理やり扱うために、不自然な英語になっても構わないということがあってはならない。

最近発行されているアジア圏の中学校英語教科書と比較すると、日本の中学校英語教科書は情報量（ページ数）が極端に少ないことがわかっていて、イラスト・写真や漫画にあまり凝るのではなく、英語が効率的に身に付けられるような工夫や仕掛けがほしい。実は、筆者が中学生の頃、英語教師には教科書以外に解説書（ガイド本）が配本されており、そこに指導方法が微細に書いてあった。生徒にも学習単元の基本表現や文法事項の指導法などの解説書が必要であろう。

また、英語は言語であるため、日々変化していることを忘れてはならない。実際に英語圏の人々が使っている英語を習得させるような配慮が必要であり、40年も50年も前から相変わらず間違った方法で学習者に英語を教えるのは問題である。文科省の報告によれば、中学校卒業レベル（英検3級程度の英語力）の英語にしか達していない高校3年生は約7割もいるというのは衝撃的である。その主たる原因は、単語が覚えられないことと文法がわからないことの2つである。効率的な単語学習と文法学習が教科書の中心であるべきである。

日本人の英語レベルが低いと言われて久しいのは、学習3要素の一つである教材、つまり英語教科書の充実が課題となってくる。もちろん、指導者たる英語教師の指導力は問われるかもしれないが、主体的に学ぶ姿勢を培うのは毎日手に入る英語教科書ではないだろうか。

そこで、これまでに文法指導に関して新たな方法、つまり話すための英文法、使えるための英文法を提案している田中（2008）の文法理論について have を例に挙げて紹介したい。have のコアの意味は「何かを have 空間にもつ」で、「所有」や「経験」を表す。そうすると、次のように have の世界（範疇）が見えてくる。(a) I have a car at home. (所有)、(b) I had a bad time. (経験)、(c) I have just finished my homework. (～した状態に現在ある)、(d) I have to go to the bank. (～する状況を抱えている)、(e) I'll have him paint the house. (～が…する状況を have する)、(f) I have a taxi waiting for me. (～が…している状況を have する)、(g) I had my eyes closed. (「～が…な状況」を have する)、(h) I had the wall painted by John. (「～を…してもらう」状況を have する) の7種類である。

つまり、単語 have の意味は一つしかないと教えるのではなく、have の世界を広げて再認識することでネイティブ・スピーカーなら誰でもが持っている英語感覚を身につけさせることが可能になる。そうすると教科書自体が大きく変更を迫られることになるし、指導方法も変わってくることが予想される。

2017年3月、東京のある学会発表に登場された英語で授業ができ、かつ指導力豊富で優秀な中学校の英語の先生を紹介された。授業のビデオのスク립トで教師が“How are you?”と聞けば、生徒は“I’m fine, thank you. And you?”と答え、“What time is it now?”と教師が聞くと、

生徒は“*It's 10:30.*”と答えていた。しかし、筆者はふと中学校時代を思い出した。その優秀な英語教師の年齢は不明だが、当時筆者が習った英語とそっくりだったからである。

ところが、実際にはネイティブ・スピーカーは英語でそのような挨拶はしないし、時間の尋ね方も違っているにも拘わらず、生徒は正しい英語だと信じて英語で答えている。これが現実なのである。教師が教えた英語は生徒の頭に一生残る。たとえ習った英語が間違っているとしても生徒は疑うことはしない。その意味で、生徒が手にする教科書の英語は自然で文法的に正しいものであってほしいと強く願うばかりである。

V. 今後の中学校英語教科書作成上の必要条件の提言

これまでの中学校英語教科書の歴史を遡れば大幅に記述内容を変えることは至難の技のように思われる。しかし、日本人英語学習者が困っているのは、①単語が覚えられない、②文法がわからない、の2点だったことを思い出すべきである。単語を覚える方法として、一つは英語フォニックスで単語の綴りと発音の関係を系統的に指導することを提言したい。

実際、英語フォニックスについては全6社で取り扱っているが、1年生から3年生まで段階的に英語のつづりと発音の関係（ルール）を学ぶことが単語習得の近道であるから、各社で工夫してわかりやすいルールの習得を目指すべきである。

また、各務（2015）が提唱しているように、英単語は「語頭＋語幹＋語尾」から成り立っていて、それぞれ意味がある部分が合成されて、まるで漢字の偏と旁のように出来ていることを意識させる学習が効果的である。今回の比較・分析でC21だけが3年生の教科書で単語の成り立ちについて、魚のイラストを用いて「（接頭辞）＋基本となる語＋（接尾辞）」を説明しているが、なぜこれを3年生教科書の巻末ではなく、2年次から指導してはどうであろうか。

次に、②の文法であるが、単に学年で配当されている文法項目を機械的に教えるのではなく、何度も何度も繰り返し文法事項が学べるように組み直すことから始めないといけない。また、自然な英語が使われている場面を創り出し、日本語との比較でより英語の文法が理解し易いように工夫することが求められる。各務（2015）は滞米して大学で日本語を教えた経験から、日本語の語彙や文法との違いを意識することで英語の語彙や文法がより明確に理解できるようになったと述べているが、日本人英語教師自身が日本語の文法を再学習することを大いに推奨したい。

そして、これまでである単元で目標の文法項目を学習したらそれで終わりではなく、何度も何度も遭遇するように3年間にわたる英語学習の段階を見直すことが必要であろう。たとえば、挨拶であっても、いろいろな場面にいろいろな表現があることを提示すれば、学習者は実際に使われている自然な英語を意識できるので、使ってみたくなるだろう。筆者は5年近くに及ぶ滞米留学生活の中で友人のネイティブ・スピーカーから“*Good evening.*”を言われたのはたった1回である。“*Good morning.*”はよく使うが、“*Good afternoon.*”や“*Good evening.*”は友人同士ではめったに使わない。それが事実である。

最後に、中学校英語教科書の内容記述上の必要条件を5つ提言したい。第一は、英語の単語習得のために単語の成り立ちやフォニックスなど、単語に関する記述を充実させること、第二に、英語の文法習得のために実際に使える自然な英語表現を盛り込んだ上で、文法シラバスに則って3年間で無理のない学習ができるよう組み直すこと、第三に、達成目標の英文や表現が何度も何度も登場し、繰り返し練習することで理解が深まり、英語が効率的に身に付けられるような工夫

をすること、第四に、絵やイラスト、写真にあまり頼ることなく文法事項に関する説明を増やし、学習者の理解を促進すること、第五に、中学生にとって母語である日本語の特徴と外国語である英語の文構造や単語や句の成り立ちを比較しながら英語を学習する筋道をたてること、である。

VI. おわりに（結論）

これまで、新・中学校英語教科書の記述内容を比較・分析しながら、現在における問題点や課題について精査し、教科書執筆や編集に必要となる条件について提言をした。コミュニケーション・アプローチやコミュニケーションという言葉が 1990 年代から頻繁に使われるようになり、文法が理解できても話せない学習者を生んだと言われ、「文法＝悪」だと考えられてきた。

しかし、実際、日本人英語学習者の英語力は向上したのであろうか。基本的文法を無視して英語を話す学習者が増えただけではなかったか。やはり、日本人のための英語学習の基本に戻って「英文法＋4 技能（聞く・話す・読む・書く）」はバランスよく指導すべきではないか。

そして、中学生全員が使用する英語教科書の英語が自然に使われるものでなくては意味がない。誤解を与えるような記述を改め、指導を効率化して、機械的な暗記学習に主眼を置くのではなく、生きた自然な英語が伝える内容を懇切丁寧に何度も何度も繰り返し指導することができる充実した内容の教科書を作成することが極めて重要である。

《参考文献》

デイビッド・セイン[他] (2016) 『学校英語は忘れなさい』 新星出版社。

デイビッド・セイン (2014) 『もしもネイティブが中学英語を教えたら』 アスコム。

各務行雅 (2015) 『改訂版 もしも、こんな英語の授業に出会っていたら？ 英語の「なぜ？」を解き明かす 55 の秘話』 三恵社。

小池直己・佐藤誠司 (2016) 『「僕はビール」と英語で注文できますか？』 青春出版社。

マーク・ピーターセン (2016) 『なぜ、その英語では通じないのか？』 集英社インターナショナル。

マーク・ピーターセン (2014) 『日本人の英語はなぜ間違えるのか？』 集英社インターナショナル。

大槻きょう子・高瀬敦子 (2012) 「多読用図書教材が英語習得に及ぼす影響—L1 児童用英語絵本と中学英語教科書との違い」『英語教育研究』関西英語教育学会 (SELT) 第 35 号. pp. 1-15.

大西泰斗・ポール・マクベイ (2011) 『すべての日本人に贈る「話すため」の英文法 一億人の英文法』 ナガセ。

白畑知彦 (2015) 『英語指導における効果的な誤り訂正 第二言語習得研究の見地から』大修館書店。

田中茂範 (2008) 『NHK 新感覚☆わかる使える英文法 文法がわかれば英語はわかる！』NHK 出版。

山岸勝榮 (2016) 『まねてはいけない！マズい英語』学研プラス。

《新・中学校英語教科書》

笠原準一[代表] (2016) “*New Horizon English Course*” 東京書籍。

松畑熙一[監修] (2016) “*Sunshine English Course*” 開隆堂。

松本茂[他] (2016) “*ONE WORLD English Course*” 教育出版。

根岸雅史[他] (2016) “*New Crown English Series New Edition*” 三省堂。

東後勝明[他] (2016) “*Columbus 21 English Course*” 光村図書。

矢田裕士・吉田研作[他] (2016) “*TOTAL ENGLISH*” 学研図書。

資料 1 : 2016年度版 新・中学校英語検定教科書(1年生)の記述内容一覧表

教科書名		New Horizon	New Crown	Sunshine	Total English	One World	Columbus 21
出版社名		東京書籍	三省堂	開隆堂	学校図書	教育出版	光村図書
語順(①年)	●		① p. 142 語順	①-2 p. 45 英語の語順		① p. 151 英語の語順	
冠詞(①年)	●		① p. 143 定冠詞/不定冠詞			① p. 153 定冠詞/不定冠詞	
単数・複数形(①年)	○	① p. 47 【基本文】 ① p. 48 How many ～?	①-4, p. 56 複数形 ① p. 78 可算・不可算(復習)	① p. 59 複数形(簡易) ① p. 124 変化形(詳細)	② p. 48 可算・不可算名詞 how many ～?		① p. 152 可算・不可算名詞
some と any(①年)※	◎	① p. 48	① p. 50	① p. 43 【基本文】 some p. 54 【基本文】 any	③-11, p. 124 some, any, no の使い方	① p. 40 【基本文】 some/any の 疑問/否定文	① p. 64 some ① p. 68 any
代名詞(①年)	◎	①-4, p. 92 人称代名詞の一覧表	①-5, p. 66 ①-5, p. 77 ①-5, p. 143 人称代名詞の一覧表	① p. 76 人称代名詞の一覧表	① p. 114 人称代名詞の一覧表	①-3 p. 59 I と me/my と mine 2つの一覧表	① p. 67 人称代名詞の一覧表 ① p. 153 人称と代名詞
be動詞(①年)	◎	①-1, p. 36 肯定/否定/疑問文	①-1～3, p. 44 肯定/否定/疑問文	① p. 58 肯定/疑問/否定文	①-4, p. 84 肯定/疑問/否定文	①-1 p. 33 肯定/疑問/否定文 ①-5, p. 83 肯定/疑問/否定文	①-1, p. 43 肯定/疑問/否定文
一般動詞(①年)	◎	①-2, p. 44 肯定/否定/疑問文	①-1～3, p. 45 肯定/否定/疑問文	① p. 59 肯定/疑問/否定文	①-4, p. 85 肯定/疑問/否定文	①-4 p. 71 肯定文のみ ①-5 p. 83 疑問文/否定文	①-2, p. 53 肯定/否定/疑問文
3単現のS(①年)	◎	①-3, p. 74 肯定/否定/疑問文	①-6, p. 74 肯定/否定/疑問文	① p. 77 肯定/否定/疑問文	①-4, p. 85 肯定/疑問/否定文	① p. 71 肯定文のみ	①-4, p. 87 肯定/否定/疑問文
現在進行形(①年)	◎	①-5, p. 102 肯定/否定/疑問文	①-8, p. 108 肯定/否定/疑問文	① p. 99 肯定/否定/疑問文	①-6, p. 113 肯定/否定/疑問文	① p. 98 【基本文】	①-5, p. 117 肯定/否定/疑問文
過去形(①年) be動詞/一般動詞	◎	①-7, p. 124 be動詞と一般動詞 (規則/不規則)の 肯定/否定/疑問文	①-9, p. 120 肯定/否定/疑問文 現在形との比較 ②-2, p. 20 be動詞の過去形	② p. 17 一般動詞の 肯定/否定/疑問文 ②-1, pp. 16-17 不規則動詞の 肯定/否定/疑問文	①-8, p. 133 一般動詞(規則/不規則)の 肯定/疑問文 ①-9, p. 134 一般動詞(規則/不規則)の 否定文 ②-1, p. 30 be動詞の過去形	①-7, p. 117 一般動詞(規則/不規則)の 肯定/否定/疑問文	①-7, p. 137 規則動詞の 肯定/否定/疑問文 ②-1, p. 21 不規則動詞の 肯定/否定/疑問文
疑問詞(①年)	◎	①-6, p. 114 when/where/how/why	①-5, p. 66 who ① p. 144 what/when/where/how	① p. 99 what/when/where/how	①-5, p. 86 what/who/where ①-7, p. 144 when ②-8, p. 99 why	①-6, p. 95 when/where/how/why	①-6, p. 129 when/where/how/why
助動詞(①年)	◎	① p. 107 【基本文】 ① p. 109 疑問文	①-7 p. 96 can のみ	① p. 98 can のみ	①-6 p. 113 can のみ	① p. 86-89 【基本文】	①-5, p. 117 can のみ
命令文(①年)	◎	① p. 51 【基本文】 肯定文/Let's ～	①-4, p. 56 肯定/否定+Let's ～	① p. 59 肯定/否定+Let's ～	①-3 p. 50 肯定/否定文	① p. 68 【基本文】 肯定/否定文/Let's ～	① p. 60-61 【基本文】 肯定文/Let's ～
感嘆文(①年)	○	① p. 111 What a surprise!	① p. 122 What a lot of CDs!		① p. 102 How big!		① pp. 126-127?? What a big lantern!
時間・天候・月日の表現(①年)	○	① pp. 78-79 【基本文】	① p. 35 【基本文】	① p. 35 【基本文】 ① p. 58 曜日・天気の違い			① pp. 70-71 【基本文】
Here is/are ～(①年)	◎	① p. 30 Here you are.	① p. 25 Here you are. p. 59 Here ～	① p. 53 Here it is. p. 74 Here you are.	① p. 107 Here you are.	① p. 93 Here you are. p. 123 本文???	① p. 40 Here you are.

資料 2 : 2016年度版 新・中学校英語検定教科書(2年生)の記述内容一覧表

教科書名		New Horizon	New Crown	Sunshine	Total English	One World	Columbus 21
出版社名		東京書籍	三省堂	開隆堂	学校図書	教育出版	光村図書
5文型(②年)	◎	③ p. 95 5つの文構造 SV/SVC/SVO SVOO/SVOC	②-5, p. 66 SVC/SVOO ③-4, p. 46 SVOC ③ pp. 122-123 文型の復習	②-4, pp. 70-71 SVC/SVOO ③-3, p. 60 SVOC	②-7, p. 98 SVC ②-8, p. 99 SVOC ③-2, p. 23 SVOC	②-1, p. 13 SVO/SVOO 「～に～を～する」を 表す文	② p. 135 文型 be動詞/一般動詞
過去進行形(②年)	○	②-1, p. 36 be動詞の過去進行形	②-2, p. 20 過去形と過去進行形	②-1, p. 17 肯定/否定/疑問文			②-1, p. 21 肯定/否定/疑問文
未来表現(②年)	◎	②-1, p. 30 be going to のみ	②-3, p. 34 will/be going to	②-2, p. 34 be going to/will	②-3, p. 65 will と be going to の区別	②-2, p. 23 will と be going to の区別	②-2, p. 43 will/be going to
動名詞(②年)	○		②-4, p. 50 動名詞のはたらき	②-4, p. 70 動名詞	②-8, p. 96 ～すること	② p. 44 【基本文】	
不定詞(②年)	◎	②-2, p. 44 副詞/名詞/形容詞の用法	②-6, p. 78 名詞/副詞/形容詞 ③-2, p. 20 ③-4, p. 46 it ～ for ～ to ～ ③-7, p. 98 want ～ to ～	②-3, p. 61 名詞/副詞/形容詞 ③-2, p. 32 it ～ for ～ to ～ how to ～	②-5, p. 96 名詞 ②-6, p. 97 副詞/形容詞 ②-7, p. 98 4つの用法 ③-2, p. 46 疑問詞+to ③-6, p. 66 it ～ for ～ to ～ want/tell/ask ～ to ～	②-4, p. 65 名詞/副詞/形容詞 ③-2, p. 37 it ～ for ～ to ～ how to ～ want ～ to ～	②-3, p. 74 名詞/形容詞/副詞の用法
接続詞(②年)	○	×	②-2, p. 20 when ②-3, p. 34 that	②-2, p. 35 that ②-3, p. 60 when/if/because ③-3, p. 60 when	②-7, p. 98 (I think) that ②-8, p. 99 (I hope) that ②-11, p. 134 if/because ③-11, p. 124 as soon as	②-3, p. 35 when/if/because/that を使った文	③-3, p. 89 that/if/because/when
比較級(②年)	◎	②-4, p. 112 比較級/最上級/原級	②-7, pp. 96-97 比較級/最上級/原級 ②-7, p. 97 形容詞/副詞	②-5, p. 104 比較級/最上級/原級	②-4, p. 66 比較級/最上級 ②-10, p. 133 原級	②-6, p. 89 比較級/最上級	②-5, p. 100 原級/比較級/最上級
助動詞(②年)	◎	②-3, p. 66 can/will/must/have to may/could	②-7, p. 79 can/will/may/must	②-2, p. 34 must/have to/should	②-4, p. 66 could/shall/may have to/must	②-5, p. 75 can/must/may should/have to	②-6, p. 101 can/will/must/may should/shall/would
受動態(②年)	◎	③-1, p. 46 受け身形	②-8, p. 108 受け身形	②-5, p. 105 受け身形	③-1, p. 22 受動態(受け身) ③-1, p. 23 受動態の用途	②-7, p. 101 受け身の文	②-7, p. 119 受け身の文 ③ p. 122 受け身の文
There is/are 構文(②年)	●		②-4, p. 50 肯定/否定/疑問文	②-3, p. 60 肯定/否定/疑問文	②-2, p. 31 肯定/否定/疑問文		
いろいろな目的語(②年)	▲						②-1, p. 75 名詞/代名詞/不定詞/動名詞
文の読み方(②年)	▲	② p. 67 Q&A コーナー					

資料3：2016年度版 新・中学校英語検定教科書(3年生)の記述内容一覧表

教科書名		New Horizon	New Crown	Sunshine	Total English	One World	Columbus 21
出版社名		東京書籍	三省堂	開隆堂	学校図書	教育出版	光村図書
現在完了形(3年)	◎	③-1, p. 47 継続/経験/完了	③-2, p. 20 継続 ③-3, p. 32 完了/経験	③-1, pp. 22-23 完了/継続/経験 過去形との比較	③-3, p. 54 完了/過去形との違い ③-4, p. 55 継続 ③-5, p. 56 経験【イメージ図】	③-1, p. 25 継続/経験/完了	③-1, pp. 32-33 完了/継続/経験
関係代名詞(3年)	○	1	③-5, p. 66 主格/目的格	③-4, pp. 82-83 主格/目的格 目的格の省略	③-8, p. 94 主格 ③-9, p. 95 目的格	③-4, p. 69 主格/目的格	③-2, pp. 64-65 主格のみ
後置修飾(3年)	○	③-2, p. 94 名詞修飾句 関係代名詞の主格/目的格	③-6, p. 80 現在分詞/過去分詞/関係詞	③-3, pp. 60-61 現在分詞/過去分詞	×	③-3, p. 57 現在分詞/過去分詞	③-2, pp. 64-65 現在分詞/過去分詞/関係詞
2つの事柄をつなぐ表現(3年)	▲				③-11, p. 124 too ~ to/so ~ that		
現在分詞(3年)	▲			③-3, p. 60 現在分詞			
過去分詞(3年)	●	③-1, p. 46 受け身の文		③-3, p. 61 過去分詞		②-7, p. 101 規則/不規則動詞(受け身の文)	
間接疑問文(3年)	●		③ p. 98 間接疑問文		③-10, p. 123 間接疑問文		
知覚動詞(3年)	▲						
使役動詞(3年)	○	③ pp. 12-12 【基本文】 make ~ happy	③ p. 38 【基本文】 makes me sad		③ p. 30 makes me sad	③ p. 67 【基本文】 makes ~ sad	③ p. 8 makes me happy
前置修飾と後置修飾(3年)	▲		③ p. 81 前置修飾/後置修飾				
時制(3年)	●		③ p. 33 現在/現在進行形 過去/過去進行形 未来/現在完了形				③ pp. 120-121 英語のしくみ 現在形/過去形/進行形 未来/現在完了形
仮定法(3年)	◎	△ 本文のみ ② p. 66 Could you ~? ③ p. 16 Would you like ~? ③ p. 44 Would you like to ~?	△ 本文のみ ③ p. 48 Would you ~?	△ 本文のみ ② p. 50 Would you like ~? ② p. 53 I'd like to ~	△ 本文のみ ③ p. 91 I'd like to ~ ③ p. 110 Would you ~?	△ 本文のみ ③ p. 27 Would you like to ~	△ 本文のみ ③ p. 6 We'd like to ~

資料4：2016年度版 新・中学校英語検定教科書(資料編)の記述内容一覧表

教科書名		New Horizon	New Crown	Sunshine	Total English	One World	Columbus 21
出版社名		東京書籍	三省堂	開隆堂	学校図書	教育出版	光村図書
2008年度の採択率 ^{注1)}		42.5%	21.6%	20.5%	8.7%	4.8%	1.9%
2014年度(文科省の調査)の採択率		33.8%	24.2%	24.8%	—	—	—
前置詞(2年)※	○	② 【巻末付録】 on/off/above/below from/to/through around/between/among behind/over/under/along across/into/in/out of at/by/until/before/after during/for/without/with	② p. 131 on/in/at/near/around under/from/to/for across/over/between	② p. 150 in/over/after/along on/among/to/across around/into/through with/above/between by/under/out of behind/in front of			② p. 137 at/in/on/for/to/of across/around/with
形容詞と副詞(2年)※	▲						② p. 136 形容詞と副詞
形容詞と副詞の変化表(2年)※	◎	② p. 143 形容詞・副詞比較変化表 ③ p. 137 形容詞・副詞比較変化表	② p. 144 形容詞・副詞比較変化表 ③ p. 137 形容詞・副詞比較変化表	△ ②-5, p. 104 一部の例	② p. 139 形容詞・副詞の変化表	② p. 140 形容詞・副詞比較変化表 ③ pp. 139-139 形容詞・副詞比較変化表	② p. 139 形容詞と副詞の変化 ③ p. 126 形容詞・副詞の変化
不規則動詞の変化表(2年)※	◎	② pp. 144-145 不規則動詞活用表 ③ pp. 138-139 不規則動詞活用表 AAA/ABA/ABB/ABC型	② pp. 142-143 不規則動詞活用表 ③ pp. 138-139 不規則動詞活用表 AAA/ABA/ABB/ABC型	② p. 145 不規則動詞活用表 ③ pp. 142-143 不規則動詞活用表 AAA/ABA/ABB/ABC型	② p. 138 不規則動詞変化表	② pp. 140-141 不規則動詞変化表 ③ pp. 139-139 不規則動詞変化表 ③ pp. 140-141 不規則動詞変化表 AAA/ABA/ABB/ABC型	② pp. 138-139 不規則動詞活用表 ③ pp. 124-125 不規則動詞活用表
数字(2年)※	●	③ p. 136 数の読み方		②-6, p. 129 数の言い方			② p. 133 数の読み方
英語の発想(2年)※	▲		② p. 130 情報の流れ				
品詞(2年)※	▲		② p. 129 品詞				
英語のしくみ(3年)※	▲		② pp. 128-130 英語のしくみ				
単語の成り立ち(3年)※	▲						③ p. 123 単語の成り立ち
日本語と英語の違い(3年)※	▲		①-3 pp. 124-125 日本語と英語の違い				
記述箇所頁数(順位)		22(6位)	49(1位)	35(3位)	44(2位)	24(5位)	35(3位)
記述項目数/全50項目(順位)		24/50(5位)	39/50(1位)	35/50(3位)	29/50(4位)	23/50(6位)	36/50(2位)
総合順位(記述箇所+記述項目)		6位(46点)	1位(88点)	4位(70点)	2位(73点)	5位(47点)	3位(71点)

注1) 口の枠内の判定は、◎：全6社が取り上げている、○：4社以上が取り上げている、●：2～3社が取り上げている、▲：1社以下が取り上げている、の4段階に区別した。

注2) 記述箇所は、ページ数に応じてカウントしたが、仮定法(3年)に関しては、説明記述の箇所ページがいずれもないため、1カ所としてカウントした。

注3) ×：記述なし、△：一部の記述あり、↓：以下の項目で記述あり、※：巻末資料

注4) 出典：国立国会図書館(2014)「中学3年生の外国語(英語)の教科書(平成17年検定)の6冊の教科書の学校採択率シェア率」

複式簿記によるキャッシュ・フロー計算書の作成 に関する提案

鶴見 正史
(愛知産業大学准教授)

Suggestion about the Making of the Cash Flow Statement by the Double-entry Bookkeeping

Masashi TSURUMI

→要旨

収支簿記は、借方と貸方を収入、支出に置き換えて『銀行簿記精法』の日記帳をベースに、下野によって金銭出納帳から貸借対照表と損益計算書が導出された会計構造になっている。月末収支総括表は、太田の考案によるものであるが、右に収入、左に支出としたのは、現金収支の相手方を示したもので収支簿記の収入、支出が貸借逆になっている。本稿では、収支簿記や月末収支総括表の原理をもとに複式簿記からキャッシュ・フロー計算書の作成方法を提案するものであり、貸借対照表や損益計算書をもとに調整仕訳や修正仕訳という複雑な方法を取らなくても作成できる方法があることを指摘したい。

→キーワード

- ・キャッシュ・フロー計算書
- ・資金収支表
- ・収支簿記
- ・月末収支総括表

はじめに

1986 年 10 月、企業会計審議会の「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」（「中間報告」）によって制度化された資金収支表がある。しかし、この資金収支表は財務諸表として位置付けられていなかった。そして、1997 年 6 月、企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」および企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」によってキャッシュ・フロー計算書が作成されることになった。このキャッシュ・フロー計算書は、第 3 の財務諸表として位置付けられることになった。

しかしながら、資金に関する財務諸表は現代になって重要視されたものではない。なぜなら、明治、大正、昭和初期における中小企業の会計は資金の状況を把握することに重点がおかれていたと考えられる。この手掛りになる簿記法が収支簿記であろう。そして、1949 年 12 月に公表された『中小企業簿記要領』によって、3 つの簿記法である日計表方式、月末収支総括表方式および複式簿記が提示されるに至った。日計表方式と月末収支総括表方式は資金の状況が把握できるように考案されている。

そこで本稿は、上述の理論を元にキャッシュ・フロー計算書が作成できるのではないかと思考している。よって、収支簿記や月末収支総括表の原理を明らかにするとともに、この原理を元にキャッシュ・フロー計算書が作成される会計システムを提案するものである。

I キャッシュ・フロー計算書の会計構造に関する先行研究

キャッシュ・フロー計算書と会計構造に関する先行研究は、日本簿記学会第 26 回の統一論題「資金会計と複式簿記—損益計算、資金計算の併存可能性—」で発表された論文が代表的なものになると思われる。上野[2011]は、通常の会計システムに統合する論理を過程理論の視点から明らかにしている(26 頁)。ここで着目する点は、「総資金運動等式」である。この総資金運動等式は、「現金の増加＋資産の増加＋負債の減少＋純資産の減少＋費用の増加＝現金の減少＋資産の減少＋負債の増加＋純資産の減少＋収益の増加」(25 頁)という一般的に言われている取引要素をもとにしたものである。しかしながら、残高試算表からキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表および損益計算書が作成されたとした点が違うのではないかと考えている。それは、キャッシュ・フロー計算書には収入、支出の相手方が示されていないからである。本来のキャッシュ・フロー計算書は、相手方を 3 つに区分して示されている。

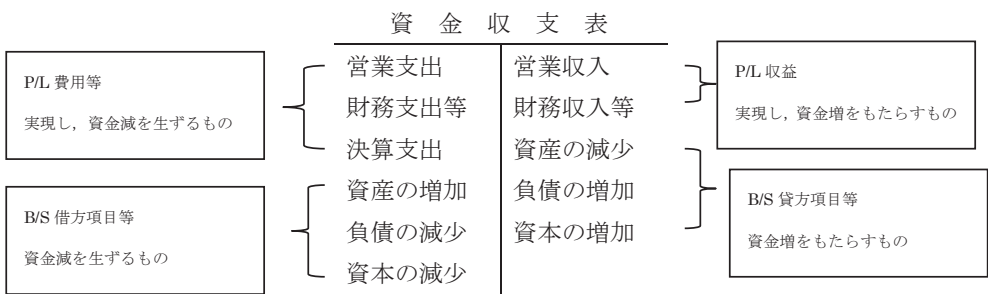
佐藤[2011]では、資金勘定組織として収支勘定、投資財務勘定および営業増減勘定がもちいられ、展開している(32-35 頁)。しかし、ここでの問題点は、貸借対照表および損益計算書の仕訳と資金仕訳の二重仕訳で展開されていることであろう。高須[2011]では、収益費用アプローチと資産負債アプローチに基づいた簿記体系が考察されている。収益費用アプローチでは、「一取引二仕訳」が必要であり、資産負債アプローチでは、「三式簿記システム」に拡張することが必要であると結論づけている(43 頁)。藤井[2011]では、資金会計の論点整

理，計算構造，および特徴を示し，資金会計と複式簿記の関係では，資金計算を複式簿記に組み込むことが可能かは複式簿記の本質の捉え方によって変わってくることが結論として述べられている(48-57 頁)。

以上，キャッシュ・フロー会計に関する近年の先行研究は，通常の会計システム，いわゆる仕訳に基づいて行ったものと仕訳とは別にする一取引二重仕訳に基づいたものと二つに分けることができるといえるだろう。一取引二重仕訳は現実的ではないため，通常の会計システムに基づいたものが望ましいと言えるだろう。

II 会計構造にみるキャッシュ・フロー計算書の位置づけと資金を中心にとらえた簿記法
 キャッシュ・フロー計算書は，先行研究のように複式簿記システムにおいて行う場合の研究があまり行われていなかった。しかし，資金収支表と貸借対照表および損益計算書との関連図が若杉[1988] において述べられている(図表 1)。

図表 1 資金収支表と損益計算書・貸借対照表との関連図



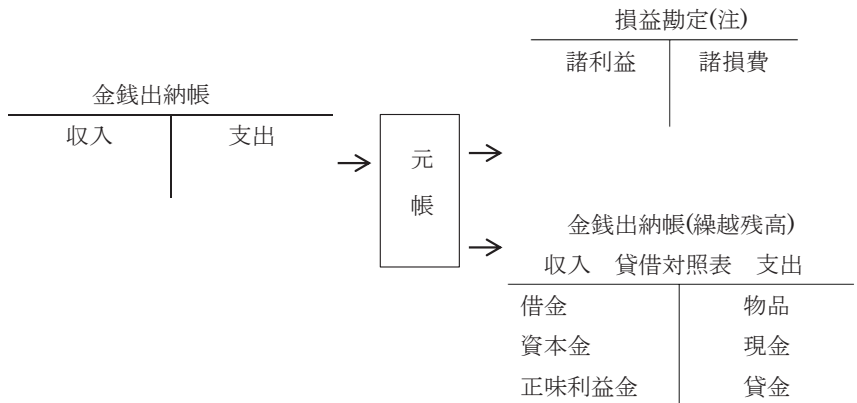
出所：若杉[1988]，112 頁をもとに作成。

この関連図を見ても分かるように，上段部分が損益計算書項目であり，借方側が費用等に関する損益計算書項目，貸方側が収益に関する損益計算書項目でいずれも実現し，資金を増減させたものを示している。また，下段部分が貸借対照表項目で，借方側が資金の減少項目であり，貸方側が資金の増加項目で資金の増減項目を示したものである。この関係は，複式簿記システムにおける期間中の仕訳で資金の相手方の集合体と言っても過言ではない。

そこで，資金に重点を置いた複式簿記的な研究がある。それは下野[1921]，下野[1927]の収支簿記と太田[1935]の「簡易商店簿記試案」である。まず，収支簿記の収入・支出の概念は，福澤諭吉の『帳合之法』による借方・貸方を「主人ノタメニハ上段ハ貸ニシテ下段ハ借ナリ日本人ニ分リ易クスルナリハ或ハコレヲ出ト入トニ書替ヘ借ノ處ヘ出ト記シ貸ノ處ヘ入ト記シレハ我家ヨリ金ガ出。我家ニ金ガ入タルト云フ考ニテ初學ノ者ニ便利ナラント思ヒ」(福澤[1873]，初編卷之一，九丁-十丁，訳者注より)からきており、『銀行簿記精法』に

においても「貸借ヲ出入と解スル説アリ」(『銀行簿記精法』巻ノ一、凡例七丁)と述べられたことに起因している。当然のことであるが『銀行簿記精法』は、翻訳者や削除校正など福澤諭吉の門下関わっているからである。収支簿記の提唱者⁽¹⁾は大原信久であるが下野によって収支簿記が理論的に述べられている。下野[1927]では、下野が新日本式収支簿記法という会計システムを提案している。日本式収支簿記法は、取引を金銭出納帳に記帳することからスタートしている。借方を収入とし、貸方を支出としたもので金銭出納帳が当店の帳簿であるということから主観的貸借を念頭にしたものであった。振替仕訳も収入欄、支出欄の両方に記入することで残高が変更しないことも示されている。転記の方法は、金銭出納帳の収入欄に記入した勘定を元帳欄の収入欄に記帳し、逆に金銭出納帳の支出欄に記帳した勘定を元帳欄の支出欄に記帳する。現金元帳は、金銭出納帳の収入欄の合計を元帳の支出欄に記入し、金銭出納帳の支出欄の合計を元帳の収入欄に記入する。この方法で行うと貸借の合計が一致する。そして、図表 2 に示す損益勘定と金銭出納帳(繰越残高)貸借対照表が完成する(下野[1927]39・50 頁)。大原信久の収支簿記法は、金銭出納帳ではなく、日記帳であり、『銀行簿記精法』を基本にしたものであった。

図表 2 下野直太郎の収支簿記



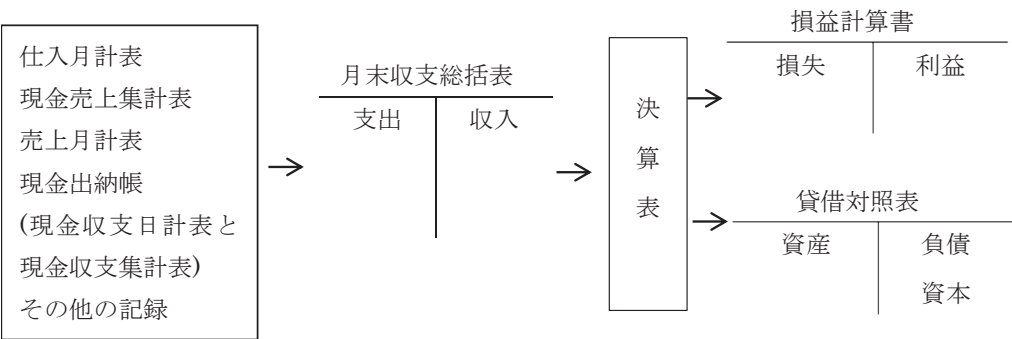
注 ここでは、元帳としての損益勘定を示している。

出所：下野[1927]を参考に著者が作成。

この収支簿記の問題点が借方および貸方について主観的貸借を念頭に置いたものであったため、この問題点を解決しようと太田[1935]「簡易商店簿記試案」が発表された。これは、「小売店主要簿の改良案」(太田[1935]3 頁)として考案されたものである。この試案は、小売商店の主要な取引が仕入、売上および現金収支であるため、この 3 点に絞って解説がなされている。仕入については、仕入月計表を作成する。売上げについては、現金売上と掛売

上に分け、現金売上には現金売上集計表に、掛売上には売上月計表を作成する。現金収支については、現金出納帳なる総合帳簿と現金収支の比較的多い商店向けに現金収支日計表を示している。月末収支総括表は、月ごとの合計を記入し、貸借一致させることを目的として作成するものである。この試案は 1949 年の『中小企業簿記要領』の原型となっている⁽²⁾。そして、決算表は、前期からの繰越額に月末収支総括表の当期増減額を加減して現在高を算定するものである。この決算表をもとに貸借対照表と損益計算書が作成される(太田[1935]1-22 頁)。太田の「簡易商店簿記試案」は、図表 3 のようになるだろう。

図表 3 太田哲三の簡易商店簿記試案



出所：太田[1935]を参考に著者が作成。

以上、若杉の資金収支表と損益計算書および貸借対照表の関連図、下野の収支簿記、太田の「簡易商店簿記試案」において共通する点がある。若杉の資金収支表は、当期中の資金に関する取引をまとめている。下野の収支簿記は、当期中の資金に関する取引を金銭出納帳に作成し、金銭に関係のない取引も貸借両方に作成し、資金の残高が変更しないように考案されている。太田の月末収支総括表は当期中の取引をまとめたいわゆる試算表になっている。共通点は、当期中の取引をまとめたものということができる。そして、資金収支表は、収支の相手方の項目をまとめたものということができる。

下野の収支簿記は、金銭出納帳に収入、支出と記録したものから資金計算書を導出することができる。また、太田の月末収支総括表は、収入の相手方と支出の相手方をまとめ、現金預金の収入と支出を記録して、貸借を一致させている。この月末収支総括表からも資金計算書を作成することができる。この二つの簿記法は、小規模企業向けに考案されたもので資金の重要性を説いたものと言ってよい。収入、支出という貸借逆の発想は、主観的貸借と客観的貸借の相違であって同様の思考によるものである。

Ⅲ キャッシュ・フロー計算書の作成方法とキャッシュ・フロー計算書の雛形

1 キャッシュ・フロー計算書の作成方法

キャッシュ・フロー計算書の作成方法は、和久[1999]によれば、「個別キャッシュ・フロー計算書の作成方法には、キャッシュ・フロー計算書を作成するための勘定組織を設け、勘定記録にもとづいて作成する方法(直接作成法)と貸借対照表と損益計算書から作成する方法(間接作成法)がある」(56 頁)と述べている。したがって、直接法では、勘定組織を設ける必要があり、間接法では、貸借対照表と損益計算書からキャッシュ・フロー計算書が作成されなければならない。鎌田[1999]によれば、「現金および現金同等物(間接法)―営業活動―」, 「現金および現金同等物(直接法)―営業活動―」および「現金および現金同等物集合」という T 勘定を用いた方法を展開している(43-59 頁)。T 勘定を用いた方法は、貸借対照表および損益計算書からの修正仕訳を行い、上述の勘定に転記する方法が用いられて、キャッシュ・フロー計算書が作成されている。

2 現行のキャッシュ・フロー計算書の雛形

現行のキャッシュ・フロー計算書は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」の3つに区分

図表 4 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法

直接法	間接法
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 営業収入 原材料又は商品の仕入支出 人件費支出 その他の営業支出 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 損害賠償金の支払い 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	I 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益 減価償却費 貸倒引当金の増加額 受取利息及び受取配当金 支払利息 有形固定資産売却益 損害賠償損失 売上債権の増加額 たな卸資産の減少額 仕入債務の減少額 小 計 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー

(連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準 様式 1, 様式 2)

され、「営業活動によるキャッシュ・フロー」が直接法と間接法という表示方法になっている。その内容が図表 4 のとおりである。

直接法は、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法(連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準第三，一，1)である。間接法は、税金等調整前当期純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び負債の増減、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含まれる損益項目を加減して表示する方法(連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準第三，一，2)である。いずれの場合でも内容をみると期中取引の増減額が表示されている。

IV 複式簿記によるキャッシュ・フロー計算書の作成方法の提案

資金収支表およびキャッシュ・フロー計算書は、資金の概念が異なっている。しかしながら、これらの計算書の内容は、ほぼ同じである。よって、複式簿記からキャッシュ・フロー計算書が作成される方法を提案する。

図表 5 資金的 2 勘定系統説の図解

dr.			資金			cr.		
〈資金形態〉			〈資金源泉〉					
dr.	資産	cr.	dr.	負債	cr.			
流入	流出							
			</					

(杉本[1974]，77 頁)

従来の借方および貸方の概念を杉本[1991]の 2 重分類的複式による認識・測定方法によって展開する。2 重分類的複式による認識・測定の方法とは、会計測定者が企業の経済事象を「資金の流れ」として彼らの脳裏で「資金形態」と「資金源泉」という二つの側面での思考内容を形成していく方法である。杉本[1974]では、会計担当者などの会計測定者は、これ

らの「資金の流れ」を、＜資金の調達源泉から見た「資金の流れ」＞と＜資金の運用形態から見た「資金の流れ」＞の 2 側面に分けて認識・測定していく(77 頁)、と述べている(図表 5 参照)。これは、取引の 8 要素と結合関係と関連していて、初学者でも容易に理解することができるだろう。

そして、キャッシュ・フロー計算書は、期中取引の資金の流れを 2 重分類複式の認識・測定方法を念頭に仕訳集計表、または、合計試算表の運算表によって構成要素が把握されている。合計試算表の運算表は、繰越額、期中取引の合計および繰越額と期中取引の合計を加算したものであるため、運算表の期中取引の合計が仕訳集計表の合計金額と同額になる。この合計金額をキャッシュ・フロー計算書の構成要素に変形することで、キャッシュ・フロー計算書が作成できる。

「すべての期中取引を資本取引と損益取引の観点(すなわち損益作用性の有無の観点)から二面的に把握し、当該記帳記録から貸借対照表と損益計算書を誘導できるように仕組みられている点に複式簿記の本質がある」(藤井[2011]54 頁)と指摘している。キャッシュ・フロー計算書は、複式簿記と同様、期中取引を資金の流入、流出という 2 側面で捉えたものであり、その合計金額をキャッシュ・フロー計算書の様式に変形したものであることができるであろう。ただ、非資金取引の修正が必要になる。

したがってキャッシュ・フロー計算書は、現行の複式簿記システムによる会計処理から導き出した期中取引の増減額であり、同一金額になることは言うまでもない。よって、現行のキャッシュ・フロー計算書の作成については、複式簿記システムの期中取引の合計額または、期中取引の合計金額によって作成することが可能である。

おわりに

キャッシュ・フロー計算書は、明治から資金の会計構造が変更されたにすぎない。収支簿記は、借方と貸方を収入、支出に置き換えてか『銀行簿記精法』の日記帳をベースに作成され、下野によって金銭出納帳から貸借対照表と損益計算書が導出された会計構造になっている。月末収支総括表は、太田の考案によるものであるが、右に収入、左に支出としたのは、現金収支の相手方を示したもので収支簿記と収入、支出が貸借逆になっている。いずれも資金を中心に理論展開がなされたものである。資金収支表は、「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」(「中間報告」)によって制度化されたものである。キャッシュ・フロー計算書も同様、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」によってキャッシュ・フロー計算書が制度化されたものである。

大原、下野の収支簿記、太田の月末収支総括表および『中小企業簿記要領』の日計表方式や月末収支総括表方式は、金銭や資金に重点をおいたものであり、資金収支表やキャッシュ・フロー計算書も同様、資金に重点を置いたものであった。

本稿は、収支簿記および月末収支総括表の原理をもとに複式簿記からキャッシュ・フロー計算書の作成方法を提案するものであり、貸借対照表および損益計算書をもとに調整仕訳

や修正仕訳を行うという複雑な方法を取らなくても作成できる方法であることを指摘したい。

- (1) 下野[1921]のはじめに大原信久が命名したと述べられていること、さらに、1913 年および 1920 年の大原簿記専門学校の教科書に収支簿記を取り扱っている。1920 年の教科書では、借方と貸方を収入と支出にし、日記帳から元帳への転記および貸借対照表と損益計算書の作成に関する解説がなされている。
- (2) 『中小企業簿記要領』を執筆したのは、中西寅雄と鍋島達である。二人の共通点は、当時、東京都商工指導所の所長に中西、部長に鍋島が設立して間もない東京都商工指導所に在籍していたことである。それ以前の 1937 年 4 月に開所された東京市商業経営指導員養成所では、太田哲三が簿記法を講義していた。中西が東京都商工指導所において指導していた簿記法は、太田の簿記法が原型で、『中小企業簿記要領』の原案になったものである。

参考文献

- Shand, Alexander Allan 述 ; 海老原済, 梅浦精一訳[1873]『銀行簿記精法. 卷之一〜卷之五』 大蔵省
- 上野清貴[2017]『会計理論研究の方法と基本思考』中央経済社。
- 上野清貴[2011]「キャッシュ・フロー会計と複式簿記の統合」『日本簿記学会年報』第 26 号, 21-27 頁。
- 太田哲三[1935]「簡易商店簿記試案」『会計』第 37 巻第 3 号, 1-22 頁。
- 大原簿記学校簿記學研究會編纂[1920]『大原簿記學校長大原信久先生校閲 最新複記収支式商業簿記第一編』私立大原簿記學校。
- 鎌田信夫[1989]「資金収支表による資金情報の開示」『企業会計』第 41 巻第 1 号, 63-70 頁。
- 鎌田信夫[1999]『キャッシュ・フロー会計 その理論と適用』中央経済社。
- 企業会計審議会[1998]『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』企業会計審議会。
- 佐藤倫正[1990]「資金収支表の現代的意義——会計の本質と職能の再検討にむけて——」『会計』第 137 巻第 1 号, 51-67 頁。
- 佐藤倫正[1990]「資金概念の変遷——現金フロー計算書のかくれた側面——」『会計』第 138 巻第 3 号, 47-56 頁。
- 佐藤倫正[1991]「基本財務諸表としてのキャッシュ・フロー計算書」『会計』第 140 巻第 5 号, 16-28 頁。
- 佐藤倫正[1994]「資金会計の勘定組織」『会計』第 145 巻第 1 号, 14-27 頁。
- 佐藤倫正[2011]「資金勘定組織の現代的意義」『日本簿記学会年報』第 26 号, 28-36 頁。
- 下野直太郎 [1921]「収支簿記法を論ず」『商学研究』第 1 巻第 2 号, 399-411 頁。
- 下野直太郎 [1927]「日本式収支簿記法」『会計』第 21 巻第 3 号, 39-50 頁。
- 杉本典之[1991]『会計理論の探求—会計情報システムへの記号論的接近—』同文館出版(株)。
- 染谷恭次郎[1952]「資金運用表について——資金運用表を財務諸表の一つに加えんとする提案——」『会計』第 62 巻第 6 号, 28-42 頁。
- 高須孝夫[2011]「複式簿記とキャッシュ・フロー計算書—因果的簿記と分類の簿記—」『日本簿記学会年報』第 26 号, 37-47 頁。
- 中村萬次[1958]「資金理論の体系」『会計』第 74 巻第 3 号, 49-62 頁。
- 福沢諭吉訳[1873]『帳合之法初編一・二』慶応義塾出版社。
- 藤井秀樹[2011]「資金会計と複式簿記」『日本簿記学会年報』第 26 号, 48-57 頁。
- 若杉明[1988]「資金収支表の新様式と資金収支分析」『企業会計』第 40 巻第 1 号, 106-113 頁。
- 和久友子[1999]「キャッシュ・フロー計算書の作り方」櫻井通晴・佐藤倫正編著[1999]『キャッシュ・フロー経営と会計』中央経済社, 49-69 頁。

会社分割における労働契約承継の個別効力

—労働者の保護の在り方をめぐって—

三田村 浩

(愛知産業大学准教授)

Individual Effects on the Succession of Labor Contract in Company Split Cases

—Over the Ideal Way of Worker Protection—

Hiroshi MITAMURA

→要旨

企業組織再編のうち会社分割に関しては、労働契約承継法という唯一の労働者保護法制を有するなかで、新設分割を活用した分社化で新会社に転籍した後、解雇された労働者がその無効を求めた訴訟で、法律が定める事前の協議が不十分として、転籍を無効と判じる報道が近時なされている。会社分割に伴う労働問題を解決するため、本稿の目的は、再就職あっせんや金銭解決による労働者の雇用保障を視野に入れながら、正当な会社分割手続きの下でおこなわれた場合、排除された労働者の法的保護の在り方は如何なるものであるかを考察すべく、労働者の意向と使用者のなす配慮の有無に着目し、会社分割における現行制度と判例の状況を整理し、労働者の法的保護の在り方を探ることにある。

→キーワード

- ・ 会社分割
- ・ 労働契約承継法
- ・ 改正労働契約承継法施行規則・指針
- ・ エイボン事件（東京地判平成 29 年 3 月 28 日）
- ・ 企業組織再編（企業変動）における労働者保護

I. 序論

合併、事業譲渡及び会社分割といった企業組織再編（企業変動）¹⁾において、企業のなす経営の合理化策あるいは再建策²⁾とは別に、組合員排除などの合理的理由のない単なる労働者の排除といった、使用者による明らかな恣意的方策は別段の区分ができるとしても、各再編手法によって労働者の非承継や解雇等をめぐる労働問題（訴訟）が未だ存在しているとすれば、それが使用者都合でもあるだけに、できるだけ労働者の意に即した実質的な労働者保護法制を確立しなければならない。

そこでは、企業組織再編手法におけるそれぞれの法律関係が異なり³⁾、使用者の手法選択によって労働者の処遇に違いが生じてしまうため、統一かつ画一的な労働者保護法制が望まれるなか⁴⁾、本稿で考察する会社分割においては、承継は保障されるものの、元の職場が存続しているにもかかわらず、事業に主として従事する労働者が、分割部門とともに新たな使用者に強制承継される法律関係でもあり、まずその是非を指摘したい。また、分割後暫くして、これに起因した労働条件の悪化や解雇があった場合にも、現職場が消滅してしまえば、元の職場に雇用責任を追及できる法制度を確立する必要もある。さらには、会社分割を契機に職場環境の変化等により転職することも考えられ、こうした労働者の意向が重視されるべき場面でもあるとすれば、それを実現する法制度の検討も必要である。

この点、単に労働者の意向だけではなく、行政の介入や企業側の義務として具体的に再就職あっせんや金銭解決などの方策で対応すべく、雇用保障の観点からの検討も含めて、まずは会社分割において、実効的な労働者保護の在り方を探ることは有意義であろう。

他方、企業組織再編に恣意性がなく、手続上正当におこなわれるとすれば、営業の自由などの企業の権利として、あるいは会社法制により実現されなければならない。とりわけ業績悪化などの切迫した状況下では、会社法の手続きに基づき、株主などの利害関係人（ステークホルダー）のためにも、効率的かつ迅速に進めていく場面でもある。

ところで、企業組織再編のうち会社分割に関しては、労働契約承継法という唯一の労働者保護法制を有するなかで、近時、新設分割を活用した分社化で新会社に転籍した後、解雇された労働者がその無効を求めた訴訟があり、東京地裁は法律が定める事前の協議が不十分として転籍を無効と判じた報道がなされ⁵⁾、同法の実効性が問われているともいえる。

本訴訟は、IV章で検討する「エイボン事件」であるが、判決では会社分割の際に当該労働者との協議が不十分な場合、別法人となった子会社への転籍が無効となるため、従前の使用者に遡って雇用責任を追及できると判じている。

こうして、会社法制による手続きの下で、労働者の処遇について一定の制約が窺えるところ、会社分割自体の無効に争わずして労働問題を解決しようとする点に、企業と労働者の調整が図られているといえる。本来、会社のなす会社分割手法には、労働契約承継法によって、法制度上労働者を保護すべく手続上の厳しい法規制があるはずであるが、判例法理を通じて確立されていく現状もあり、その整備は急務と考える。

本稿では、会社分割事案を素材として、会社分割における労働契約承継法における労働者保護の精度を高めつつ、ひろく企業組織再編に適用する法律として機能させることを探るなかで、判例を使用者による恣意性によるもの、あるいはそれと判断してよいものに区分するとともに、恣意性のない正当な手続きの下での企業組織再編時の労働者の処遇を考

察するに当たって、再就職あっせんや金銭解決などによる労働者の雇用保障を視野に入れながら、労働者保護の在り方を検討するための研究の一環に位置付けたい。

Ⅱ．会社分割における労働者保護法制

(1) 会社分割制度と労働契約承継法

合併、事業譲渡と並んで、典型的な企業組織再編の手法である会社分割については、2001年施行の改正商法（現会社法）で制度化され、会社の分割を吸収分割あるいは新設分割で容易にすることを主たる目的として導入されたものである。これに伴い、当該分割に伴って労働者の地位が失われたり、労働条件が低下したりするのを防止する目的で、同年に会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（労働契約承継法）が制定されている⁶⁾。

労働契約承継法（承継法という。）は、まず、労働者を「承継される事業に主として従事する」労働者と、それ以外の労働者に分ける。分割会社は、そうした主従事労働者に対しては、分割契約等や新設分割計画における承継の定めの有無や異議申立期限日などを書面で通知しなければならない（2条1項）。分割契約等で承継が予定されている者は、分割の効力発生日に承継会社に承継され（3条）、承継が予定されていない者も、期限内に書面で異議を申し立てた場合には、同じく分割の効力発生日に承継される（4条）、と規定する。

また、それ以外の労働者のうち、承継が予定されている者にも書面通知がなされるが、その者が期限内に書面で異議を申し立てた場合には、労働契約は承継されずに分割会社に残留することになる（5条）。

この5条に関して、分割対象事業における主従事労働者には「承継拒否権」がなく、分割会社に強制承継されてしまう法律関係は、果たしてどこまで労働者保護に資するのだろうか⁷⁾。

会社分割は、取引行為等による特定承継ではなく、部分的包括承継と位置づけられるため、労働契約の承継に従業員の個別の同意を必要とする民法625条1項は適用されず、分割会社の労働者は、承継会社等への移転に対して拒否する権利を有さない。

つまり、労働者の別法人への承継は転籍にほかならないところ、承継法が転籍について、包括承継の名の下で、民法625条1項における労働者の個別の同意の例外を認めていることは改善の余地が大いにあると考える⁸⁾。

労働者は、これまで従事してきた事業から切り離されて、新しい事業への従事を余儀なくされる恐れがあり、会社分割によって多大な影響を受けるなかで、確実には労働者の意向が尊重されないため、承継法における労働者保護の実効性が問われることになる。

とりわけ会社分割が、企業の不採算部門の分離・切り捨てのために利用される場合（いわゆる泥船分割）には、承継された労働者の雇用はきわめて不安定になることが安易に想定されるため⁹⁾、本来ここでの労働者の意向の確認は極めて重要な要素のように思われる。

そこで、同意の見返りとして、労働者の意向と使用者のなす配慮を導き出すためには、労働契約承継における主な手続きとされる、分割会社が通知をするまでに個々の労働者と協議することが必要であること（商法平成12年改正附則5条1項。いわゆる「5条協議」）と、分割にあたり雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めること（承継法7条。いわゆる「7条措置」）の両規定の運用実態と、その精度を確認する必要がある。

(2) 労働契約承継法施行規則及び指針の改正点

労働契約承継法に関して、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成 12 年労働省令第 48 号）」及び「分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針」（平成 12 年労働省告示第 127 号）が、それぞれ 2016 年 8 月 17 日に、会社法等の法整備や判例の蓄積等の近年の状況を踏まえて、一部改正されている（2016 年 9 月 1 日適用）¹⁰⁾。これら改正点について、それぞれみていく¹¹⁾。

まず、承継法施行規則の改正について、労働契約承継法 2 条 1 項および労働契約承継法施行規則 1 条において、会社分割にあたり、労働者へ通知すべきこと、通知事項、通知の時期、通知する労働者の範囲が定められているが、承継会社等が労働契約を承継する旨の定めがある場合、会社分割の効力発生日以後、分割会社から承継会社に包括的に承継されるため、その内容である労働条件はそのまま維持されるものであることが追加された（承継法施行規則 1 条 2 号）。

次に、承継法指針の改正について、承継法においては、「主として従事する」労働者の判断基準は、引き続き「事業」の単位で判断するものであり、「事業」の考え方として、労働者の雇用及び職務を確保するといった法の労働者保護の趣旨も踏まえつつ、「一定の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産」であることを基本とする旨が定められた（承継法指針第 2 の 2(3)イ）。

また、会社分割の際には、会社分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更を行ってはならず、また、会社分割の前後において労働条件の変更を行う場合にも、労働契約法第 10 条の要件を満たす就業規則の合理的な変更による場合を除き、労使間の合意によることなく労働条件を不利益に変更することはできないこと（承継法指針第 2 の 2(4)イ(ロ)）や、普通解雇や整理解雇については、労働契約法第 16 条の規定が定められているとともに、判例法理が確立しており、これらに反する会社分割のみを理由とする解雇を行ってはならないこと（承継法指針第 2 の 2(4)イ(ハ)）が明記された。

そして、転籍合意により、承継会社等に転籍させる場合であっても、通知や労働者との個別協議等の手続を省略することはできないと定められ、労働者への書面通知事項の追加として、労働者が承継会社等に承継される場合は、その者の労働条件はそのまま維持される旨を、労働者に通知することが必要とされる（承継法指針第 2 の 2(5)）。

5 条協議については、旧指針では、「承継される事業に従事している労働者」がその対象者とされていたが、新たに「承継される事業に従事していない労働者であって分割契約等にその者が当該分割会社との間で締結している労働契約を承継会社等が承継する旨の定めがあるもの」が対象者に加わり、5 条協議における説明の内容に、「分割会社及び承継会社等の債務の履行の見込みに関する事項」が追加された（承継法指針第 2 の 4(1)イ）¹²⁾。

また、分割会社は、「事業を構成するに至らない権利義務の分割の場合において、分割契約等に労働契約の承継の定めのない労働者のうち、当該権利義務の分割が当該労働者の職務の内容等に影響しうるものに対しては、承継法 7 条の労働者の理解と協力を得る努力とは別に、職務の内容等の変更があればその説明を行う等、一定の情報を提供することが望ましい」とした（同規定）。

そして、労働組合に対しては、団体交渉の申入れがあった場合には、分割会社は、当該

労働組合と誠意をもって交渉にあたらなければならないことが新しく指針に追加された（承継法指針第 2 の 4(1)）。

さらに、5 条協議に違反した場合、すなわち 5 条協議がまったく行われなかった場合または協議が行われた場合であっても著しく不十分であるため、当該協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合には、労働契約承継法 2 条 1 項 1 号に掲げる労働者は、労働契約承継の効力を個別に争うことができるとされていることに留意すべきと追加され（承継法指針第 2 の 4(1)へ）、次章で検討する日本アイ・ビー・エム事件最高裁判決が反映されている。

7 条措置については、団体交渉に応ずべき使用者の判断に当たっては、雇用主以外の事業主であっても、「その労働者の基本的な労働条件等について雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて」、使用者に当たると解されていること等、これまでの判例の蓄積等があることに留意すべきと追加され（承継法指針第 2 の 4(2)ハ）、次章で検討する朝日放送事件最高裁判決¹³⁾等が反映されている。

また、労働組合法上の不当労働行為責任及び使用者の地位が会社分割に伴い、分割会社から承継会社等に承継されるとする裁判例や中央労働委員会の命令があることに留意すべきであると追加された（承継法指針第 2 の 4(2)ホ）。

次章では、会社分割事案について、労働者の保護の在り方を考察する上で、5 条協議の内容の是非を中心に、労働者への必要な説明や協議の有無を争ったものを検討する。

Ⅲ. 会社分割における主要判例の検討

(1) 日本アイ・ビー・エム事件最高裁判決¹⁴⁾

まずは、会社分割に際して、法定協議義務の履行判断とその法的効果をめぐるリーディングケースとして、日本アイ・ビー・エム事件最高裁判決を確認しておきたい。

事案は、Y 社（日本アイ・ビー・エム）が旧商法下の会社分割（新設分割）を行った際、設立会社へ承継される営業（当時不採算部門であったハードディスクドライブ部門）に含まれるとして、分割計画書に記載された X らが、承継手続きに瑕疵があるので設立会社に承継されず、労働契約承継の無効として労働契約上の地位と損害賠償を求めたものである。

事案の背景には、米国において、A 社（米国アイ・ビー・エム）が不採算部門を事実上 B 社（日立製作所）に売却する合意に基づき、3 年後 B 社の子会社となる合弁会社 C 社を設立し、その後日本において、Y 社は、C 社との間で B 社の孫会社となる D 社を設立することで、結果的に不採算部門とともに X らの労働契約が D 社に承継している¹⁵⁾。したがって、本件は不採算部門の切り捨てによるいわゆる泥沼分割の様相を呈しているといえる。

本件の争点は、①5 条協議及び 7 条措置に違反があった場合に、会社分割無効の訴えによらず労働者は労働契約承継の有効性を争えるか、②労働契約承継を無効とする事由はどのような場合か、③労働者に承継拒否権があるか、の 3 つにまとめられる。

まず、一審では、争点①については認めたが、争点②については、会社分割無効事由が認められない限り、労働契約の承継自体の無効を争えないとし、争点③については、承継拒否権を認める規定がない上、包括承継により一定の保護がなされており、使用者選択の

自由については、労働者の退職の自由が認められるにとどまるとした。

次に、二審では、争点①について、労働契約の承継自体の無効を争うのに、会社分割無効事由は不必要であり、異議のある労働者が個別に争うことができ、争点②について、5条協議の態様・内容次第で、労働契約承継の効果を争うことができ、協議を全く行わなかったか、これと同視しうる場合、または協議の態様・内容が規定の趣旨を没却し、著しい不利益を被ることになる場合に限り、異議のある労働者は争うことができるとした。争点③については、一部文言を追加して一審の判断を維持した。

最高裁では、争点①と②について、5条協議の趣旨は、労働契約の承継の如何が労働者の地位に重大な変更をもたらし得るものであることから、承継される営業に従事する個々の労働者との間で協議を行わせ、当該労働者の希望等を踏まえつつ、分割会社に承継の判断をさせることによって労働者の保護を図ろうとすることにあり、5条協議が全く行われなかったとき、または、5条協議が行われた場合であっても、その際の分割会社からの説明や協議の内容が著しく不十分であるため、法が5条協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合には、5条協議義務の違反があったと評価してよく、当該労働者は承継法3条の定める労働契約承継の効力を争うことができると判じている。

争点③については、上告不受理として判断しておらず、承継を望まない労働者の保護、すなわち承継拒否権の判断を避け、包括承継がかえって障害になっている現状に踏み込んでいない。

こうして、5条協議については労働者保護の趣旨であるとし、違反した場合は遡って分割会社の責任を追及できる規範を示したものと評価できるが、事実上不採算部門の切り捨てである以上、それを踏まえた協議の厳格かつ本質的な中身が問われるべきであり、労働者に対する意向や配慮の対応の有無がより精査されるべきである。

こうした裁判所認定に左右される、労働者にとって不安定な状況下、少なくとも従前の職場に残る権利としての承継拒否権を認めることもまた、分割時点でより選択肢を広げ、労働者保護に資する承継法に大きな意義を持たせられるのではないかと考える。また、同事件が、5条協議を果たし、正当な手続きの下で行われたと評価されるならば、泥沼分割の弊害を想定しておらず、まさに労働者保護の在り方が問われる事例といえよう。

(2) EMI ミュージック・ジャパン事件判決¹⁶⁾

会社分割に際して、分割後の労働条件に関して分割会社にいかなる責任があるのか、5条協議に基づく説明責任が問われた判例をみていく。

事案は、Y社が新設分割によりA社を設立した際、Xら2名も転籍承継されたが、その後まもなく、A社において全従業員に対する賃金の引下げが実施され、このことについて、A社からの賃金の引下げの提案があることが確実であることを説明しなかったことが、労働契約に基づいて生じた説明義務に違反するものであるとして、XらがY社に対して損害賠償を求めたものである。

なお、Y社は、B社の出資する会社に対して、A社の株式を売却する旨の株式売却契約を締結して分割日に実施している。当該契約においては、A社において、会社分割後できるだけ早い段階で、B社と整合性のとれた雇用条件その他人事体系の導入（賃金の引下げを含む）が行われることなどについて、Y社において、Y社労働組合及び関係従業員に対

して説明を行うものとする旨が定められていた。

判旨では、本件のような事業譲渡目的で会社分割が行われている場合において、事業譲渡先との間で従業員の労働条件に差があるときは、会社分割後に労働条件の変更のための交渉は、当然設立会社の労働組合と設立会社との間で行われるものとしつつ、本件では説明の合意がなされていたことから、説明義務があるとされた。

こうして、会社分割後に新設会社で行われた労働条件変更に際して、5 条協議に臨むための分割会社の説明責任が問われたところ、説明合意の存在により本件分割会社には説明義務違反があり、労働者は十分な説明を受けていないとし、慰謝料請求を認めている。

ただし、判旨では、5 条協議が協議の成立まで義務づけられるものでないこと、こうした賃金格差問題は労働者が予測できること等を理由に慰謝料請求額が減額されており、労働条件の変更を伴う場合の 5 条協議の意義を強めるものとはならなかったといえる。

(3) 阪神バス（勤務配慮・本訴）事件判決¹⁷⁾

会社分割に際しての転籍合意において、勤務配慮されていた労働条件が、分割後不利益変更（打ち切り）された場合の適法性をめぐる判例をみていく。

事案は、A 社 から Y 社 への会社分割によって、17 年間バス運転手として勤務していた X が、排便・排尿が困難となる障害を有することを理由に、A 社において提供されていた勤務配慮につき Y 社において行われなくなったことを不服として、従前通りの勤務配慮がなされる地位の確認を求めたものである。

会社分割による自動車運送部門の統合に伴い、A 社の労働者を全員退職させた後、Y 社に労働条件を維持することで転籍させたわけであるが、Y 社の就業規則等には勤務配慮の定めはなかった。さらに、A 社と B 組合、Y 社と C 組合の 4 者合意がなされ、勤務配慮は原則として認めないとされ、しばらく行っていた勤務配慮を Y 社が打ち切った。

判旨は、X の訴えを概ね認容し、少なくとも A 社との労働契約では勤務配慮を行うことが合意されていたと認め、この労働契約の解約と Y 社との労働契約は、承継法の趣旨を潜脱して公序違反で無効とした。理由として、承継法では、労働者は希望すれば分割会社との間の従前の労働契約をそのまま承継会社に承継されることが保障されているのにもかかわらず、本件では A 社 との労働契約内容をそのまま承継させる選択肢が、X に示されなかったことが挙げられている。

承継法 2 条 1 項所定の通知がなされず、その結果適法な異義申出を行う機会が失われた場合は、当該労働者は適法な異義申出を行った場合と同様の効果を主張することができるので、A 社との間の労働契約は、そのまま Y 社に承継されるというべきであり、たとえ勤務配慮がないことを同意していたとしても、この同意に基づく勤務配慮にかかる労働条件の不利益変更は公序違反で無効であるとした。

労働組合と使用者との「4 者合意」が、5 条協議の重要性及び必要性を薄れさせ、会社分割を機に、働き方に配慮が必要な障がい者の排除が窺える恣意的事案ではなかろうか。

承継法の労働者保護の趣旨を逆手に、例外を打ち出そうとする当事者企業間の合意と、統合による職場消失の可能性を有する労働者に対する転籍同意について、公序良俗で保護する結果に異論はなく、本件に特殊性があるとはいえ、「改悪型転籍合意」を利用することはできないという、承継法潜脱手法は認められないことを示した判例といえる¹⁸⁾。

Ⅳ．会社分割における 5 条協議の在り方—近時のエイボン事件¹⁹⁾を素材として

(1) 事実の概要

序論に示したエイボン事件は、5 条協議違反を理由に、分割会社に対する地位確認が認められた事案であり、日本アイ・ビー・エム事件最高裁判決の判断基準に基づくものである。泥沼分割における労働者保護の在り方を考察する上で、有意義な事案といえる。

Y 社は、化粧品類及びその関連製品の製造、加工、輸出入及び売買等を目的とする株式会社である。Y 社は平成 24 年 7 月 2 日、会社法上の新設分割の方法によって、A 工場について会社分割を行い、Y 社の 100 パーセント子会社である B 社を設立した。

X は、平成 24 年当時、Y 社の A 工場の製造ラインで正規社員として勤務していたところ、同工場が Y 社から分社化されるに伴って、同年 7 月 2 日までに B 社との雇用契約書に署名押印し、結果的に当該労働契約が Y 社から B 社へ承継されることになった。

平成 26 年 1 月 31 日、B 社は、一人株主である Y 社の解散決議により解散した。原告は、解散決議に先立つ平成 26 年 1 月 20 日に、解散を理由として B 社から解雇された。

そこで X は、主位的に、上記会社分割に伴う原告の労働契約の承継に関する手続きが、商法等改正法附則 5 条 1 項に基づく労働契約の承継に関する 5 条協議の趣旨に反するものであると主張し、故に X は同承継の効力を争えと主張して、X が Y 社に対して労働契約上の地位を有することの確認、並びに、同契約に基づく賃金及び賞与の支払い等を求めて提訴した。

また、予備的に、B 社の一人株主であった Y 社（A 工場の工場長）が、退職勧奨されたことにより加入した労働組合から脱退すれば、結果的に X の雇用を守る旨の会社分割前の説明に反して、同会社分割の約 1 年半後に新設会社の解散決議をして X を失職させるに至った旨や、この失職を回避するために必要な措置を講じることを怠った旨等を主張して、故意又は過失による不法行為に基づき損害賠償請求した。

争点のうち、主位的請求に関して、本件会社分割に伴う Y 社の労働契約の承継に関する手続きが 5 条協議の趣旨に違反しているかどうか、について判旨をみていく。

(2) 判旨

「株式会社の新設分割において、承継法 3 条によれば分割をする会社との労働契約が分割によって設立される会社に承継されるものとされている労働者と、当該分割をする会社との間で、商法等改正法附則 5 条 1 項に基づく労働契約の承継に関する協議（5 条協議）が全く行われなかった場合、又は、上記協議が行われたものの、その際の当該会社からの説明や協議の内容が著しく不十分であるため法が上記協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合には、当該労働者は当該承継の効力を争うことができ、分割会社との労働契約上の地位確認の訴えを提起することができるものと解される（最高裁平成 20 年（受）第 1704 号同 22 年 7 月 12 日第二小法廷判決・民集 64 卷 5 号 1333 頁参照）²⁰⁾」。

そして、5 条協議等において分割会社が説明等すべき内容等については、本件指針（平成 12 年労働省告示第 127 号「分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針」）が、「承継される営業に従事する労働者に対し、当該分割後に当該労働者が勤務する会社の概要や

当該労働者が上記営業に主として従事する労働者に該当するか否かを説明し、その希望を聴取した上で、当該労働者に係る労働契約の承継の有無や就業形態等につき協議すべき旨を定めているが、その定めるところは合理性を有するといえるから、本件において5条協議が法の求める趣旨に沿って行われたかどうかを判断するに当たっては、それが本件指針に沿って行われたものであるか否かも十分に考慮されるべきである。

これを本件についてみると、Xに対して、少なくとも、「本件会社分割の目的（OEM市場への参入等によるビジネス拡大等）や、それによる労働条件（勤務場所、業務内容及び賃金の額等）の変更が特段ない旨を大まかに説明していたものといえる」とした。

しかしながら、会社分割における労働契約の承継に関して、Xからの希望聴取及び個別協議の有無について、A工場の工場長を通じての退職勧奨、労働組合加入による冷遇の示唆、組合脱退による当面の雇用維持の約束といった事実経過では、これらの実施があったとはいえず、「リストラや、労働組合に加入してリストラに抗うことでもって不利益を被る蓋然性が高いことを示唆される中」で、労働組合を脱退することと引替えに労働契約のB社への「承継の選択を迫られた」にすぎず、そのような話合いの内容は、Xが労働契約をB社に「承継されることに関する希望の聴取とは程遠く、これをもって5条協議というに値するか甚だ疑問である」し、少なくとも、「法が同協議を求めた趣旨に反することが明らかである」と判じた。

したがって、Xは、本件会社分割によるY社からB社への労働契約承継の効力を争うことができ、Y社において労働契約上の権利を有する地位にあるとし、主位的請求とともに予備的請求が認容された。

(3) 本件の検討

本件において、会社分割における労働者に対する法的保護手続きである「5条協議」について、その趣旨に言及した上で、希望聴取及び個別協議の在り方をめぐって、その実質を伴っておらず、結論として手続き上の瑕疵とした判断は妥当であろう。ただし、分割会社たる使用者の恣意的状況、すなわち不当労働行為性の認定が大きく影響しており、仮にこうした組合脱退と雇用維持との交換条件がなかった場合に、結論が同じになるのかは定かではない。

そこで、本件におけるY社の5条協議に関する事実経過について、判旨を具体的に確認したい。すなわち、①5条協議に係る個別協議の実施が、当初予定されていた時期と同時期に、Y社は、A工場の工場長を通じて、Xに対し退職勧奨を行っており、②しかも、同工場長は、そのような退職勧奨に対抗すべく、労働組合に加入したXに対し、労働組合に加入したところで、Xの雇用が守られることはなく、解決に時間を要するばかりか、かえって仕事を割り当てられないというような形で冷遇されるにすぎず、他方で、X自らの考えで労働組合を脱退したことにすれば、Y社からの退職勧奨をなかったものとしてリストラの対象から外すとともに、同工場長が最高責任者として、B社においてXの雇用を守る旨を約束し、③これを受けて、Xは、同日のうちに労働組合を脱退して、B社に労働契約が承継されることが決定した旨がXに通知されている。

以上の経過に鑑みると、本件では、①のXが退職させられる状況下、②の労働組合を活用した対抗策に対する交換条件による雇用維持の約束から、結果的に③の新設会社に承継

至ったということになり、②の事実経過がまさに不当労働行為性を帯びた状況にある²¹⁾。

X は、Y 社から本件会社分割の目的や、それによる労働条件の変更が特段ない旨を大まかに説明されてはいたものの、結局のところ、X と工場長との間の個別の話し合いにおいて、リストラや、労働組合に加入してリストラに抗うことでもって、不利益を被る蓋然性が高いことを示唆されるなかで、労働組合を脱退することと引替えに労働契約の B 社への承継選択を迫られたにすぎず、そのような話し合いの内容は、X が労働契約を B 社に承継されることに関する希望の聴取とは程遠いとの判断は当然である。

労働者保護のための協議の在り方をめぐって、不当労働行為という、とりわけ保護されるべき「使用者の恣意的態様」事例として本件を分類し、会社分割による別法人の新設会社とはいえ、実態は親子会社の構図であり、親会社の恣意性による労働契約承継の個別効力は、否定されてしかるべきといえる。

本件は、日本アイ・ビー・エム事件最高裁判決における判断基準に基づき、その個別効力を否定した初の判例に位置づけられる²²⁾。希望聴取及び個別協議の実質的な実施が認められず、5 条協議の趣旨にあてはまらないとする判断は、実態に即したものとして評価されよう。

ただし、Y 社の主張にいう、「会社分割の計画及び会社分割が社員の労働条件に与える影響の有無や内容等について社員全体への説明会を開催し、個別の質問等がある社員に対しては会社の人事担当者や上司に個別に相談をするよう呼びかけ、その上で質問や自己の希望に関する相談をしてきた社員については個別に面談を行うという手続は、会社分割時の 5 条協議義務履践の方法として実務上極めて一般的かつ広く行われている方法」とした点について、本判決では、当該手法自体の妥当性を論ずるものではないことが付言され、実務への影響を避けた感がある。

こうした使用者の対応は、説明会の回数など形式的な手続を示す可能性があり、労働者の意向に即した具体的な提案や、労働者に提示した資料を示した方に説得力があろう。

検討によって浮き彫りになったのは、不当労働行為性といった使用者の恣意的状況にかかわらず、会社分割時に誤魔化すことなく、リストラを意図していれば明確な代償措置を示すなど、どこまでの労働者に配慮できたか、使用者の具体的対応の是非にある。

V. 結語

本稿で、企業組織再編のなかで会社分割に着目したのは、労働契約承継法という唯一の労働者保護法制があることに加え、そこに企業組織再編全般にあてはまる統一的かつ画一的な労働者保護法制確立の嚆矢として、実効的な法規制となるべく可能性を見出したからである。加えて、会社法の制定により、会社分割と事業譲渡とが実質的にほとんど変わらないものとなったとすれば、なおさら現実味を帯びているといえよう²³⁾。

会社分割において、労働者とすればいうまでもなく、元の職場である分割会社が消滅してしまう予定にあれば、新たな会社に承継されることには意義があるであろうが、新たな会社が消滅することを予定したり、労働条件の著しい悪化が予定したりすれば、必ずしも承継されることを望まず、分割会社への残留を希望するであろう。

たとえ正当な手続に基づく会社分割といえども、実質的な 5 条協議及び 7 条措置は当

然実現されるべきであり、労働環境の変化を受け入れなければならない労働者の不安に、できるだけ応える必要があろう。

他方、不採算部門で必要ない労働者の残留が実現してしまうというならば、相当な代償措置を払うなり、労働者の意向を確認しながら、例えば再就職をあつせんするなりは企業の当然の責務と考える。会社分割を利用して、弱い立場の労働者が容易にかつ無下に切り捨てられる法制度であってはならないし、承継法も実効的に機能しなければならない。

この点、判例において、5条協議及び7条措置の内容を精査することは重要であり、単なる協議回数や実質を伴わない形式的な協議であった場合は、会社分割後も労働契約承継の個別効力を否定し、分割会社に責任を求めることができることは確立されたといえよう。

そして、分割会社が消滅する可能性を考えると、やはり5条協議において会社分割時点で労働者の意向が尊重されるよう、実質的な法制度を確立することも重要である。併せて、会社分割後に解雇されることも同様に、想定しておかなければならない。

結局のところ、5条協議においては、できるだけ詳細な情報を提供するとともに、労働者のためにおこなわれる効果的な協議の実現が必要であり、労働者の意向を導き出すためにも、使用者の責務として、まさに7条措置のいう「労働者の理解と協力を得るよう」に協議を実現しなければならない。

こうして、使用者都合の場面における会社分割に伴う労働者の処遇においては、労働者の意向ができるだけ尊重されるべきであり、民法625条における労働者の同意の意義を踏まえ、承継拒否権をはじめ何等かの形で会社分割の手続きに反映されなければならない。

註

1) 会社名の変更、会社形態の変更、経営者や役員の変更等、会社や労働関係に一定以上の影響を与え得る企業の変化を広く捉えたとすれば、「企業変動」と称される。水島郁子「企業変動と労働関係」、『企業変動における労働法の課題』1頁（有斐閣、2016）参照。

2) 究極的な目的は、企業の価値を高めること、少なくともその価値を維持することであり、経営の合理化という戦略的手法に基づくものを「積極的企業変動」、事業の縮小及び撤退といった再建的手法に基づくものを「消極的企業変動」と称される。水島・前掲注(1)7～8頁参照。

3) 合併は包括承継（会社法2条27、28号）、会社分割は部分的包括承継（同法同条29、30号）、事業譲渡は特定承継の法律関係にある。水島・前掲注(1)10～25頁参照。

4) 毛塚勝利「企業組織の変動にかかる労働法制の問題点と整備課題」季刊労働法255号88～89頁（2016）。

5) 日本経済新聞（平成29年3月28日）『新会社で解雇、「転籍は無効」東京地裁判決』（2017年12月6日閲覧）
https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG28H79_Y7A320C1CR8000/

6) 西谷敏『労働法（第2版）』、242～244頁（日本評論社、2013）参照。

7) 「承継強制の不利益」と称される。これに対して、承継されない場合には、「承継排除の不利益」と称される。荒木尚志『労働法（第2版）』407頁（有斐閣、2013）。

8) 西谷・前掲注(6)、233頁。

9) 最低資本金制度が廃止され、資本金がなくても新設分割の設立会社が認められることから、現行会社法の下では、債務超過会社も会社分割を利用でき、不採算部門の分割後に承継会社を倒産させて人員整理を図る泥船分割の危険性が現実的になったと指摘される。毛塚・前掲注(4)83頁参照。

10) 前者については2016年10月5日に(2017年1月1日施行)、後者については2016年12月21日に(2017年1月1日適用)、それぞれ一部改正されており、ともに国民年金法に規定する吸収分割についての準用規定を新設するなどが追加されている。

11) これらについては、労旬1872号79～85頁(2016)で、資料として掲載されている。

12) 改正の文言からは会社分割の対象が承継法上の事業に当たらない場合において、分割契約書等に自己の労働契約の承継が定められている者が、5条協議の主体であるかどうか不明との指摘がある。本久洋一「労働契約承継法および事業譲渡等に関する新指針(平成28年8月17日厚生労働省告示317号・318号)等について」労旬1872号9～10頁(2016)。

13) 最高裁平成7年2月28日民集49巻2号559頁。テレビの放送事業等を営む会社が、番組制作を行う下請三社から派遣される従業員における労働組合法7条の「使用者」に該当するかどうかについて、事業主が雇用主との請負契約により派遣を受けている労働者をその業務に従事させている場合において、労働者が従事すべき業務の全般につき、作業日時、作業時間、作業場所、作業内容等その細部に至るまで事業主が自ら決定し、労働者が事業主の作業秩序に組み込まれて事業主の従業員と共に作業に従事し、その作業の進行がすべて事業主の指揮監督の下に置かれているなど判示の事実関係の下において、事業主は、労働者の基本的な労働条件等について雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあり、その限りにおいて、労働組合法7条にいう「使用者」に当たるとした。中窪裕也「集团的労働関係における使用者一朝日放送事件」労働判例百選(第9版)10～11頁参照(2016)。

14) 最二小判平成22年7月12日労旬1732号52頁(2010)。二審は、東京高判平成20年6月26日労判963号16頁(2008)。一審は、横浜地判平成19年5月29日労判942号524頁(2007)。なお、同事件最高裁判決については、拙稿「企業組織再編と労働者の権利—会社分割事案を題材に—」愛産大論叢16号21～24頁(2013)で考察した。

15) 本久洋一「旧商法上の会社分割にともなう労働契約承継に際しての法定協議手続の履行の有無—IBM(HDD事業部門会社分割)事件横浜地裁判決の検討」労旬1657号6～9頁(2007)参照。

16) 静岡地裁平成22年1月15日労判999号5頁。

17) 神戸地裁尼崎支判平成26年4月22日労判1096号44頁。

18) 野川忍、鎌田耕一「ディアログ 労働判例この1年の争点」日本労働研究雑誌664号8頁(2015)。

19) 東京地判平成29年3月28日労経速2317号3頁(2017)、労判1164号71頁(2017)、労旬1891号78頁(2017)。

20) 前掲注(14)。日本アイ・ピー・エム事件最高裁判決を指す。

21) 不当労働行為責任の承継を認めた判例として、モリタ・モリタエコノス・中央労働委員会事件(東京地判平成20年2月27日労判967号48頁)がある。また、会社分割後の事業閉鎖を理由とする組合員の解雇と損害賠償請求に関する近時の判例として、生コン製販会社経営者ら(会社分割)事件(大阪高判平成27年12月11日労判1135号29頁)がある。そこでは濫用的会社分割により、組合員を排除したと認定した。

22) こうした不当労働行為性の認定事案において、これを重視して判断をしてしまえば、判旨で持ち出された日本アイ・ピー・エム事件最高裁判決で示された基準を、あえて本件であてはめて判断する必要もなかったともいえる。また、本件協議の方法の妥当性を論じていないことから実務への影響はないと指摘される。田中勇気「会社分割における労働契約承継の個別効力を否定した事例」労経速2317号2頁(2017)参照。

23) 有田謙司「企業再編と労働法」日本労働法学会誌113号23頁(2009)。

ストーリーとしての戦略化に関する考察

星 和樹

(愛知産業大学准教授)

Exploration on Strategizing as Stories

Kazuki HOSHI

→要旨

経営環境が激変する現状において、企業は企業間競争に勝つための方法を模索し、現在までに多くの研究者が競争優位性を獲得するための論理を提示してきている。そのような中で、楠木（2010）によって提起された「ストーリーとしての競争戦略」は、戦略の構成要素の時間的展開に注目することで企業レベル・事業レベルにおける競争優位をもたらすためのストーリーの戦略化の論理について議論展開している。しかし、本稿では別の側面でのストーリーの戦略化に関する考察を進展させる。つまり、組織成員を戦略の実行に巻き込んでいくための、組織成員への戦略ストーリーの伝達および共有という側面に焦点を当てたストーリーとしての戦略化の論理についての考察を行うことを目的とする。

→キーワード

- ・ ストーリーとしての競争戦略
- ・ ストーリーの伝達・共有
- ・ ストーリーの機能

I. はじめに

経営環境が激変する現状において、企業は企業間競争に勝つための方法を模索しているし、われわれ研究者もそのための論理を長年にわたって追究し続けている。代表的なものを挙げれば、古くは Porter (1980, 1985) のポジショニング戦略に始まり、その後 Barney (1991, 2002) や Collis & Montgomery (1998) による資源ベース戦略が隆盛を極め、さらにはより広い観点から事業システム・レベルの差別化について考究した加護野・井上 (2004) など、現在までに多くの研究者が競争優位性を獲得するための論理を提示している。

このような流れの中で、近年では楠木 (2010) が「ストーリーとしての競争戦略」という観点を提起している。これは簡単に言えば、戦略を構成する要素がかみあって、全体としてゴールに向かって動いていくイメージが動画のように見え、全体の動きと流れが生き生きと浮かび上がってくるのが「ストーリーがある」戦略ということである。これとは逆に、一般的な戦略のプレゼンテーションには、「X 事業の V 字回復戦略」とか、「新たなビジネスモデルの創出」というタイトルの下、いろいろな要素が盛り込まれている。例えば、市場環境やトレンドの動向、ターゲット・マーケット、どんな製品をどんなタイミングでリリースするか、プライシング、チャネルの選択、組織体制、業績予測といった要素である。ただこれらは、「項目ごとのアクションリスト」に過ぎなく、これら戦略の構成要素がどのようにつながって、全体としてどのように動き、その結果として何が起こるのかという戦略全体の「動き」「流れ」がわからないのである。いわば、戦略が「静止画」にとどまっているという状況なのである。このように、無味乾燥な静止画の羅列ではなく、戦略は「動画」であるべきだという考えがストーリーとしての競争戦略の根幹にある (楠木, 2010, pp. iv ~ v)。

本稿では、このようなストーリーとしての戦略化に依拠しつつ、さらに別の側面でのストーリーの戦略化に関する考察を進展させるものである。すなわち、楠木 (2010) の議論では、企業レベル・事業レベルにおける競争優位をもたらすためのストーリーの戦略化の論理を提起しているが、本稿では組織成員をそのような戦略の実行に巻き込んでいく様に焦点を当てるものである。楠木 (2010) 自身も、組織成員への戦略ストーリーの伝達的重要性について取り上げているが (楠木, 2010, pp.494~496)、それが十分に議論されているとは言い難い。つまり、組織成員への戦略ストーリーの伝達および共有といった、組織の戦略実行に関わる考察が深くなされることで、ストーリーとしての戦略化がより詳細に明示化されるであろう。

そこで本稿では、このようなストーリーとしての戦略化の論理に関して、とりわけ組織成員への戦略ストーリーの伝達および共有という側面に焦点を当て、考察を進めることを目的とする。

本稿の具体的な流れは、以下の通りである。まず第 2 節では、ストーリーとしての戦略化に関する二元性として、上記のような楠木 (2010) による企業レベル・事業レベルにおける競争優位をもたらすためのストーリーの戦略化の論理について概観するとともに、次に本稿で焦点化する組織成員へのストーリーの伝達および共有といった側面に関わるストーリーの戦略化の基本的考え方について議論する。そして第 3 節では、そのような組織成

員への伝達と共有化においてストーリーとして物語ることの意義についての検討を進める。さらに第4節では、組織成員間のストーリーの共有化によってもたらされるものについての考察を行う。最後に第5節では、本稿をまとめ、結論を提示する。

II. ストーリーとしての戦略化に関する二元性

以下では、ストーリーとしての戦略化に関する二元性について検討していく。まずは、楠木（2010）による「ストーリーとしての競争戦略」の論理について概観する。その後、とりわけ本稿で焦点化していく、組織成員への伝達・共有のためのストーリーの必要性についての議論を展開する。

(1) 「ストーリーとしての競争戦略」の論理

楠木（2010）は、「ストーリーとしての競争戦略」の論理を展開するにあたり、まずは戦略の本質として、「違いをつくって、つなげる」という2つの点を重視する。この定義の前半部分は、競合他社との違いを意味している。競争の中で業界平均水準以上の利益をあげることができるとしたら、それは競合他社との何らかの「違い」があるからである。だが、より強調すべきは後半部分であり、つまり「つながり」ということである。つながりとは、二つ以上の構成要素の間の因果論理を意味している。因果論理とは、XがYをもたらす（可能にする、促進する、強化する）理由を説明するものである。個別の違いをバラバラに打ち出すだけでは戦略にならず、それらがつながり、組み合わせり、相互に作用する中で長期利益が実現されるのである（楠木，2010，pp.13～14）。

すなわち、戦略をストーリーとして語るということは、「個別の要素がなぜ齟齬なく連動し、全体としてなぜ事業を駆動するのか」を説明するということである。それはまた、「なぜその事業が競争の中で他社が達成できない価値を生み出すのか」、「なぜ利益をもたらすのか」を説明することでもある。個々の打ち手は「静止画」にすぎず、個別の違いが因果論理で縦横につながったとき、戦略は「動画」になるのである。ストーリーとしての競争戦略は、動画のレベルで他社との違いをつくろうという戦略思考なのである。言い換えれば、ストーリーとしての競争戦略とは、「勝負を決定的に左右するのは戦略の流れと動きである」という思考様式であるのだ。つまり、個別の要素についての意思決定（たとえば、ある製品の生産を社内でやるか、それとも外部企業に任せるか）は、基本的に what や who（whom）や where や when を確定するということであるが、こうした個別の打ち手に対して、戦略ストーリーが問題にするのは why である。ここで「流れ」といっているのは、なぜある打ち手がもう1つの打ち手につながるのか、ある打ち手がなぜ次の打ち手を可能にするのか、という因果論理に注目しているからである（楠木，2010，pp.20～22）。

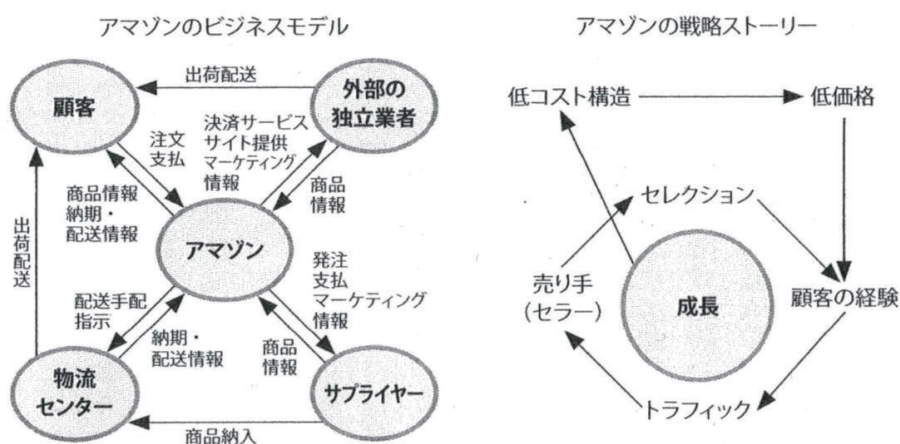
それでは、このようなストーリーとしての競争戦略の論理は、既存のビジネスモデルやビジネスシステムの論理とどのように違うのであろうか。楠木（2010，pp.40～43）によれば、ストーリーという視点は、「モデル」や「システム」の戦略論と多くを共有している。にもかかわらず、ここでストーリーという視点を強調する理由は、ストーリーという視点の持っているダイナミックな意味合いによる。ビジネスの設計思想としてのビジネスモデルや、その結果生成するビジネスシステムはどちらかというとビジネス全体のかたちに焦

点を当てていたため、全体の流れや動きを捉えにくいというきらいがある。アーキテクチャにしても、ビジネス全体のレベルに拡張して応用することはできるが、そもそも製品システムの安定的なあり様に注目した概念である。ストーリーの戦略論とビジネスモデル(システム)の戦略論との違いは、ビジネスモデルが戦略の構成要素の空間的な配置形態に焦点を当てているのに対して、戦略ストーリーは打ち手の時間的展開に注目している、という点にある(図表1)。「ビジネスモデルを図示してください」というと、ビジネスに含まれるさまざまなプレイヤーや機能部門間のカネやモノや情報のやり取りの絵が出てくるのが普通である。これに対して、戦略ストーリーの絵は「こうすると、こうなる。そうなれば、これが可能になる…」という時間展開を含んだ因果論理になる。このような、個々の打ち手が組み合わさり、連動することによって生まれる戦略の流れや動きの側面については、踏み込んだ議論はあまりなされてこなかったと言える。ビジネスモデルの概念は、確かに全体の「かたち」を捉えるものだが、構成要素の因果論理が巻き起こす「流れ」や「動き」の側面を捉えにくく、静止画的な戦略思考になりがちであった。複数の打ち手がかみ合って連動する相互作用の論理、そこから生まれる「動画」としての側面により直接的に光を当てる必要があり、ここであえてストーリーという言葉を持ち出すのは、こうした戦略のダイナミックな本質を強調したいという意図があるからなのである。

それでは、このストーリーとしての競争戦略の考え方について、もう少し踏み込んで事例を取り上げつつ考えてみる。以下では、楠木(2010, pp.26~27)によるマニー社の事例について見ていきたい。

マニーは、手術用の針やナイフに特化した企業である。その分野で世界最高水準の品質を武器に、長期にわたって高い利益水準を維持している。マニーも1990年代後半に東アジアでの海外生産に乗り出した企業の1つである。しかし、マニーはステンレス線材の前処理を海外で行い、微細加工など独自技術が必要な工程はいったん日本国内の工場に戻し、

図表1 アマゾン社の例によるビジネスモデルと戦略ストーリー



出所) 楠木(2010)、p.42。

最終加工と品質検査のためにもう一度海外工場に出すというやり方をしている。立地の選択にしても、マニーは当時ブームだった中国ではなく、ベトナムを工場立地として選択した。しかも、政府がインフラを整え、積極的に誘致していた工業団地の一角ではなく、周りに工場が一軒もないようなへんぴな場所に工場を建てた。

なぜこのような打ち手をとったのか。打ち手をつなぐストーリーに目を向けると、明快な因果論理が読み取れる。マニーの強みは品質にあるので、独自技術が必要な工程は日本に集約している。その前後の前処理工程と最終加工、品質検査の工程は労働集約的なので、海外に出すメリットが大きくなる。品質にとって最も重要なのが最終検査工程である。手術用針の特定種類だけでも年間に一億本以上生産されるが、ここで人間の目視による全品品質検査を行うという取り組みがマニーの品質を支えている。この仕事はきわめて労働集約的になるので、人件費の安いベトナムでの生産は有効である。「ベトナム→日本→ベトナム」という工程の移動は、一見非効率に見える。しかし、製品がきわめて軽くて小さいので、納期の短縮のために航空機で輸送してもコストが小さくて済む。重たくてかさばるものであれば、こうはいかない。

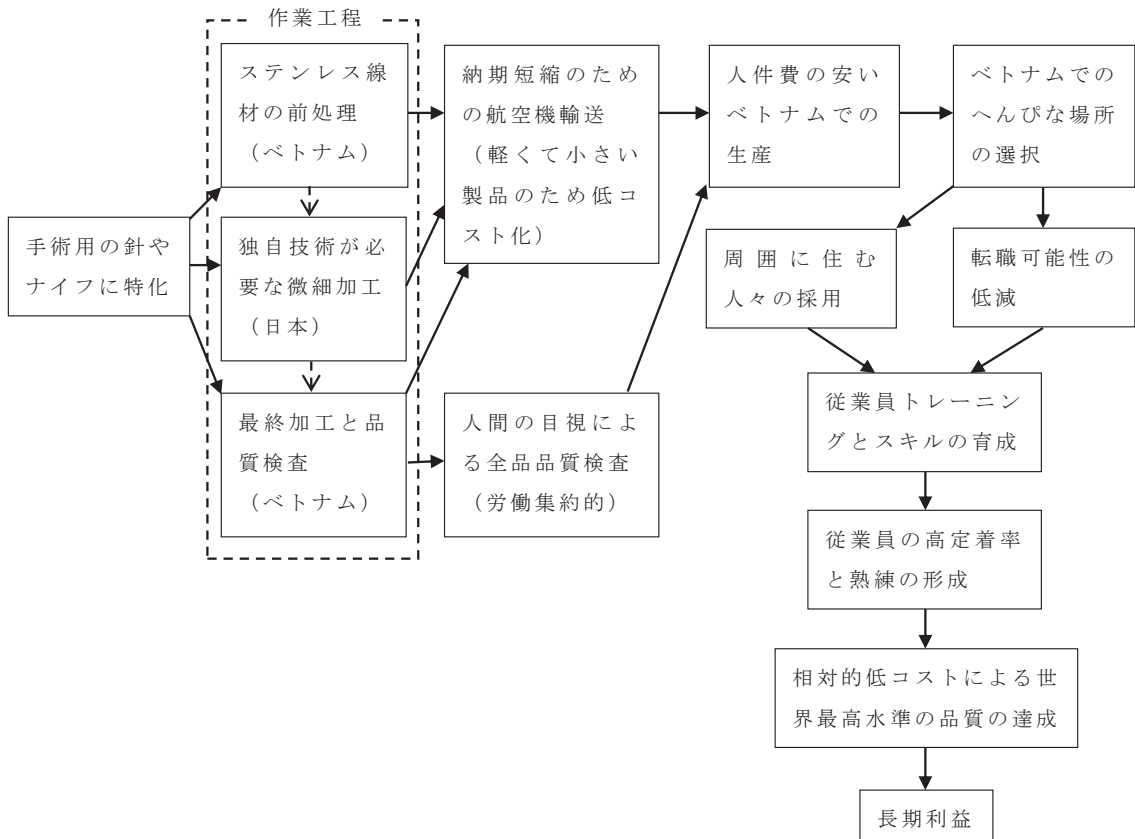
ベトナムのへんぴな場所を選択したのにも論理がある。全品品質検査は作業者の熟練がカギになる。中国の労働市場は流動性が高く、作業者がなかなか定着しないこともあり、ベトナムの方が適している。それでも、いろいろな会社の工場が集まっている工業団地に出してしまうと、作業者が他の工場に転職してしまう可能性が高まる。そこでマニーは、周りに工場が一つもないような場所を長い時間をかけてゼロから切り拓き、その周囲に住む人々を採用したのである。採用した従業員は徹底的にトレーニングし、スキルを育成する。従業員は地元で仕事につけるし、周りに他の工場もないので転職するインセンティブを持たない。必然的に定着率がきわめて高くなり、熟練が形成され、全品品質検査による世界最高の品質が相対的に低コストで維持できるという成り行きである。マニーの海外生産は、戦略ストーリーを構成する他の要素と強い因果論理でつながっている。つまり、戦略が筋の良いストーリーになっているのである（図表 2）。

(2) 組織成員への伝達・共有のためのストーリーの必要性

以上のように、楠木（2010）によるストーリーとしての競争戦略の論理は、戦略の構成要素の時間的展開に注目したものである。つまりそれは、企業レベル・事業レベルにおける競争優位をもたらすための個別の要素についての意思決定の流れ・因果論理を捉えたものである。

しかしながら、楠木自身も指摘しているように、もう一つ重要なものとして、構想した戦略ストーリーを、組織全体に浸透させる必要がある。つまり、戦略をストーリーとして語り、組織で共有するということは、戦略の実効性を大きく左右するものである。なぜなら、組織成員個々人が、自分の仕事はその戦略ストーリーの中でどこを担当しており、他の人々の仕事とどのようにかみ合って、成果とどのようにつながっているのか、そうしたストーリー全体についての実感がなければ、戦略の実行にコミットできないからである。言い換えれば、ストーリーは、戦略の実行に関わる社内の人々を突き動かす最上のエンジンになり、戦略がどこか上のほうで漂っている「お題目」でなく、「自分の問題」になってくるのである（楠木，2010，pp.47～52）。

図表 2 マニー社の戦略ストーリー



出所) 楠木 (2010)、pp.26～27 のマニー社の事例を基に筆者作成。

したがって、戦略をつくることと戦略を実行することの重要性はいうまでもないが、それと同等に大切なこととして「戦略を伝える」ということがある。戦略ストーリーの伝達は、策定と実行をつなげるという重要な役割を担っているし、さらには組織成員がストーリーを共有しているということが戦略の駆動力になっているのである(楠木, 2010, pp.492～495)。

まとめると、構想した戦略ストーリーを、その実行にコミットする組織成員に対してストーリーとして伝達し、共有させることの必要性が指摘できるのである。これこそが、ストーリーとしての戦略化のもう 1 つの側面なのである。

しかしながら、このような組織成員へのストーリーの伝達・共有については、楠木(2010)によってその必要性が提起されてはいるが、それに関する十分な議論がなされているとは言い難い。それでは、どのような論理展開がなされるべきであろうか。

Ⅲ. 組織内伝達・共有におけるストーリーの意義

以上、戦略の構成要素の時間的展開に注目したストーリーとしての競争戦略、およびそ

の戦略を組織内伝達・共有するために語られるストーリーについて、ストーリーとしての戦略化に関する二元性という側面から議論・検討してきた。上述の通り、前者に関しては楠木（2010）による詳細なロジックが展開されているので、以下では後者、つまり組織内伝達・共有するためにストーリーとして語ることの意義について考察していきたい。

Bruner（1990，訳書 p.62）は、ストーリーの特性として時系列性を挙げているが、もちろんストーリーにおいては時系列性をもつことが何よりも必須の条件であろう。ただ、榎本（2011，pp.14～16）によれば、この時系列性と並んで重要なのが有意味性であり、つまりストーリーの構成要素である個々の出来事は、単に時系列に沿って並べられるのではなく、ストーリーは意味のある流れをもつものでなければなりがないという。なぜなら、われわれが意味を探究するときには、現実そのもののもつ意味を汲み取ろうとしているのではないからである。すなわち、現実そのものにあらかじめ意味があるわけではなく、意味というのは客観的現実に対してわれわれが主観的に与えるものなのである。このような意味の探究において、われわれは自分を取り巻く現実をどのように意味づけることができるかを自分自身に問いかけているのである。そして、そこで求められているのが、現実の経験の諸相を一定の意味づけのもとにまとめ上げるストーリーの力なのである¹⁾。

このようなストーリーを語ることの主要な機能として、榎本（2008，p.117）は、明確化機能、社会化機能、統合化機能、動機づけ機能、カタルシス機能、伝達機能という6つ（図表3）を挙げている²⁾。ここで特に注目したいのが、2つ目の社会化機能である。つまり、ストーリーを伝達し、他者と共有するという側面である。ここでの議論において、ストーリーとしての戦略化をより捉えるためには、戦略をストーリーとして語り、組織的に共有されることに焦点化する必要がある、それによって戦略の実効性が大きく左右されることとなるのである。このような組織的共有については、当然のごとく組織成員間のコミュニケーションを通じてなされるわけであるが、Hersted & Gergen（2013，訳書 pp.1～2）

図表3 ストーリーを語ることのもつ主要な機能

明確化機能	解釈以前の感情や衝動に対して、言葉によって形を与えることで、自らの経験を明確にしていく機能
社会化機能	属する文化の他の成員から承認してもらえるような語り方を用いることで、自らの経験を他者にとっても理解可能なものにしていく機能
統合化機能	個々の経験の間に因果の連鎖をつくるなどして経験を体系化し、一貫した意味の流れの下に自己の諸体験を統合的に理解することを促す機能
動機づけ機能	先立つ出来事や後に続くと予想される出来事に照らして意味があると思われる行動へと動機づける機能
カタルシス機能	胸の奥にため込んできた経験を語るにより、それと結びついた情動を発散させる機能
伝達機能	知識や考え・感情などさまざまな情報を伝達する機能

出所）榎本（2008）、p.117を基に作成。

は、近年ではコミュニケーションを「お互いに意味を作るプロセス」であり「継続的な調整のプロセス」として捉えるようになっていっているとしている。そこでは、「言葉」というのは、「一つの頭」から「別の頭」へと送られる「意味」が入った「容器」なわけではなく、むしろ「進行中の互いのやりとり」の中で「意味」を「取得する」といったように、意味は話し手と聞き手の相互作用の結果であると考えられているのである³⁾。

このことについてストーリーを語ることの観点と絡めて言えば、個々人が経験的出来事を語り合うことによって、物事に対する意味づけや、あるいはコンテキストを共有したり、つくり出したりしているのである。そして、組織成員が自分の経験を「語り直していく（リストーリー）」ことによって相互作用し、意味やコンテキストが集合的に形づくられていくのである（高間，2008，pp.182～183）。すなわち、ストーリーを語り直していくことによって、個々人は過去の出来事を再構成し、そこから新しい意味を生成していくのである（やまだ，2000，p.2）。また、このことに関して、高間（2008，pp.178～182）は、「自他非分離」という用語を使って、組織メンバーが語り合うことでのコンテキストの共有や集合的な意味づけの重要性を議論している。ここでいう「自他非分離」とは、自分と他の人々が、まるで1つになったようなつながりを感じられる状態のことであり、つまり参加メンバーが上下関係や役割の壁を超え、1つになれる状態をつくることである。

さらに、コンテキストを共有したり、つくり出すということに対して、上野（1999，pp.63～71）は、状況論的な観点から、コンテキストはあらかじめそこに存在するものだったり、誰かに与えられたりするものではなく、活動に関与する当事者たちの行為や発話を通じて即興的に、また局所的に理解可能になり、あるいは行為や発話を通じて組織化されるものであるということを議論している。すなわちこのことは、語りや行為を通じてしか人はコンテキストを理解できないし、さらにはつくり出せないということを意味している。上野（1999，p.70）は、このことを、「doing としてのコンテキスト」として定式化している。彼によれば、コンテキストは、環境の中にあるものでも、また「頭の中」にあるものでもなく、むしろ、「doing context together」、あるいは、ともに織りなす（coveave）活動というようないい方で表現することがふさわしいものである。

以上、まとめると、組織内伝達・共有のためにストーリーとして語ることの意義は、組織成員間で物事に対する意味をつくり出せること、およびコンテキストを共有できるといったことなのである。

IV. ストーリー共有によって組織成員間にもたらされるもの

それでは、このような組織成員間によるストーリー共有によってもたらされるものについて、以下では、人々の間のつながりや社会的な信頼関係の構築といった側面から考察してみたい。

まずは、「ストーリー」そのものへの注目について考えてみると、人間がストーリー形式で思考することの重要性については、近年では様々な論者により議論されている。たとえば、中原・長岡（2009，pp.52～54）は、Bruner（2002）を参照しつつ、人間の思考様式や認知作用には、「論理・実証モード（Paradigmatic Mode）」と「ストーリーモード（Narrative Mode）」という2つのモードがあることを提示している。まず1つ目の、「論

理・実証モード」とは、別名「科学的モード」・「合理的モード」であり、「ある物事が正しいのか、間違っているのか」を問い、厳密な分析を通して、物事の真偽を明らかにしようとするものである。それに対して、2つ目の「ストーリーモード」とは、「ある出来事と出来事の中に、どのような意味のつながりがあるか」を注視する思考の形式である。すなわち、人間がどのような意図をもち、どのような行為を行い、何を経験し、どんな帰結にいたったのか、そうした出来事の中のつながりや意味を感じ取る思考形式である。したがって、このストーリーモードでは、論理・実証モードによって一般化され、文脈に依存しない思考が見落としてしまうものを、捉えることができるのである。

また、この考え方と同じように、Norman (1993, 訳書 p.177) は、ストーリーには、形式的な解決手段が置き去りにしてしまう要素を的確に捉えてくれる素晴らしい能力があるということを論じている。論理は、一般化をしようとし、それは結論を特定の文脈から切り離したり、主観的な感情に左右されないようにしようとする。それに対して、ストーリーは、文脈を捉え、感情を捉えることができるのである。つまり、論理は一般化し、ストーリーは特殊化する。論理を使えば、文脈に依存しない凡庸な結論を導き出すことができるが、ストーリーを使えば、個人的な視点で、その結論が関係者に対してどのようなインパクトを与えるかを理解できるのである。

これらのことについて、やまだ (2000, p.23) の言を借りてまとめれば、ストーリー形式を用いてやり取りするということは、論理的知ではなく、むしろ感性的知に関わっているものなのである。すなわち、ストーリーによるコミュニケーションとは論理による知識の伝達ではないのであり、むしろ人を感動させたり、人の気持ちを揺り動かしたりする知のあり方に、ストーリー形式は適しているのである。つまり、人間は、ストーリー形式を用いてやり取りすると、論理形式を用いるよりも人は意味を感じ取ったり、また感情的な思考・行動を起こしやすいといえるのである (図表 4)。

したがって、これらのことから考えると、本稿で展開している組織成員間でのストーリーの共有というのは、文脈を理解し、意味を感じ取るということと同時に、それら人々の間の感情的な側面にも影響を及ぼしているものとして考えられる。このような感情面への影響は、人々の間での自分と他者とのつながりを感じる上で重要なものとなるだろう。

図表 4 論理形式とストーリー形式の特徴

	論理形式の特徴	ストーリー形式の特徴
思考様式	厳密な分析を通じ、物事の真偽を明確化	ある出来事と出来事の意味のつながりを注視
物事の捉え方	物事を「一般化」(結論を特定の文脈から切り離す)	物事を「特殊化」(文脈を捉え、感情を捉える)
知のあり方	「論理的知」(論理による知識の伝達)	「感性的知」(人を感動させたり、人の気持ちを揺り動かす)

出所) 星 (2010)、p.27。

この人々の間のつながりということに関して、Atkinson (1995, 訳書 p.12) は、ストーリーを語るということは、周りにいる人々との関係で、自分自身の経験を肯定しその正当性を認める行為であるということを述べている。そして、他者とストーリーを共有することによって、他者との共通性を知り、理解し、他者とのつながりを感じることができる指摘している。さらに、このように他者とストーリーを共有することによって、自分の果たすべき役割や規範の範囲について認識するようになると、1つの共同体であるという意識を持つということを論じている。つまり、他者とストーリーを共有することとは、他者との心理的な共同体をつくるということに貢献すると言えるのである。

また、組織成員間の協力的な関係の構築といった観点から、Denning (2007, p.208) や Laloux (2014, 訳書 p.266) は、組織成員が進んで協力し合うには、人々の間で最低限のレベルの信頼性を確立することが必要であるとしている。そしてそこにおいては、自分自身を打ち明ける（たとえば、現在自分がどんな逆境に立ち向かっているか、など）ことで、語り手がどんな人間であるのかを聞き手が理解していくために、人々が面と向かい合ってストーリーを取り交わすことが重要であるということを指摘している。すなわち、人々が語り合うことを通じて、自分をさらけ出したときに、他者からの興味を引くことができ、それによって信頼性が築かれるのである。したがって、組織成員間でのストーリーの伝達・共有は、人々の信頼的な関係を築くことにつながっているのである。

以上のことからまとめると、組織成員同士によるストーリーの伝達・共有によって、他者とのつながりや一体感、さらには社会的信頼関係を確立することができるのである。

しかし、このような組織成員間でのつながりや社会的信頼関係を築き上げるということには、ある種のマイナスの側面が存在することも指摘しておかなければならない。

例えば、西本 (2007) は、組織成員の間で意見を持ち寄り、集合的な意味づけをしていく組織化活動そのものには、異常性を引き起こす可能性が内在するという、「理念型としての異常組織モデル」に関する議論を展開している。この議論の中では、組織メンバーの間で集合的な意味づけが行われるといった閉じた関係性の中において、その関係者内でのみ通用する特異な真／偽、もしくは善／悪といった判断基準や価値観が形成されてしまうという点が指摘されているのである。自分たちのコミュニケーションを、外部集団から人為的に隔離し、内部でのみコミュニケーションを行なうときには、他の判断基準や価値観との比較検証がなされないために、外部とはまったく異質な価値観が派生可能になってしまうのである。そうすると、外的コミュニケーションを遮断された組織メンバーは、多少の違和感を覚えつつも、集団内の価値体系に全面的に依拠し、そして判断を下さざるをえなくなるのである。

このようなロジックについて、西本 (2007) は三菱自動車のケースを用いながら例証しているが、これは、清宮 (2009) による以下のような組織不祥事の社会的現実がつくり出されるといったものと同じ考え方である。清宮 (2009) は、組織不祥事に関する問題について、その原因を個人の性格や能力の問題と考えるのではなく、ビジネスと組織における言語活動の産物と見ること、あるいはその原因を単純に組織文化の問題に起因させるのではなく、組織文化を形成する言語活動に注目することを提起している。すなわち、組織の不祥事という現実が社会的につくり上げられるプロセスを、言語活動（つまり、本稿との

議論と関連させていえば、ストーリーの伝達・共有によってもたらされるもの」という視点で考察することの必要性を論じているのである。この観点に立てば、組織の不祥事とは、決して特別な社会現象でなく、日常的な現象であり、したがってそれらは普段表面化していないだけの日常的な人間関係と、そのコミュニケーション上の問題と考えることができるのである。すなわち、ここでの議論展開と関連させていえば、組織成員間の相互的なストーリーの伝達・共有によって、組織の不祥事が創出されるという可能性を示唆しているものである。例えていうなら、「自分はあの時上司にいわれたからあんな際どいことをしてしまった」、「同僚がこんなことをしたけどまったくバレなかったそうだ」、「職場の人間関係を崩したくないから仕方なくこんなことをしてしまった」、等々のストーリーを非公式的にでも組織成員の間で語り合い、そして共有していくことによって、ダイナミックな意味形成が発生し、その結果として不祥事につながるような組織の社会的現実がつくり上げられていくといったものである（星，2010，p.24）。

つまり、組織成員間のストーリーの共有を通じた集合的な意味づけによってそれが創出されるということである。清宮（2009）は、そのような悪しき社会的現実から抜け出す方法として、組織内で流布している語りを書き換える必要があるということを指摘している。つまり、本稿での議論と関連させて考えれば、組織成員はストーリーの伝達・共有によって集合的に意味をつくり出しているのであり、またさらには、それが人々の間のつながりや信頼的な関係を構築してしまっていることにより、悪しき社会的現実でもそのまま維持されてしまう可能性が大いにあるのである。したがって、このような悪しき社会的現実から抜け出すためには、今までとは異なるストーリーの伝達・共有を通じて、新たな意味を集合的につくり出す必要があり、またそれによって人々の間の関係性をも再構築しなければならないのである。

V. おわりに

以上、本稿で考察してきたように、ストーリーの戦略化をより詳細に捉えるためには、企業組織の事業展開に関わる戦略の構成要素の時間的展開に関わるストーリーに注目するとともに、その戦略を組織内に伝達・共有するために組織成員の間で語られるストーリーにも注目する必要があるのである。

このような組織成員間のストーリーの伝達・共有について、さらに進展させた考察を進めるためには、個別具体的な組織活動の「実践」、あるいは「実践のコミュニティ（community of practice）」（e.g., 青木，2005；Hughes et al., 2007；Lave & Wenger, 1991；Roberts, 2006；Saint-Onge & Wallace, 2003；Wenger et al., 2002）といった、いわば組織の局所的な側面に目を向け注目する必要があるだろう。なぜなら、個々の実践コミュニティによって、そこで語られるストーリーや意味づけが変わってくるはずだからである。また、本稿では、組織内伝達・共有におけるストーリーの意義、およびストーリーの共有によって組織成員間にもたらされるものについて詳しく議論展開してきたが、あくまでもその論理を探究するにとどまり、企業事例を取り上げて検討したものではない。これらの問題については、今後の検討課題としたい。

謝辞

本研究は、科研費（16H03661）の助成を受けたものである。

脚注

- ¹⁾ 榎本（2011, pp.12～13）は自己物語という観点から、このような意味づけのプロセスにおいては、自身の持っている物語的文脈に大きく依存していると述べている。つまり、われわれはそれぞれに自分の物語を生きていて、数え切れないほどの過去経験を背負って生きているが、自分の人生を振り返るときやそれを人に語るときに想起されるのは、自身が今抱えている物語的文脈と矛盾しない意味をもつ出来事や経験に限定されるのである。また、われわれは日々新たな経験を重ねていくが、個々の出来事はすでに抱えている物語的文脈の枠組みに沿って意味づけられ、自分史の中に書き加えられていく。その際、われわれは日々の経験をその都度自分史に取り込んでいくが、相互に無関係で個々バラバラなままに自分史の中に羅列していくわけではない。日々の経験は、自分なりに納得のいく文脈をもった自分史の流れの中に溶け込むような形で取り込まれていくのである。
- ²⁾ これに関連して、自己と語りの関係について、野村（2008, p.182）は次のように捉えている。自己と語りの間には、語りが自己の産物であるだけでなく、自己が語りの産物であると仮定した、双方向的な関係が提起される。研究上、前者の立場からは、語りは自己の心の内実を明らかにする様態測定のための素材として位置づけられる。一方、後者の立場からは、語りは自己を構成する機能の源泉として位置づけられる。
- ³⁾ 別の側面から言えば、言葉（表象）はモノ・コトを類型化し、それに意味を与えて秩序化をはかる機能を果たしている（涌田, 2016, p.4）。

参考文献

- 青木克生（2005）「実践コミュニティと組織分析：アイデンティティとパワーに注目して」岩内亮一・高橋正泰・村田潔・青木克生『ポストモダン組織論』同文館出版、205～232 ページ。
- Atkinson, R. (1995), *The Gift of Stories*, Greenwood Publishing Group. (塚田守訳『私たちの中にある物語：人生のストーリーを書く意義と方法』ミネルヴァ書房、2006 年)
- Barney, J. B. (1991), “Firm Resources and Sustained Competitive Advantage”, *Journal of Management*, Vol.17, No.1, pp.99-120.
- Barney, J. B. (2002), *Gaining and Sustaining Competitive Advantage (2nd edition)*, Pearson Education. (岡田正大訳『企業戦略論』ダイヤモンド社、2003 年)
- Bruner, J. (1990), *Acts of Meaning: Four Lectures on Mind and Culture*, Harvard University Press. (岡本夏木・仲渡一美・吉村啓子訳『意味の復権：フォークサイコロジーに向けて（新装版）』ミネルヴァ書房、2016 年)
- Bruner, J. S. (2002), *Making Stories: Law, Literature, Life*, Harvard University Press. (岡本夏木・吉村啓子・添田久美子訳『ストーリーの心理学：法・文学・生をむすぶ』ミネルヴァ書房、2007 年)
- Collis, D. J. & Montgomery, C. A. (1998), *Corporate Strategy: A Resource-Based Approach*, McGraw-Hill Companies. (根来龍之・蛭田啓・久保亮一訳『資源ベースの経営戦略論』東洋経済新報社、2004 年)
- Denning, S. (2007), *The Secret Language of Leadership: How Leaders Inspire Action Through Narrative*, Jossey-Bass.
- 榎本博明（2008）「語りを素材に自己をとらえる」榎本博明・岡田努編『自己心理学研究の歴史と方法』金子書房、104～128 ページ。

- 榎本博明（2011）「自己物語としてのアイデンティティ」榎本博明編『自己心理学の最先端：自己の構造と機能を科学する』あいり出版、11～22 ページ。
- Hersted, L. & Gergen, K. J. (2013), *Relational Leading : Practices for Dialogically Based Collaboration*, Taos Institute Publications. (伊藤守監訳／二宮美樹訳『ダイアログ・マネジメント：対話が生み出す強い組織』ディスカヴァー・トゥエンティワン、2015 年)
- 星和樹（2010）「組織におけるストーリーテリングを通じた集合的行為」『Informatics』第 4 巻第 1 号、21～30 ページ。
- Hughes, J., Jewson, N. & Unwin, L. (Ed.) (2007), *Communities of Practice : Critical Perspectives*, Routledge.
- 加護野忠男・井上達彦（2004）『事業システム戦略：事業の仕組みと競争優位』有斐閣アルマ。
- 清宮徹（2009）「言葉のなかの倫理的なまなざし：組織の語りと不祥事」金井壽宏・森岡正芳・高井俊次・中西眞知子編『語りと騙りの間：羅生門的現実と人間のレスポンスビリティ』ナカニシヤ出版。
- 楠木建（2010）『ストーリーとしての競争戦略：優れた戦略の条件』東洋経済新報社。
- Laloux, F. (2014), *Reinventing Organizations : A Guide to Creating Organizations Inspired by the Next Stage of Human Consciousness*, Nelson Parker. (鈴木立哉訳『ティール組織：マネジメントの常識を覆す次世代組織の出現』英治出版、2018 年)
- Lave, J. & Wenger, E. (1991), *Situated Learning : Legitimate Peripheral Participation*, Cambridge University Press. (佐伯胖訳『状況に埋め込まれた学習：正統的周辺参加』産業図書、1993 年)
- 中原淳・長岡健（2009）『ダイアログ：対話する組織』ダイヤモンド社。
- 西本直人（2007）「組織認識の過剰共有と組織レトリック：社会構築主義の観点から」『経営論集』54 巻、第 3・4 号、143～163 ページ。
- 野村晴夫（2008）「質的研究と仮説の生成」榎本博明・岡田努編『自己心理学研究の歴史と方法』金子書房、180～197 ページ。
- Norman, D. A. (1993), *Things That Make Us Smart : Defending Human Attributes in the Age of the Machine*, Perseus Books. (佐伯胖監訳『人を賢くする道具：ソフト・テクノロジーの心理学』新曜社、1996 年)
- Porter, M. E. (1980), *Competitive Strategy*, The Free Press. (土岐坤・中辻萬治・服部照夫訳『競争の戦略』ダイヤモンド社、1982 年)
- Porter, M. E. (1985), *Competitive Advantage*, The Free Press. (土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫訳『競争優位の戦略』ダイヤモンド社、1985 年)
- Roberts, J. (2006), "Limits to Communities of Practice", *Journal of Management Studies*, Vol.43, No.3, pp.623-639.
- Saint-Onge, H. & Wallace, D. (2003), *Leveraging Communities of Practice for Strategic Advantage*, Butterworth-Heinemann.
- 高間邦男（2008）『組織を変える「仕掛け」：正解なき時代のリーダーシップとは』光文社新書。
- 上野直樹（1999）『仕事の中での学習：状況論的アプローチ』東京大学出版会。
- 涌田幸宏（2016）「組織研究における表象の意義」内藤勲・涌田幸宏編『表象の組織論』中央経済社、1～10 ページ。
- Wenger, E., McDermott, R., & Snyder, W. M. (2002), *Cultivating Communities of Practice*, Harvard Business School Press. (櫻井祐子訳『コミュニティ・オブ・プラクティス』翔泳社、2002 年)
- やまだようこ（2000）「人生を物語ることの意味：ライフストーリーの心理学」やまだようこ編『人生を物語る：生成のライフストーリー』ミネルヴァ書房、1～38 ページ。

中国語の四字熟語を活用した日本語教育の試み

下平 芳久
(愛知産業大学経営学部講師)

The Method of Teaching Japanese Utilizing Chinese Four-Character Idioms

Yoshihisa SHIMODAIRA

→要旨

中国語話者のみを学習者とする日本語教育においては、中国語の四字熟語を活用した演習が可能である。具体例の一つとして、教師が日本語文を提示して、学習者がそれに該当する中国語の四字熟語を選択肢から選ぶ演習を挙げたい。しかし、四字熟語の取り上げ方には注意を要する。本稿はこの点について考察を試みた。

→キーワード

- ・ 四字熟語
- ・ 成語
- ・ 中国語話者
- ・ 日本語教育

I. はじめに

中国語話者のみを学習者とする日本語教育においては、学習者の言語たる中国語を何らかの形で活かした演習が可能である。もちろん、教師が日中両言語によほど精通していない限り、日本語から中国語へ、或いはその逆への翻訳・通訳といった演習は実現できない。つまり、教師にどの程度の中国語能力が備わっているかによって、演習の中身は変わってくる。

その点、中国語の四字熟語を活用した演習は、教師の中国語能力を問わない性質を持っている。中国語の四字熟語は少ない漢字で構成されたイディオムであり、日本語の漢字を解する限り、字体の問題を別にすれば、ある程度の意味は推測できる。書店に並ぶ中日辞典の種類は豊富で、それらを紐解けば、適切な日本語訳が容易に見つけられる。演習方法さえ工夫すれば、

中国語を発音する事態を避けられる。中国語の文法知識も特に必要ではない。具体例の一つとして、教師が日本語文を提示して、学習者がそれに該当する中国語の四字熟語を選択肢から選ぶ演習を挙げたい。長らく中国語話者のみを学習者とする日本語教育に携わった経験から言って、この演習は集団授業を大いに盛り上げる効果を持っている。機会さえあれば、多くの日本語教師に中国語の四字熟語を活用した演習を試してほしいと願っている。

しかし、中日辞書に載っているものを恣意的に取り上げればいいというものではない。四字熟語の取り上げ方には注意を要する。この点について考察したい。なお、以下の記述においては、特に断りのない限り、四字熟語と言えば中国語のもののみを指す。漢字の字体については、中国本土の簡体字でも香港・台湾の繁体字でもなく、日本式の字体を採用する。ただし、同じ漢字が続いた時は、日本語の踊り字を用いない。四字熟語の日本語訳の訳文は、基本的に「中日辞典」（小学館 1992 年初版発行）、「国語辞典」（旺文社 1960 年初版発行）に依拠するが、適宜、ほかの資料をもとに手を加える。

Ⅱ．四字熟語の選定と分類

中国は漢字文化の本家のため、中国語には数えきれないほど多くの四字熟語があり、現在もなお新しく創造され続けている。それらの中には、誰でも知っていて日常会話でもよく使うものもあれば、ほとんどの中国語話者にとって馴染みのないものもある。四字熟語を選定する場合はこの点に考慮する必要がある、あくまでも日本語教育に資するための四字熟語なので、後者に属さない四字熟語を選定するのが望ましい。高度情報社会の只中にある現在では、この作業は決して困難ではない。中国語話者の知人・友人に力を借りるという方法もある。

もう一点気にすべき点は、四字熟語は日本語の諺・慣用句に相当するものと、それ以外のもものに大別できることである。前者は中国語で「成語」と称されるもののうち四文字のものを指す。後者は、例えば「科学文明」「社会主義」などを指す。本稿では前者のみを取り扱うものとする。以下、日本語との対比という観点から次の 14 種類に分類する。左には四字熟語、右には日本語の意味を書き、日本語による解説には*の記号を付ける。

1．日本語と同形同義の四字熟語

日本語と比較した時、同形同義の四字熟語。完全に同形同義であるかどうかの判断は容易ではない。無視してもかまわないほどの違いであれば同形同義とみなす。また、厳密に言えば 1 に分類され得るものの「国語辞典」（旺文社 1960 年初版発行）に載っていないものは、後述する 9 から 13 に分類する。その具体例は以下のとおりである。

大器晩成
弱肉強食
四面楚歌

2．日本語と同形同義の四字熟語 — 文字数が異なるもの

日本語と比較した時、漢字については同形同義の四字熟語だが、全体の文字数が異なるもの。正確に述べると、日本語では五文字以上で表すものを指す。無視してもかまわない

ほどの違いであれば同形同義とみなす。また、厳密に言えば2に分類され得るものの「国語辞典」(旺文社 1960 年初版発行)に載っていないものは、後述する9から13に分類する。その具体例は以下のとおりである。

良薬苦口 …良薬は口に苦し
愚公移山 …愚公山を移す
有備無患 …備えあれば患(憂)いなし

3. 日本語と異形同義の四字熟語 — 漢字の順序が異なるもの

日本語と比較した時、異形同義の四字熟語。なかでも漢字の順序が異なるもの。無視してもかまわないほどの意味の違いであれば異形同義とみなす。その具体例は以下のとおりである。

不屈不撓 …不撓不屈
多才多芸 …多芸多才
因果報応 …因果応報

4. 日本語と異形同義の四字熟語 — 漢字の一部が異なるもの

日本語と比較した時、異形同義の四字熟語。なかでも漢字の一部が異なるもの。一部とは一文字または二文字異なるという意味である。無視してもかまわないほどの意味の違いであれば異形同義とみなす。その具体例は以下のとおりである。

隨機応変 …臨機応変
月下老人 …月下氷人
日新月异 …日進月歩

5. 日本語と異形同義の四字熟語 — ほぼ全部の漢字が異なるもの

日本語と比較した時、異形同義の四字熟語。なかでもほぼ全部の漢字が異なるもの。ほぼ全部とは三文字または四文字異なるという意味である。無視してもかまわないほどの意味の違いであれば異形同義とみなす。その具体例は以下のとおりである。

良莠不齊 …玉石混淆
傍觀者清 …岡目八目
自食其果 …自業自得

6. 日本語と異形同義の四字熟語 — 文字数が異なるもの

日本語と比較した時、異形同義の四字熟語だが、全体の文字数が異なるもの。正確に述べると、日本語では二文字で表すものを指す。無視してもかまわないほどの意味の違いであれば異形同義とみなす。その具体例は以下のとおりである。

東山再起 …再起
画蛇添足 …蛇足
杞人憂天 …杞憂

7. 日本語と同形異義の四字熟語

日本語と比較した時、同形異義の四字熟語。漢字が同じでも無視できないほどの意味の違いがあれば同形異義とみなす。その具体例は以下のとおりである。

朝三暮四 …考えや方針が定まらない *日本語の意味は「目先の違いにこだわって、結果が同じになることに気が付かない、言葉巧みに人を騙す」。
小心翼翼 …慎重で注意深い *日本語の意味は「びくびくしている」。
一刀両断 …断固として古い関係を断ち切る *日本語の意味は「すみやかに決断し鮮やかに処理する」。

8. 日本語と半同形異義の四字熟語

日本語と比較した時、半同形異義の四字熟語。漢字の一部が異なり、無視できないほどの意味の違いがあれば半同形異義とみなす。その具体例は以下のとおりである。

完璧帰趙 …借りた物をそっくりそのまま返す *日本語の「完璧」の意味は「何の欠点もない」。
突飛猛進 …飛躍的に進歩する *日本語の「猪突猛進」の意味は「脇目もふらずに一直線に邁進する」。
塞翁失馬 …不運なことがあっても幸運に転じ得る *日本語の「塞翁が馬」の意味は「人間の運命は波乱続きである」。

9. 日本語の諺・慣用句とかなり異なる四字熟語

日本語にもその意味に相当する諺・慣用句があるが、かなり異なる四字熟語。その具体例は以下のとおりである。

積少成多 …塵も積もれば山となる
杯水車薪 …焼け石に水
人山人海 …黒山の人だかり

10. 日本語の諺・慣用句と全く異なる四字熟語

日本語にもその意味に相当する諺・慣用句があるが、全く異なる四字熟語。その具体例は以下のとおりである。

樹大招風 …出る杭は打たれる
班門弄斧 …釈迦に説法
白手起家 …裸一貫から身を起こす

1 1. 日本語の単語・連語とかなり異なる四字熟語

日本語にもその意味に相当する単語・連語があるが、かなり異なる四字熟語。その具体例は以下のとおりである。

一見鐘情 …一目惚れ
捷足先登 …早い者勝ち
出類拔萃 …ずば抜けている

1 2. 日本語の単語・連語と全く異なる四字熟語

日本語にもその意味に相当する単語・連語があるが、全く異なる四字熟語。その具体例は以下のとおりである。

東張西望 …きょろきょろする
豈有此理 …もってのほか
易如反掌 …朝飯前

1 3. 日本語には相当する諺・慣用句及び単語・連語が欠けている四字熟語

日本語にはその意味に相当する諺・慣用句及び単語・連語が欠けている四字熟語。その具体例は以下のとおりである。

委曲求全 …不満を我慢してまで人に合わせようとする
弄巧成拙 …上手にやろうとしてかえってしくじる
借花獻仏 …他人からもらった物で義理を果たす

1 4. 複数の種類にまたがるもの

上の 1 3 種類の複数の複数に跨るとみなし得るもの。

温故知新 …*「温故知新」は 1、「故きを温ねて新しきを知る」は 2 に分類する。
八面玲瓏 …*「八面玲瓏」は 7、「八方美人」は 5 に分類する。
青天霹靂 …*「青天の霹靂」は 2、「寝耳に水」は 10 に分類する。

Ⅲ. 四字熟語の実際の選定例

教師が日本語文を提示して、学習者がそれに該当する中国語の四字熟語を選択肢から選ぶ演習を行う上では、上の 9 から 1 3 に分類される四字熟語を主に選ぶのがふさわしいと思われる。日本語の諺・慣用句及び単語・連語との比較対照の勉強にもなって、興味深い演習になるからである。もちろん、1 から 8 及び 1 4 に分類される四字熟語も軽視できない。それらを凝視すると、日本語と中国語との間にある深いつながりが容易に看取できるからである。また、そのことを承知の上で、1 3 に分類される四字熟語のみから敢えて選べば、短文形式の読解演習の一種となる。

このような立場に立った上で、合計 2 5 問から成る演習問題の例を提示し、作問例とす

る。演習問題は2例、提示した。「演習問題Ⅰ」については、解答として取り上げた四字熟語はすべて既出のものから選んだ。9から13に分類される四字熟語から主に選びつつも、1から14までを網羅した。一方、「演習問題Ⅱ」については、解答として取り上げた四字熟語はすべて新出のものとした。13に分類される四字熟語のみから選んだ。

1. 演習問題Ⅰ

次の「(1)」～「(25)」の各文に相当する中国語の四字熟語を下の「ア」～「ノ」からそれぞれ一つ選びなさい。

- (1) そんな道理があるはずがない。「もってのほか」。
- (2) もとの地位に復帰する。
- (3) あまりの突然のことにびっくりする。「寝耳に水」。
- (4) 大人物は普通の人よりも遅れて一流になる。
- (5) 困難に屈したりくじけたりしない。
- (6) わずかなものでも積もり重なれば大きくなる。「塵も積もれば山となる」。
- (7) いいものとよくないものが混ざっている。「玉石混淆」。
- (8) 何の苦労も感じないほど極めて簡単である。「朝飯前」。
- (9) 人が大勢群がり集まっている。「黒山の人だかり」。
- (10) 身のためになる忠告は聞きづらい。
- (11) 不満を我慢してまで人に合わせようとする。
- (12) 目立つ人は周囲の人から邪魔される。「出る杭は打たれる」。
- (13) 他人からもらった物で義理を果たす。
- (14) 少しばかりの援助や努力では全く効果がない。「焼け石に水」。
- (15) 借りた物をそっくりそのまま返す。
- (16) 他人と比べて極めて優れている。「ずば抜けている」。
- (17) 誰からもよく思われるように振る舞う人。「八方美人」。
- (18) そのことをよく知っている人に教える。「釈迦に説法」。
- (19) 他人より先に行動した者が有利になる取り決め。「早い者勝ち」。
- (20) 上手にやろうとしてかえってしくじる。
- (21) 考えや方針が定まらない。
- (22) 一目見た瞬間にその人に夢中になってしまう。「一目惚れ」。
- (23) 落ち着きなく辺りを見回す。「きょろきょろする」。
- (24) その時その場にに応じて適切な手段をとる。
- (25) 財産を全く持っていない状態から事業を始める。「裸一貫から身を起こす」。

ア 委曲求全	イ 朝三暮四	ウ 不屈不撓	エ 出類拔萃	オ 易如反掌
カ 良莠不齊	キ 班門弄斧	ク 東山再起	ケ 白手起家	コ 借花獻仏
サ 完璧帰趙	シ 一見鐘情	ス 良藥苦口	セ 弄巧成拙	ソ 豈有此理
タ 杯水車薪	チ 人山人海	ツ 大器晩成	テ 隨機応変	ト 捷足先登

ナ 青天霹靂 ニ 東張西望 ヌ 樹大招風 ネ 八面玲瓏 ノ 積少成多

※正答

(1) - ソ (2) - ク (3) - ナ (4) - ツ (5) - ウ (6) - ノ (7) - カ (8) - オ
(9) - チ (10) - ス (11) - ア (12) - ヌ (13) - コ (14) - タ (15) - サ (16) - エ
(17) - ネ (18) - キ (19) - ト (20) - セ (21) - イ (22) - シ (23) - ニ (24) - テ
(25) - ケ

2. 演習問題Ⅱ

次の「(1)」～「(25)」の各文に相当する中国語の四字熟語を
下の「ア」～「ノ」からそれぞれ一つ選びなさい。

- (1) 失敗を繰り返さないように対策を立てる。
- (2) ものごとの真相が明らかになる。
- (3) 文章を書く力が昔に比べて衰える。
- (4) 周りへの影響を考えて思い切った改善策が採れない。
- (5) 敵か味方がどちらかが滅ぶまで戦おうと誓いを立てる。
- (6) 状況を考えないで古いやり方にこだわる。
- (7) 一度危険な目に遭ったのをきっかけにとっても臆病になる。
- (8) 口先では好感を持っていると言いながら本心はそうではない。
- (9) うわさが至る所に広まって大きな話題となる。
- (10) 現在の地位から離れることなくほかの仕事を探す。
- (11) ひどい暴力に耐えかねて無実の罪を認めてしまう。
- (12) 着手したとたんにうまくいく。
- (13) 自分の国の歴史なのに知識が豊富ではない。
- (14) 相手の立場に立って自分の心を見つめ反省する。
- (15) 重要な地位にあるために一つ一つの行動が全体に影響を及ぼす。
- (16) 最も大切なことを短い言葉でしっかりと言い表す。
- (17) 後から来た者が先の者を追い越してしまう。
- (18) 現実はどうしようもないので空想で自分を慰める。
- (19) 自らが実践して他人に手本を示す。
- (20) 目先の利益に目がくらんで将来のことまで考えられない。
- (21) いざという時に備えて逃げ道がたくさん用意してある。
- (22) どうしても手に入れたいと強く願う。
- (23) あおりたてで一層望ましくない状況にする。
- (24) まったく休むことなく前進を続ける。
- (25) 主な問題のほかに別の問題が生じてしまう。

ア 騎馬找馬 イ 旗開得勝 ウ 夢寐以求 エ 一針見血 オ 滿城風雨

カ 将心比心	キ 刻舟求劍	ク 馬不停蹄	ケ 水落石出	コ 望梅止渴
サ 江郎才尽	シ 以身作則	ス 亡羊補牢	セ 狡兔三窟	ソ 葉公好龍
タ 屈打成招	チ 後來居上	ツ 数典忘祖	テ 推波助瀾	ト 驚弓之鳥
ナ 殺鶏取卵	ニ 節外生枝	ヌ 誓不兩立	ネ 举足輕重	ノ 投鼠忌器

※正答

(1) - ス (2) - ケ (3) - サ (4) - ノ (5) - ヌ (6) - キ (7) - ト (8) - ソ
 (9) - オ (10) - ア (11) - タ (12) - イ (13) - ツ (14) - カ (15) - ネ (16) - エ
 (17) - チ (18) - コ (19) - シ (20) - ナ (21) - セ (22) - ウ (23) - テ (24) - ク
 (25) - ニ

IV. 作問及び教授上の留意点

作問例を一見してわかるように、この形式の演習は日本語中級以上向けである。手心を一切加えていないので、上級者でないと歯が立たないものもある。それゆえ、作問にあたっては、漢字からの当て推量ができるべくできないように工夫する必要がある。それでも、例えばⅠ(6)では「積」、Ⅱ(5)では「誓」という漢字が使われているため、当て推量によって正解を探し当てることができないでもない。したがって、学習者のレベルや学習態度に応じて、これらの漢字をひらがなにすることも一策であろう。

次に、日本語に相当する諺・慣用句及び単語・連語があるものについては、例えばⅠ(8)の「朝飯前」、Ⅰ(25)の「裸一貫から身を起こす」などのように、括弧つきで紹介するのが望ましい。これは、日本語の語彙力を高める一助となるであろう。また、Ⅰ(7)は「一石二鳥」のほかに「一挙兩得」という日本語もあり、これはⅠ(4)の「大器晩成」と同様に、日本語と同形同義の四字熟語でもある。この点にも注意しておく必要がある。

そのついでに言うなら、「大器晩成」やⅠ(10)の「良薬苦口」については同形同義の四字熟語であること、Ⅰ(5)の「不屈不撓」やⅠ(24)の「隨機応変」については、異形同義の四字熟語であることを答え合わせの時間に明確にする努力が求められる。もちろん、日本語の「大器晩成」なら「たいきばんせい」、日本語の「不屈不撓」なら「ふとうふくつ」という読み方もぜひ紹介すべきである。これらに限らず、教授の際は、日本語と中国語とを積極的に比較する態度が求められる。例えばⅠ(17)の「八面玲瓏」は日本語と同形異義の四字熟語であること、ただし日本語の「八面玲瓏」は知っている日本語話者が決して多くはない言葉であること、「八面玲瓏」と反対に「八方美人」という言葉なら日本語話者の間で広く知られていることを説明するといい。

演習問題Ⅱで取り上げた四字熟語については、学習者の反応がよかったものだけでもいいので、相当する日本語文を暗記させるぐらいの熱意があってもいいのではないかと思う。また、13に分類される四字熟語と思っていたら、実は9から12に分類される四字熟語だったということもあり得るので、選定にあたっては十分に気を配る必要がある。

最後に、学習者が日本語の文を漢字のふりがなぬきですらすら音読できるように、教授の際は心がけるべきである。意味がわかればそれでおしまいという癖を身につけてしまうと、学習者は漢字の読み方をなかなか覚えられないからである。

V. おわりに

筆者はかつて本学留学生別科の授業において、この形式の演習に取り組んだことがある。言うまでもなく、中国語話者のみを学習者とするクラスが存在したからこそ成り立ったものである(四字熟語はすべて簡体字で表記した)。その実体験からすると、学習者から非常に好意的に受け止められたし、筆者自身としても効果的な学習ができたと自負している。解答の選択肢が母語で書かれているため、正解すれば学習者が該当する日本語の文を正しく理解しており、不正解ならばその逆であることがはっきりするからである。また、普段使い慣れた表現の日本語訳の実例を見たことも、学習者にとっては有意義だったと思われる。この形式の演習を始めたきっかけが、日本語上級者から「頭の中に四字熟語が浮かぶのだけど、日本語でどう言ったらいいかわからない。」という言葉聞いたことだったので、当然と言えば当然ではあるが。

ただ、先述したように、ほとんどのの人にとって馴染みのない四字熟語を選択肢の中に入れてしまったことがあり、その時は教室のあちこちから不満めいた声が聞こえてきた。自らの力で作問する場合はこの点に十分気をつける必要があることを思い知らされた。

繰り返しになるが、機会さえあれば、多くの日本語教師に中国語の四字熟語を活用した演習を試みてほしいと願っている。もちろん、その方法は、本稿で提示したものに限定されるわけではない。

参考資料

- 于美香・于羽著『ネイティブがよく使う中国語表現』語研、2000年
幸田圭史著『中国語ことわざ集』国際語学社、2006年
後藤敏著『故事成語からみた中国—学窓から中国事情を考える』共同文化社、2007年
田部井文雄著『四字熟語物語—故事来歴をひもとく』大修館書店、2007年
多久弘一著『故事成語で中国を読む』筑摩書房、2008年
陳力衛著『日本の諺・中国の諺—両国の文化の違いを知る』明治書院、2008年
堀内正範著『人生を豊かにする四字熟語』ランダムハウス講談社、2009年
祐木亜子著『中国の四字熟語—現代流行語から読む中国人の仰天価値観』日本実業出版社、2009年
莫邦富著『莫邦富の中国ことわざ玉手箱—異文化を知り、ビジネスに勝つ』時事通信出版局、2010年
湯浅邦弘著『故事成語の誕生と変容』角川学芸出版、2010年
北村亮介著『中国語成語へのアプローチ』風詠社、2012年
富谷至著『四字熟語の中国史』岩波書店、2012年
林怡州著『中国 四字成語・慣用表現800』三修社、2012年
江藤蓮著『会話を豊かにする四字熟語』ゴマブックス、2014年
沈国威・紅粉芳恵・関西大学中国語教材研究会編『中国語成語ハンドブック』白水社、2014年

中国の広告における呼称と人称代名詞の特徴

王 平
(愛知産業大学講師)

Features of Forms of Address and Personal Pronouns for Advertisements in China

Ping WANG

→要旨

中国の広告用の語句では、人々に商品やサービスの存在や効用を訴えるため、また公共広告で環境、福祉、道徳、青少年問題など様々な公共問題への理解と問題解決を狙って、呼称、人称代名詞を使用する頻度が多い。広告主は広告内で受け手に対する適切な呼び方を使うことによって、親密さを表し、受け手との間の距離感を縮め、より良いコミュニケーションを取ろうとする狙いがある。本研究は中国の広告表現に親族呼称や人称代名詞を使用した代表的な例を挙げて検討していく。

→キーワード

- ・ 親族呼称
- ・ 人称代名詞
- ・ 広告の効果
- ・ 公共広告

I. はじめに

中国語の広告のキャッチフレーズは、人々に商品やサービスの存在や効用を表現するため、また消費者との親近感や親密さを表し、受け手との距離感を縮め、より良いコミュニケーションをとるため、豊富な中国語の語彙の中から、親族呼称と人称代名詞を使う傾向がある。本研究は中国の広告表現に親族呼称や社会的呼称、人称代名詞が使用されている代表的な例を挙げて検討していく。

II. 適切な親族呼称の使用

1. 傍系親族呼称・直系親族呼称の使い分け

中国語においては、呼称は膨大な体系を持っている。まず、親族呼称は親族関係を表す呼び方である。親族関係は、直系親族と傍系親族という二種類に大きく分けることができる。直系親族関係を表す呼称は直系親族呼称と言い、傍系親族関係を表す呼称は傍系親族呼称と言われる。広告には普通、直系親族呼称が主として用いられる。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

- ① 中华汽车，永远向爸爸的肩膀看齐。中華自動車は永遠にお父さんの肩を模範とする。(中華自動車)
- ② 妈妈说这种糖的味道最好？ママは、このキャンディの味が一番おいしいって？(武漢兒童食品会社)
- ③ 表示对父亲的敬意，送给父亲一份好礼。お父さんへの尊敬の意を示すなら、プレゼントで示そう。(父の日のイベント会場広告)
- ④ 威力洗衣机，献给母亲的爱。お母さんの愛に捧げる、この威力洗濯機。(威力洗濯機)
- ⑤ 父母是孩子最好的老师。親は子供の一番の先生。(公共広告)
- ⑥ 乌江榨菜，我爷爷的爷爷都说好。僕のおじいちゃんのおじいちゃんさんも言ってた、“烏江榨菜”がおいしいって。(烏江榨菜)
- ⑦ 不要对刚刚从我们这里走出来的姑娘使眼色，她可能是你的奶奶。この美容院を出てきたばかりの女の子に目配せをしないでね、あなたのおばあちゃんかもしれないから。(ある美容院の広告)
- ⑧ 立白洗衣粉，我老婆让我带来的，洗衣不伤手。女房に頼まれ買ってきた、洗濯で手が荒れない“立白粉洗剤”。(立白粉洗剤)
- ⑨ 停止战争，为了孩子！子供のために、停戦しよう。(公共広告)
- ⑩ 老公，烟戒不了，洗肺吧。あなた、どうしてもタバコをやめられないなら、せめてこれ飲んで肺をきれいにして。(清華清茶)
- ⑪ 妈妈，我长大了我也要娶你。ママ、大人になったら ママをお嫁さんにするよ。(ある化粧品店の広告)
- ⑫ 每天送你一个新太太。日々新しい奥様をあなたに。(夫人美容口服液)
- ⑬ 望子成龙，小霸王学习机。勉強のできる子になりますように (小霸王の電子学習機)
- ⑭ 妈妈我要哇哈哈果奶。ママ、“ワハハのフルーツ牛乳”がほしい。(ワハハのフルーツ牛乳)

乳広告)

⑮给我最爱的宝宝。大事な私の赤ちゃんにあげる。(ネスレの全脂粉乳広告)

⑯学琴的孩子不会坏。ピアノを習う子は悪い子になるはずがない。(台湾 YAMAHA ピアノ)

⑰静心送给妈妈，需要理由吗？落ち着きをママにプレゼントするのに、理由なんているの？(イライラ不眠症解消の“静心口服液”)

⑱看，妈妈没有蛀牙。ほら、ママには虫歯がないわよ。(佳潔士歯磨き粉)

⑲ 为了你和家人的健康，请不要吸烟。あなた自身とご家族のため、タバコ吸わないで。(公共広告)

⑳亲爱的，你还会有更多成就，可他们你的父母还能等你多久？あなた、まだもっと成功できる可能性があるけれども、あなたのご両親はあとどのぐらいあなたを待ってられるの？(公共広告)

㉑还老人一个纯净的梦，给孩子一片蔚蓝的天。お年寄りに純粋な夢を、子供たちに青い空を。(公共広告)

上述の広告はいずれも“パパ、ママ”などの親族呼称を適宜使用している。使用方法是二つあり、一つは相手のいない所で使う親族呼称(背称)、もう一つは相手のいる所で面と向かって話す時に使う親族呼称(面称)である。

2. 適正な社会的呼称の使用

相手との社会的関係やそれぞれ異なる社会的役割をふまえた上で決まるのは呼び方は社会的呼称である。社会的呼称には職業名称、(技術職の)職階名称、役職名称、汎称呼称などがあげられる。広告では、広告主は汎称呼称を多く使用する。

(1) 職業名称

人々の携わっている職業を表す呼称は職業名称と言われる。広告主は特定の製品或いはサービスの性質にふさわしい職業名を選択することができる。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

①它们在厨师手中显得如此轻巧。シェフの手の中でこのように軽くて精巧な調理道具。(全美アルミ製品連合会)

②和医生，护士一样，不要把病菌带回家。医師や看護師のように、病原菌を家に持ち帰らないで(洗剤広告)

③没有老师，你就都不懂这句话。先生がいなければ、この言葉の意味はわからない。(公共広告)

④请司机注意，本城一无医生，二无医院，三无药品。ドライバーの皆さん、この町には医者も病院も薬品ありません。(交通公共広告)

上述の広告のキャッチフレーズはいずれも異なる広告内容に基づいて適切に職業名称を使用している。広告に選択された職業名称を慎重に分析することによって、広告内容をより深く理解することができる。

(2) (技術職の) 職階名称

職階名称は一部の人しか持たない職業上の肩書である。広告にはあまり使われない。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

①你想不想成为工学博士或工程师！工学博士かエンジニアになりたいと思いませんか。
(エジソン科学発明展示会)

この広告用語は“エンジニア”という職業上の肩書を用いてこの広告に興味がある受け手を引き付けようとしている。この使用法は適切であり、強い関心を引き付ける。

(3) 役職名称

職場で一部の責任者が担当している職務についての呼び方である。広告ではこのような呼称を使うことは稀である。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

①总统用的是派克。大統領が使っているのはパーカー（アメリカパーカーペン）

この広告のキャッチフレーズは大統領という至高の職務を活かして、この製品のステータスを上げるとともに、広告の受け手に大統領と同じ購入・選択をするように勧めている。こうすることにより宣伝効果が期待できる。

(4) 汎称呼

汎称呼は確定ではない対象を指し示して呼ぶケースが多い。淑女の皆様、紳士の皆様、お坊ちゃん、お嬢ちゃん、足下（あなた、古代用語）、閣下など。汎称呼は確定ではない対象を指し示して呼ぶので、広告の受け手も往々にして確定ではないグループになる。従って、広告主は汎称呼をしばしば使用する。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

①雅芳比女人更了解女人。雅芳は女性よりもっと女性のことを知っている（雅芳化粧品メーカー）

②先生们，一切平安）皆様方が平穩無事でありますように。（オーチス・エレベータ）

③孩子，妈妈能给你的真不多。わが子よ、ママがあなたに与えられるものは本当に少ない。
(太陽神内服液)

④瞧，小朋友，这东西美极了。ほら、子供たち、これとてもきれいだろう！（あるオートミールの広告）

⑤办公室的年轻人，你的时髦装扮应朝哪个方向走？オフィスの若者よ、あなたのファッションセンスはどの方向へ向かっていくべき？（フランススーツの制服）

⑥不但小伙子喜爱嘉陵，就连姑娘们也都在追求嘉陵。男の子だけでなく、女の子も乗りたいと思う“嘉陵車”（嘉陵オートバイ）

⑦姑娘再也不会对你皱眉头了。もう、女の子から眉をひそめられることはなくなるよ。
(グリーンリーフチューインガム)

⑧叔叔，花儿会疼的。おじさん、花も痛いよ。（公共広告）

⑨讲好普通话，朋友遍天下。標準語を習得すれば、世界につながる輪を広げる。（公共広告）

⑩阁下驾驶汽车，时速不超过30里，可以欣赏本市的美丽景色，超过60里，请到法庭做客，超过80里，欢迎光顾本市设备最先进的医院，超过100里，祝您安息吧。車を運転されるどなた様も：時速30マイル未満では町の美しい風景を楽しむことができ、時速60マイルを超えると裁判所に呼ばれ、時速80マイルを超えるとこの町の最新設備の病院送りとなり、時速100マイルを超えると永遠の眠りに就くことになる。（交通公共広告）

上述の広告用語はみな汎称呼を使用し、広告の受け手もみな不確定性を持っている。広告主が使用する汎称呼、特にその中の敬称は受け手に対する礼儀であり、双方の距離感を少なくすることができる。

Ⅲ. 広告のキャッチフレーズの人称代名詞の特徴

1. 一人称代名詞の活用

(1) 社会から注目されている有名人を通して、広汎な消費者と結びつくように、彼（彼女）の特定の商品或いはサービスに対する擬似体験を共有表現するために、一人称代名詞の“我（わたし）”がよく使われる。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

- ①時間因我存在。 時間は私のために存在している。（罗西尼表ロッシーニ時計メーカー）
- ②一次不买你的错，二次不买我的错。 一回目に買わなかったのはあなたのミス、二回目に買ってもらえなかったのは私の責任。（果物販売会社）
- ③神州行我看行！ “神州行”、私はいいと思う（葛優が推薦する“神州行”という移動電話カード）
- ④果冻我要喜之郎 フルーツゼリーなら“喜之郎”がいいわ。（郭晶晶代言の“喜之郎”）
- ⑤觉得好吃就买呗，大家都要给我面子哦！よいと思ったら買ってください、みんな私の顔を立ててください。（李宇春代言のキャンディ）

(2) ある製品を擬人化（人格化）して主体とし、製品自身の特徴を叙述する場合、よく一人称代名詞の“我（わたし）”を使う。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

- ①秀我本色，个性的共鸣反应。拔き出した我がスタイル 皆との共管が私の個性。（奇瑞QQ自動車広告）
- ②薯我鮮，薯我落，薯我脆。 新鮮でスパイシー。パリパリの CAPICO ポテト。（CAPICO ポテトシリーズ）
- ③有我在，你完全。俺がいるから、君は万全。（明大金庫）
- ④谁让我心动。 誰が私の心を動かすのか（FM365 ウェブサイト）
- ⑤百度一下，就知道。ちょっと百度（Baidu）すれば、すぐわかるよ。（百度 Baidu）
- ⑥倾听自我。 自分自身に耳を傾けてみよう。（ERICSSON 携帯電話）
- ⑦放我的真心在你的手心。私の真心をあなたの掌に。（美加淨ハンドクリーム）
- ⑧我的圣诞杯比星巴克好看。スターバックスより、私のクリスマスカップのほうが格好良い。（costa）
- ⑨满街都是我，我的名字叫轻奢。町中が私、私の名前は“プチ贅沢”。（Michaelkors）
- ⑩我的名字叫内裤边。私の名前はカルバンクライン。（カルバンクライン）

また、中国の公共広告に、環境、福祉、道徳、青少年問題など様々な公共問題への理解と問題解決を狙って行われる広告も人称代名詞の“我（わたし）”がよく使われる。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

- ⑪爱我，追我，千万别吻我。私を愛して、私を追いかけて、でも決して私にキスしないで。（交通安全の呼びかけ公共広告）
- ⑫滴滴情深自来水，请你拭去我的泪。一滴一滴の水道水に思いを寄せて、私の涙を拭きとってね。（水を大切に使うようにとの呼びかけ公共広告）
- ⑬举手投足间，别忘了我饥饿的大嘴。あなたの一挙手一投足の瞬間、私のお腹を空かせた

大きな口をお忘れなく。(生ごみを捨てることのマナー呼びかけ公共広告)

⑭ 知道我在等你吗？ 私があなたを待っていることをご存知でしょうか。(ゴミ箱公共広告)

⑮ 不要让我无故流泪（水龙头）我饿了，喂喂我吧？私（水道の蛇口を無駄に泣かせないで、お腹を空いた私に何か食べさせて（ゴミ箱的公共広告）

⑯ 我的胃口特别大，果皮纸屑全吞下。我是大食いで、生ごみ全部食べちゃいます。(ゴミ箱的公共広告)

⑰ 1886 年我来到这个世上，起初只是一瓶不知名的糖浆。 1886 年、私はこの世に誕生し、最初はただ一本の名もない甘い水。(コカ・コーラ)

⑱ 能出现在每个人手上，是我曾经最大的梦想。 すべての人の手に届けるのが、私の最大の夢でした。(コカ・コーラ)

⑲ 我用了 127 年拼搏，渗透地球各个角落。 私は 127 年の努力で、いま地球のあらゆるところに浸透している。(コカ・コーラ)

⑳ 这个夏天我来到你身旁愿将快乐与你一同分享。 この夏、私はあなたのそばで、あなたとハッピーを共に分かち合いたい。(コカ・コーラ)

㉑ 运动是人类最伟大的发明，我们的结缘始于棒球明星。 スポーツは人類最大の発明で、私たちは野球スターとの出会いからすべてが始まった。(コカ・コーラ)

㉒ 有一天我希望战争只发生在运动场。 いつの日か戦いはスポーツの世界だけで起こることを願っている。(コカ・コーラ)

㉓ 因为有我，生活才更加精彩。私がいてこそ、生活はさらに素晴らしい。(中国国家地理雑誌)

㉔ 让我们来充分掌握能多快好省的运输货物的拖车头吧。私たちにしっかりとエコなスピードでトレーラーを運転させましょう。(五十鈴自動車)

(3) 商品の生産メーカー或いはサービスの提供者を主体として、製品、サービスに対する認知を促進させるため、しばしば一人称代名詞の“我(わたし)”を使う。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

① 我们想的比你更多。あなた以上にわれわれは多くのことを考える。(神州電器)

② 未来并不遥远，我们用心。近未来をわれわれは頑張って創造しよう。(中国移动通信)

③ 日々年々。進歩を続けるわれらが“レノボ”(レノボ)

④ 当太阳升起的时候，我们的爱天长地久。太陽が昇る時、私たちの愛は永遠に不滅(太陽神栄養ドリンク)

⑤ 佳能，我们看得见你想表达什么。キャノンはね、あなたが何を表現しようとするのか私たちにちゃんとわかっています。(佳能公司キャノンカメラ)

⑥ 我们卖广告，顺便卖歌手。コマーシャルを売り込みながら、合わせて歌手を売り込む。(The voice of China)

⑦ 我们的名字叫基本款。私たちの名前はベーシック。(GAP)

⑧ 私たちはひたすら良きデザインをめざします。(H&M)

ある特定の一般消費者或いは消費グループを主体にして、ある製品或いはサービスに対する態度、意見を語る場合、よく一人称代名詞の“我(わたし)”或いは“(我们) 私たち”を使い、“(我们) 私たち”の方がより頻繁に使用される。以下、代表的な例を挙げて検討

していく。

- ① 我们一直在努力。私たちはずっと努力し続けている。(爱多電気製品メーカー)
- ② 我们为你想的更多。私たちはあなたのためにより多く考えています。(格力空调)
- ③ 无论何时何地，我们与你同在。いつでも、どこでもあなたと一緒に。(中国移动)
- ④ 由我天地宽。私がいると世界が広がる。(中国网通)
- ⑤ 每年，每一天我们都在进步。毎年、毎日私たちは進歩し続ける。(レノボ)
- ⑥ 有新闻的地点就有我们。ニュースがあるところはわれらあり。(北京青年新聞)
- ⑦ 让我们一起过好日子。私たちと一緒にいい日々を過ごそう。(鲁中晨新聞紙)
- ⑧ 当太阳升起的时候，我们的爱天长地久。太陽が昇る時、私たちの愛は永遠に不滅。(太阳神栄養ドリンク)
- ⑨ 当你看到我们的时候，我和我的新闻在纸上；当你看不到我们的时候，我和我的新闻在路上。あなたが私たちを見つける時は、私たちのニュースは新聞の紙面上です、あなたが私たちを見られない時、私たちのニュースはあなたに届けに行く途中。(南方周末新聞)
- ⑩ 让我们用汗水换来洁净。我々の汗で環境の良い生活を。(公共広告)
- ⑪ 我们爱心的一小部分却是他们生命的全部。私たちのちょっとしたことで、彼らの命のすべてにつながる。(公共広告)
- ⑫ 让我们做得更好！私たちにもっとベストを尽くさせて。(飞利浦)

2. 二人称代名詞の活用

期待される宣伝効果を得るために、広告主は二人称代名詞の“你(您)(あなた)”を常用する。この方法は伝達された瞬間から密接な雰囲気を高め、送り手と受け手との距離感を縮め、ある種の良好で調和のとれた対話コンテクスト(環境)が構築できる。アメリカのエール大学は広告のテキストに現れた最もマーケティング力のある単語についてアンケートを採った結果、最初に挙げられたのは“you(你)”であった。“你(您)(あなた)”を広告用語として使えば、想像力が不足しがちなセリフを活発な対話に変え、広告にふれた消費者に一種の“現場体験感”を与えることができる。それによって、格別に選ばれた感じを受けた消費者は製品を購入し、或いはサービスを受け入れることを促される。広告のキャッチフレーズによく使われる二人称としては“你(あなた)”よりも、敬称の“您(あなたの敬称)”を多く使用し、複数を表す“你们(あなた達)”を使うことは少ない。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

- ① 你的香烟，我的石油，注定我们不能相爱——吸烟者禁入。あなたのたばこ、私の石油、私たち絶対お互いに愛せない。吸烟者禁入入室禁止。(禁煙公共広告)
- ② 您身边的银行，可信赖的银行。あなたの近くの銀行、それは信頼できる銀行。(中国工商银行)
- ② 事事因你而精彩。すべてあなたがいてこそ素晴らしい。(ネスレ)
- ③ 胃，你好吗？胃、お元気ですか？(斯达舒)
- ④ 麦当劳都是为了你。マクドナルドはすべてあなたのために。(マクドナルド)
- ⑤ 爱的就是你，娃哈哈。愛してるいのは君だけだよ。(ワハハ)
- ⑥ 你能比你更快。あなたはあなた自身を越える速さになる。(ナイキ運動靴)

- ⑦你的健康是我的牵挂。あなたの健康は私の一番心配事。(人民保健新聞)
- ⑧当您打第一个喷嚏时, 请使用康泰克。あなた最初のくしゃみから、康泰克をご使用ください。(康泰克薬)
- ⑨你的希望, 我的可能。あなたの希望、私の可能性。(某企業広告)
- ⑩佳丽洗尽您一路征尘。佳丽はあなたの旅の苦勞を洗い流す。(某洗衣粉廣告)
- ⑪如果你的汽车会游泳的话, 请照直开。あなたの車が泳げるなら、まっすぐ運転して。(道路運送交通安全廣告)
- ⑫永远要让驾驶执照比你自已先到期。あなたの運転免許証の期限が永遠にあなたより先に期限切れになりますように。(自動車展示会の廣告)
- ⑬你想为社会做点贡献吗? 你愿为他人献点爱心吗? 请参加无偿献血! 社会に貢献したいの? 他人に愛情を捧げたいの? 無料献血への参加をよろしく。(献血公共廣告)
- ⑭和您一起看世界。あなたと一緒に世界を見渡す。(ワールド時報雑誌)
- ⑮你今天喝了没有? 君、今日も飲んだかね? (乐百氏ロバスト飲料)
- ⑯向你提供高度的科学技术, 让你更享受人生。高度な科学技術を提供し、一層あなたを楽しませる (PDA 携帯電話)
- ⑰五糧液是你的人生选五糧液はあなたの人生の選択。(五糧液)
- ⑱超过你的满足才是我们真正想做的服务。
あなたの満足感こそが私たちのサービスの本意。(テレビの Skyworth、創維グループ)
- ⑲跟你一起发展的银行。あなたと共に発展する銀行 (張家港農村商業銀行)
- ⑳超乎你想像的高度, 低于期望的价格。あなたの願いよりも高く、あなたが予測する価格よりも低く。(チーター)
- ㉑不怕你跟着我, 就怕你跟丢了。ついてきてもいいけれど、見失ってしまうかも、追い付けるかな。(VOLVO 車)
- ㉒让你随心所欲。あなたの思いのままに運転できる。(ベヴェリー車)
- ㉓科技为你所用, 豪华为你所享。あなたを楽しませる高級車、あなたに活用される科学技術。(東風シトロエン)
- ㉔事事因你而精彩。きみのおかげで、すべてがスムーズに。(ネスレのコーヒー)
- ㉕泡的就是你统一。お湯を注げば、あなた“統一”インスタントラーメンだ。
 (“来一客” インスタントラーメン)
- ㉖世界在你的眼中。あなたの眼に映える世界がある。(SINA ネットワーク)
- ㉗你不会有第二次机会给人留下第一印象。人は二度と他人に初対面の印象は与えない。
- ㉘为了你和家人的健康, 请不要吸烟。あなた自身とご家族のため、タバコ吸わないで。
- ㉙你的香烟, 我的石油, 注定我们不能相爱—吸烟者禁入。あなたのたばこ、私の石油、私たち絶対お互いに愛せない。吸烟者禁入入室禁止。(公共廣告)
- ㉚停止战争, 为了孩子! 子供のため、戦争を止めよう。(公共廣告)
- ㉛你想为社会做点贡献吗? 你愿为他人献点爱心吗? 请参加无偿献血! あなたは社会のために貢献したいなら、あなたの他人に自分の愛情を捧げたいなら、献血のご参加をよろしく。
(公共廣告)
- ㉜亲爱的, 你还会有更多成就, 可他们你的父母还能等你多久? あなた、もっと成功できる

可能性があるが、しかし、あなたのご両親はどのどれぐらいあなたを待っていられる？（公共広告）

3. 三人称代名詞の活用

第三者であるナレタは広告で客観的な立場に立って消費者にある製品をセールスし、或いは、あるサービスを紹介する場合、いつも三人称代名詞の“他(她、它)(彼、彼女、それ)”或いは“他们(她们、它们)(彼ら、彼女ら、それら)”を使用する。三人称代名詞は素朴感を生み出すが、向かい合って交流する親密感が欠如するので、広告のキャッチフレーズに使用されることは少ない。以下、代表的な例を挙げて検討していく。

- ①让天下没有难做的生意：让让诚信的商人富起来：他们在网上做成了生意，你呢？世の中できない商売がない。信用ができる商人富を手にいれよう。彼らはネットで商売を始めたが、あなたは？（アリババ）
- ②即使你把它车扯得七零八落，它依然是美人。たとえ車のすべてのパーツをバラバラにしても、美しいことに変わりはない。（BMW 自動車）
- ③她工作，您休息。“彼女”は働き、あなたは一休み（凱歌全自動洗濯機）
- ④喝汇仁肾宝，他好我也好。汇仁肾宝。汇仁肾宝を飲むと、彼も私も元気。
- ⑤如你不参加，广告明星将是他。あなたが参加しなければ、広告のスターは彼（CCTVAD キヤノン）

IV. 終わりに

以上の例から見て、対人関係における呼称は、特に中国語親族呼称は、親族関係以外の人にも一般的に使用し、知らない人にも親族名称をかなりの割合で使う。それを使うことによって、話し手にとっても、聞き手にとっても、身内という親しい感情を抱かせる。広告の基本はコミュニケーションである。広告は常に生活する人々の願望や欲求と共に存在し、その時代のトレンドと共に姿を変える。人々の視線がグローバルになり、価値観が多様化しているこの時代に広告を研究する場合、単に消費者や広告を眺める視聴者としてだけでなく、生活者としての実態を深く学ぶ必要がある。

中国の広告言語、伝達しようとする情報に有力な顕彰と強調を与えるため、今後、常用される強調表現のための程度副詞（例えば、更、最）及び範囲副詞（例えば、都、就）の特徴に関する研究を進めていきたいと考えている。

参考文献・資料

- 崔银河『广告策划与创意』、中国传媒大学出版社 2007 年
张村『广告文案写作』郑州大学出版社、2010 年
张立梅『广告文案创作』2010 年经济管理出版社出版、2010 年
陈少勇『广告狂人』北京经济出版社、2014 年
莫邦富『中国ビジネスはネーミングで決まる』平凡社新書、2008 年

水野通雄『ビジネス中国語』JTB パブリッシング、2010 年
ジェームズマグレガー『中国ビジネス開花記』オープンナレッジ、2007 年
射手矢好雄『中国ビジネス法必携』日本貿易振興会、2012 年
塚本慶一『ビジネス中国語フレーズ集』アスク講談社、2005 年
海野恵一『これからの対中国ビジネス』日中出版、2013 年
百度「有創意的広告語・経典創意広告語大全」、2017 年 12 月 10 日閲覧
<http://yjbys.com/guanggaoci/>
百度「経典広告語」、2017 年 12 月 10 日閲覧
<http://yjbys.com/guanggaoci/>
百度「公益广告文集」、2017 年 12 月 10 日閲覧
<http://yjbys.com/guanggaoci/>
百度「CCTV公益广告」、2017 年 12 月 10 日閲覧

誤振込み等と窃盗罪

横瀬 浩司

(愛知産業大学短期大学教授)

Wrong Bank Transfer and Theft

Koji YOKOSE

→要旨

近年、振り込み詐欺におけるいわゆる「出し子」(銀行 ATM から金銭を引き出す役目の者)の刑事処罰が問題となっている。判例上、自己名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知りながら、その事実を秘して預金の払戻しを受ける行為について、窓口を経由した場合に詐欺罪が、ATM を利用した場合には窃盗罪の成立が認められることが確立しつつある。本稿では、この成立の理論的根拠について、学説・判例の分析を通じて、考察・検討した。

→キーワード

- ・ 振り込み詐欺
- ・ 「出し子」の刑事処罰
- ・ 詐欺罪、窃盗罪の成否

I. はじめに

平成 28 年の詐欺罪の認知件数は、40,990 件であり、前年比 4.0%増で平成 24 年以降増加傾向にある。振り込め詐欺等の特殊詐欺¹⁾の認知件数は、14,154 件（前年比 2.4%増）であり、被害総額は、約 389 億円（前年比 17.3%減）であった²⁾。近年、このような振り込め詐欺の実行犯とは別のいわゆる「出し子」（銀行 ATM から金銭を引き出す役目の者）の刑事処罰が問題となっている。判例上、自己名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知りながら、その事実を秘して預金の払戻しを受ける行為について、窓口を経由した場合に詐欺罪が、ATM を利用した場合には窃盗罪の成立が認められるかが問題となった。本稿では、この問題点をどのような理論的根拠により認められるかについて、学説・判例の分析を通じて、考察・検討したい。

II. 問題の所在

自己名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知りながら、その事実を秘して預金の払戻しを受ける行為が刑法上、問題となった事案は以下のようなものである。

被告人は、氏名不詳者らから話を持ちかけられ、共謀のうえ、被告人が代表者となっている株式会社 A 名義の普通預金口座に詐欺等の犯罪行為により現金が振り込まれているに乗じて、その現金を取得しようと考え、平成 24 年 3 月 13 日に、B 銀行において行員に払戻請求書と預金通帳を提出して払戻請求をする方法により現金 200 万円を、同月 14 日に、C 銀行で同様の方法により現金 700 万円をだまし取り、さらに同月 13 日に、C 銀行で現金自動預払機に A 社名義のキャッシュカードを挿入して現金 99 万 9000 円を引き出し窃取したとして、詐欺罪と窃盗罪で起訴された。

長野地裁松本支部平成 25 年 2 月 21 日判決は、被告人は、A 社名義の預金口座が何らかの犯罪行為に利用されていた可能性が非常に高いことを認識していたとして、窃盗および詐欺の故意ならびに氏名不詳者らとの共謀を認定し、同罪の成立を認め被告人を懲役 3 年に処した。

弁護人は、事実誤認および量刑不当を控訴したが、東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決（判例時報 2218 号 134 頁）は、控訴棄却し、職権で以下のような判断をした。

「A 社名義の預金口座への振込金が詐欺等の被害者によって振り込まれたものであっても、A 社は、銀行に対し、普通預金契約に基づき振込金額相当の普通預金債権を取得することになると解され（最高裁判所平成 8 年 4 月 26 日第 2 小法廷判決・民集 50 卷 5 号 1267 頁参照）、被告人は A 社の代表者であることに鑑み、原判決が、被告人がした本件の各預金引出し行為は、正当な権限に基づかないものであって欺もう行為に当たり、被告人が現金自動預払機から預金を引き出した行為は窃盗罪に該当するとしている点について……」職権で判断する。

「証拠によれば、本件各銀行は、預金債権を有する口座名義人から、その預金債権の行使として自己名義の通帳やキャッシュカードを用いて預金の払戻し請求がされた場合、いかなるときでも直ちに支払いに応じているわけではなく、それぞれの普通預金規定におい

て、預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合には、銀行側において、その預金取引を停止し、又はその預金口座を解約することができるものと定めており……、今回のように預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていると認めたときは、この規定に基づき、当該預金口座の取引停止又は解約の措置をとることができることとしている。そして、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下、『救済法』という。）においては、『金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。』とされており（救済法3条1項。なお、その結果凍結された口座等に係る預金等債権は、その消滅手続を経た上で被害者に対する救済の原資に充てられる。）、本件各銀行においても、警察からの上記情報提供によって、当該預金口座が詐欺等の犯罪に利用されているものであることが分かれば、救済法に基づき、当該預金口座を凍結して払戻しには応じないこととしていることが認められる。

このように、銀行が犯罪利用預金口座等である疑いがある預金口座について口座凍結等の措置をとることは、普通預金規定に基づく取扱いであるとともに、救済法の期待するところでもあることから、銀行としても、救済法の趣旨に反するとの非難を受けないためにも、また、振り込め詐欺等の被害者と振込金の受取人（預金口座の名義人）との間の紛争に巻き込まれないためにも、このような口座については当然口座凍結措置をとることになると考えられる。そうすると、詐欺等の犯罪行為に利用されている口座の預金債権は、債権としては存在しても、銀行がその事実を知れば口座凍結措置により払戻しを受けることができなくなる性質のものであり、その範囲で権利の行使に制約があるものということができる。したがって、……普通預金規定上、預金契約者は、自己の口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知った場合は、銀行に口座凍結等の措置を講じる機会を与えるため、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があり、そのような事実を秘して預金の払戻しを受ける権限はないと解すべきである。そうすると、……被告人は、本件各行為の時点では、A社名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知っていたと認められるから、原判決の判示するとおり、被告人に本件預金の払戻しを受ける正当な権限はないこととなり、これがあるように装って預金の払い戻しを請求することは欺もう行為に当たり、被告人がキャッシュカードを用いて現金自動預払機から現金を引き出した行為は、預金の管理者ひいては現金自動預払機の管理者の意思に反するものとして、窃盗罪を構成するものというべきである。」

ここで問題となるのは、詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知っているとはいえ、自己名義の預金口座から預金を引き出す行為が刑法上、どのような犯罪となるかということである³⁾。類似した事例として、誤振込みの判例がある。次章において判例の動向を検討する。

Ⅲ．判例の動向

自己の預金口座に誤振込みがあったことを知りながら、この情を秘して銀行窓口係員に預金の払戻しを請求し、現金の交付を受けたという誤振込みの事案に対して、最高裁平成15年3月12日決定（刑集57巻3号322頁）は、以下のように判示して、詐欺罪の成立を認めた。

「本件において、振込依頼人と受取人である被告人との間に振込みの原因となる法律関係は存在しないが、このような振込みであっても、受取人である被告人と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、被告人は、銀行に対し、上記金額相当の普通預金債権を取得する（最高裁平成4年（オ）第413号同8年4月26日第2小法廷判決・民集50巻5号1267頁）。

しかし他方、記録によれば、銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続が執られている。また、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。

これらの措置は、普通預金規定、振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり、安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものといえることができる。また、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである。したがって、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が入った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄であるといわなければならない。これを受取人の立場から見れば、受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される。社会生活上の条理からしても、誤った振込みについては、受取人において、これを振込依頼人等に返還しなければならない、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとするべき実質的な権利はないのであるから、上記の告知義務があることは当然といえるべきである。そうすると、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当り、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといえるべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する。」

この最高裁平成15年3月12日決定以前の下級審の判例は、このような場合、詐欺罪もしくは窃盗罪の成立を認めてきた⁴⁾（ただし、占有離脱物横領罪とした判例もある。⁵⁾）。この理由は、「たとえ銀行が無過失として免責される場合であっても、もともとその口座に対する振込みがなかったものである以上は、単に銀行が預金元帳に数字を書きただけのことであつたにすぎず、預金債権は成立する由がないのである」⁶⁾というように、誤振込みの預金には預金債権が成立しないという考えがベースにあった。

しかし、民事事件である最高裁平成8年4月26日判決（民集50巻5号1267頁）は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、両者の間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金

額相当の普通預金契約が成立する」とし、受取人の銀行に対する普通預金債権を認めた。

この平成 8 年の最高裁民事判決と従来の下級審刑事判例との法理論的な整合性が問題となる。ここで、最高裁平成 15 年 3 月 12 日決定は、「振込依頼人と受取人である被告人との間に振込みの原因となる法律関係は存在しないが、このような振込みであっても、受取人である被告人と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立」するとし、被告人の銀行に対する普通預金債権を認める。その一方で、「組戻し」や「照会」等の銀行実務、及び、銀行として、振込依頼人と受取人との間での紛争に事実上巻き込まれるおそれがある等に照らして、「社会生活上の条理からしても、誤った振込みについては、受取人において、これを振込依頼人等に返還しなければならず、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとすべき実質的な権利はないのであるから、上記の告知義務があることは当然というべきである。そうすると、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当り、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たる」として、詐欺罪の成立を認めている。

ここには、民法が適法とする引出行為を、刑法上、犯罪として違法とすることは、刑法が禁止することを意味し、「法秩序の統一性」に反するのではないかという本質的な問題がある。振込依頼人の過誤により、自己の銀行口座に誤って振り込まれた金銭を窓口で引き出した受取人の刑事責任について、犯罪不成立説、占有離脱物横領罪説、そして詐欺罪成立説がある。この対立の根底にある問題は、民法と刑法の概念や価値評価の統一性すなわち「法秩序の統一性」をどのように理解するかにある。確かに、最高裁平成 15 年 3 月 12 日決定のような場合、刑事裁判所として詐欺罪の成立を否定しがたいことは理解できる。民法と刑法の概念や価値評価の相対性を認める立場から詐欺罪の成立を認める必要がある⁷⁾。

さらに、誤振込みの事案ではないが、原因関係を欠いている振込みに係る預金の払戻しを請求した民事事件に対して、最高裁平成 20 年 10 月 10 日判決(民集 62 巻 9 号 2361 頁)は、「受取人の普通預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することについては、払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるとすることはできない。」とした。

以上のように、民事事件である最高裁平成 8 年 4 月 26 日判決は、誤振込みであっても受取人に預金債権が成立するとした⁸⁾。さらに、最高裁平成 15 年 3 月 12 日決定は、受取人と被仕向銀行との間に預金債権が成立することを前提として、銀行にとって、払戻請求を受けた預金者が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決める上で重要な事柄であり、受取人においても、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があるとし、告知義務を認め、詐欺罪の成立を認めた。

そして、民事事件である最高裁平成 20 年 10 月 10 日判決は、預金債権の成立に関する理論構成に関しては最高裁平成 8 年 4 月 26 日判決を踏襲しながら、最高裁平成 8 年 4 月

26 日判決で退けられたと考えられていた権利の濫用論を必ずしも排斥するものでないことを示した⁹⁾。

このような判例の動向において、東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決は、どのように位置づけられるのかを次章で考察・検討する。

Ⅳ．問題の検討

最高裁平成 15 年 3 月 12 日決定は、告知義務を認めことによって、不作為による欺罔を肯定した例として理解されている¹⁰⁾。同じように東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決は、告知義務を肯定しているが、最終的には、正当な権限がないのにあるように装って払戻しを請求したことが欺罔に当たるとしている。東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決が、受取人に「正当な権限がない」点を強調している点は、民事事件である最高裁平成 20 年 10 月 10 日判決の権利濫用論の構成に親和的であるという指摘がある¹¹⁾。すなわち、東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決は、振込みの原因として詐欺等の犯罪が存在している場合であるから、最高裁平成 20 年 10 月 10 日判決のいう「払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合」に該当し、「これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たる」のである。そうであれば、正当な払戻権限がないと解することができ、このように理解することは、不作為による欺罔のみでは直接に根拠づけることが困難な窃盗罪の成立の根拠としても有効であるという指摘がある¹²⁾。まさに、本件で問題となった窃盗罪の成立の根拠として「正当な権限がない」点を強調していると考えられる。

しかし、東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決は、「普通預金規定上、預金契約者は、自己の口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知った場合は、銀行に口座凍結等の措置を講じる機会を与えるため、その旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があり、そのような事実を秘して預金の払戻しを受ける権限はないと解すべきである」とし、「被告人に本件預金の払戻しを受ける正当な権限はないこととなり、これがあるように装って預金の払い戻しを請求することは欺もう行為に当たり、被告人がキャッシュカードを用いて現金自動預払機から現金を引き出した行為は、預金の管理者ひいては現金自動預払機の管理者の意思に反するものとして、窃盗罪を構成する」としている。このように、東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決が、最高裁平成 15 年 3 月 12 日決定の告知義務構成を採用し、最高裁平成 20 年 10 月 10 日判決の権利濫用構成を採らなかったのは、「やはり権利濫用という一般条項があまりにも広汎・不明確であることを考慮した結果ではないか」という指摘がある¹³⁾。この点について、権利の濫用という構成も、適用の限界が曖昧であって、過度に広汎に適用される可能性があるから、当該口座から ATM で引き出す金員が振り込め詐欺救済法の「振込利用犯罪行為」により同口座に振り込まれたものである場合に限定して適用するのが相当である¹⁴⁾、という見解がある。

Ⅴ．むすびにかえて

自己名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知りながら、その事実を秘して預金の払戻しを受けた事案に対して、東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決は、告知義務を肯定しつつ、最終的には、正当な権限がないのにあるように装って払戻しを請求したことが欺罔に当たり、被告人がキャッシュカードを用いて現金自動預払機から現金を引き出した行為は、預金の管理者ひいては現金自動預払機の管理者の意思に反するものとして、窃盗罪を構成する、とした。これに対して、本件では、払戻請求が最高裁平成 20 年 10 月 10 日判決のいう「権利の濫用」に当たり、また、事情を知った銀行は救済法の要請から払戻しを拒絶せざるを得ない状況にあるから、被告人の「告知義務違反」という構成を介する必要はなかったのではないか¹⁵⁾、という指摘がある。東京高裁平成 25 年 9 月 4 日判決は、理論的根拠として不徹底であると思われる。

以上のように、自己名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知りながら、その事実を秘して預金の払戻しを受ける行為について、窓口を経由した場合に詐欺罪が、ATM を利用した場合には窃盗罪の成立が認められることが確立しつつあるといえる¹⁶⁾。今後の判例の集積が待たれる。

註

¹⁾ 特殊詐欺とは、不特定の者に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺のことで、「振り込め詐欺」と「振り込め類似詐欺」に分けられる。

²⁾ 『平成 29 年版犯罪白書のあらまし』(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00093.html)参照。

³⁾ 従来の判例では、振り込め詐欺の犯人らから依頼を受けて、詐欺の被害者が振込入金した他人名義の預金口座のキャッシュカード等の交付を受け、同名義人になりすまし、同口座の預金を現金自動預払機により払い出したという事案に対して、東京高裁判決平成 18 年 10 月 10 日（東高刑時報 57 巻 1=12 号 53 頁）は、銀行の預金規定で預金契約上の地位や通帳等は譲渡できないとされていること、いわゆる本人確認法（平成 16 年改正）が他人になりすます目的での通帳の譲受等を刑事罰の対象としていることを挙げて、被告人の引き出しが銀行の意思に反することを根拠に、窃盗罪の成立を認めた。

⁴⁾ 詐欺罪を認めた判例として、札幌高裁昭和 51 年 11 月 11 日判決（刑月 8 巻 11=12 号 453 頁、判例タイムズ 347 号 300 頁）がある。この判例は、誤振込の場合には、預金債権は存在しないので、あたかも存在する自己の預金債権の行使のように装って払戻請求することは欺罔に該当するとして、詐欺罪の成立を認めた札幌地裁昭和 51 年 8 月 2 日判決（判例時報 838 号 112 頁）を支持した。また、窃盗罪を認めた判例として、東京高裁平成 6 年 9 月 12 日判決（判例時報 154 号 113 頁）がある。この判例は、仕向銀行の過誤により振り込まれた金銭を ATM から引き出したという事案に対して、振込名宛人が預金債権を取得しないことを前提として、窃盗罪の成立を認めた。その他の判例の動向として、本江威憲監修『民商事と交錯する経済犯罪Ⅱ』（立花書房・1995 年）304 頁以下参照。

⁵⁾ 東京地裁昭和 47 年 10 月 19 日判決（判例集不登載）。原田國男「誤って振り込まれた預金の払戻しと占有離脱物横領罪の成否」研修 337 号（1976 年）69 頁以下参照。

⁶⁾ 札幌高裁昭和 51 年 11 月 11 日判決（刑月 8 巻 11=12 号 453 頁、判例タイムズ 347 号 300 頁）。

⁷⁾ この学説の検討に関する詳細は、拙稿「誤振込みと詐欺罪」愛知産業大学紀要第 15 号（2007 年）57～62 頁を参照。

⁸⁾ この最高裁平成 8 年 4 月 26 日判決以前では、学説上、誤振込みの受取人には預金債権が成立しないとする考え方が有力であったとされる（安井哲章「誤振込みと詐欺罪」法学新報 120 巻 5・6 号（2013 年）65 頁参照）。

⁹⁾ 安井・前掲註 8)論文 69 頁参照。

¹⁰⁾ 「ここでは、単なる告知義務違反によって詐欺罪の成立が認められているのではないことに注意を要する。銀行の占有に要保護性が認められるからこそ、その利益を侵害する点で詐欺罪が認められるのである。さもないければ、告知義務違反の存在しない ATM 窃盗罪は、一切成立しないことになる。」（松澤伸「誤振込み」『刑法判例百選Ⅱ各論[第 7 版]』（有斐閣・2014 年）105 頁）という指摘がある。

¹¹⁾ 田山聡美「被告人が代表者である株式会社名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知りながら、被告人が預金を引き出す行為につき、窃盗罪・詐欺罪の成立が認められた事例」刑事法ジャーナル 41 号（2014 年）227 頁参照。

¹²⁾ 田山・前掲註 11)論文 227 頁参照。

¹³⁾ 田山・前掲註 11)論文 227 頁。なお、「権利濫用という説明は、民法との関係ではともかく、刑法との関係では、十分な説得性を持たないように思われる。確かに、権利の濫用は、民法上違法であり、原状回復義務や不法

行為責任も生じる。しかし、詐欺罪や窃盗罪は、刑法上保護すべき占有の侵害があつてはじめてその成立が認められる」(松澤・前掲註10)論文105頁)という見解がある。

¹⁴⁾ 松田俊哉「振り込め詐欺の被害者に振り込ませた現金をATMで引き出すことの擬律について」『植村立郎判事退官記念論文集—現代刑事法の諸問題2巻2編実践編』(立花書房・2011年)70頁参照。なお、近年、振り込め詐欺における出し子の刑事責任が問題となっているが、そこでは、引き出される金銭が、いわゆる「振り込め詐欺救済法」の「振込利用犯罪」の被害金に該当する場合、銀行に利益があると考えられている。同法によれば、振り込め詐欺が原因で振り込まれた金銭については、銀行が被害者に対して被害回復を行う義務を負うこととなるが、その反面において、銀行の占有が保護されることになるのである。こうした形式的に法律のレベルで保護されることが明確な利益が存在する場合については、銀行による占有に要保護性を認めるべきである、という指摘がある(松澤・前掲註10)論文105頁参照)。

¹⁵⁾ 杉本一敏「詐欺等の犯罪行為に利用されている会社名義口座から代表者が預金を払い戻す行為と詐欺罪・窃盗罪」『平成26年度重要判例解説』(有斐閣・2015年)173頁参照。この見解に対して、「告知義務の存在を権利濫用の限界を画するひとつの基準として提示したものと解するならば、その基準の当否はともかく、一定の評価をすることができる」(田山・前掲註11)論文227・228頁)という指摘がある。

¹⁶⁾ 「かつては、誤振込みされた金銭の引出し行為が、窃盗罪ないし詐欺罪に該当するかが争われたが、実務の運用は固まったといつてよい。」(前田雅英「誤振込みされた金銭と財産犯(2)」同『最新重要判例250〔刑法〕第10版』(弘文堂・2015年)148頁)という指摘がある。

参考文献

内田幸隆「犯罪行為に利用されている自己の預金口座からの払戻しと財産罪の成否」判例セレクト2014〔I〕(法学教室413号別冊付録)(2015年)34頁。

坂田威一郎「振り込め詐欺の法的構成と既遂時期に関する実務上の若干の考察」『植村立郎判事退官記念論文集—現代刑事法の諸問題2巻2編実践編』(立花書房・2011年)77～93頁。

杉本一敏「詐欺等の犯罪行為に利用されている会社名義口座から代表者が預金を払い戻す行為と詐欺罪・窃盗罪」『平成26年度重要判例解説』(有斐閣・2015年)172～173頁。

高橋則夫「誤振込み」『刑法判例百選Ⅱ各論〔第6版〕』(有斐閣・2008年)100・101頁。

田辺泰弘「いわゆる振り込め恐喝事案において、預金の引き出しが窃盗罪に当たるとされた事例」警察学論集59巻6号(2006年)205～224頁。

田山聡美「被告人が代表者である株式会社名義の預金口座が詐欺等の犯罪行為に利用されていることを知りながら、被告人が預金を引き出す行為につき、窃盗罪・詐欺罪の成立が認められた事例」刑事法ジャーナル41号(2014年)224～229頁。

福島一剛「自己名義口座から振り込め詐欺被害金を払い戻す行為につき、自己の口座が犯罪行為に利用されていることを知った場合にはその旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があるとして、詐欺罪の成立を認めた事例」警察公論69巻5号(2014年)88～95頁。

前田雅英「誤振込みされた金銭と財産犯(1)」同『最新重要判例250〔刑法〕第10版』(弘文堂・2015年)147頁。

前田雅英「誤振込みされた金銭と財産犯(2)」同『最新重要判例250〔刑法〕第10版』(弘文堂・2015年)148頁。

松澤伸「誤振込み」『刑法判例百選Ⅱ各論〔第7版〕』(有斐閣・2014年)104・105頁。

松田俊哉「振り込め詐欺の被害者に振り込ませた現金をATMで引き出すことの擬律について」『植村立郎判事退官記念論文集—現代刑事法の諸問題2巻2編実践編』(立花書房・2011年)61～75頁。

松原芳博「横領罪・その1」法学セミナー702号(2013年)86～94頁。

安井哲章「誤振込みと詐欺罪」法学新報120巻5・6号(2013年)55～88頁。

L1 学習者と日本人 L2 学習者の英語抽象名詞の 可算化習得の相違

西田 一弘

(愛知産業大学短期大学准教授)

The Difference between the Mastery of the Countability of English Abstract Nouns between L1 Learners and Japanese L2 Learners

Kazuhiro NISHIDA

→要旨

正当数に関して、抽象名詞の名詞語源、動詞語源、全体数では、初級と中級の学生の間に有意差が見られたものの、形容詞語源では有意差が見られなかった。具象化が遅いはずの動詞語源で有意差が見られ、それより早いはずの形容詞語源で見られなかったのは意外である。なお、初級と上級の間ではいずれも有意差が見られなかった。上級者の数が少なかったことと、上級者も抽象名詞と不定冠詞の関係をあまり理解できていないことを暗示させる。抽象名詞の語彙認識に関しては、形容詞語源、名詞語源、全体数では、初級と中級、初級と上級において有意差が見られたものの、動詞語源では、初級と中級において有意差が見られたものの、初級と上級において有意差は見られなかった。上級者の数が少なかったことと、上級者も動詞語源の抽象名詞においては、理解がしばらく可能性を暗示させる。語彙認識では上級者はトップであった。なお、動詞語源の抽象名詞を理解しづらかった。日本人の中級者、上級者において、抽象名詞の難易度に順序をつけることは困難である。というのは共に、正当率が低かった（約50%）からである。しかし、語彙認識に関しては、初級者とは共に一線を画するものがあつた。即ち、中級者、上級者共に、語彙認識はあるが、可算・不可算に関する理解はできていないことがわかる。

→キーワード

・ 抽象名詞 ・ 不定冠詞 ・ 複数語尾

I. 背景

1. L1 と L2 における英語習得順序

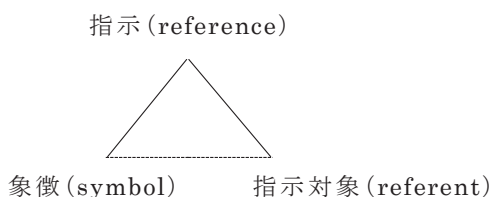
Brown が英語の母語習得の様子を長期間観察したところ、異なる幼児の間での文法形態素の習得順序がきわめて類似していた (Brown, 1973)。具象名詞の習得はアメリカの 1st grade の生徒で約 80% であるのに対して、抽象名詞の習得は 7th grade になってようやく約 80% となる (Rinsland, 1945)。L1 と L2 に関しては、Krashen は自然習得順序仮説を唱えている (Krashen, 1977)。L1 に関して、英語における Grammatical Morphemes の発達順序は以下のようである。

図表 1 : 英語における Grammatical Morphemes の発達順序 (Lightbown and Spada, 2000)

順序	内容	分類	順序	内容	分類
1	現在進行形 be + -ing (Mommy is running.)	動詞関連	6	冠詞 the/ a (a book/ the book)	名詞関連
2	複数形 -s (two books)	名詞関連	7	過去形の規則変化 -ed (She walked.)	動詞関連
3	過去形の不規則変化 (Baby went to the park.)	動詞関連	8	三人称単数 -s (She runs.)	動詞関連
4	所有格 's (Daddy's hat)	名詞関連	9	助動詞 (He will come.)	動詞関連
5	連結動詞 (Annie is a nice girl.)	動詞関連			

L1 にとって、複数形の習得は容易であるが、不定冠詞はやや困難である。抽象名詞の習得という場合は、両者が共に習得されていることが必要であり、習得は 6 番目の冠詞の習得時であるといえることができる。Grammatical morphemes は L1 と L2 では同じ順序で習得される (Dulay and Burt, 1973; Bailey, Madden, and Krashen, 1974; Larsen-Freeman, 1975; Fathman, 1975; Krashen, Housh, Giunchi, Bode, Birnbaum, and Strei, 1977)、という意見がある一方、英語習得順序は L1 と L2 では異なるという意見もある。Brown (1973) の L1 の英語習得順序の結果と、Dulay and Burt (1973) の結果とは異なる。形態素では、不規則動詞の過去形、所有格 ('s)、冠詞 (a, the)、be 動詞や助動詞の短縮形 ('s)、その他の助動詞の短縮形に大きな違いがあった。さらに、「冠詞のような形態素を除く」英語の形態素の習得は、L1 の英語習得順序の結果と L2 のそれは同じであった (Dulay and Burt, 1973)。

2. 抽象名詞



Ogden and Richards (1923) は記号の意味と指示対象の区別を指示 (reference) と指示物 (referent) の区別として図示し、指示物は言語外世界に属するものとして象徴と直接関係しないことを点線で図示した。名詞は「それが指示する個体の集合の性質」であり、抽象名詞とは個体ではなく「事態の集合を指示する語」である。また、抽象名詞は不定冠詞を取らず、形状の欠如と、指示対象の境界の欠如が冠詞の欠如で強調されている。Context Availability Theory (Schwanenflugel and Soben, 1983) では、抽象名詞には広い意味では文脈 (context) はなく、感情 (feeling)、連想 (association)、強い情 (emotion) がその単語と結び付いているとしている。Age-of-Acquisition Hypothesis (Gilhooly and Gilhooly, 1979) では、語彙復元タスク (lexical retrieval tasks) で示される具象化効果 (concreteness effects) は蓄積された語彙頻度効果 (cumulative word frequency effects) に依存しているとしている。Context Availability Model (Schwanenflugel and Shoben, 1983) では、抽象名詞は指示対象が見えないので、意味を特定するために大きく文脈に依存するとしている。Double-Coding Theory (Paivio, 1971, 1986) では、具象名詞は語彙 (word)、意味的単位 (lexical unit)、イメージ (image) として人の頭に記憶され、抽象名詞は言語記号 (verbal code) として記憶されるとしている。バイリンガル二重符号化説 (Bilingual Dual Coding Theory) (Paivio and Desrochers, 1980) では、L2 学習者は語彙を習得する際には、単に「記号」(母語) と「記号」(第二言語) の連合として学習しているとしている。母国語の単語は文字という「記号」と結びついているだけでなく、① イメージ、② 行為、③ 感情などとも密接に結びついている。L2 学習者は母語話者と比べ、語彙習得過程において、「記号」(第二言語) が余分な行程となっており、さらに負の転移として機能する可能性を秘めている。

3. L1 と L2 学習者に必要な言語習得能力 (抽象名詞と不可算名詞の習得に焦点を当てて)

日本人が不定冠詞や複数語尾の使用を含めて、抽象名詞の習得をする上で、何に焦点を絞ってその困難さを見つければ良いのであろうか。母語の知識が原因で却って誤ってルールを作ってしまうような場合は負の転位と呼ばれている。日本人の英語学習者の場合には母語に冠詞が存在しないので、冠詞の脱落エラーが大変多いことが知られている。記述研究による一定の習得順序の存在には、何かしら言語習得の規則性 (学習者自身の「内在シラバス built-in syllabus」のようなもの) が存在すると考えられているが、それが何なのかは明確にわかっていない (投野, 2007)。

L1 学習者が言語習得に必要な能力は、① 抽象的思考能力、② 新しい状況に適応する一般的能力、③ 学習能力、④ 知能検査で測定された能力である。L2 学習者は、① 知力、② 言語適性、③ 年齢、④ 学習スタイル (認知スタイル)、⑤ 性格、⑥ 動機づけ、⑦ 学習ストラテジーなど多くの要因の影響によって、言語習得状況が異なるとしている (倉石他, 1978)。学習スタイル (認知スタイル) とは、場依存性と場独立性、熟慮性と衝動性、多義性への寛容と非寛容が重要であり、知覚学習スタイルとも言うものである。学習ストラテジーとはメタ認知ストラテジー、認知ストラテジー、社会的・情緒的ストラテジーによって構成されている (O'Malley and Chamot, 1990)。

L2 学習者が言語習得に必要な能力には、① 音声識別能力 (phonetic coding ability) : 新しい音声を識別したり、記憶できる能力、② 文法的感受性 (grammatical sensitivity) :

文の統語的構造を認識・識別できる能力、③ 帰納的言語学習能力 (inductive language learning ability) : 実際の言語使用の中から、文法形式と意味における類似点や相違点に帰納的に気づいたり識別したりできる能力、④ 機械的に記憶する能力 (rote memory ability) がある (Carroll, 1965)。

4. 不定冠詞 a(n)の表す意味と名詞の複数形

不定冠詞 a(n) は、話し手が、冠詞を使用する対象の名詞の指し示す意味・概念が、可算名詞であって、聞き手によって特定されない、すなわち、全体の中のどれでもよい一つであること指定する機能を持っているといえる。冠詞を使わないということは、聞き手によって特定されないものであることを冠詞を使わないことで指定しているのである。話し手が使用される対象の名詞を、可算名詞の複数形と不可算名詞として指し示される一般化された意味・概念で聞き手によって特定されないものであることを指定する機能を持っているのである。不定冠詞 a(n) が抽象名詞につかないことと、抽象名詞に不定冠詞 a(n) がつかないが複数語尾の s がつくことは「指示対象を特定していない」ということでは一致している。即ち後者は相変わらず、「抽象名詞であり、普通名詞化はしていない」と考えられる。これは news (情報、ニュース) が複数形にはなっているが、抽象名詞であることと同様である。不定冠詞は抽象名詞の具象化に寄与する。

名詞の複数形には以下の 3 つの分類ができる。①絶対複数 (具象化レベルは低い): 複数形の形をとっているが、内容的には単数形と同じもので、指示対象は一つである。例: statistics ②分化複数 (具象化レベルは低い): 単数形と複数形で意味が異なるものであり、通常、単数形の意味を引き継ぎつつ、複数形になると新しい意味が付与されているものである。例: manners ③強意複数 (具象化はしていない): 対象の大きさや程度を強調するために複数形が使われているとするものである。例: heavens 複数形は抽象名詞の具象化にあまり寄与しない。

II. 抽象名詞と不定冠詞

1. 普通名詞化しない抽象名詞

不定冠詞 a(n)や複数語尾 s がつかない、即ち普通名詞化しない抽象名詞の分類として、西田 (2006) は以下の表を提示している。

図表 2：普通名詞化しない抽象名詞の分類（西田，2006）

分類		普通名詞化しない抽象名詞	理由
自然	天候	sunshine	広がる概念であり、共通の認識となりにくい。
組織	ゲーム	chess	数える時には game のような異なる単語を使用している。
	学問・芸術	music, biology, physics	概念を表し、数えることに意味がない。
	価値判断	health, goodness	人によって基準が違い、共通の認識ができない。
	その他	traffic, news	traffic は量を暗示し、共通の認識ができない。news は形態的に複数形であるので a や s がつくことはおかしい。
心理	個人	laughter, happiness, fun	人により認識する内容が異なる。
	集団	chaos, anarchy	無限のひろがりを感じさせる単語であり、数えることは不可能である。

表で表されるように、プラス思考の名詞が普通名詞化しにくいことがうかがえる。次に、語源から見た抽象名詞と不定冠詞の関係を探ってみることにする。抽象名詞の語源には、①形容詞、②名詞、③動詞が存在する。

図表 3：抽象名詞と不定冠詞の関係 (No. 1) — 予想される結果 —

語源	抽象性/ 具象性	冠詞の a(n) を取る が、複数語尾の s は 取らない	冠詞の a(n) は取らな いが、複数語尾の s は取る	冠詞の a(n) も 複数語尾の s も 取る	冠詞の a(n) も複数 語尾の s も取らない
形容詞	中位/ 中位			△	△
名詞	低い/ 高い			○	
動詞	高い/ 低い				○

この表では、語源として、抽象性が高い動詞が普通名詞化しにくく、抽象性が低い名詞が普通名詞化しやすく、形容詞はその中間に位置するとするものであるが、実際はどうだろうか。

2. 同様の意味を持つ抽象名詞と不定冠詞の関係

図表 4：抽象名詞と不定冠詞の関係(No. 2) (ジーニアス英和大辞典、2001)

単語	語源	冠詞の a(n)を取る が、複数語尾の s は 取らない	冠詞の a(n) は取らな いが、複数語尾の s は取る	冠詞の a(n) も複 数語尾の s も取る	冠詞の a(n)も複数 語尾の s も取らない
neutral	形容詞			○	
idea	名詞			○	
thinking	動詞		○(古い)		
thought	動詞			○	

同様の意味である上記 4 つの抽象名詞における普通名詞化はほぼ同じであるが、動詞起源である thinking だけは、普通名詞化が遅れていると考えられる。

図表 5：抽象名詞と不定冠詞の関係(No. 3) (ジーニアス英和大辞典、2001)

単語	語源	冠詞の a(n) を取る が、複数語尾の s は取らない	冠詞の a(n) は取らない が、複数語尾の s は取る	冠詞の a(n) も複 数語尾の s も 取る	冠詞の a(n)も複 数語尾の s も 取らない
temperature	形容詞			○	
weather	名詞		○		
climate	名詞			○	

同様の意味である 3 つの抽象名詞における普通名詞化はほぼ同じであるが、名詞語源の weather だけは普通名詞化が遅れている。ではこれらの 2 表が意味するものは何であろうか。

3. メタファーと抽象名詞

メタファーとは、典型的には「愛」のような直接的に理解しにくい抽象概念を、「炎」のような知覚・感覚的に理解しやすい具象概念に見立てて表現する方法である。外延とは、概念が適応される事物の全体の、もとの概念に対する称で(精選版日本国語大辞典、2005)、weather を例にとると、天候、空模様、気象が相当する。また、内包とは、概念が適応されるすべての事物に共通する性質の総体であり、weather では、天気予報、荒れ模様、暴風雨が相当する。この中には「人生の浮き沈み」「栄枯盛衰」という weathers の持つ意味は表れていない。メタファーとは、典型的には「愛」のような直接的に理解しにくい抽象概念を、「炎」のような知覚・感覚的に理解しやすい具象概念に見立てて表現する方法である。

メタファーは「関係の格率」に違反したものの一つであり、あえて関係のないことを述べることによって表現効果を得る。weather の内包である、天気予報、荒れ模様、暴風雨に共通な概念は「変化」である。さらに、「雨や晴れ、曇り」は多くの人(特に、農業を営む人)には「一日の中で」、「辛いこと、良いこと、どちらでもないこと」を思い起こさせる。しかも、「自分の力では変えられない」ことである。期間を「一日から、人生」に変え、

「辛いこと、良いこと、どちらでもないこと」の程度を大きくすると、正に「人生の浮き沈み」「栄枯盛衰」という **weathers** の持つメタファーとなる。**weathers** は分化複数と呼ばれるものである。

以上のように、メタファーの考え方が抽象名詞の普通名詞化を考える上で有効である。

Ⅲ．仮説

抽象名詞は動詞語源、形容詞語源、名詞語源と分類されるが、L1 学習者、L2 学習者には以下のように、習得速度に関しては差がある。語源に関して、以下のような仮説を立てた。

- (1) ① 形容詞語源 L1 学習者の習得はやや遅い。／L2 学習者の習得は遅い。
② 名詞語源 L1 学習者の習得は早い。 ／L2 学習者の習得はやや遅い。
③ 動詞語源 L1 学習者の習得は遅い。 ／L2 学習者の習得は非常に遅い。
各品詞の抽象度／具体度から推定。L2 学習者はさらに抽象度の高低の認定の困難さが影響する。

(2) 日本人初級者はアメリカの K, 1, 2, 3 年生と、と中級者は 4, 5 年生と、上級者は 6, 7 年生とほぼ同様の抽象名詞の習得状況とはならない（上級者も抽象名詞は習得できていない）。即ち、L1 学習者と、L2 学習者とでは、異なる順序と方法で抽象名詞を習得する。

(3) L1 学習者の英語抽象名詞の加算性を判断する場合と、母語に冠詞を持たない L2 学習者（日本人）が英語抽象名詞の可算性を判断する場合、同じ「文脈」判断であるが、内容が異なる。

即ち、語用論的处理（異なるイメージ、行為、感情）に差がある。L1 の場合は年齢で習得の方法が異なるが、これは辞書的处理の内の「語彙の理解の深さ」と、意味論的处理（特に抽象性の高い動詞語源の抽象名詞）が関係し、それは背景知識、事例の知識などが影響を与えている。語彙の深さでは、語彙知識の側面の内、連想やコロケーションなど、語形と意味のつながり以外の側面を指す場合が多い。そこで、L1 と L2 の抽象名詞の習得に関して、次のように仮説を立てた。

① 辞書的处理 異なる ② 統語論的处理 異なる ③ 意味論的处理 異なる（特に抽象性の高い動詞語源の抽象名詞）
④ 語用論的处理 大きく異なる（イメージ、行為、感情の違いによる）

Ⅳ．研究方法

(1) A 短期大学、通信教育課程の英語上級者（英検準1級以上／TOEIC730点以上）、中級者（英検2級以上・準1級未満／TOEIC500点以上・730点未満）、初級者（英検2級未満／TOEIC500点未満）に対して抽象名詞に関する選択問題を実施し、習得度を計る。被験者は27名（上級者3名＝11%、中級者16名＝59%、初級者8名＝30%）。

(2) 抽象名詞の可算と不可算を問う問題を提示する（附録： 抽象名詞の語源の分類 ― 問題文と正解― を参照）

① 正しいものをすべて○で囲みなさい。

例： He showed (anger, an anger, angers) towards his brother.

② 該当の単語の意味を知っているのか知らないのかを○、△（なんとなくわかる）、×で問う。

③ 使用頻度は非常に高い抽象名詞30個（形容詞語源10個、名詞語源10個、動詞語源10個）と具象名詞20個（物質名詞5個、集合名詞5個、普通名詞10個）の計50個。なお、具象名詞は抽象名詞の特定をさせないためのもので、今回の実験では扱わない（統計的処理は行わない）。

V. 分析方法

(1) 学生の言語習得状況を表すレベルと抽象名詞の加算・不可算の理解との関係の分析

① 正解率から各レベルの学生の抽象名詞の難易度を1～30に分ける。

② 難易度の特徴はあるのかを調べる（語源など）。なお、語彙の意味を知らない場合（×）は、統計処理から排除する。

(2) 成人の英語母語話者（5名）にも抽象名詞の可算化と提示した問題を検討してもらい、異なる場合の存在を検討してもらう（附録に掲載した表8と抽象名詞を使った問題文）。

(3) 発話分析ソフト CHILDES を使用し、アメリカもしくはイギリスの子供がどの学年 (kindergarten～7th year) で、各抽象名詞の加算化を習得したかを明確にする（発話なので、意味を知らずに使用しているとは考えられない）。American School System: ① Elementary School: k, 1, 2, 3, 4, 5 ② Middle School (Junior high school): 6, 7, 8 ③ High School: 9, 10, 11, 12 (Freshman, Sophomore, Junior, Senior)。

(4) 1と3の結果を比べ、L1とL2に習得順序で差がある場合、その原因を調査する。

VI. 結果検証

図表6： 抽象名詞の可算・不可算に関する正しい使用法の正当数 (Mann-Whitney 検定)

抽象名詞の分類	正当数	≡ 有意差なし	< 有意差あり (<.0.05)
形容詞語源	上級(36.7%)≡初級(46.3%)≡中級(56.9%)	上級≡中級	
名詞語源	初級(28.8%) < 中級(45.0%) ≡ 上級(46.7%) * 初級者と上級者の間で有意差が出なかった原因は不明である。	初級≡上級	
動詞語源	初級(31.3%)≡上級(46.7%) ≡ 中級(50.6%)	初級<中級	
全体数	初級(35.4%)≡上級(43.3%) ≡ 中級(50.8%)	初級<中級	

図表7： 抽象名詞の認識語彙数 (Mann-Whitney 検定)

抽象名詞の分類	認識語彙数	≡ 有意差なし	< 有意差あり (<.0.05)
形容詞語源	初級(80.0%)<中級(100%) ≡ 上級(100%)		
名詞語源	初級(73.8%) < 中級(93.1%) ≡ 上級(96.7%)		
動詞語源	初級(75.0%)≡上級(90.0%)≡中級(90.6%)	初級<中級	
全体数	初級(76.3%)<中級(94.6%)≡上級(95.6%)		

(1) 正当数

抽象名詞の名詞語源、動詞語源、全体数では、初級と中級の学生の間に有意差が見られたものの、形容詞語源では有意差が見られなかった。具象化が遅いはずの動詞語源で有意差が見られ、それより早いはずの形容詞語源で見られなかったのは意外である。なお、初級と上級の間ではいずれも有意差が見られなかった。これは上級者の数が少なかったことと、上級者も抽象名詞と不定冠詞の関係をあまり理解できていないことを暗示させる。

(2) 認識語彙数：

抽象名詞の語彙認識に関しては、形容詞語源、名詞語源、全体数では、初級と中級、初級と上級において有意差が見られたが、動詞語源においては、初級と中級において有意差が見られたものの、初級と上級において有意差は見られなかった。これは上級者の数が少なかったことと、上級者も動詞語源の抽象名詞においては、理解がしばらく可能性を暗示させる。さすがに語彙認識では上級者はトップであった。なお、動詞語源の抽象名詞を理解しばらくことは筆者の仮説の通りである。

(3) 日本人の中級者、上級者において、抽象名詞の難易度に順序をつけることは困難である。というのは共に、正当率が低かった（高々約50%）からである。しかし、語彙認識に関しては、初級者とは共に一線を画するものがあつた。即ち、中級者、上級者共に、語彙認識はあるが、可算・不可算に関する理解はできていないことがわかる。

(4) 成人の英語母語話者（5名）に附録に掲載した表8と抽象名詞を使った問題文を検討してもらったが、ほぼすべて同じ意見であつた（学生に問題を行ってもらう前に修正済み）。即ち、英語母語話者は抽象名詞の不可算・可算に関する確かな理解を共有していることがわかつた。

(5) CHILDSにおいて抽象名詞の習得（約80%）がされるという7th gradeまでの英語母語話者において抽象名詞の使用はほぼなかつた。発話における抽象名詞の分析は困難であることがわかつた。

Ⅶ. 今後の課題

今回の実験は上級者と中級者でほぼ同じ結果であつたため（上級者といえども抽象名詞の理解は中級者と変わらない）、今後は上級者に限定し被実験者を増やし、その結果を分析したい。また、多くの英語母語話者が読んでおり、抽象名詞の使用も多いと考えられる「新訳聖書」を使用し、本研究で使用した抽象名詞30語の不定冠詞、複数語尾の使用とその理由について調査したい。

引用文献

- 荒木一雄（1999）『英語学用語辞典』三省堂
安藤貞雄（2005）『現代英文法講義』開拓社
Bruner, K.（1973）.『英語発達史』大修館書店
石田秀雄（2002）『わかりやすい英語冠詞講義』大修館書店
一色マサ子（1954）『冠詞』研究社

- Jespersen, Otto. ([1914]/1954). *A Modern English Grammar on Historical Principles*. Part II. London: Routledge.
- 小池生夫 (2003) 『応用言語事典』 研究社
- 小池一夫 (2009) 『英語語彙の意味構造』 日本英語言語学研究推進会, 東京.
- Bailey, N.; Madden, C.; and Krashen, S. D. (1974). Is there a "natural sequence" in adult second language learning? *Language Learning* 24: 235-43.
- Brown, R. (1973). *The early stages. A first language*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Carroll, J. (1965). The prediction of success in intensive foreign language training. In Glaser, R. (ed). *Training, Research, and Education*. Univ. of Pittsburgh Press.
- Dulay, H, and Burt, M. (1973). Should we teach children Syntax? *Language Learning* 24: 245-58.
- Fathman, A. (1975). The relationship between age and second language productive ability. *Language Learning* 25: 245-66.
- Gilhooly, K.J and Gilhooly, M. J. (1979). Age-of-acquisition effects in lexical and episodic tasks. *Memory and Psychology*, 7, 214-223.
- 小西友七、南出康世 (2001) 『ジーニアス英和大辞典』 大修館書店
- 倉石精一、苧阪良二、梅本堯夫 (1978) 「教育心理学」(改訂版) 新潮社
- Krashen, S. (1977). Some issues relating to the Monitor Model. In H. Brown, C. Yorio, and R. Crymes. (eds.). *Teaching and learning English as a second language: Trends in research and practice*. Washington, DC: TESOL'77: 144-158.
- Krashen, S; Houck, N; Giunchi, P; Bode, S; Birnbaum, R; and Strei, G. (1977). Difficulty order for grammatical morphemes for adult second language performances using free speech. *TESOL Quarterly* II: 338-41.
- Larsen-Freeman, D. (1975). The acquisition of grammatical morphemes by adult ESL students. *TESOL Quarterly* 9: 409-20.
- Lightbown, P.M and Spada, N. (2000). *How Languages are Learned*. New York: Oxford Press.
- 西田一弘 (2006) 「抽象名詞(英語)が普通名詞化する条件」 111-134 『名古屋学言語学論集』 第21巻 名古屋大学文学部言語学研究室
- Ogden, C.K and Richards, I.A. (1923). *The Meaning of Meaning*. 8th ed. New York, Harcourt, Brace and World, Inc. O' Malley, J.M and Chamot, A.U. (1990). *Learning Strategies in Second Language Acquisition*. Cambridge.
- Paivio, A. (1971). *Imagery and verbal processes*. New York: Holt, Rinehart, and Winston.
- Pavio, A. (1986). *Mental representations: A dual coding approach*. Oxford, England: Oxford University Press.
- Paivio, A and Desrochers, A (1980) A dual coding approach to bilingual memory. *Canadian Journal of Psychology* 34: 390-401.
- Rinsland, H.D (1945) *A basic vocabulary of elementary school children*. New York: Macmillan.
- Schwanenflugel, P.J and Shoben, E.I (1983) Differential context effects in the comprehension of abstract and concrete verbal materials. *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, & Cognition*, 9, 82-102.
- 小学館(編集) (2005) 『精選版日本国語大辞典』 小学館

附録

図表8：抽象名詞の語源の分類（典型的な考え方）

番号	語源	抽象名詞	不定詞 a を伴う	複数語尾 s を伴う	番号	語源	抽象名詞	不定冠詞 a を伴う	複数語尾 s を伴う
1	形容詞	calm	○		16	名詞	childhood	○	○
2	形容詞	anger	○		17	名詞	patriotism		
3	形容詞	pride	○		18	名詞	friendship	○	○
4	形容詞	honesty			19	名詞	charity	○	○
5	形容詞	bravery			20	名詞	faith	○	○
6	形容詞	truth	○	○	21	動詞	awe		
7	形容詞	justice	○	○	22	動詞	love	○	○
8	形容詞	kindness	○		23	動詞	hate	○	
9	形容詞	liberty	○	○	24	動詞	deceit		
10	形容詞	freedom	○	○	25	動詞	trust	○	○
11	名詞	joy	○	○	26	動詞	knowledge	○	
12	名詞	peace	○		27	動詞	pleasure	○	○
13	名詞	courage			28	動詞	delight	○	○
14	名詞	compassion			29	動詞	despair	○	
15	名詞	misery	○	○	30	動詞	hope	○	○

K12 Reader - Reading Instruction Resources – の List of Abstract Nouns から抽出
(<http://www.k12reader.com/term/abstract-nouns/> 2017/5/26 検索)

抽象名詞の語源の分類 —問題文と正解—

(1) 形容詞語源

1. There is always (a calm) before the storm. / There are always (* calms) before the storm. 2. He showed (anger) towards his brother. 3. You have a lot of (pride). 4. It is important to always show (honesty). 5. The soldiers show (bravery) in war. 6. He believes that all religions hold some (truth(s)). 7. (Justice) is one of the most important aspects of the government. / (Justices 裁判官) are very important aspects of the government. 8. You should show (kindness) in everyday life. 9. They fought for (liberty/ liberties). 10. We have ((a) freedom) of speech.

(2) 名詞語源

11. It was (a joy) to be able to help the homeless children./ I feel a lot of (joys) every day. 12. All he wanted was (peace). / He has a lot of (* peaces) at heart. 13. You need (courage) in order to face your fears. 14. He had (compassion) for the injured dog. 15. War brings (misery) to all those involved. 16. He had (a childhood) filled with family traditions. 17. The old man's (patriotism) was very strong. 18. It is important to treasure our (friendship(s)). 19. We donate to a lot of (charities). 20. The country was made up of people from different (faiths).

(3) 動詞語源

21. He was in (awe) of his favorite football player. 22. She felt (love) for Tom. 23. You have a lot of (hate). 24. (Deceit) will bring you trouble in life. 25. She placed ((a) trust) in her parents. 26. You gain (knowledge) as you go through school. 27. He feels a lot of (pleasures) in life. 28. Visiting Ms. Brown gave me such ((a) delight). 29. When his cat died, he was left in (despair). 30. I have ((a) hope, hopes) for the future.

Louise Erdrich's *The Red Convertible*

-Realities of Native Americans and PTSD-

Sumie Matsuno
(Associate Professor)

ルイーザアードリックのレッドコンバーティブル
—ネーティブアメリカンと PTSD における現実—

松野澄江

→要旨

This research shows how *The Red Convertible* written by Louise Erdrich sheds light on the realities of Native Americans and Post-Traumatic Stress Disorder (PTSD). Erdrich criticizes war because its experiences cause veterans to be at a higher risk of developing PTSD, which may eventually cause their death. Moreover, Erdrich depicts Native American characters and criticizes the society where many Native Americans have to go to war and fight for the whites. The realities of Native Americans and PTSD in the present society are investigated through this study.

→キーワード

- Native Americans
- PTSD
- Vietnam War
- Veterans
- Identity

I. Introduction

In *The Red Convertible*, Louise Erdrich implies that a Native American who goes to war suffers not only physical damage but also mental damage. In fact, about 15.2 percent of Vietnam-war soldiers sustain Post-Traumatic Stress Disorder (PTSD) (Tucker, 2017). Coates (2015) explains that PTSD is caused when a person has suffered from an extraordinary human event that would be obviously distressing and fearful for almost anyone. In this story, the main character, a Native American, experiences the war as a soldier and becomes a prisoner of war (POW). These events cause his mental illness, PTSD, which affects him profoundly and finally leads him towards self-destruction. Investigating the realities of Native Americans and PTSD in the society, what Erdrich really wants to claim through this study is scrutinized.

II. Realities of Native Americans, and Native Americans in *The Red Convertible*

First of all, we have to inquire into why Erdrich uses Native Americans as the main characters in *The Red Convertible*. Louise Erdrich was born in Minnesota in 1954. She was the daughter of a Chippewa Indian mother and a German-American father. She grew up in North Dakota, “spending time on the reservation with her maternal relatives, but lying primarily in Wahpeton with her parents, who taught at a Bureau of Indian Affairs School” (Magoulick, 2008). Hence, she often explored Native American themes in her works.

In *The Red Convertible*, the historical background is set in the early 1970s, during and after the Vietnam War. The location is an American Indian reservation in North Dakota. One of the main characters in this story, Stephan, joined the Vietnam War because he voluntarily applied to this service. In fact, in various wars, many Native Americans served in the U.S. military. Holm (1995) mentions:

... there were 7,500 American Indians in the armed forces as of June 1942, less than six months after the attack on Pearl Harbor. By October of that year, another observer reported that the number of Native Americans in the military had risen to well over 10,000. By 1944 almost 22,000 Indians, not counting those who had become officers, were part of the United States armed forces. At the end of war's end, there were over 25,000 Native Americans scattered throughout the military services, with the bulk of them in the U.S. Army (p. 2).

This number was the largest proportion of U.S. army. Moreover, Schilling (2014) revealed that in 2010, 22,569 enlisted service members and 1,297 officers were American Indians. Since the population of the United States is approximately 1.4 percent and the military is 1.7 percent Native American, Native Americans have the highest per capita participation of any population to serve in the U.S. military.

Why did so many Native Indians participate in the war? Native Americans have been struggling for civil rights, “voting equality, educational opportunities, and government to government relationships that have shaped Native American lived realities from the late nineteenth through the twentieth centuries” (Collins, p. 116). That is, Native Americans experienced discrimination and could not be fully admitted as U.S. citizens. According to Sabol (2017), Native Americans served in the military to claim American Indians' rights and citizenship. Holm (1995) also mentioned that Native Americans who joined the army were in fact striving to be awarded citizenship like other Americans: unrestricted citizenship. Since Native Americans were not admitted as American citizens, to make a contribution to America, they wanted to be a part of America; hence, they joined the army even though they did not have American citizenship.

In *The Red Convertible*, the main characters are Native Americans, and their identities often appear in the story. For example, when Stephan goes to war, Marty says, “We liked to tease him that they really wanted him for his Indian nose, the nose on Red Tomahawk, the Indian who killed Sitting Bull, whose profile is on signs all along the North Dakota highways” (Erdrich, p. 4). Red Tomahawk had a very large nose, which is similar to Stephan’s nose. Having an Indian nose is a symbol of possessing the physical qualities of a fighter (Korb, 2002), so he fights in the war as a Native American for America. Erdrich claims that Native Americans go to war to obtain Indians’ rights in American society.

Moreover, in the story, Stephan’s mother does not take Stephan to see a doctor because “there was no Indian doctors on the reservation” (p. 5). She is worried that if they brought him “to a regular hospital they would keep him” (p. 6). This obviously shows that she does not trust the white doctor. Native Americans cannot trust the whites from the bottom of their hearts, which is criticism on the whites by Erdrich.

The last place in which the word “Indian” appears in the story is just before the suicide, Stephan says, “I’m an Indian!” He starts to dance weirdly and then jumps into the river suddenly. The quote “I’m an Indian” indicates that he has an identity as an Indian and is proud. This implies that he dies with dignity and wants to be proved as an Indian, but it is probably strenuous in the society. Erdrich claims that one Indian who went to war for the whites dies because he can obtain neither Indian rights nor American rights. She criticizes the situation, through this story, which is still the present state in the society.

III. Realities of PTSD, and PTSD in *The Red Convertible*

PTSD is a mental illness that some people develop because they have experienced or witnessed a life-threatening event, such as combat, catastrophe, or

sexual assault. People sometimes have such terrifying memories and have trouble sleeping; however, they can usually carry out normal daily activities, such as talking with their family, going shopping, watching TV, and playing sports. Thus, they start to feel better after a while. On the other hand, patients with PTSD cannot feel better even after a few months or even years. “If it's been longer than a few months and you're still having symptoms, you may have PTSD. For some people, PTSD symptoms may start later on, or they may come and go over time” (PTSD: National Center for PTSD, 2016, p.3).

There are several typical symptoms of PTSD. Kolk and Najavits (2013) interviewed PTSD patients and found that all of the patients' complaints concerned “being unable to be present and calm, being out of it, being overwhelmed by rage, and lacking meaningful involvement with their current lives” (p.517). Their interviewees also complained that they could not control their violence and could not concentrate on anything. In addition, Kolk and Najavits talk about “a body neurosis” where “their bodies continued to react as if they were back at the moment of trauma and took the same physical actions that they made at the time of trauma, like blowing up, fighting back, or becoming frozen” (p. 517). Moreover, the symptoms of PTSD are clearly explained by dividing the symptoms into four types (PTSD: National Center for PTSD). The first one is “reliving the event” (p. 5). This is also called a flashback, where PTSD patients re-experience their traumatic event. The second one is “avoiding things that remind you of the event” (p. 5); PTSD patients try to avoid situations or people that remind them of the traumatic events. The third is “having more negative thoughts and feelings than before” (p. 6). For example, PTSD patients may feel that the world is hazardous and they cannot believe others. They cannot enjoy themselves as they used to. The last is “feeling on edge” (p. 6). For instance, PTSD patients may be nervous, may lack concentration, and may become irritable.

American Indian Vietnam veterans had higher rates of lifetime and current PTSD diagnoses than the white veterans. These disparities appear largely because of “differential Vietnam war-zone stress exposure”: American Indians went to more dangerous war-zones than the white soldiers (Beals, *et al.*, 2002). According to the U.S. Department of Veterans Affairs (2017), approximately one in three American Indian Vietnam veterans suffered from full or partial PTSD, a quarter of a century or more after the war. More than two in three American Indian Vietnam veterans have suffered from full or partial PTSD at some point since Vietnam. PTSD occurrence for American Indians is very high, more than twice as high as for white or Japanese American Vietnam veterans.

In *The Red Convertible*, the main character, Stephan, suffers from PTSD right after he comes back from the Vietnam War. Stephan is Marty's older brother and they were very close to each other before Stephan went to the Vietnam War; “his younger brother Marty (that's myself) walks everywhere he goes” (p. 1). Stephan

joins the war as a Marine soldier. After coming back from the war, Stephan has changed a lot. By showing how Stephan has changed, Erdrich claims that the war is terrible and brings disaster to human lives.

Stephan's struggles represent the psychological struggles of soldiers; Stephan seems to have a hard time by becoming a POW in the Vietnam War. Marty says, "they got to leaving him alone most of the time and I didn't blame them" (p. 5), which implies that Stephan was a POW and stayed alone. We cannot see his experience as a POW in the story; however, we can see similar experiences from other POWs. For example, in the Delta, James N. Rowe was a POW for more than five years. During that time, he stayed in a narrow bamboo cage while two of his colleagues were killed (Tucker, 2017, p. 598). In the article by Robbins, he wrote about Alvins Townley's experience as a POW:

A thuggish guard would bring a prisoner to the point of blacking out, often by contorting his body with ropes. Then, just before his victim would pass out, he would release the constraints in a way that not only denied the prisoner the relief of unconsciousness but also rushed the constricted blood back into his veins, bringing a burst of new and searing pain (2014, p. 97).

Stephan probably had similar kinds of experiences that were shared by Rowe and Townley. Stephan stayed in a prison for more than two years, where he could potentially have seen his fellow soldiers' deaths. Stephan also might have stayed in a very small place, and might have been tortured, which would have been hellish for him. Stephan went through a very traumatic experience, a life-threatening unusual event, which developed into a threatening mental illness: PTSD.

Stephan's symptoms of PTSD appear in various scenes. Coates mentions that the veterans suffering from PTSD often have flashbacks, nightmares, and intrusive memories (2005, p. 110). Boone also says that PTSD causes avoidance, numbing, flashbacks, and tension hyper-arousal, which is the state of heightened emotion (2001, p. 21). In this story, Marty says that Stephan is always standing up and moving around; "... never comfortable sitting still anywhere but always up and moving around" (Erdrich, pp. 4-5). Erdrich shows here one of the typical PTSD symptoms. Stephan probably gets flashbacks and continues his war experience even at home. He feels that his enemy may be near him or may attack him, so he should move around to hide from his enemy. He relives the war and feels nervous anticipation because of PTSD.

Furthermore, Stephan cannot be involved in his current life. As Kolk and Najavits (2013) mention, PTSD patients lack "meaningful involvement with their current lives" (p. 517). After Stephan came back from the war, he "had not even looked at the car since he'd gotten home, though like I said, it was in tip-top

condition and ready to drive” (Erdrich, p. 6). He is not interested in what he used to be. He used to love his car and love to drive with his brother; however, having his car is not meaningful for him any longer. Besides, he just watches a color TV, but while watching, he is still, and “it was the kind of stillness that you see in a rabbit when it freezes and before it will bolt” (p. 5). He used to sit on the ground, talk, have a joke, and watch things; however, he is no longer interested in these activities.

In addition, it is obvious that Stephan cannot change his emotions effectively. Scandlyn and Hautzinger (2013) mention failures of “code switches” and “sticky switches” as one of the PTSD symptoms. These switches represent mood changes between soldiers being keyed up and being relaxed, being at war and home, and being absent and present. Soldiers are usually trained to do so during the war; however, the research reveals that even when soldiers claim they can codeswitch easily between being keyed up and being relaxed, it is often difficult to switch between the two moods when they have PTSD (p. 120). In this story, Stephan cannot codeswitch his emotion successfully from the war to home, so even at home, he is not relaxed. Marty mentions, “He sat in his chair gripping the armrests with all his might as if the chair itself was moving at a high speed, and if he let go at all he would rocket forward and maybe crash right through the set” (Erdrich, p. 5). This explains that, even though he is at home, he cannot be comfortable and cannot codeswitch his emotions effectively. Moreover, when he decides to commit suicide, he changes his moods several times. He seems to be gentle and peaceful for a while (p. 7). However, he changes his mood again (p. 8). It seems that even in a peaceful situation, he continues to codeswitch his emotions even though he does not have to do so; his codeswitching is peculiar, and shows his depression (p. 8). He then becomes the “old Stephan” again (p. 8). These emotional changes indicate that he unsuccessfully continues to codeswitch his emotions.

Stephan often shows his depression, which is also one symptom of PTSD. Amir and McNally’s (1996) research reveals that PTSD patients have higher scores of depression and anxiety than non-PTSD patients (p. 634). Marty says that Stephan never laughs after returning from the war, and when he tries to laugh, the sound is like choking and like a sound “stopped up the laughter in the throats of other people around him” (Erdrich, p. 4). During the time when he was in the war, he did not laugh, so he forgets how to laugh from his heart. In addition, when Marty looks at the picture of Stephan and himself on the wall, Stephan is staring at Marty, which makes Marty feel that Stephan’s smile disappears (p. 7). Marty believes that Stephan can be a good older brother again, but Stephan does not feel the same way. Even the lovely picture of brotherhood gives Stephan depression. He might hate to look at the picture in which he is smiling. At that time in the picture, Stephan smiles for the first time after he has come back from the Vietnam War. He may regret that he

smiles. He feels that he does not deserve to smile in his life. He does not deserve to be the brother of Marty.

Stephan fears blood implicitly for no obvious reason. Amir and McNally found that “PTSD is characterized by an implicit memory bias for threat” (p. 633) such as saying combat-related sentences. Stephan bites his lip with his teeth, and blood goes down Stephan’s chin (Erdrich, p. 4). This act occurs from his stress and tension. He cannot feel hurt even though his lip is bleeding, and by looking at his own blood, he may have an “implicit memory bias for threat” (p. 633) because he often sees blood everywhere in the battlefield or even in prison. For him, blood is strongly related to the war and it implicitly threatens him. When “he took a bite of his bread,” “his blood fell onto it until he was eating his own blood mixed in with the food” (p. 5). When he sees his blood on his bread, he may remember the battlefield of the war, or he may remember his fellow soldiers dying, which causes him to feel threatened.

At the end of the story, Stephan commits suicide, which shows the worst case of PTSD. In fact, in a population of 100,000, 38.3 veterans commit suicide as a result of PTSD according to the National Center for PTSD. The research conducted by Griffith (2012) also shows that “the effects that war experiences have on suicidality are largely through the PTSD symptom–negative mood relationship ... few soldiers were initially nonsuicidal and then reported such symptoms at postdeployment—likely relating to the observed relationship of war experience to PTSD, negative mood, and suicidality” (p. 466). That is, his research indicates that the suicide rate is higher when Vietnam War veterans suffer from PTSD. In this story, some may say that he does not commit suicide; however, he surely commits suicide. Stephan says that “he wanted to see the high water” (Erdrich, p. 8). From the beginning, he is thinking about dying in the water, because it is the best way to avoid remembering the war. Before he commits suicide, he dances strangely. He becomes wild; he feels keyed up. As Boone (2011) mentions as a PTSD symptom, Stephan experiences “hyper-arousal” (p. 21) before dying. He then jumps into the river. Marty says, “I know he didn’t swim there but the current took him” (p. 10). He wants to avoid the situations that remind him of the war, so he commits suicide. As long as he lives, he cannot forget his dreadful situation, so for him, death is the only choice, his sad but happy ending.

IV. Conclusion

In *The Red Convertible*, Louise Erdrich criticizes war because its experiences cause veterans to have a higher risk to develop PTSD, which may eventually cause their death. Because Stephan goes to the war and becomes a POW, he changes his personality and acts abnormally. Finally, he cannot control himself and wants to go

to a comfortable and better place in order to escape remembering his sad experience. Moreover, Louise Erdrich uses the Indian main characters, and she criticizes the society which many Indians have to go to war and fight for the whites. Indians want to get the right to live in the American society, so they feel that they have to go to war as one of the Americans.

Overall, Louise Erdrich wants to show how Native Americans, who wanted to obtain American citizenship fully, joined the military and got serious mental illness after returning from the war. Through this story, she claimed the right of Native Americans and the tragedy of the war.

Another important theme, brotherhood, is not discussed in this paper, so a further study should consider how brotherhood between Stephan and Marty is significant in this story, which can also represent how war is cruel by dividing family.

References

- Amir, N. & McNally, R. J. (1996). Implicit memory bias for threat in posttraumatic Stress Disorder. *Cognitive Therapy & Research*, 20(6), 625-635.
- Beals, J., Manson, S.M., Shore, J.H., Friedman, M., Ashcraft, M., Fairbank, J.A., Schlenger, W.E. (2002). The Prevalence of Posttraumatic Stress Disorder Among American Indian Vietnam Veterans: Disparities and Context. *Journal of Traumatic Stress*, 15(2), 89-97
- Boone, K.N. (2011). The paradox of PTSD: thousands of soldiers are returning from Iraq and Afghanistan with deep psychological scars. Posttraumatic stress disorder is a common diagnosis--but is it the rights one? *The Wilson Quarterly*, 18-22.
- Coates, D. (2005). Coming home: the return of the Australian Vietnam War soldier. *Southerly*, 65(2), 105-117.
- Collins, R. K. (2013). Native American sovereignty and U.S. citizenship. *American Studies*, 52(2), 115-112.
- Erdrich, L. (2009). *The Red Convertible*. Selected and New Stories, 1978-2008. Harper Perennial, New York.
- Griffith, J. (2012). Suicide and War: The Mediating Effects of Negative Mood, Posttraumatic Stress Disorder Symptoms, and Social Support among Army National Guard Soldiers. *Suicide and Life-Threatening Behavior*, 42 (4), 453-469.

- Holm, T. (1995). *Strong Hearts, Wounded Souls: Native American Veterans of the Vietnam War*. Texas: University of Texas Press
- Kolk, B., & Najavits, L. M. (2013). Interview: What is PTSD really? Surprise, twists of history, and the politics of diagnosis and treatment. *Journal of Clinical Psychology*, 69(5), 516-522.
- Korb, R. (2002). Critical essay on "the red convertible." In Smith, J (Ed.), *Short Stories for Students Vol.14*. Detroit: Gale.
- Magoulick, M. (2008). Erdrich, Louise. In D. Haase (Ed.), *The Greenwood encyclopedia of folktales and fairy tales Vol.1* (pp. 304-305). Westport, CT: Greenwood Press.
- Robbins, J. S. (2014). The Alcatraz Gang: Eleven American POWs in Hanoi's Notorious Camp. *World Affairs*, 5, 94-100. *EBSCOhost*. Web. 1 August. 2017.
- Sabol, S. (2017). In search of citizenship: The society of American Indians and the First World War. *Oregon Historical Quarterly*, 118(2), 268-271.
- Scandlyn, J., & Hautzinger, S. (2013). *Beyond Post-Traumatic Stress: Homefront Struggles with the Wars on Terror*. Taylor and Francis.
- Schilling, V. (2014). By the Numbers: A Look at Native Enlistment During the Major Wars, *Indian Country Today*. <https://indiancountrymedianetwork.com/news/veterans/by-the-numbers-a-look-at-native-enlistment-during-the-major-wars/>
- PTSD: National Center for PTSD. (2016). Understand PTSD and PTSD treatment, 1-14. https://www.ptsd.va.gov/public/understanding_ptsd/booklet.pdf
- Tucker, S.C. (2000). Post-Traumatic Stress Disorder (PTSD). *Encyclopedia of the Vietnam War: A Political, Social, and Military History*. Santa Barbara, CA: Abc-Clio. *Abc-Clio eBook Collection*. Web. 22 Jul 2017.
- Tucker, S.C. (2000). Rowe, James N. *Encyclopedia of the Vietnam War: A Political, Social, and Military History*. Santa Barbara, CA: Abc-Clio.. *Abc-Clio eBook Collection*. Web. 22 Jul 2017.

第 1 期オバマ大統領就任演説の 修辞法に関する一考察

寺澤 陽美
(愛知産業大学短期大学講師)

An Attempted Rhetorical Analysis of Barack Obama's First Inaugural Address

Harumi TERASAWA

→要旨

本稿は、アメリカ第 44 代大統領バラク・オバマによる第 1 期就任演説について、修辞法の点から考察するものである。就任演説では、二つ以上の文や句において類似の形式や構造などを繰り返し用いる対句法が度々使用されていること、同様あるいは類似の表現を複数の文にわたって繰り返す再現的手法が多用されていること、さらに、人称代名詞の使用の多くは、話し手を含む人の集団を表す **we** (私たち) とその変化形であることがわかった。これらの言語面の特徴つまり修辞法は、演説が広く人々の興味関心を引き付ける要因の一部であり、本スピーチのレトリックの要となっていると推察される。

→キーワード

- ・ 大統領就任演説
- ・ バラク・オバマ
- ・ 英語スピーチ
- ・ 修辞法

I. はじめに

バラク・オバマが第44代アメリカ合衆国大統領に就任した2009年1月20日¹⁾、首都ワシントンD.C.の連邦議会議事堂前では、200万人近い聴衆を前に第1期大統領就任演説が行われた。大統領演説は、アメリカにおける代表的なスピーチの一つとされているが、とりわけこの就任演説は、アメリカ国内のみならず世界の注目を集めた。オバマがアメリカ合衆国史上初のアフリカ系大統領であることなど、大きな話題を呼んだ。英語による約21分、2,367語のスピーチには、多くの聴衆の注目と理解を得るためにどのような意図や要素が込められていたのだろうか。

大統領就任演説は、主に、人々の結合、国家の過去と未来の融合、政治方針の明示、大統領に対する正しい認識を示すといった4つの特徴的な性質を持つ儀式演説であるとされる。(鈴木, 2009) このように大きなテーマで多くの聴衆を前にスピーチを行う場合、どのような方法で聞き手を惹きつけ耳を傾けさせ、理解を得ようとするのだろうか。話し手は、どのように聞き手の興味関心を引き、内容を印象付け、主張を理解させ共感を得ようとするのだろうか。こうした方策は、非英語話者にとっても、英語でスピーチを行おうとする時或いは理解しようとする時の重要な手がかりとなると考えられる。そこで本稿では、文言の構造や語彙使用の修辞²⁾つまりレトリックについて、考察を試みたい。

スピーチ行為をコミュニケーションの一つであると捉えるとき、非言語と言語が同時に作用し、メッセージを話し手である送り手から聞き手である受け手に送る活動がスピーチである。さらに、言語メッセージ活動においては、“visual”と“vocal”さらに“verbal”の三要素が相互依存し内包されていると橋本(1988)は述べている。本稿では、この言語メッセージの三要素のうち、特に“verbal”つまり言語面に焦点を当て、修辞法について考察を試みることとする。

II. 英語スピーチにみられる修辞的特徴

英語で演説、すなわち多くの人々に対してスピーチを行う時、聞き手に対してより印象的に語りかけるため、さまざまな修辞的技法が凝らされる。多くのスピーチに見られる特徴として、以下のようなものがある。聞き手に話し手と一体感を持たせるための人称代名詞の効果的な選択、聴衆に直接語りかけるための疑問文形式の効果的使用、同様あるいは類似の形式や構造をひとつの文中で繰り返り用いる対句法、さらに、同様あるいは類似の表現を複数の文にわたって繰り返す再現といった手法などがある。本稿では、このうち、本スピーチに特に特徴的な使用が観察される対句法と際限の手法の使用に注目していきたい。

1. 対句法

パラレリズムとも呼ばれる対句法³⁾は、英語においても書き言葉やスピーチで度々見られる修辞法の一つである。二つ以上の文や句において、類似の形式や構造などを繰り返していることで、文の中に一定のパターンやリズム、音などを読み手や聞き手に印象的に与え

ることができる。

以下に、2009年1月20日（現時時間）に行われたオバマ大統領就任演説の文言から、具体例を見ていきたい。本稿で扱う文言は、アメリカ・ホワイトハウスが公開する原稿に基づくものを用いることとする。実際の演説の中での登場順に番号を付し、スピーチ原稿からの英文引用に続き、カッコ内に筆者による和訳を記す。なお、スピーチ中の発話⁴⁾、表記、句読法は、ホワイトハウスが公開するスピーチ原稿に従っている。

(1) Homes have been lost, jobs shed, businesses shuttered.

（家は失われ、雇用は減少し、仕事は閉鎖されています。）

現在のアメリカが直面する試練について訴える部分において、家、雇用、仕事といった生活に欠かせない条件が危機的状況になっていることを述べている。端的に内容が伝わるよう短い単文を用い、さらにそれを三つ重ねることで印象的なリズムを作り出し、聞き手の耳に届きやすい構造となっている。

(2) Our health care is too costly, our schools fail too many, ...

（医療費はあまりにかさみ、学校はあまりに多く問題を抱えています。）

国内の生活に直結した課題について、自分たちの抱える問題が許容をはるかに超えていることを述べている。「our＋名詞 … too＋形容詞／副詞」（私たちの～は、あまりにも～すぎる）という形を取る短い表現を繰り返すことによってリズムが刻まれ、取り上げる問題が深刻であることが効果的に強調される対句的表現となっている。

(3) ... the God-given promise that all are equal, all are free, and all deserve a chance to pursue their full measure of happiness.

（全ての人が平等であり、自由であり、十分な幸福を追求する機会を持っている、それは神から与えられた約束なのです。）

この文はパラレルつまり対句となっており、“all are”の繰り返しによって、アメリカにおいて全ての人に与えられた平等と自由と権利について、強調する一節となっている。

(4) Rather, it has been the risk-takers, the doers, the makers of things ...

（むしろ、危険を厭わない人、行動する人、何かを作り出す人の道であったのです。）

動詞から派生させた「～する人」という同じ形の名詞が三度繰り返される対句表現となっている。

(5) Time and again these men and women struggled and sacrificed and worked till their hands were raw so that we might live a better life.

（これらの人々は、私たちがより良い生活を送ることができるよう、幾度となく苦しみ犠牲となり、手の皮がすりむけるまで働きました。）

“time and again”“men and women”“struggled and sacrificed and worked”といった名詞や動詞などの短い単語を“and”でつなぐことで定期的なリズムを刻む対句表現となっている。ここでも類似表現を三度繰り返すことで、さらに印象強く聞き手に訴えることが可

能になっていると考えられる。

- (6) Our challenges may be new, the instructions with which we meet them may be new, ... - these things are old. These things are true:

(私たちの課題は新しいものかもしれません。私たちがそれらに立ち向かう手段も新しいものかもしれません。一中略—これらの価値観は古くからあるものです。これらのものは真実です。)

“may be new”を反復し、アメリカが抱える課題と解決への手段はこれまでにないものであることを述べ、一方で成功の可否を左右する価値観については、“these things are”に“new”に対比する形容詞を置く表現を繰り返し、むしろ古くからあり真実であると強調している。数行の文の中に同一表現の反復の使用、類似の短文の繰り返し、さらに対比的な形容詞を使用することによって、リズムを創り出す表現が続き、聞き手の耳目を集めやすい構造になっていると考えられる。

2. 再現的手法

「再現」は、同様あるいは類似の表現を複数の文にわたって繰り返す手法である。以下に、本スピーチの中で見られるその具体例を挙げていく。実際の演説の中での登場順に番号を付し、スピーチ原稿からの英文引用に続き、カッコ内に筆者による和訳を記す。

- (1) So it has been. So it must be this generation of Americans.

(これまでではそうでした。今の世代のアメリカ人もそうでなければなりません。)

演説冒頭で前任、歴代の大統領に敬意を払いつつ、同時に、これまでのアメリカ国民が建国の文書に忠実であったように、今の世代もそうでなければならないと呼びかけている。文の補語である so を文頭に出す強調の形を取り、それを 2 文繰り返すことで聞き手に思いを届けようとする意図が表れている。

スピーチが始まってほどなくして、こうした印象的な繰り返しの再現が用いられていることは、これから行われる演説に対し、聴衆の多くが耳を傾ける契機を創り出していると言えよう。

- (2) On this day, we gather because we have chosen hope over fear, unity of purpose over conflict and discord. On this day, we come to proclaim an end to petty grievances and false promises, the recriminations and worn-out dogmas, that for far too long have strangled our politics.

(今日というこの日に私たちが集まったのは、恐れよりも希望を、対立や不調和よりも団結を目指すことを選んだからです。今日というこの日に私たちがここへ来たのは、些細な不満や偽りの約束、非難の応酬や使い古された教義に終わりを告げるためです。)

大統領就任のこの日に一所に集いあるいはメディア等を通して時と場所を共有しようという大勢の国民や聴衆に向け、共通の理由と目的を確認しようとしている。まず“On this day, we gather because”、続いて“On this day, we come to”というほぼ同一表現で始まる文

を繰り返し、皆が集う理由と目的を強調し共有しようとしていることが分かる。

(3) But in the words of Scripture, the time has come to set aside childish things. The time has come to reaffirm our enduring spirit...

(しかし、聖書の言葉を借りて言うならば、子どもじみたことを捨て去る時が来ています。私たちの不朽の精神を再認する時が来ています。)

"the time has come to"を繰り返して用い、この日を境に国が前進する時が来たことを主張している。直前で「今日というこの日に私たちがここへ来た」理由と目的について述べているが、その中で"fear"と"conflict and discord"を捨て、"petty grievances and false promises, the recriminations and worn-out dogmas"に終わりを告げる時であると訴えた。これらは"childish things"であり、"set aside"つまり捨て去る時が来ていると主張する。この"set aside childish things"については、新約聖書⁵⁾の一節の一部の文言に由来しているとされている。

(4) For us, they packed up their few worldly possessions and traveled across oceans in research of a new life. For us, they toiled in sweatshops and settled the West, endured the lash of the whip, and plowed the earth. For us, they fought and died in places like Concord⁶⁾ and Gettysburg⁷⁾, Normandy⁸⁾ and Khe Sahn⁹⁾.

(私たちのために、彼らはわずかな持ち物をまとめて、新たな生活を求めて海を渡りました。私たちのために、彼らは劣悪な労働条件の工場で必死に働き、西部に分け入り、鞭打たれることに耐え、固い大地を耕しました。私たちのために、彼らは戦い、そして命を落としました。コンコードやゲティスバーグ、ノルマンディー、そしてケサンといった場所です。)

"For us, they"で始まる文を三度繰り返し、"they"つまり先の時代に国を切り拓いた先人たちが成し遂げたことに言及している。同じ始まりの文の繰り返しとともに、現在のアメリカ国民を表す"us"つまり「私たち」と、国の礎を築くために国内外で苦闘した先人たちを"they"と人称代名詞を対比的に用いている。

(5) Our workers are no less productive than when this crisis began. Our minds are no less inventive, our goods and services no less needed than they were last week, or last month, or last year.

(今回の危機が始まった頃と比べて、私たちの国の労働者の生産性が低くなったわけではありません。先週、先月、あるいは昨年と比べて、私たちのこころざしに創意が失われたわけではありませんし、私たちの製品やサービスが必要とされなくなったわけではありません。)

再現的手法が用いられており、「our＋名詞…no less than」という否定を含んだ比較表現が繰り返されている。

(6) And we will act, not only to create new jobs, but to lay a new foundation for growth. We will build the roads and bridges, the electric grids and digital lines the feed our

commerce and bind us together. We will harness the sun and the winds and the soil to fuel our cars and run our factories. And we will transform our schools and colleges and universities to meet the demands of a new age. All this all we can do. All this we will do.

(私たちは行動します。新しい仕事を創出するためだけでなく成長への新たな基礎を築くために。私たちは建設します。私たちの商業に力を与え私たちを一つに結び付ける道路や橋、送電網やデジタル回線を。私たちは科学をあるべき姿に戻し、そして技術の驚異を用いて医療の質を高め医療費を下げます。太陽や風や大地の力を利用して、自動車に燃料を与え工場を動かします。そして私たちは、学校や大学を改革し新たな時代の要請に応えられる様にします。私たちは、これら全てのことを実現することができるのです。私たちは、これら全てのことを実現するのです。)

経済、産業、エネルギー、インフラ、医療などアメリカ国内の現状を踏まえ将来への道筋を示す部分である。直前にアメリカの国のために多くを成してきた先人たちについて“they”を用いて述べたのを踏まえ、それと対比的に“we”つまり話し手と聞き手を含めたアメリカ国民の未来への意志を“we will”をリズム良く繰り返し、聞き手の共感を集める構造となっている。

さらにこの部分の最後では、“All this all we can do. All this we will do.”と類似の表現が繰り返し述べられ、大統領在任期間中の国家の可能性と国民の意志を率いていく決意が表されている。

(7) Where the answer is yes, we intend to move forward. Where the answer is no, programs will end.

(答えがイエスなら私たちは前進します。答えがノーであれば、計画は終わりを迎えます。)

“Where the answer is”が繰り返される再現的手法となっている。

(8) - these things are old. These things are true:

(これらの価値観は古くからあるものです。これらのものは真実です。)

“these things are”が繰り返される再現の用法であるが、この直前に“may be new”を反復し、“new”に対比する形容詞を直後に置くことで、短いながら印象的な表現となっている。

(9) This is the price and the promise of citizenship. This is the source of our confidence... This is the meaning of our liberty and our creed, ...

(これが市民であることの代償と共に約束なのです。これが私たちの自信の源なのです。これが私たちの自由と信条の意味するものなのです。)

“This is the”に名詞が続く表現の繰り返しが三度なされている再現的な用法である。これは直前のくだりで “now is a new era of responsibility”と新しい責任の時代の到来を訴えたのを受けており、アメリカ人一人ひとりが自分自身、国、世界に対して義務を負っているということ話し手の考えを重ねて主張するものである。

(10) Thank you. God Bless You. And God Bless the United States of America.

(ありがとう。皆さんに神のご加護を。アメリカ合衆国に神のご加護がありますように。)

“God bless you”は宗教的な意味合いを持つ表現ではあるが、政治家など要職にある人が公の場でスピーチを結ぶ際などに、聞き手の幸運を祈る気持ちを示すため用いられるフレーズである。また話し手が国全体の将来に影響を与えうる立場である場合、多くの場合“you”を“the United States of America”あるいは“America”に替えて繰り返し、国家の繁栄を祈る気持ちを示す。再現の手法がいわば定型化したもので、オバマ大統領の就任演説においてもこの慣例に従って、定型の形でスピーチを締めくくっている。

以上、対句と再現の用法の具体的な使用とその効果について、明らかな例を中心に挙げながら考察してきた。こうした修辭的技法が約 21 分の演説の中で頻繁に使用されており、つまりほぼ毎分のように同様あるいは類似の形式や構造の表現や文が繰り返し登場していることがわかる。こうした手法によって、政治姿勢や社会問題を語り長く難解になりがちなスピーチから単調さを軽減し、一定のリズムや音、パターンの表現を聞き手に印象付ける修辭法が明確に観察することができる。

Ⅲ. 人称代名詞の選択

考えを述べたりリーダーが組織などの方向性を示したりするスピーチを行う際に、もっとも頻繁に登場する語句のひとつに、人称代名詞がある。主語が度々省略される日本語と異なり、英語では主語が省略されることは、特に正式な場面ではあまり見られないため、主格の人称代名詞が多用されることになる。そこで、本稿で扱う大統領就任演説において、人称代名詞の使用について、見ていきたい。

オバマは大統領就任前、予備選挙中の演説で“**Yes, we can.**”のフレーズが有名になったが、大統領就任演説においても同一のフレーズこそ出てはこなかったものの、同じように聞き手を巻き込み共感を得るための“**we**”が主格を表す一人称代名詞として非常に頻繁に登場することに注目したい。

一人称の代名詞は、本稿で扱う就任演説中に、主格では複数を表す **we** (私たち) が 62 回使用されているのに対し、単数を表す **I** (私) の使用は 3 回であった。一方、所有格については、**we** の所有格 **our** が 68 回、**I** の所有格 **my** が 2 回であった。また、目的格については、**we** の目的格 **us** が 23 回、**I** の目的格 **me** は使用が認められなかった。

この人称代名詞の使用回数から、本スピーチの中心は話し手個人を表す **I** (私) ではなく、話し手を含む人の集団を表す **we** (私たち) とその変化形であることがわかる。すなわち、考え行動するのは「私たち」つまりアメリカ国民全体であり、過去の困難や将来の繁栄を共有するのもアメリカ国民全体であると訴えようとしている。ここに話し手であるオバマの大統領としての意図や決意が見て取れる。一人称複数の **we** (私たち) の頻繁な使用は、オバマのスピーチに限定されるわけではないが、大勢の聞き手に向けてスピーチ行為を行おうとする場合、より多くの聞き手の共感へとつながる重要な要素の一つであると考えられる。

IV. 終わりに

ここまで、2009年1月20日に行われた第1期オバマ大統領就任演説の修辞法について、具体的な使用例をもとに考察を試みた。その結果、主に以下の三点が明らかとなった。第一に、二つ以上の文や句において、類似の形式や構造などを繰り返し用いる対句法が度々使用されていた。第二に、同様あるいは類似の表現を複数の文にわたって繰り返す再現的手法が多用されていた。これら二つは、文中または複数の文にわたる文に一定のパターンやリズム、音などを創り出し、聞き手により印象的な言辞を与えることができる効果的な技法である。第三に、人称代名詞の使用の多くは、話し手を含む人の集団を表す **we** (私たち) とその変化形であった。これらの言語面の特徴つまり修辞法は、演説が広く人々の興味関心を引き付ける要因の一部であり、本スピーチのレトリックの要となっていると推察される。

大統領演説はアメリカにおける代表的なスピーチの一つである。コミュニケーションの一つであるスピーチ行為を理解することは、英語話者のみならず非英語話者にとっても、英語でスピーチを行おうとする時或いは理解しようとする時の重要な手がかりとなるであろう。

今後は、大統領演説における文構造や語彙使用の修辞法について、歴代大統領スピーチとの比較や、言語メッセージの“verbal”の要素に加え、“visual”と“vocal”の要素についても検討する機会を持ちたいと考える。

註

- ¹⁾ アメリカ東部標準時。日本時間 2009 年 1 月 21 日。オバマ大統領在任は第 1 期 2009 年 1 月 20 日～2013 年 1 月 20 日、第 2 期 2013 年 1 月 20 日～2017 年 1 月 20 日。
- ²⁾ 言葉を美しく巧みに用いて効果的に表現すること、またその技法を言う。レトリック。
- ³⁾ 対句法は、並行性、並立法とも呼ばれる。parallelism。
- ⁴⁾ 実際の発話には言いよどみなどが起きるため、ホワイトハウスが公開するスピーチ原稿と異なる箇所が認められる。
- ⁵⁾ 新約聖書 13 章 11 節「コリント人への第一の手紙」には以下のようにある。“When I was a child, I spoke and thought and reasoned as a child. But when I grew up, I put away childish things.”
- ⁶⁾ マサチューセッツ州コンコード。独立戦争の戦場となった。
- ⁷⁾ ペンシルベニア州ゲティスバーグ。南北戦争において戦場となった。
- ⁸⁾ フランス北部のノルマンディー。第二次世界大戦において「ノルマンディー上陸作戦」が展開された地として知られる。
- ⁹⁾ ベトナム、ケサン。ベトナム戦争の激戦地となった。

参考文献・資料

- 東照二 (2009) 『オバマの言語感覚 人を動かすことば』NHK出版生活人新書。
- 海老澤邦江(2013)「アメリカの代表的スピーチの修辞について ―プレゼンテーションへの応用―」『江戸川大学語学教育研究所紀要』Vol.11, pp1-11, <http://id.nii.ac.jp/1193/00000198/> (閲覧日2017年1月31日)。
- 近江誠、佐藤幸男、田中武人 (2010) 『歴史に残る大統領の就任演説』pp4-8, 小学館。
- 鈴木健 (2009) 「オバマ大統領就任演説のひみつを探る」『オバマ大統領就任演説』朝日出版社。
- 鶴田知佳子 (2009) 「オバマ演説 希望を実感させる説得力」『朝日新聞』2009年1月22日15面, 朝日新聞社。

- 寺澤盾 (2013) 『聖書でたどる英語の歴史』大修館書店.
- 西川秀和・池本克之 (2008) 『オバマ 勝つ話術、勝てる駆け引き』講談社.
- 橋本満弘 (1988) 『英語コミュニケーション』p45, 学書房出版.
- ハーラン, パトリック (2016) 『大統領の演説』角川新書.
- 福田慎司 (2009) 「オバマ大統領就任演説の内容と特徴的修辞技法の分析」『福岡大学人文論叢』第41巻第1号, pp.159-173.
- 福田慎司 (2013) 「オバマ大統領第2期就任演説の内容と特徴的修辞技法の分析」『福岡大学人文論叢』第45巻第1・2号, pp.53-70.
- 藤本一美 (2009) 『戦後アメリカ大統領事典』pp.392-434, 大空社.
- 三浦俊章 (2010) 『オバマ演説集』岩波新書.
- 安武知子 (2009) 『コミュニケーションの英語学』開拓社.
- 横井希 (2010) 「Obama大統領の演説からみるアメリカ大統領英語の変遷」『大阪音楽大学研究紀要』第四十九号, pp.65-76.
- 綿貫陽 (2000) 『改訂版ロイヤル英文法』旺文社.
- CNN English Express編集部編 (2017) 『トランプ就任演説』朝日出版社.
- Spetalnick, M. (2009). SCENARIOS: Obama speech heralds break with Bush era. *Reuters January 21, 2009*
<https://www.reuters.com/article/us-obama-change-sb/scenarios-obama-speech-heralds-break-with-bush-era-idUSTRE50J7KM20090120> (閲覧日2017年12月1日) .
- Spice, B. (2016). Most Presidential Candidates Speak at Grade 6-8 Level. *Carnegie Mellon University News March 16, 2016*
<https://www.cmu.edu/news/stories/archives/2016/march/speechifying.html> (閲覧日2017年12月1日) .
- 大統領就任演説原稿参照元
- President Barack Obama's Inaugural Address. The White House
<https://obamawhitehouse.archives.gov/blog/2009/01/21/president-barack-obamas-inaugural-address>
 (閲覧日2017年11月30日) .
- Inaugural Address by President Barack Obama. AMERICAN CENTER JAPAN
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/4096/> (閲覧日2017年11月30日) .

芸能人の同族会社を利用した節税方法について

— HKT48 指原莉乃の個人事務所「34COMPANY」と
眞鍋かをりの「マナベ電子工業」の存在意義 —

伊藤 浩

(愛知産業大学非常勤講師)

Scheme for tax avoidance using the family company of the entertainer

—Meaning of "34COMPANY" for Rino Sashihara(HKT48)
and "Manabe denshi kogyo" for Kaori Manabe—

Hiroshi Ito

→要旨

年に数億円稼ぐ売れっ子芸能人は、基本的には個人事業主として収入の約半分の税金を納める。この重い税負担の軽減を目的に同族法人を設立して、所得税と法人税の税率の違い、家族間の所得分散、高額な業務委託料の支払いなどで節税を行っている場合がある。この同族法人を利用した節税方法について、所属芸能プロダクションからの報酬（ギャラ）を1億円と仮定したシミュレーションを行い、その金額を試算する。

また、税務上問題となりやすい同族法人への業務委託料について、不服審判所の裁決事例を参考に、所得税法上否認される根拠とその危険性について検討する。

→キーワード

- ・ 法人成り
- ・ 実効税率
- ・ 業務委託料
- ・ 同族会社等の行為又は計算の否認
- ・ 家事関連費

I. 芸能人による同族法人の設立

1. 株式会社 34COMPANY とは

平成 29 年 AKB 総選挙において大差で前人未到の 3 連覇を果たした指原莉乃は、今のアイドル界のトップに立つ芸能人の一人である。彼女は太田プロダクションに所属し、AKB48、HKT48 のメンバーとして音楽活動の他、ソロ活動としてバラエティ番組の出演、テレビドラマや映画の出演、CM 出演など様々な活動から収入を得ている。その収入額がどれくらいなのかについて、ネット上では 3 億とも 4 億とも噂されている。

そんな高額所得者である指原莉乃の母親が代表を務める「株式会社 34COMPANY」が資本金 100 万円で平成 26 年 5 月に設立されている。法人登記の履歴事項（図表 1）によると、本店は大分市で、目的には、「芸能タレント等の育成、マネージメント業務及びプロモート業務、芸能タレント等の音楽芸能活動に関する興行の運営業務、芸能タレント等の肖像権の管理」とあり、所属芸能人である指原莉乃の報酬の受け入れ先であることが想像される。

（図表 1）

会社法人等番号	3200-01-013496
商号	株式会社 34COMPANY
本店	大分市田室町 1) 1)
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成 26 年 5 月 1 日
目的	1 芸能タレント等の育成、マネージメント業務及びプロモート業務 2 芸能タレント等の音楽芸能活動に関する興行の運営業務 3 芸能タレント等の肖像権の管理 4 不動産の売買、管理及び賃貸 5 衣料、衣料雑貨の企画、製造及び販売並びに輸出入 6 日用雑貨品の企画、製造及び販売並びに輸出入 7 化粧品、医薬部外品を含む美容品の企画、製造及び販売並びに輸出入 8 飲食店の企画及び経営 9 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	1000 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20 株
資本金の額	金 100 万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 指 原 利 恵
	取締役 指 原 莉 乃
	大分市田室町 1) 1) 代表取締役 指 原 利 恵
登記記録に関する事項	設立 平成 26 年 5 月 1 日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

この会社についてネット上で「独立を画策」などと書かれたりしたが、29年現在でも彼女は太田プロダクションに所属しているし、業界の常識からして「34COMPANY」は独立を目指した会社ではなく、指原莉乃の節税を目的とした一人芸能法人であると考ええる。

芸能人のほとんどは個人事業主としてその芸能プロダクションとマネジメント契約を結び、その芸能活動に応じた報酬（ギャラ）を得ている。売れている芸能人は、報酬が高額になると所得税は超過累進課税であるため、所得税と住民税を合わせて最高 50%を超える税金を納めなければならない。それを避けるために、税負担の軽減を目的に会社を設立する場合がある。法人に課される法人税、住民税、事業税を合わせた実効税率は 30%～35%程度であり、個人の所得税率等と比較するとその差は大きい。

2. 法人成りのしくみ

一般的に、芸能人の芸能活動のほとんどは所属している芸能プロダクションが管理していて、テレビ局からの出演料や関連グッズの肖像権料などは芸能プロダクションの収入となり、芸能人に対しては契約に基づいて芸能プロダクションから報酬が支払われる。この報酬の受け取りを芸能人個人ではなく、芸能人が設立した同族法人が受け取り、本人とその家族に同族法人から役員報酬または給与を支払うことで納税額を下げるができる。

この同族法人は、所属芸能人は本人一人、本人とその家族が役員または社員になり、株主は本人一人という形態が想定される。指原莉乃の個人事務所「34COMPANY」はこれに近い。AKBグループでの活動、つまりCDの歌唱印税や指原グッズの肖像権料などは運営会社であるAKSから34COMPANYへ、ソロ活動のテレビ・CM出演料等は太田プロダクションから34COMPANYへ支払われ、34COMPANYから指原莉乃と母親に役員報酬または給与が支払われる。

所属芸能人が本人一人で、その芸能人が法人の役員になっている法人の中には、法人とは名ばかりで実態は芸能人本人に外ならず、単なる仮装にすぎないものもあり、それらについては問題が生じる可能性もあるが、法人の業務と資産を明確に個人と区別して、個人事業から法人組織に移行するいわゆる「法人成り」は合法的な節税行為として、これまで多くの芸能人等に用いられてきた方法である。

3. マナベ電子工業への業務委託料

報道によれば、平成20年8月、元祖ブログの女王眞鍋かをりに税務調査があり、当時所属していた芸能プロダクション「アヴィラ」から得られる収入の一部を業務委託料の名目で眞鍋かをりの母親が社長を務めるマナベ電子工業株式会社に振込んでいたようである。マナベ電子工業は電子部品を扱う会社であるが、アヴィラとの間に交わされた広告・宣伝企画・立案の業務委託契約が不自然だとして脱税疑惑が報じられた。それに対し、眞鍋かをりは弁護士を通して、母親の会社の業務委託契約に関して内容に一部誤解を招く部分があったとして、自主的に修正申告をしたと述べている。

芸能人が同族会社を利用して節税を行うには、お金の流れが全く逆の2つのパターンがある。一つは既に述べた通り、所属芸能プロダクションからの報酬を同族法人が受け取り、芸能人とその家族に給与を支払う方法である。そして、もう一つは、所属芸能プロダクションからの報酬は芸能人個人が受け取って収入とするが、芸能人と同族法人との間で業務

委託契約を結び、芸能人から同族法人に対して業務委託料を支払うという方法である（マナベ電子工業のケースは業務委託契約の相手が芸能人本人ではなく、所属芸能プロダクションであったが、アヴィラ側は本人の意向でそのような契約に至ったと説明している）。

芸能人は高額報酬を受け取ることにはなるが、同族法人に支払う業務委託料により所得が減額されるため、納税額はその分下がる。一方で、同族法人は業務委託料が売上として計上されるが、役員報酬や給与を家族等に支払うことで所得が分散される。芸能人に対する業務遂行上発生するその他の費用を加えて計上し、売上から差し引いた金額に対して法人税等を支払う。

しかし、この方法には大きなリスクが伴う。マナベ電子工業の例にもあるように、同族法人に支払う業務委託料の金額が不適正などとして税務署に否認される場合があるからだ。

Ⅱ．同族法人を利用した節税効果

1．所得税と法人税の税率の差を利用した節税

（１）個人に課される税金と法人に課される税金

個人事業主の所得税は累進課税制度を採用しているため、所得金額に応じて 5%～45% の間で段階的に税率が変わる。195 万円以下の所得に対しては 5%、195 万円超 330 万円以下の所得に対しては 10%、330 万円超 695 万円以下の所得に対しては 20%、695 万円超 900 万円以下の所得に対しては 23%、900 万円超 1800 万円以下の所得に対しては 33%、1800 万円超 4000 万円以下の所得に対しては 40%、4000 万円超は 45%の税率が課される（図表 2）。

（図表 2）

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円

個人事業主は所得税の他にも、所得金額に対して住民税が課される。住民税は所得割額と均等割額（定額約 5000 円程度）の合計であるが、均等割額の影響は小さいので、税率は所得割額の一律 10%と考えてよい。

その他個人事業主に課せられる税金としては個人事業税がある。税率は業種によって異なり、税率 3%～5%だが、全ての業種にかかるわけではなく、課税対象となる 70 業種が列挙されていて、芸能人はこの法定業種には入っていない。

高額所得者の芸能人の場合、所得税率は段階的に税率が高くなり、4000 万円超の所得に対しては 45%、住民税率 10%を合わせた 55%が課せられる。大雑把に言えば、ギャラの

およそ半分を税金で納めることになる。

一方、法人の所得に対しては「法人税」、「地方法人税」、「法人住民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」が課せられる。法人税の税率は一律で、資本金1億円以下の中小法人の場合、800万円以下の所得に対して15%（平成31年3月31日までの間に開始する事業年度）、800万円超の所得に対しては23.4%（平成28年4月1日以後平成31年3月31日までに開始する事業年度）である。地方法人税は計算された法人税額の4.4%が課税される。

法人市民税の税率は自治体によって異なるが、標準税率を採用している自治体についてはおおよそ9.7%の税率を法人税額に乗じて計算する。

法人県民税の税率も自治体によって異なるが、中小法人の場合、法人税額が1,500万円以下の法人は法人税額の3.2%、1,500万円超の法人は法人税額の4%の税率を多くの自治体が用いている。法人住民税には、所得金額に関係しない均等割があるが、金額的に寡少なのでここでは割愛する。

法人事業税は愛知県の例を示すと、所得金額5,000万円以下の中小法人の場合、400万円以下の所得に対して3.4%、400万円超800万円以下の所得に対しては5.1%、800万円超の所得に対しては6.7%の税率で課税される。所得金額が5,000万円を超える中小企業では、税率がそれぞれ3.55%、5.319%、6.988%になる。高額所得者の芸能人の税率は後者が想定される。

地方法人特別税はこの事業税の所得割額の43.2%が課税される。

（2）法人成りした芸能人のシミュレーション

若い人気アイドルである芸能人が所属芸能プロダクションから1年間に1億円の報酬を受け取ると仮定して、それを個人事業主として受け取る場合と、同族法人として受け取る場合の納税額を比較してみる。所得金額に応じて負担額が変化する支払項目として社会保険料があるが、納税額と合わせてその影響額を検討したい。個人の場合は国民健康保険料と国民年金、法人の場合は社会保険料と厚生年金のそれぞれの保険料を納税額に準じる形で示す。その他芸能活動にかかる個人負担の経費として500万円として試算する。

はじめに、個人事業主として1億円受け取った場合の納税額を計算すると、所得税と住民税を合わせると約4,720万円（税率50.1%）、国民健康保険、国民年金の保険料を加えると負担額は約4,810万円（負担割合50.6%）、手取額は4,700万円弱となる（図表4①）。

次に同族法人として報酬を受けた場合の納税額等を試算してみる。同族法人は芸能人の芸能活動としての報酬を受け取るので、社員である芸能人に対して法人から給与（あるいは役員報酬）が支払われる。この芸能人に対する給与の金額を法人が受けた報酬のどれくらいに設定するかによって税額も影響を受けるが、仮に報酬の半分の5,000万円を芸能人に支払った場合は、芸能人の所得税等の納税額は約2,080万円（税率41.6%）、同族法人の法人税は住民税等全てを含めると約1,500万円（税率34.6%）になる。社会保険料と厚生年金の保険料は制度上本人負担と会社負担が半分ずつであるが、会社負担分についても同族法人は芸能人が出資した会社とすると全額が実質自己負担と考えられるので、社会保険料負担額は約300万円となり、税金と合わせた負担額は約3,880万円（負担割合40.9%）になる（図表4②）。この金額を芸能人が個人として受け取った場合と比較すると、同族法

人が報酬を受け取った場合の方が、税金と社会保険料等の負担額は約 930 万円少なくなる。

芸能活動における経費の多くは個人ではなく、法人が負担するので、芸能人個人の手元には、5,000 万円の給与から所得税・住民税・社会保険料等が差し引かれた約 2,800 万円弱が手取り額として入る。

同族法人は売上 1 億円から芸能人への給与と経費と社会保険料などの法定福利費と法人税等を差し引いた約 2,850 万円が剰余金として同族法人に積み立てられる。ただし、剰余金は芸能人が自由に使うことができるわけではなく、この法人の事業目的に合った支出に限定される。

2. 家族が同族会社の役員になった場合の所得分散による節税効果

(1) 給与所得控除と基礎控除

個人事業の場合、家族に対する給与は専従者についてのみ経費に計上できる。つまり、家族が他に仕事を持っていたり、学生であったり、あまり勤務のない非常勤であったりした場合は経費にならない。一方、法人の場合、家族が法人の役員になり、月 1 回以上の役員会への出席など経営に参加すれば家族に対する役員報酬は経費になる。また、家族が社員として働けば、アルバイトであってもその給与は経費となり、法人税の金額はその分下がる。

給与所得は個人事業主の事業所得とは異なり、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出する。180 万円以下の収入に対しては 40% (65 万円に満たない場合には 65 万円) 控除される。180 万円超 360 万円以下の収入に対しては 30%、360 万円超 660 万円以下の収入に対しては 20%、660 万円超 1000 万円以下の収入に対しては 10%、1000 万円超の収入に対しては 220 万円が控除される (図表 3)。さらに、納税者は誰でも基礎控除として一律の 38 万円 (住民税は 33 万円) を所得金額から控除できるので、例えば給与が 103 万円以下であれば所得税はかからない。

(図表 3)

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40% 650,000 円に満たない場合には 650,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%+180,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20%+540,000 円
6,600,000 円超 10,000,000 円以下	収入金額×10%+1,200,000 円
10,000,000 円超	2,200,000 円 (上限)

家族が常勤となれば社会保険に加入することになるが、保険料の負担については前に述べた通り同族会社の場合は全額自己負担と同様と考える。

(2) 家族に給与を支払った場合のシミュレーション

例えば、芸能人の母親が社長になった場合を試算する。役員報酬として母親に月 30 万円、年間 360 万円払う。社会保険に加入した場合の社会保険料が約 108 万円 (会社負担も

含む)、所得税・住民税合計約 21 万円との合計約 129 万円が負担額となる。支払報酬額に対する割合で言えば約 36%であるから、法人税の実効税率とあまり変わらない。

では、最も節税額が大きくなるために、家族に給与として支払う金額をいくりにすることが妥当かシミュレーションしてみたが、給与を支払う家族が芸能人以外に一人の場合、金額が大きくても小さくても結果はほとんど変わらないことがわかった。先の例と同じ状況を想定して、1 億円の報酬を法人が受け取り、芸能人本人に 5,000 万円の給与を支払い、その他の経費を 500 万円計上する。法人の役員である母親にたとえば月 100 万円の役員報酬を支払うと、法人が支払う法人税等が約 1,010 万円、芸能人本人が支払う所得税等が約 2,080 万円、母親が支払う所得税等が約 200 万円、芸能人と母親の社会保険料等が会社負担分を含めて約 580 万円、これら全ての税金・保険料の合計は 3,870 万円になる（図表 4③）。個人で 1 億円受け取る場合の条件を同じにするために、個人でも同様に家族一人に対して専従者給与を 1,200 万円支払うと仮定すると、二人の所得税等と保険料を合わせると約 4,540 万円になる（図表 4④）。節税額は約 670 万円。この役員報酬の金額を月 50 万円にしても法人成りした場合の税金・保険料の負担額に大きな変化はない。

所得の分散は、それぞれ給与を受ける者の給与所得控除と基礎控除の分と累進課税制度による税率の違いから節税になる計算ではあるが、社会保険料の会社負担分も含めて計算するとその影響額は大きく、芸能人以外の家族一人だけに給与を支払うことによる節税効果はほとんどない。

3. 法人に認められている経費の計上による節税

個人の場合には、事業主自身に対する退職金は必要経費として認められないが、法人は役員も社員も退職金は原則として費用になる。所得税法上、退職金は通常の給与所得の計算とは異なり、退職金から退職所得控除額を引いた金額の 2 分の 1 が退職所得の金額になるため、税率は最高でも 25%となる。退職所得控除額は勤務年数が 20 年以下であれば、その年数に 40 万円をかけた金額で、20 年超の場合は 800 万円プラス 20 年を超える勤務年数に 70 万円をかけた金額である。退職所得は他の所得と合算しないで、分離して所得税の税率をかけて納税額が計算されるので、給与として支払うよりもかなり節税効果は高い。しかし、退職金は役員・社員が退職した時にだけ費用計上されるため節税できる時が限定されるだけでなく、一度に高額な資金が必要になる。それを回避するために、法人保険に加入して毎年保険料を費用に計上するとともに、退職金の資金を外部に確保する方法をとる会社も多い。

個人事業主の場合、支払った生命保険料は年間最大 12 万円までしか所得控除ができないが、法人の場合は、役員や社員を被保険者とする生命保険に加入すれば、その保険料の一部又は全部が法人の費用となる。法人保険を上手に利用することで効率よく資金を積み立て、同時に節税もできるが、選択を誤ると想定外の損失が生じることもある。

4. 配当金で受け取った場合の節税効果

（1）同族会社に剰余金が留保される場合

芸能人が受け取っていた所属芸能プロダクションから報酬を同族法人が本人に代わって受け取り、同族法人から芸能人に給料を支払うことで節税できるが、同族法人の収益のほ

とんどを給与で支払うと、法人税はゼロでも芸能人個人の所得税の負担が大きくなり、同族法人を通すことで得られた節税効果が薄くなる。逆に、芸能人への給与を減らせば、節税額は大きくなるが、同族法人には残った利益が剰余金として積み上がっていくことになる。この同族法人に溜まったお金は基本的に法人の事業目的に合った事業活動に対してのみ支出できるが、芸能人が個人として自由に使うことはできない。この剰余金について、給与以外の方法でまとまった金額を芸能人に帰属させる方法として株主配当がある。

上場株式以外の配当は、年1回当たりの配当が10万円以内であれば、20.42%の税率による源泉徴収だけでよいが、それを超える配当は総合課税の適用を受ける。すなわち、芸能人は給与と配当所得を合算して所得税を計算し、そこから配当金額の5%（課税総所得金額が1,000万円以下の場合は10%）の配当控除額を差し引いた金額が納税額になる。

配当と給与の大きな違いは、法人側では給与は経費なのでその分は法人税が減るが、配当は経費にはならないので法人税には影響しないことである。芸能人からすれば、既に法人税が課された報酬を配当として受け取ることで、再度高い所得税率で課税されることになる。5%の配当控除があるとはいえ、最高税率50%を考えれば大きな税負担である。

（2）芸能人に配当金を支払った場合のシミュレーション

ここで、先の例を用いてシミュレーションしてみる。1億円の報酬を同族法人が受け取り、芸能人本人には5,000万円、母親に1,200万円の役員報酬を支払うとすると、法人と個人の納税額と社会保険料等を合わせると約3,870万円で、1億円の報酬から500万円の経費を除いた額に対する割合は約40.7%である。同族法人には剰余金として約2,000万円が留保されているが、この全額を芸能人本人に配当として支払うと、芸能人本人の所得税等が約3,100万円、トータルの負担額は約4,890万円、負担率51.4%となって節税の効果は全くなくなる（図表4⑤）。同族法人に留保した剰余金を配当により芸能人本人に支払うことは、節税の観点で言えば、同族法人の存在自体が無意味になる。

この剰余金の使われ方として想定できることは、いずれ芸能人の人気落ちて高額報酬を得られなくなった時、同族法人から芸能人に支払う給与の額も少なくなるので、その時に配当として芸能人に支払えば、高くない所得税率と配当控除で納税額のメリットはある。あるいは、芸能人を引退した時に、同族法人の目的を別の業種に変更して新たなビジネスとしてそのお金が活かされることもあるかもしれない。ただし、この法人を清算すると、剰余金を株主である芸能人に分配されて、高額であれば配当と同様に高い税率で所得税が課されてしまう。

（図表4）

（単位：万円）

	納税額	社会保険料等	負担額 合 計
① 芸能人が報酬を受け取る場合（同族法人なし）	4,720	90	4,810
② 同族法人が報酬を受け取り、芸能人に給与を払う場合	3,580	300	3,880
③ ②と同じ条件で、芸能人の家族一人に給与を払う場合	3,290	580	3,870
④ ①と同じ条件で、専従者一人に給与を払う場合	4,360	180	4,540
⑤ ③と同じ条件で、芸能人に配当を払う場合	4,310	580	4,890

Ⅱ．同族法人への業務委託料の支払い

1．同族会社に業務委託料を支払う場合のシミュレーション

所属芸能プロダクションとの契約が芸能人個人に限定されるような場合、芸能人が所属芸能プロダクションから受け取った報酬の一部を同族法人に業務委託料として支払うことで節税できる。しかし、その金額が少額であれば大きな節税にはならない。先の眞鍋かをりの例では、月額 420 万円の報酬のうち 7 分の 3 に当たる 180 万円がマナベ電子工業に支払われていたと報道されているように、芸能人の高額所得者の場合は年間数千万円規模の支払いが想定される。

ここで、先のシミュレーションの例を用いて、芸能人が同族会社に業務委託料を支払う場合の節税額を試算する。1 億円の報酬を芸能人本人が受け取り、同族法人に業務委託料として 5,000 万円支払うと、芸能人個人の所得税等と社会保険料等を合わせて約 2,290 万円になる。同族法人は業務委託料を収益として、社長である母親に役員報酬として 1200 万円を支払い、芸能業務の経費として 500 万円計上すると、同族法人の法人税等が約 1,060 万円、母親の所得税等が約 200 万円、負担する社会保険料等の合計が約 280 万円、全てを合計すると約 3,830 万円（図表 5⑥）となり、法人成りの同じパターンの金額 3,870 万円（図表 5③）と比較してもほぼ同じ結果になる。

しかし、実際問題として、1 億円の報酬のうち半分の 5,000 万円を業務委託費として同族法人に支払うケースはほとんど考えられない。同族会社に対する業務委託料の金額はいくらでもいいわけではなく、同族会社が芸能人にたいして行う業務に見合った適正額でなければ税務署に否認される可能性が高い。

（図表 5）

（単位：万円）

	納税額	社会保険料等	負担額 合 計
③ ②と同じ条件で、芸能人の家族一人に給与を払う場合	3,290	580	3,870
⑥ 芸能人が報酬を受け取り、同族法人に業務委託料を支払い 同族法人から家族一人に給与を支払う	3,460	370	3,830

2．業務委託料否認の根拠

（1）所得税法第 157 条による同族会社等の行為又は計算の否認

所属芸能プロダクションからの報酬は、本来主として芸能人個人の人気・個性・パフォーマンスに基づいて支払われる。その報酬の一部を同族法人に対して高額な業務委託料として支払うことにより、芸能人の所得税を不当に減少させると認められる場合には所得税法第 157 条の同族会社等の行為又は計算の否認により、適正な業務委託料のみが認容される。

所得税法第 157 条でいうところの、「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意味は、一般的には、特殊関係者ではない会社間での通常の取引価格（独立企業間取引価格）を超えた額を支払うことにより税負担の軽減を図るものと理解されている。

芸能人が同族法人に支払う業務委託費の額が適正かの判断は簡単ではない。税務署がこ

の同族会社等の行為又は計算の否認により同族会社に支払った業務委託料が高額であると認定した場合は、税務署がその根拠を示さなければならない。しかし、芸能界の特殊な事情を考えれば、芸能人に対するマネジメント料などの業務委託料の独立企業間価格や類似する非同族会社間の適正な平均値などを示すことは困難と思われる。

（２）過大な業務委託料が是認された裁決事例

所得税法第 157 条に規定する同族会社の行為計算否認規定を巡って争われた不服審判所の裁決事例をみると、多くは個人事業主が同族会社に支払う業務委託料の金額の妥当性について、比準する同業者の業種・業態を踏まえ、合理的に算定された適正金額をもって、委託費が過大であることが明白であれば、所得税の負担が不当に減少しているとして、適正額を超える業務委託料の計上は否認されてきた。

しかし、昨年これを是認する裁決があった。本件は、漫画家の創作活動をマネジメントして支援するという X 社の特殊な業務と比較できる非同族会社の適正委託料を算定することが困難なため、所得税法第 157 条を適用することができないとして、業務委託料は全額是認となった事例である。

（平成 28 年 2 月 15 日未公開裁決、TAINS コード FO-1-577）

① 事案の概要

個人事業主である漫画家 A 氏は、家族が代表者と社員である合同会社 X を作り、創作以外のマネジメント業務をこの会社に委託していた。作業場、設備、アシスタントの調達、出版社との打ち合わせ、経理、資料管理、取材などを A 氏とその父親、母親、妹がそれぞれ担当していた。給与は代表である父親が 1200 万円、母親が 900 万円、本人が 540 万円、妹が約 500 万円であった。

A 氏の事業所得を計算する上で、必要経費に算入したこの同族会社への業務委託料について、税務署が所得税法第 157 条を適用して更正処分等を行った。

② 税務署の見解

X 社が受託していた業務の内容から、人材派遣業に類似するものとして近隣の人材派遣会社 3 社の適正な業務委託料を算定し、X 社への業務委託料と比較して差がある。

X 社との業務委託契約は合理的根拠のない金額で締結しており、純然たる第三者との間における通常の経済活動と比較した場合に不合理、不自然なものである。

③ 不服審判所の裁決

税務署が比準会社とした人材派遣会社は、X 社の業務内容と相当な類似性があるとは認められないから、適正な業務委託料の算定方法には合理性が認められない。

したがって、X 社に対する業務委託料の支払が A 氏の所得税の負担を不当に減少させるとして、所得税法第 157 条を適用した本件更正処分は認められない。

（３）所得税の必要経費に関する規定による否認

所得税法第 37 条は、所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額について、当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びこれらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額と規定している。

芸能人が同族法人に業務委託料を支払う場合、同族法人のマネジメント業務等が実際に芸能人が収入を得る上で必要性があり、その業務の履行が客観的に認められる場合にのみ必要経費に計上できることを意味している。もし、この要件を満たさず、同族法人に過大な業務委託料を支払っていたなら、それはただ単に所得税の軽減を目的とした租税回避行為にあたると認定され否認されることになる。適正額を不相当に超える過大業務委託料は、本来同族法人に対する贈与であり、家事費と考えられる。

所得税法第 45 条は、家事費関連費が必要経費に算入できないことを規定し、家事関連費の内容については所得税法施行令第 96 条で定めている。要約すると、所得を生ずべき業務に必要な部分を明らかに区分することができる場合のその部分と、取引の記録に基づいて、業務の遂行上直接必要であつたことが明らかな部分のみが必要経費になるが、それ以外は家事関連費に当るので経費に計上できないというものである。すなわち、計上された経費が家事関連費でないことを納税者が明らかにする必要がある、それができない場合は必要経費には算入されないことを意味している。

親が代表を務める一人芸能法人であれば、芸能人に対するマネジメント業務の事業との関連性があいまいの場合も少なくないと思われるので、明確な根拠をきちんとした準備した上での支払いでないと否認のリスクは大きいと言わざるを得ない。

3. 業務委託料が否認された場合の同族会社の法人税の扱い

所得税法第 157 条あるいは 37 条の規定を適用して、芸能人から同族法人へ支払う業務委託料のうち適正額を超える金額が否認された場合、その否認額に対する所得税が芸能人に課税されることになる。一方、法人から見ると、契約に基づいて芸能人に対するサービスの対価として得た業務委託料は、芸能人の所得税の計算上否認されたことにより自動的にその金額が取り消されるわけではなく、売上としては成り立っている。さらに、その収益を予定して役員や社員に支払った給与等も後になって減額できるものではない。結果として、適正額を超えた業務委託料に対する法人税と法人の役員と社員の所得税は余分に支払うことになる。

これが二重課税になるとして争った裁判事例があるので要旨をここに記載する。

(裁判事例 平 14. 6.18 広裁 (所) 平 13-51)

所得税法第 157 条第 1 項の規定は、当該法人の行為又は計算を容認すれば、株主その他同族関係にある者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認める場合に適用されるべきところ、その効果は、税務署長は所得税の計算に当たり、その適正と認めるところにより正常な行為又は計算に引き直して課税を行うことができるというものであって、現実に行われた行為又は計算そのものに実体的な変動を生じさせるものではない。したがって、すでに法人税が課されている同族会社の行為又は計算が否認された結果として請求人の所得税の負担が増加したとしても、当該法人税に何ら影響を及ぼすものではない。また、本件役員報酬は、請求人の当該同族法人の取締役としての労務の対価であり、その原資のいかに直接左右されるものではなく独立して存在する、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得に該当し、また、本件委託手数料とは、所得の発生根拠を異にする別個のものであるから、事業所得と給与所得の二重課税となっている事実は認められない。

凡例	◎著書	○学術論文	□紀要など掲載	無印 その他の業績
----	-----	-------	---------	-----------

経営学部 総合経営学科

- 丸山 宏: “Measurement of the performance of buyout funds using publicly available data”, Hiroshi Maruyama, Refereed Conference Paper, Presented at JAMS International Conference on Business & Information 2017, October 28-30, 2017, Seijoh University, Aichi.
- 丸山 宏: 「事業譲渡と株式譲渡の選択」、視点、M&A 専門誌 MARR (Mergers & Acquisitions Research Report)、www.marr.jp、2017 年 8 月号。
- 丸山 宏: 「会社更生スポンサーによる買収型会社更生の増加の影響に関する計量分析」科学研究費補助金研究成果報告書 (平成 25・28 年度基盤研究(C))、2017 年 5 月。
- 丸山 宏: (研究会座長)横浜市下水道事業経営研究会(第 7 期)報告書、96 ページ、2017 年 9 月。
- ◎伊藤 万知子: 「消費者の意思決定と消費者行動」、岡本純・脇田弘久編著『マーケティング論』、五紘舎、pp.45-60、2017 年 3 月
- 伊藤 万知子 (共著): 「製品・サービスの満足感に関する調査研究」『流通研究』第 23 号、愛知学院大学流通科学研究所、pp.65-68、2017 年 3 月
- 伊藤 万知子: 「商業施設としての道の駅の活性化について」、日本商業施設学会第 65 回中部部会、愛知学院大学栄サテライトキャンパス、2017 年 3 月
- 伊藤 万知子 (共同): 「製品・サービスの満足感に関する調査研究」、日本広告学会中部部会、愛知大学ささしまキャンパス、2017 年 10 月
- 林 達明: 「教育の最新事情と教師の役割」教員免許更新講習 講師 愛知産業大学 2017 年 8 月
- 加藤 成明: 「大学における情報リテラシー教育の現状」、『愛産大経営論叢』第 20 号、愛知産業大学経営研究所、pp.1-10、2017 年 12 月
- 加藤 成明: 「テーマ:教育現場の ICT 化とメディアリテラシーの獲得」、免許更新講習 講師担当、愛知産業大学 2 号館、2017 年 8 月
- 山崎 方義: 「要素技術ブランドの拡張性に関する一考察ーリレーションシップ・マーケティングの視点よりー」、『愛産大経営論叢』第 20 号、愛知産業大学経営研究所、pp.11-20、2017 年 12 月
- 山崎 方義: 「BtoB 企業における企業広告の研究」、日本広告学会第 48 回全国大会、立正大学、2017 年 10 月
- 山崎 方義 (共同研究): 「BtoB 企業の社会貢献活動の特質に基づくソーシャル・コミュニケーションの研究ーインタビュー調査概要ー」、日本広報学会第 23 回研究発表全国大会、龍谷大学、2017 年 11 月
- 山崎 方義: 「プリントメディアの基礎」、2017 年度 JAA「超」基礎講座、講師、日本アドバタイザーズ協会、梅田スカイビル、2017 年 5 月
- 山崎 方義: 「BtoB コミュニケーションとマーケティング」、第 26 期 BtoB コミュニケーション大学校、講師、日本 BtoB 広告協会、日刊工業新聞社、2017 年 9 月
- 山崎 方義: 「広告で社会を明るくー一公共広告の役割と期待ー」、第 44 回岡崎市民大学、講師、岡崎市、岡崎市図書館交流プラザ、2017 年 9 月
- 山崎 方義: 「報道と広告の在り方を考える」、中日新聞社研修会、講師、中日新聞社大阪支社、2017 年 12 月
- 山崎 方義: 「第 38 回日本 BtoB 広告賞 入賞作品講評 製品カタログ<単品>の部」、『BtoB コミュニケーション』第 563 号、pp12-13、日本 BtoB 広告協会、2017 年 5 月
- 山崎 方義: 「第 38 回日本 BtoB 広告賞 入賞作品講評 企業活動レポート<アニュアルレポート、CSR レポート、統合報告書等>の部」、『BtoB コミュニケーション』第 563 号、pp16-17、日本 BtoB 広告協会、2017 年 5 月
- 山崎 方義: 「実務に理論はどのように貢献できるのかー学術的価値と実務的有用性の両立を目指してー」、『BtoB コ

コミュニケーション」第569号、pp20-29、日本BtoB広告協会、2017年11月

山崎 方義：「新聞広告でマルチステークホルダーに真の企業像の発信を」、中日新聞媒体資料、中日新聞社、2017年12月

◎加藤 晃（共著）：「先端的情報開示と経営戦略—中外製薬の研究」、『ガバナンス革命の新たなロードマップ 2つのコードの高度化による企業価値向上の実現』、東洋経済新報社、2017年7月、pp.125-154

加藤 晃：「ガバナンスを考える①」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年4月

加藤 晃：「ガバナンスを考える②」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年4月

加藤 晃：「ガバナンスを考える③」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年5月

加藤 晃：「ガバナンスを考える④」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年5月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑤」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年6月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑥」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年6月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑦」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年7月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑧」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年7月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑨」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年8月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑩」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年8月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑪」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年9月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑫」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年9月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑬」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年11月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑭」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年11月

加藤 晃：「ガバナンスを考える⑮」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年12月

加藤 晃：「リスクファイナンス」、『東海愛知新聞』、東海愛知新聞、2017年12月

加藤 晃：「職場のセクハラ・パワハラ、実態と対策」、管理職研修、岡崎市医師会、2017年11月

○奥田 真之（共著）：「情報活動から見た大学生の金融情報と家計行動」、『生活経済研究』第45巻、生活経済学会、pp.95-105、2017年3月

○奥田 真之（共著）：「大学生の金融リテラシーと家計簿記帳による金融経済教育」、『中部消費者教育論集』第12巻、日本消費者教育学会中部支部、pp.1-13、2017年9月

□奥田 真之：「大学の経営戦略としての地域連携に関する研究—岡崎市内の大学を事例として—」、『地域活性化研究』第16号、岡崎大学懇話会、pp.13-21、2017年8月

□奥田 真之：「中小企業再生・支援の新スキーム—金融機関と会計・法律専門家の効果的な協同を目指して—」、『国民経済雑誌』第216巻第3号、神戸大学経済経営学会書評、pp.73-80、2017年9月

□奥田 真之（共著）：「男女共同参画社会の実現に向けた消費者教育の可能性」、『岐阜大学教育学部研究報告 人文科学』第66巻、pp.125-134、2017年10月

□奥田 真之：「大学の経営戦略からみた学生の就業意識に関する一考察—愛知産業大学を事例として—」、『愛産大経営論叢』第20号、愛知産業大学経営研究所、pp.21-30、2017年12月

奥田 真之：「大学の経営戦略としての地域連携に関する研究—岡崎市内の大学を事例として—」、第17回地域活性化フォーラム、岡崎大学懇話会、岡崎市図書館交流プラザ Libra ホール、2017年5月

奥田 真之：「私立大学の経営戦略としての地方創生への取り組み」、第15回全国大会、日本企業経営学会、ホテルリソル岐阜、2017年8月

奥田 真之（共同研究）：「人生設計を保険教育から考える」、生活経済学会北海道部会研究大会、酪農学園大学、2017年10月

奥田 真之（共同研究）：「高校生の保険教育—情報活動と経済関心との関係—」、第29回生活経済学会中部部会、愛知大学名古屋キャンパス、2017年11月

- 奥田 真之：「最近の金融経済情勢」、岐阜西ロータリークラブ講話、講師、岐阜会館、2017年3月
- 奥田 真之：「くらしとお金について」、瑞穂市社会福祉協議会講演、講師、駅西会館、2017年6月
- 奥田 真之：「これからの生活設計」、御嵩町教育委員会講演、講師、中山道みたけ館、2017年8月
- 奥田 真之：「最近の金融経済情勢」、内田橋十六会講演、講師、熱田神宮会館、2017年10月
- 奥田 真之：「給付型奨学金の創設」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年1月
- 奥田 真之：「セルフメディケーション税制」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年2月
- 奥田 真之：「経費申告でさらなる税還付」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年3月
- 奥田 真之：「家計負担の増減要因」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年4月
- 奥田 真之：「地域金融機関の新たな役割」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年5月
- 奥田 真之：「進む地方銀行の経営統合」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年6月
- 奥田 真之：「資産形成のすすめ」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年8月
- 奥田 真之：「ビットコインの分裂」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年8月
- 奥田 真之：「つみたて NISA とは」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年9月
- 奥田 真之：「保険教育の必要性」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年10月
- 奥田 真之：「実感乏しい景気回復」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年11月
- 奥田 真之：「増え続ける政府債務」、『中経論壇』、中部経済新聞コラム、2017年12月
- 奥田 真之：「ビールにかかる税金は高すぎる?」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2016年12月
- 奥田 真之：「お金を増やす知恵『分散投資』のススメ②」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年1月
- 奥田 真之：「普通のサラリーマンでも確定申告で経費申告できる??」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年3月
- 奥田 真之：「お金を増やす知恵『複利』の力を利用しよう!」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年4月
- 奥田 真之：「お金を増やす知恵『投資』と『賭け事』の違いは何?」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年5月
- 奥田 真之：「お金を増やす知恵『計画性と我慢が必要!』」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年6月
- 奥田 真之：「進む地方銀行の経営統合『再編は歴史の必然?』」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年7月
- 奥田 真之：「仮想通貨『ビットコイン』が分裂した!」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年8月
- 奥田 真之：「最近よく聞く『つみたて NISA』って何?」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年10月
- 奥田 真之：「予想外のできごとに備えるには?」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年10月
- 奥田 真之：「株価が上がっているのに景気回復の実感がないのはなぜ?」、『中日新聞プラス達人に訊け!』、中日新聞ブログ、2017年11月
- 草田 清章：「女性の働き方とワーク・ライフ・バランスシステムの構築」、『愛産大経営論叢』第20号、愛知産業大学経営研究所、pp.31-40、2017年12月
- 各務 行雅：「新・中学校英語教科書の記述内容の比較・分析」、『愛産大経営論叢』第20号、愛知産業大学経営研究所、pp. 41-52、2017年12月20日
- ◎鶴見 正史(共著)：「わが国における中小企業会計基準の発展」、『企業会計システムの現状と展望』、(株)五絃舎、pp.52-62、2017年1月

- 鶴見 正史：「中小企業の会計構造と記述理論(2)」、『佐賀大学経済論集』、第49巻第4号、pp.211-231、2017年2月
- 鶴見 正史：「中小企業の会計構造と記述理論(3)」、『佐賀大学経済論集』、第50巻第1号、pp.49-66、2017年5月
- 鶴見 正史：「複式簿記によるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する提案」、『愛産大経営論叢』第20号、愛知産業大学経営研究所、pp.53-62、2017年12月
- 鶴見 正史(共著)：「簿記における計算構造の総合的研究」、『日本簿記学会第33回全国大会報告要旨集』、明治大学、pp.11-12、2017年8月
- 三田村 浩：「会社分割における労働契約承継の個別効力—労働者の保護の在り方をめぐって—」、『愛産大経営論叢』第20号、愛知産業大学経営研究所、pp.63-74、2017年12月
- 三田村 浩：「企業組織再編と使用者の雇用責任」、日本企業経営学会第15回全国大会、ホテルリソル岐阜、2017年8月
- 小野 琢：「日本のCSRの源流—石門心学に学ぶこと—」、日本経営倫理学会中部地区研究会、東海学園大学栄サテライトキャンパス、2017年2月
- ◎今枝 千樹：「非営利組織会計の現状と課題」、高橋和幸編『企業会計システムの現状と展望—会計記号論を視野に入れつつ—』、五紘舎、pp.143-145、2017年3月
- 今枝 千樹：「米国における非営利法人制度の特徴」、『公益・一般法人制度の研究—日・英・米の制度の比較研究—』、非営利法人研究学会 公益・一般法人研究会、pp.30-36、2017年9月
- 今枝 千樹：「米国の非営利組織における制度設計の概要と特徴」、非営利法人研究学会 公益・一般法人研究会、大原大学院大学、2017年5月
- 今枝 千樹：「地方創生活動における中間支援組織の役割について」、制度派会計学ワークショップ、京都大学、2017年6月
- 今枝 千樹(共同)：「地域資源開発のフロンティアと民間非営利活動の役割—広島神楽・東濃地歌舞伎における中間支援活動の事例研究—」、日本地域資源開発経営学会第6回全国大会、広島県民文化センター、2017年7月
- 今枝 千樹(共同)：「地域創生の起爆剤となりうる伝統芸能に対する持続可能な支援のあり方—広島神楽・東濃地歌舞伎のケーススタディー—」、非営利法人研究学会第21回全国大会、神戸学院大学、2017年9月
- 建部 貴弘(共著)：「3ヶ月間の運動教室に参加した高齢者の体力および生活活動能力およびQOLの変化」、『健康医療科学研究』第7号、pp.1-12、愛知淑徳大学、2017年3月
- 建部 貴弘(共著)：「大学生の健康診断と健康管理」、『中京大学体育学論叢』第57巻 第1・2合併号 pp.29-48、中京大学 2017年3月
- ◎星 和樹(中西晶監訳)：『想定外のマネジメント：高信頼性組織とは何か [第3版]』文眞堂、2017年7月
- 星 和樹：「ストーリーとしての戦略化に関する考察」、『愛産大経営論叢』第20号、愛知産業大学経営研究所、pp.75-87、2017年12月
- 下平 芳久：「中国語の四字熟語を活用した日本語教育の試み」、『愛産大経営論叢』第20号、愛知産業大学経営研究所、pp.89-97 2017年12月
- 下平 芳久：「東ティモールの言語と文化」、カンタ・ティモール上映会コメンテーター、岡崎市民会館、2017年2月
- 下平 芳久：「下平とは何者か?」、一番ディープな岡崎本「リパ!」7月号特集記事、株式会社リバーシブル、2017年6月
- 王 平：「中国の広告における呼称語と人称代名詞の特徴」、『愛産大経営論叢』第20号、愛知産業大学経営研究所、pp.99-108、2017年12月
- 王 平：「日本司法支援センター法テラス」の通訳、翻訳計6件
愛知県弁護士協会 2016年12月~2017年12月
- 王 平：「国選弁護士」の通訳、翻訳計4件 愛知県弁護士協会 2016年12月~2017年12月
- 王 平：特許出願翻訳ブルーフィング 計2件 2016年12月~2017年12月

『愛産大経営論叢』刊行規定

ASU Business Review

1. (総則)

この規定は、『愛産大経営論叢』（以下『経営論叢』という。）の刊行に関して必要な事項を定める。

2. (英文名)

この経営論叢は、英文名を、ASU Business Review とする。

3. (目的)

この経営論叢は、研究所所属の専任教員、非常勤講師、研究員の研究成果公表の機関誌である。

4. (外部投稿)

前項の規定に関わらず、教員・研究員以外の研究成果についても、次に掲げる場合は、この研究論叢に掲載することができる。

- (1) 研究所で講演および口頭発表した者の研究成果
- (2) 研究所から依頼した者の研究成果
- (3) その他、編集委員会が承認した者の研究成果

5. (編集委員会)

- (1) 経営論叢の編集、その他経営論叢に関する業務を行うため、編集委員会をおく。
- (2) 編集委員会は、研究所所属の教員、研究員とし、所長が委嘱する。
- (3) 編集委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 編集委員長は、編集委員から所長が委嘱する。

6. (経営論叢)

- (1) 経営論叢は、年1回発行する。
- (2) 投稿者は、研究所所属の専任教員、非常勤講師および研究員に限る。ただし、専任教員、研究員との共著者および前4項の(1)、(2)および(3)に該当する者はこの限りではない。
- (3) 経営論叢への投稿内容は、以下の各項に該当する著作とし、未発表のものでなければならない。
 - ① 経営および経営環境に関する領域における学術論文。
 - ② 経営および経営環境に関する領域における学術論文に準ずる研究ノートなど。
 - ③ 経営および経営環境に関する領域における実践研究報告および調査報告など。
 - ④ 経営および経営環境に関する領域における研究書を対象とした書評。
 - ⑤ 経営および経営環境に関する領域における地域共同研究および調査報告など。
- (4) 経営論叢へ投稿された著作は、編集委員会において委嘱された査読者が内容を査読し、その結果に基づき採否を決定する。

7. (執筆要領)

経営論叢投稿・編集に必要な細則および経営論叢執筆要領は別に定める。

8. (修正)

この規定および細則、執筆要領の修正は、経営研究所運営委員会において決定する。

付則

- (1) 本刊行規定は、平成10年4月1日より施行する。
- (2) 本刊行規定は、平成17年4月1日より施行する。
- (3) 本刊行規定は、平成18年4月1日より施行する。
- (4) 本刊行規定は、平成23年4月1日より施行する。
- (5) 本刊行規定は、平成24年4月1日より施行する。

編集委員

丸山 宏（委員長）

山崎 方義

加藤 晃

草田 清章

愛産大経営論叢

第20号（平成29年度）

平成29年12月20日 発行

発行人 愛知産業大学経営研究所

所長 丸山 宏

〒444-0005 岡崎市岡町原山 12-5

TEL 0564-48-4511 Fax 0564-48-6940

印刷・製本 ㈱中部日本教育文化会

ASU Business Review

(NO.20 2017)

Originals:

1	<i>Actual Condition of Information Literacy Education at University</i>	 Nariaki KATO	(1)
2	<i>A Study on the Extensibility of Ingredient Brand</i> — <i>From the Viewpoint of Relationship Marketing</i> —	 Masayoshi YAMASAKI	(11)
3	<i>A Study of Work Consciousness on Students from the Management Strategy of Universities</i> — <i>Focused on Students of Aichi Sangyo University</i> —	 Masayuki OKUDA	(21)
4	<i>A Study for Constructing a New System that Supports Female Work Culture and Work-Life Balance</i>	 Kiyooki KUSADA	(31)
5	<i>A Comparative Analysis of the Descriptions in New Junior High School English Textbooks</i>	 Yukimasa KAGAMI	(41)
6	<i>Suggestion about the Making of the Cash Flow Statement by the Double-entry Bookkeeping</i>	 Masashi TSURUMI	(53)
7	<i>Individual Effects on the Succession of Labor Contract in Company Split Cases</i> — <i>Over the Ideal Way of Worker Protection</i> —	 Hiroshi MITAMURA	(63)
8	<i>Exploration on Strategizing as Stories</i>	 Kazuki HOSHI	(75)
9	<i>The Method of Teaching Japanese Utilizing Chinese Four-Character Idioms</i>	 Yoshihisa SHIMODAIRA	(89)
10	<i>Features of Forms of Address and Personal Pronouns for Advertisements in China</i>	 Ping WANG	(99)
11	<i>Wrong Bank Transfer and Theft</i>	 Koji YOKOSE	(109)
12	<i>The Difference between the Mastery of the Countability of English Abstract Nouns between L1 Learners and Japanese L2 Learner</i>	 Kazuhiro NISHIDA	(117)
13	<i>Louise Erdrich's The Red Convertible</i> — <i>Realities of Native Americans and PTSD</i> —	 Sumie MATSUNO	(129)
14	<i>An Attempted Rhetorical Analysis of Barack Obama's First Inaugural Address</i>	 Harumi TERASAWA	(139)

Note :

1	<i>Scheme for tax avoidance using the family company of the entertainer</i> — <i>Meaning of "34COMPANY" for Rino Sashihara(HKT48) and "Manabe denshi kogyo" for Kaori Manabe</i> —	 Hiroshi ITO	(149)
---	---	-------------------	-------

Professional Accomplishments:	(161)
--------------------------------------	-------

Published by
Aichi Sangyo University Business Research Center